

平成 24 年度
千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人
公認会計士 岡田 三夫

目次

第1章 監査の概要	1
第1 外部監査の概要	1
第2 監査対象の概要	5
第3 千葉県の商工業の現状と中小企業政策	12
第4 千葉県の農林水産業の現状と施策	22
第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見	34
第2章 商工労働部	40
【一般会計 貸付金】	40
第1 コンベンション開催準備資金貸付金	40
第2 地域中小企業再生ファンド貸付金	47
第3 千葉県観光公社貸付金	52
【一般会計 預託金制度】	56
第1 中小企業振興融資資金貸付金（損失補てんを含む）	56
【一般会計 基金】	80
第1 緊急雇用創出事業等臨時特例基金	80
第2 ふるさと雇用再生特別基金	84
【特別会計 貸付金】	87
第1 ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金	87
第2 ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金	101
第3 小規模企業者等設備導入資金貸付金（特別会計）	110
第3の1 小規模企業者等設備導入資金貸付金（特別会計）、小規模企業者に対する設備貸 与事業等に係る損失補てん（一般会計）	111
第3の2 中小企業高度化資金貸付金（特別会計）	123
第3章 農林水産部	128
【一般会計 貸付金】	128
第1 社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金	128
第2 北総東部土地改良区貸付金	135

【一般会計 基金】	141
第1 森林整備担い手基金	141
第2 森林整備加速化・林業再生基金	147
第3 森林整備地域活動支援基金	156
第4 中山間地域農村活性化基金	167
【一般会計 預託金制度】	171
第1 林業生産協業促進資金貸付金	171
第2 農業経営改善促進資金貸付金	181
第3 木材産業等高度化推進資金貸付金	190
【一般会計 損失補償】	196
第1 農地保有合理化事業の借入金に係る損失補償	196
【特別会計 貸付金】	204
第1 農業改良資金貸付金	204
第2 林業・木材産業改善資金貸付金	208
第3 沿岸漁業改善資金貸付金	211
第4 就農支援資金貸付金	213
第4章 県土整備部	222
【一般会計 損失補償】	222
第1 土地区画整理事業用地取得費代位支払の借入金に係る損失補償	222

第1章 監査の概要

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

千葉県の基金残高は、平成17年度末において1,290億円であったが、県債管理基金への積立や、経済・雇用対策事業に活用する基金の設置などの影響により、平成23年度末には4,056億円に達する見込みである¹。長引く景気低迷下にあつて、基金の意義、あり方については県民の関心が高いところである。

また、貸付金残高は1,400億円台で推移しており、基金ほど大幅な増減はみられないが、平成22年度にはかずさアカデミアパーク貸付金16億円の債権放棄、平成18年度には千葉都市モノレール(株)建設資金貸付金103億円の債権放棄などが行われており、千葉県の債権管理体制についても、千葉県民から強い関心が寄せられているところである。

一方、損失補償等の額は平成22年度末現在で494億円²あるが、これらには将来、千葉県民の負担に帰すリスクが潜在的に存在しているため、基金、貸付金とあわせて監査対象に選定した。

監査対象の部局等については、過年度における包括外部監査の選定状況、基金、貸付金等の残高などを勘案の上、選定した。

4 監査対象年度

平成23年度

ただし、必要に応じて他の年度も対象とした。

5 外部監査の実施期間

平成24年7月20日から平成25年1月31日

6 監査の対象部局等

監査対象は、以下の部課及び財政的援助団体等とした。

但し、必要がある場合には、関連事務を行うその他の部課等も対象とした。

¹ 千葉県「千葉県の財政状況と県債について」平成24年5月、13ページ参照。

² 千葉県信用保証協会保証事業及び千葉県産業振興センター設備貸与等事業に係る損失補償については、保証及び貸与等を行っている5万件の全てが破産等した場合の金額を計上している。

(1) 千葉県

所管部	所管課
商工労働部	経済政策課
	経営支援課
	観光企画課
	雇用労働課
農林水産部	農林水産政策課
	団体指導課
	農村環境整備課
	耕地課
	森林課
	漁業資源課
県土整備部	県土整備政策課

(2) 財政的援助団体等

一般財団法人千葉県まちづくり公社
公益財団法人千葉県産業振興センター
千葉県信用保証協会
公益財団法人千葉県水産振興公社
財団法人ちば国際コンベンションビューロー
一般財団法人千葉県観光公社

7 監査の主な着眼点

(1) 貸付金（預託制度を含む）

- ・貸付事務の合规性、有効性
- ・貸付対象者、連帯保証人、担保等の設定に関する合规性
- ・貸付額、貸付期間、貸付金の使途等に関する合规性
- ・貸付に関する書類等の整理状況に関する合规性
- ・貸付金の収納事務に関する合规性、経済性、効率性及び公平性
- ・債権の実態把握と債権評価の妥当性
- ・貸付金の免除、不納欠損処理等の妥当性
- ・滞納債権と個人情報保護
- ・貸付金制度に関する効果（有効性）

(2) 基金

- ・基金の管理・運用に関する合规性、経済性等
- ・低金利下における基金運用収益と基金事業の有効性等
- ・今後の基金存続の意義、あり方に関する検討状況

(3) 損失補償等

- ・損失補償等の事務に関する合规性
- ・当初の審査時からの現在に至るまでのリスクのモニタリング状況
- ・予想される県の損失負担リスクに関する把握状況
- ・「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」の観点からの適法性

8 監査補助者の資格及び氏名

公認会計士	品田	和之
公認会計士	宗和	暢之
公認会計士	松田	道春
公認会計士	田中	一弘
公認会計士	嶋田	有吾
公認会計士	守泉	誠
公認会計士	布施	伸枝
公認会計士	神岡	和雄
公認会計士	下田	隆子

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中にある数値については、端数処理等を行っている関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第2 監査対象の概要

1 貸付金の概要

(1) 最近5年間の推移

千葉県における平成19年度から平成23年度までの歳出決算額及び期末貸付金残高は以下のとおりである。

図表1-2-1 貸付金額及び貸付金残高の推移

(単位：千円)

年度	歳出決算額	前年度比	年度末残高	前年度比	備考
平成19年度	92,210,463	-	143,976,788	-	
平成20年度	143,241,740	155.3%	148,116,437	102.9%	(注1)
平成21年度	156,704,841	109.4%	146,763,969	99.1%	(注2)
平成22年度	163,781,566	104.5%	140,114,860	95.5%	
平成23年度	195,337,154	119.3%	136,002,542	97.1%	

(出所) 千葉県提供資料(普通会計ベース)を基に作成

(注1) ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金7,400,000千円の影響

(注2) ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金2,500,000千円の影響

(2) 監査対象とした貸付金の平成23年度末における残高

監査対象とした商工労働部と農林水産部における平成23年度の執行(支出)額及び期末貸付金残高は以下のとおりである。

図表1-2-1 部局別の平成23年度末現在における貸付金残高

(単位：千円)

部局	所管課	会計	貸付金名	平成23年度	
				執行(支出)額	年度末残高
商工労働部	経済政策課	特別	ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金	-	7,400,000
商工労働部	経済政策課	特別	ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金	-	2,500,000
商工労働部	経済政策課	一般	コンベンション開催準備資金貸付金	-	40,000
商工労働部	経営支援課	特別	小規模企業者等設備導入資金貸付金	778,410	5,838,703
商工労働部	経営支援課	一般	地域中小企業再生ファンド貸付金	-	80,293
商工労働部	経営支援課	一般	千葉産業復興機構貸付金	38,000	38,000
商工労働部	観光企画課	一般	千葉県観光公社貸付金	-	300,000
農林水産部	農林水産政策課	一般	(社)千葉県農業開発公社清算費用貸付金	-	122,000
農林水産部	団体指導課	特別	農業改良資金貸付金	-	23,586
農林水産部	団体指導課	特別	林業・木材産業改善資金貸付金	31,000	57,442
農林水産部	団体指導課	特別	沿岸漁業改善資金貸付金	67,380	293,180
農林水産部	団体指導課	特別	就農支援資金貸付金	48,460	302,400
農林水産部	耕地課	一般	北総東部土地改良区貸付金	-	334,857
農林水産部	畜産課	一般	飼料高騰ミルクアップ緊急対策事業資金貸付金	-	-
合計				963,250	17,330,461

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

飼料高騰ミルクアップ緊急対策事業資金貸付金は平成23年度で償還済みのため、また、千葉産業復興機構貸付金は平成23年度末(平成24年3月28日)の新規貸付金であったため、監査対象から除外した。

(3) 平成 22 年度における貸付金の全国比較

総務省の平成 22 年度都道府県決算状況調によれば、平成 22 年度末における千葉県の貸付金残高は下表のようになっている。

図表 1 - 2 - 3 貸付金残高の順位

(単位：千円)

順位	都道府県	平成 22 年度末残高
1	東京都	1,956,970,750
2	新潟県	508,455,717
3	愛知県	299,941,899
4	大阪府	258,713,733
5	茨城県	220,394,621
6	熊本県	174,882,983
7	宮崎県	171,667,258
8	福岡県	160,083,188
9	石川県	147,438,356
10	北海道	146,259,048
11	千葉県	140,114,860
12	兵庫県	135,246,285
13	神奈川県	125,345,477
14	広島県	117,748,309
15	埼玉県	93,082,250
	その他	1,618,305,969
	合計	6,274,650,703

(出所) 平成 22 年度都道府県決算状況調

第 14 表 貸付金の状況 14 - 2 都道府県別内訳

2 基金の概要

(1) 最近5年間の推移

県の平成19年度から平成23年度までの基金の期末残高は以下のとおりである。

図表 1-2-4 基金の推移

(単位：千円)

年度	年度末残高	前年度比
平成19年度	200,239,038	-
平成20年度	277,027,649	138.3%
平成21年度	359,230,145	129.7%
平成22年度	403,793,153	112.4%
平成23年度	405,553,993	100.4%

(出所) 千葉県提供資料(一般会計ベース)を基に作成

(2) 監査対象とした基金の平成23年度における残高

平成23年度末における商工労働部と農林水産部の基金残高内訳は下表のとおりである。

なお、千葉県みどりの基金(農林水産部/一般会計)に関しては、平成24年3月23日付け千葉県条例第41号により廃止されたため、監査対象から除外している。

図表 1-2-5 監査対象とした基金の平成23年度末現在における残高

(単位：千円)

部局	所管課	会計	基金名	平成23年度		
				積立額	取崩額	年度末残高
商工労働部	雇用労働課	一般	緊急雇用創出事業等臨時特例基金	9,643,758	17,921,917	8,394,880
商工労働部	雇用労働課	一般	ふるさと雇用再生特別基金	818,096	1,661,968	2,006,691
農林水産部	農村環境整備課	一般	中山間地域農村活性化基金	1,854	10,548	617,768
農林水産部	森林課	一般	森林整備担い手基金	240	240	800,000
農林水産部	森林課	一般	森林整備加速化・林業再生基金	479,390	185,805	780,312
農林水産部	森林課	一般	森林整備地域活動支援基金	1,495	716	5,308
合計				10,944,833	19,781,194	12,604,959

(出所) 千葉県提供資料(一般会計ベース)を基に作成

(3) 平成 22 年度における基金の全国比較

総務省の平成 22 年度都道府県決算状況調によれば、平成 22 年度末における千葉県の積立基金残高は下表のようになっている。

図表 1 - 2 - 6 積立基金残高の順位

(単位：千円)

順位	都道府県	平成 22 年度末残高
1	東京都	1,507,193,934
2	大阪府	361,393,680
3	愛知県	338,761,059
4	埼玉県	233,349,741
5	神奈川県	192,077,245
6	北海道	187,703,404
7	静岡県	180,490,696
8	福岡県	162,666,233
9	長崎県	154,678,815
10	広島県	148,224,700
11	奈良県	132,917,751
12	千葉県	128,827,690
13	石川県	120,474,660
14	新潟県	120,410,595
15	沖縄県	120,167,526
	その他	2,883,670,249
	合計	6,973,007,978

(出所) 平成 22 年度都道府県決算状況調

第 13 表 基金の状況 13 - 2 - (1)

積立基金現在高とその管理状況

3 債務保証の概要

(1) 最近5年間の推移

県の平成19年度から平成23年度までの債務保証の状況は以下のとおりである。

図表1-2-7 債務保証の推移

(単位：千円)

年度	年度末残高	前年度比
平成19年度	38,798,912	-
平成20年度	35,407,118	91.3%
平成21年度	31,417,232	88.7%
平成22年度	27,859,999	88.7%
平成23年度	24,422,382	87.7%

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

(2) 平成23年度における部局別の内訳

平成23年度末における債務保証の部局別内訳は下表のとおりである。

農林水産部の債務保証は平成24年度から実施されており、農業経営改善促進資金貸付金(預託金方式)と合わせて監査対象とした。

図表1-2-8 部局別の平成23年度末現在における債務保証残高

(単位：千円)

部局	所管課	区分(相手先)	平成23年度末
県土整備部	用地課	千葉県土地開発公社	5,835,747
県土整備部	道路計画課	千葉県道路公社	18,586,635
農林水産部	団体指導課	千葉県農業信用基金協会	-
合計			24,422,382

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

4 損失補償・損失補てんの概要

(1) 最近5年間の推移

県の平成19年度から平成23年度までの損失補償の年度末補償額現在高は以下のとおりである。

信用保証協会及び産業振興センターに対する損失補償及び損失補てんは、信用保証協会の保証先及び産業振興センターの設備貸与先等の中小企業が経営破綻等した場合に生じる信用保証協会及び産業振興センターの損失の一部を県が補てんするものであり、保証先及び設備貸与先等の全てが経営破綻等した場合に補てんすることとなる「最大で見込まれる額」を記載している。

図表 1-2-9 損失補償の年度末補償額現在高の推移

(単位:千円)

団体名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公益財団法人千葉県水産振興公社	65,668	59,474	58,680	3,397	2,642
一般財団法人千葉県まちづくり公社	5,843,273	5,443,273	5,043,273	4,202,273	3,361,273
千葉県信用保証協会	37,244,842	47,985,454	55,594,856	49,200,758	51,801,188
公益財団法人千葉県産業振興センター	2,830,662	3,053,135	2,559,752	2,123,035	1,858,107
株式会社かずさアカデミアパーク	938,616	861,863	780,196	-	-
合計	46,923,061	57,403,199	64,036,757	55,529,463	57,023,210

(出所)千葉県提供資料を基に作成

(2) 監査対象とした損失補償・損失補てんの平成23年度における残高

平成23年度末における損失補償・損失補てんの部局別内訳は下表のとおりである。

信用保証協会及び産業振興センターに対する損失補償の額は、上記と同様である。

図表 1-2-10 監査対象とした損失補償の平成23年度における残高

(単位:千円)

部局	所管課	団体名	平成23年度	
			補てん額	年度末補償額現在高
農林水産部	漁業資源課	公益財団法人千葉県水産振興公社	-	2,642
県土整備部	県土整備政策課	一般財団法人千葉県まちづくり公社	-	3,361,273
商工労働部	経営支援課	千葉県信用保証協会	1,468,944	51,801,188
商工労働部	経営支援課	公益財団法人千葉県産業振興センター	62,994	1,858,107
合計			1,531,938	57,023,210

(出所)千葉県提供資料を基に作成

5 預託金の概要

(1) 最近5年間の推移

県の平成19年度から平成23年度までの預託金の決算額の推移は以下のとおりである。

図表1-2-11 預託額の推移

(単位：千円)

年度	決算額	備考
平成19年度	86,503,404	
平成20年度	130,186,507	
平成21年度	149,180,010	
平成22年度	160,170,414	
平成23年度	190,160,667	

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

(2) 平成23年度末における預託額の部局別内訳

平成23年度末における預託額の部局別内訳は下表のとおりである。

なお、商工労働部雇用労働課及び総務部学事課の預託金に関しては、監査対象から除外した。

図表1-2-12 平成23年度末における預託額の部局別内訳

(単位：千円)

所管課	預託先	名称	預託額
商工労働部経営支援課	金融機関(33行)	中小企業振興融資資金貸付金	190,000,000
農林水産部団体指導課	農林中央金庫	林業生産協業促進資金貸付金	80,000
農林水産部団体指導課	金融機関(7行)	農業経営改善促進資金貸付金	18,700
農林水産部団体指導課	千葉銀行	木材産業等高度化推進資金貸付金	18,750
商工労働部雇用労働課	中央労働金庫	労働金庫貸付金	300
総務部学事課	千葉銀行	私立学校耐震改修事業貸付金	42,917
合計			190,160,667

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

第3 千葉県の商工業の現状と中小企業政策

1 商工業の現状

(1) 商業の概況

経済産業省の商業統計によれば、千葉県の商業における販売額は全国で第9位に位置付けられている。国勢調査の結果に基づく人口推計では、千葉県は第6位に位置付けられており、小売業の全国7位は、この人口順位に即した順位となっているが、卸売業の順位が東京圏の影響を受けて第12位となっているため、合計では第9位となっている。

図表1-2-13 商業(卸売・小売業)の事業所数、従業者数、販売額

(金額単位:百万円)

都道府県名	合計				卸売業				小売業			
	事業所数	順位	年間商品販売額	順位	事業所数	順位	年間商品販売額	順位	事業所数	順位	年間商品販売額	順位
東京都	149,965	1	182,211,327	1	47,270	1	164,932,421	1	102,695	1	17,278,905	1
大阪府	107,650	2	61,660,209	2	32,985	2	52,009,668	2	74,665	2	9,650,541	2
愛知県	80,001	3	43,443,249	3	22,848	3	35,151,716	3	57,153	3	8,291,533	4
福岡県	64,043	5	22,126,399	4	15,385	4	16,770,215	4	48,658	6	5,356,185	9
神奈川県	67,716	4	20,946,950	5	12,824	6	12,398,845	5	54,892	4	8,548,105	3
北海道	58,236	7	17,819,365	6	13,687	5	11,662,826	6	44,549	8	6,156,539	6
埼玉県	56,427	8	15,153,850	7	11,854	8	8,816,010	7	44,573	7	6,337,840	5
兵庫県	61,597	6	13,269,264	8	12,094	7	7,781,958	10	49,503	5	5,487,306	8
千葉県	48,596	9	12,322,192	9	8,993	10	6,567,201	12	39,603	9	5,754,991	7
広島県	35,839	11	11,868,449	10	8,804	11	8,753,388	8	27,035	11	3,115,061	11

(出所)経済産業省経済産業政策局調査統計部「平成21年版 我が国の商業」平成21年12月22日

平成18年度の消費者購買動向調査によれば、千葉県の商圏は5つの商業中心都市(千葉市、成田市、柏市、茂原市、旭市)と9つの準商業中心都市(市原市、木更津市、鴨川市、船橋市、八千代市、印西市、匝瑳市、館山市、東金市)から形成されている。他、7つの単独商圏(佐倉市、我孫子市、市川市、浦安市、銚子市、松戸市、野田市)を有している。

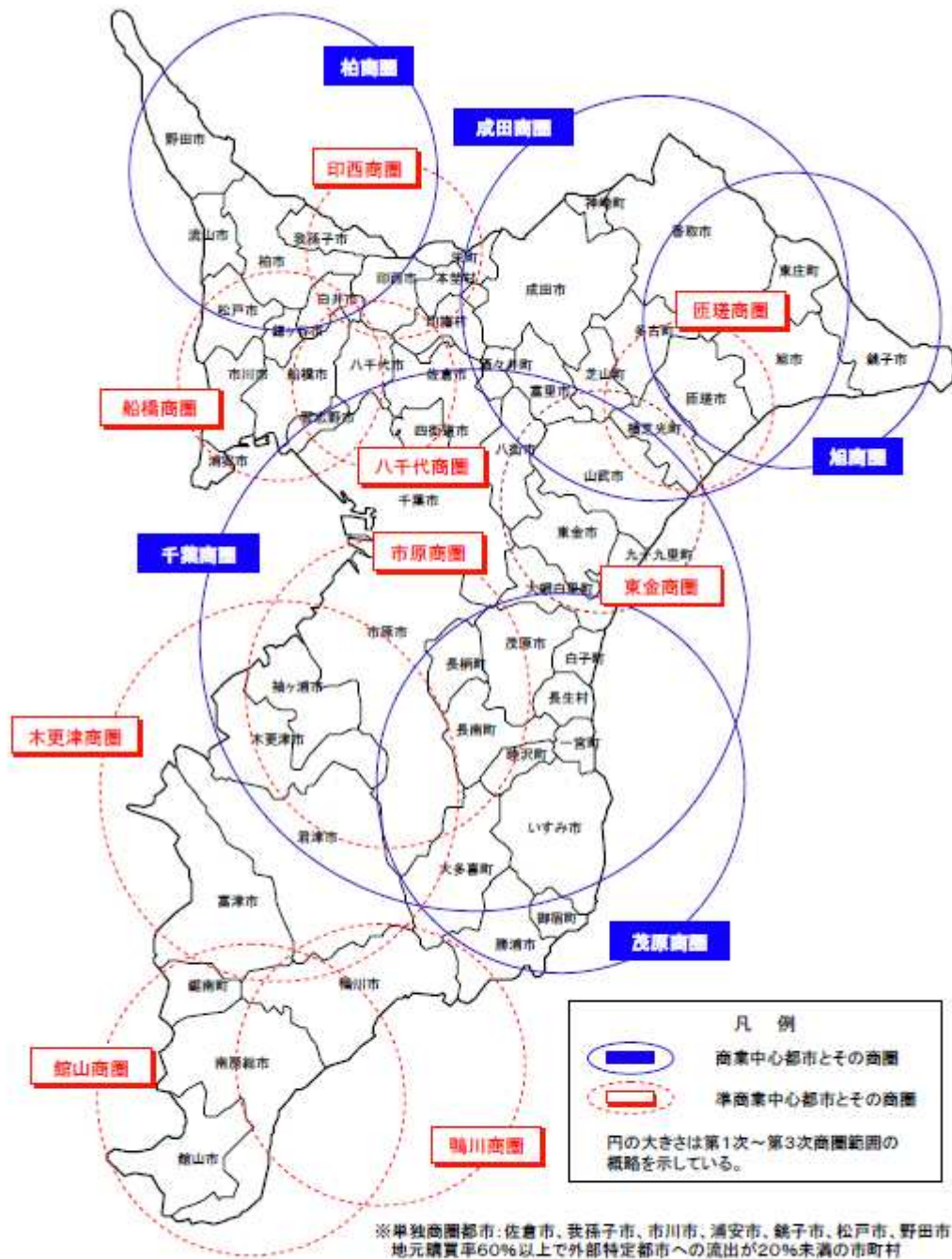
平成13年度に行われた調査と比較すると、船橋市、館山市及び東金市が商業中心都市から準商業中心都市に移行している。船橋市は地元の購買率の減少による影響、館山市と東金市は周辺町村の合併による顧客吸引力の減少による影響によるものである。

準商業地区は、6増(八千代市、印西市及び匝瑳市と、船橋市、館山市及び東金市)3減(松戸市、野田市及び佐原市)となっている。

八千代市、印西市及び匝瑳市は、地元購買力の増加、吸引市町村数の増加により準商業中心都市となった。松戸市及び野田市は吸引市町村の減少によるものである。野田市については、関宿町を合併した影響もある。佐原市(現香取市)は、周辺町村を合併したこと等による地元購買率の低下によるものである。

千葉県の商圏の概要は、図表1-2-14のとおりである。

図表 1-2-14 千葉県の主要商圏の分布



(注)商圏について
調査対象品目のうちから衣料品「6品目：呉服、紳士服、婦人服、子供・ベビー服、下着・実用衣料、寝具」に対する消費者の購買地をもって代表させ、以下のように定義した。
「第1次商圏」消費需要の30%以上を吸引している目される市町村
「第2次商圏」消費需要の10%以上30%未満を吸引している目される市町村
「第3次商圏」消費需要の5%以上10%未満を吸引している目される市町村

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課「千葉県の商圏(平成18年度)」

(2) 工業の概況

経済産業省大臣官房調査統計グループが公表した「平成 22 年工業統計速報」(平成 23 年 9 月)によれば、従業者 10 人以上の千葉県内の事業所数は、都道府県中、第 12 位に位置付けられている。対前年比では 5.4%、事業所数が減少している。

図表 1-2-15 都道府県・産業中分類別 事業所数

(従業者 10 人以上の事業所、単位:事業所、%)

順位	都道府県	平 22 年	前年比
1	愛 知	10,039	1.6
2	大 阪	9,631	3.2
3	埼 玉	6,983	2.9
4	東 京	6,273	5.2
5	静 岡	6,254	1.8
6	兵 庫	5,266	3.0
7	神奈川	5,178	2.4
8	茨 城	3,650	1.8
9	岐 阜	3,537	0.1
10	福 岡	3,535	2.9
11	北海道	3,520	3.9
12	千 葉	3,408	5.4
	全国 計	123,844	2.5

(出所)経済産業省「平成 22 年工業統計速報」平成 23 年 9 月

同じく従業者 10 人以上の県内事業所における製造品出荷額をみると、千葉県は第 7 位に位置付けられている。

図表 1-2-16 都道府県・産業中分類別 製造品出荷額等

(従業者 10 人以上の事業所、単位:百万円、%)

順位	都道府県	平 22 年	前年比
1	愛 知	37,210,466	10.1
2	神奈川	16,913,628	16.2
3	静 岡	15,374,082	4.3
4	大 阪	14,694,057	4.9
5	兵 庫	13,870,657	5.7
6	埼 玉	12,267,985	8.0
7	千 葉	12,089,074	0.6
	全国 計	278,811,026	8.0

(出所)経済産業省「平成 22 年工業統計速報」平成 23 年 9 月

従業員 10 人以上の事業所における付加価値額（従業者 10 人～29 人の事業所については粗付加価値額）についてみると、千葉県は第 8 位となっている。

図表 1-2-17 都道府県・産業中分類別 付加価値額

(従業者 10 人以上の事業所、単位：百万円、%)

順位	都道府県	平成 22 年	前年比
1	愛知	9,531,499	12.2
2	静岡	5,240,381	8.6
3	大阪	5,049,269	3.4
4	神奈川	4,978,834	15.3
5	兵庫	4,518,599	15.2
6	埼玉	4,060,516	3.0
7	茨城	3,330,870	25.3
8	千葉	3,017,366	18.5
	全国計	86,074,607	11.9

(出所) 経済産業省「平成 22 年工業統計速報」平成 23 年 9 月

(注) :29 人以下の事業所については粗付加価値額である。

県における付加価値額(粗付加価値額)の主な内訳は図表 1 - 2 - 18 のようになっており、平成 21 年度と比較し、平成 22 年度においては石油製品・石炭製品製造業と鉄鋼業が大幅に改善している。

ここで、付加価値額（粗付加価値額）は、下記算式により算出している。

(1) 従業者 30 人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 (*1) + 推計消費税額 (*2)) - 原材料使用額等 - 減価償却額

(2) 従業者 29 人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

*1 : 消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2 : 推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(出所) 経済産業省 工業統計調査 用語の解説より抜粋

<<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-4.html#menu06>>

図表1-2-18 都道府県・産業中分類別 付加価値額

(従業員10人以上の事業所、単位：百万円、%)

都道府県	製造業計		09 食料品製造業		16 化学工業		17 石油製品・石炭製品製造業		22 鉄鋼業		24 金属製品製造業	
	平成22年	前年比	平成22年	前年比	平成22年	前年比	平成22年	前年比	平成22年	前年比	平成22年	前年比
愛知	9,531,499	12.2	542,864	▲ 2.5	369,423	7.7	158,265	▲ 0.7	470,948	187.7	394,538	1.9
静岡	5,240,381	8.6	378,752	6.0	584,685	8.3	3,718	6.0	34,249	7.3	169,378	13.6
大阪	5,049,269	3.4	412,886	▲ 3.9	1,023,591	▲ 4.0	66,975	▲ 28.6	250,487	0.1	463,325	3.8
神奈川	4,978,834	15.3	429,770	▲ 4.6	726,438	18.7	281,868	46.5	122,243	13.2	209,692	▲ 0.9
兵庫	4,518,599	15.2	508,972	4.6	541,473	28.5	20,705	78.6	346,074	75.9	249,266	2.2
埼玉	4,060,516	3.0	542,699	▲ 1.9	700,088	2.0	13,165	21.8	83,644	▲ 13.9	223,706	▲ 3.8
茨城	3,330,870	25.3	356,873	0.7	469,946	12.1	32,169	6.2	137,663	-	192,528	8.2
千葉	3,017,366	18.5	393,737	▲ 3.5	792,849	2.2	279,201	-	324,175	65.9	190,535	▲ 17.5
全国計	86,074,607	11.9	8,219,698	▲ 1.2	10,049,208	10.4	933,185	41.2	3,512,693	46.5	4,325,706	2.5
千葉県の都道府県順位			第7位		第2位		第2位		第3位		第7位	

(出所)経済産業省大臣官房調査統計グループ「平成22年工業統計速報」平成23年9月

(注):29人以下の事業所については租付加価値額である。

(参考)

都道府県	製造業計		09 食料品製造業		16 化学工業		17 石油製品・石炭製品製造業		22 鉄鋼業		24 金属製品製造業	
	平成21年	前年比	平成21年	前年比	平成21年	前年比	平成21年	前年比	平成21年	前年比	平成21年	前年比
千葉	2,522,713	▲ 24.0	408,145	0.3	757,815	▲ 0.9	▲ 106,319	-	194,533	▲ 65.3	229,861	4.4
全国計	76,103,837	▲ 21.6	8,207,011	▲ 1.9	8,989,648	▲ 9.1	661,150	▲ 21.0	2,360,757	▲ 58.1	4,193,840	▲ 20.0

(出所)経済産業省大臣官房調査統計グループ「平成21年工業統計速報」平成22年9月

2 県の中小企業政策

(1) 県内企業の現状

県内の中小企業数は約 13 万 9 千社³で、県下の企業に占める割合は約 99.8%である。また、最近の新規開業率は廃業率を下回っており、中小企業数は減少傾向にある。

県内の人口構成については、65 歳以上の層が増加傾向にある一方、14 歳以下の人口は減少傾向にある⁴。将来的に人口は減少する方向が見込まれている。

このように、少子高齢化の傾向が見られるなかで、中小企業の活力をいかにして引き出すかは、県の将来を見据えた場合に、重要な課題となっている。

(2) 国の中小企業政策

意欲ある中小企業が新たな展望を切り開けるようにするため、平成 22 年 6 月 18 日に「中小企業憲章」が閣議決定されている。県においては、「中小企業憲章」の理念に則り、中小企業の振興に努めていくこととしている。

この「中小企業憲章」なかで、中小企業政策に取り組むに当たっての「基本原則」として以下の 5 つが提示されている。

一．経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二．起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三．創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四．公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五．セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

³ 中小企業庁「2012 年版 中小企業白書」（平成 24 年 6 月 25 日更新）の付属統計資料「2 表（1）企業数」によれば、139,283 社。

⁴ 県政策企画課「政策環境基礎調査」（将来人口推計）平成 22 年

(3) 千葉県中小企業の振興に関する条例

平成 19 年 3 月 16 日付で「千葉県中小企業の振興に関する条例」(以下、「条例」という。)が制定されている。

この条例の第 3 条で、以下の 2 つの基本理念を定めている。

- 一 . 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければならない。
- 二 . 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することにかんがみ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

また、条例の第 12 条から第 16 条において以下の「5 つの視点」を提示している。

創業等への意欲的な取組の促進

連携の促進

経営基盤の強化の促進

人材の確保及び育成の支援

地域づくりによる地域の活性化の促進

(4) (第 1 次) ちば中小企業元気戦略

条例の制定に先立ち、平成 18 年 12 月に「(第 1 次) ちば中小企業元気戦略」(平成 19 年度から概ね 3 年間)を策定し、中小企業の振興を進めてきている。

条例の制定に際しては、県、中小企業、大企業、大学などの役割を明らかにするとともに、振興政策の基本的な事項(5 つの視点)を定めている。また、条例第 11 条に基づく基本的な方針として「ちば中小企業元気戦略」を改めて位置づけ、戦略の中では 12 の取り組み方向を示し、毎年「事業計画書」を策定し、「事業実施状況」も取りまとめてきている。

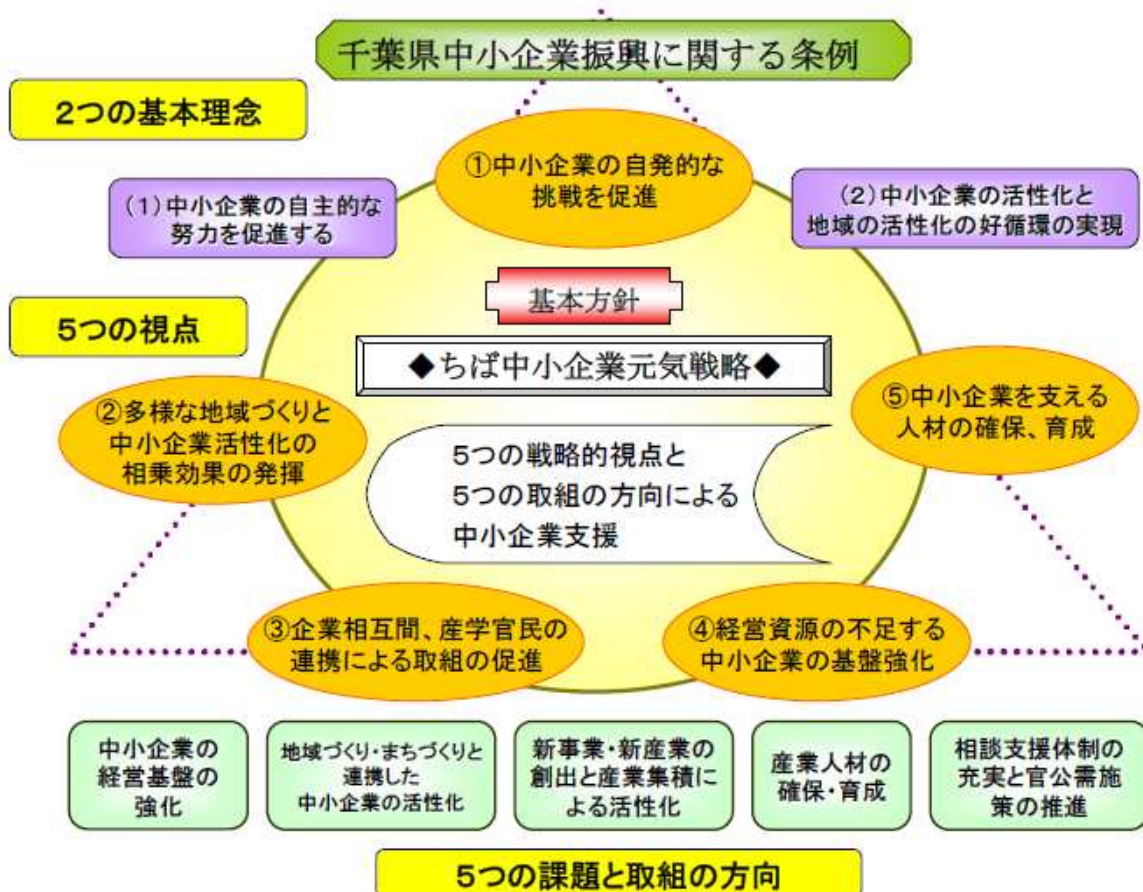
(5) (第 2 次) ちば中小企業元気戦略

平成 20 年秋にリーマンショックが発生し、平成 20 年度の後半は未曾有の世界的経済危機に陥った。このため、県は千葉県経済対策本部を設置し、平成 20 年 11 月に「平成 20 年度千葉県総合経済対策」を、これに続いて「平成 21 年度千葉県総合経済対策」、「2010 千葉県総合経済対策」を順次策定し、緊急の経済対策を講じてきている。

これと平行して実施されていた「（第1次）ちば中小企業元気戦略」における12の取組方向・約90の事業も着実に実績を積み上げている。

平成22年3月に県の政策の基本的な方向を総合的・体系的にまとめた最上位の計画として千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」が策定されたことを踏まえ、第2次の「ちば中小企業元気戦略」が策定されることとなった。ちば中小企業元気戦略のイメージ図は以下のようになっている。

図表1-3-1 ちば中小企業元気戦略のイメージ



（出所）「（第2次）ちば中小企業元気戦略」

「（第2次）ちば中小企業元気戦略」においては、5つの視点について5つの課題と取組の方向を定めている。また、この取組の方向に即して毎年度「事業計画書」が策定され、PDCAサイクル（Plan、Do、Check、Action）による戦略展開の事後評価が実施されている。

(6) ちば中小企業元気戦略平成 23 年度事業実施状況及び平成 24 年度事業計画書

「ちば中小企業元気戦略平成 23 年度事業実施状況及び平成 24 年度事業計画書」(平成 24 年 3 月 29 日)によれば、今回の監査テーマに関連する取組みの状況は以下のようになっており、堅調に実施されていることが伺える。

図表 1 - 3 - 2 ちば中小企業元気戦略平成 23 年度事業実施状況及び平成 24 年度事業計画書

(単位：千円)

取組方向	施策	取組の方向	平成 23 年度事業概要(予算額)及び 実施状況(平成 24 年 1 月末時点)	平成 24 年度事業概要(当初予算)及び実施予定	担当課・室
1 中小企業 の経営基 盤の強化	資金 調達 の円 滑化	利用しやすい 融資制度等の確 立 条件変更等へ の柔軟な対応の 推進	中小企業振興資金(190,000,000 160,000,000) 融資枠(全体枠)570,000,000 480,000,000) 県内中小企業に対して、分かりやすく、使いやすい中小企業振興 資金の融資により、安定的な資金を供給している。 厳しい経営環境に置かれている中小企業の資金繰りを金融機関と 協調して支援するため、融資資金の一部となる金融機関への預託を 実施した。 東日本大震災により被災した施設の復旧や経営の安定化のための 資金を融資するため、「セーフティネット資金(震災復興枠)」を新 設した。 (実施状況)24 年 1 月末現在 融資実績 23,586 件 233,573,335 千円	中小企業振興資金(190,000,000 融資枠(全体枠)570,000,000) 厳しい経営環境に置かれている中小企業の資金調達を円滑化 し、経営基盤を安定化させるため、融資資金の一部を金融機関 に預託し、中小企業向けの低利融資を行う。 中小企業振興資金を、より一層使いやすい制度とするため、 中小企業の要望や金融機関の意見などを踏まえ、資金メニュー の見直しなどについて検討する。 また、「セーフティネット資金(震災復興枠)」により、引き 続き、被災した施設の復旧や経営の安定化のための資金を融資 する。	経営支援課 (金融支援室)
1 中小企 業の経営基 盤の強化	資金 調達 の円 滑化	利用しやすい 融資制度等の確 立 条件変更等へ の柔軟な対応の 推進	小規模企業者等設備導入資金貸付事業(1,200,000 700,000) 県内の小規模企業者及び創業者の経営基盤の強化に資するため、 必要な設備資金の貸付や設備の貸与を行っている。 *創業者：創業予定者及び創業後 5 年以内の者(実施状況)24 年 1 月末現在 設備資金貸付事業 4 件 75,900 千円 設備貸与事業 29 件 410,780 千円	小規模企業者等設備導入資金貸付事業(800,000) 県内の小規模企業者及び創業者の経営基盤の強化に資するた め、必要な設備資金の貸付や設備の貸与を行う。 *創業者：創業予定者及び創業後 5 年以内の者	経営支援課 (金融支援室)

取組方向	施策	取組の方向	平成 23 年度事業概要（予算額）及び 実施状況（平成 24 年 1 月末時点）	平成 24 年度事業概要（当初予算）及び実施予定	担当課・室
1 中小企業 の経営基 盤の強化	資金 調達 の円 滑化	利用しやすい 融資制度等の確 立	ちば中小企業元気づくり基金事業 （H23 年度運用益：約 1 億円） 総額 80 億円の基金の運用益により、10 年間にわたり総額 10 億円 強の事業規模で、県内中小企業の新商品・新技術の研究開発や創業 支援など、企業の成長段階に応じた支援を行う。 助成対象者：県内中小企業者、企業等の連携体、組合等。 （実施事業） ・ちば中小企業元気づくり助成事業 ・地域プロデュース支援事業 ・新事業展開集中サポート事業 ・産業人材づくり支援事業 ・ベンチャー創業支援事業 上記事業において 67 件を交付決定している。	ちば中小企業元気づくり基金事業 （H24 年度運用益：約 1 億円） 総額 80 億円の基金の運用益により、10 年間にわたり総額 10 億円強の事業規模で、県内中小企業の新商品・新技術の研究開 発や創業支援など、企業の成長段階に応じた支援を行う。 助成対象者：県内中小企業者、企業等の連携体、組合等。 （実施事業） ・ちば中小企業元気づくり助成事業 ・地域プロデュース支援事業 ・新事業展開集中サポート事業 ・産業人材づくり支援事業 ・ベンチャー創業支援事業 ・助成対象者へのハンズオン支援等（専門家派遣）	経済政策課 （政策室）
1 中小企 業の経営基 盤の強化	経営 革新 の促 進	経営革新への 取組の促進	経営革新計画促進事業（10,685 10,500） （ふるさと雇用再生特別基金事業） 県内中小企業を対象に、特に第 3 次産業（サービス産業など）を 中心に、企業を戸別訪問し、経営革新計画の取組みを促した。	「ふるさと雇用再生特別基金事業」の終了（平成 23 年度まで） に伴い事業終了。 本年度に実施する中小企業への普及・啓発としては、商工会・ 商工会議所と連携して、アクアライン着岸地域や圏央道沿線地 域を中心に行う。	経営支援課 （経営革新・商 業支援室）

（出所）「ちば中小企業元気戦略平成 23 年度事業実施状況及び平成 24 年度事業計画書」（平成 24 年 3 月 29 日）

第4 千葉県の農林水産業の現状と施策

千葉県は首都圏に隣接しながら、農業算出額、生産農業所得共に全国第3位(平成22年)、漁業生産量(海面漁業・養殖業生産量)全国9位(平成22年)と全国屈指の農林水産県とされている。以下においては、千葉県における農林水産業の現状及びその施策について、その概要を示すものである。

1 農林水産業の現状

(1) 農業

ア 農業生産

平成22年の全国農業産出額は、8兆2千551億円と対前年比0.8%減少したのに対し、生産農業所得は2兆8千395億円と0.4%の上昇となり、農業産出額に占める生産農業所得の割合⁵は34.40%⁶と、対前年比3.3%と増加した。

千葉県においては、平成22年の農業産出額は4千48億円と対前年比0.44%減少したのに対し、生産農業所得は1千2百58億円と1.29%の上昇となり、農業産出額に占める生産農業所得の割合は31.08%と、対前年比0.46%の増加にとどまっている。

しかし、農業産出額、生産農業所得ともに以下に示すように全国第3位を維持している。園芸を中心とした生産構造となっている。

図表1-4-1 千葉県農業生産の位置づけ(平成22年)

項目 \ 順位	1	2	3	4	5
農業産出額 (億円)	北海道 9,946	茨城県 4,306	千葉県 4,048	鹿児島県 4,011	熊本県 3,071
生産農業所得 (億円)	北海道 3,612	茨城県 1,716	千葉県 1,258	新潟県 1,097	熊本県 1,080
所得率(注1)	36.32	39.85	31.08	(注2)	35.17

(出所)平成22年農業産出額(農林水産省)による。

(注1)農業産出額に占める生産農業所得の割合を示す。

(注2)第4位は農業産出額と生産農業所得の対象県が異なるため、記入していない。

主要農産物としては、以下のものがある。

- ・全国第2位・・・花卉(191億円、全国のうち占有率5.4%)、鶏卵(321億円、同7.3%)、雑穀・豆類(59億円、同9.5%)

⁵ 農業者の手元に残る所得の割合である所得率を示し、これが高いほど手元に多く残ることとなる。

⁶ 1970年頃は50%程度を超えていたが、近時は減少を続け、平成22年は7年ぶりの増加となった。但し、当該所得率は農業生産にどれだけの物的資材を使うかや、農業資材と農産物の相対価格動向に影響を受けるため、外的要因も多々あることに注意。

- ・全国第3位・・・野菜（1,676億円、同7.5%）、生乳（254億円、3.7%）、いも類（201億円、9.6%）
- ・全国第5位・・・豚（331億円、6.2%）
- ・全国第7位・・・米（674億円、4.3%）

以下の図は、昭和50年～平成20年までの農業産出額上位都道府県の推移を示したもので、これによれば、千葉県と茨城県はここ数十年に渡り全国第2位と3位を争っていたことがわかる。

図表1-4-2 農業産出額上位都道府県の推移（昭和50年～平成20年）

（単位：億円）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
昭和50年	北海道 (6,744)	茨城県 (4,127)	千葉県 (3,627)	新潟県 (3,336)	福島県 (3,254)	長野県 (3,003)
昭和60年	北海道 (11,094)	茨城県 (5,172)	千葉県 (4,656)	鹿児島県 (4,307)	新潟県 (4,116)	熊本県 (3,886)
平成6年	北海道 (11,644)	千葉県 (5,109)	茨城県 (4,907)	鹿児島県 (4,392)	新潟県 (4,169)	熊本県 (3,993)
平成18年	北海道 (10,527)	鹿児島県 (4,079)	千葉県 (4,014)	茨城県 (3,988)	宮崎県 (3,211)	愛知県 (3,108)
平成19年	北海道 (9,809)	千葉県 (4,119)	茨城県 (4,082)	鹿児島県 (4,053)	愛知県 (3,154)	宮崎県 (3,078)
平成20年	北海道 (10,251)	茨城県 (4,284)	千葉県 (4,216)	鹿児島県 (4,151)	宮崎県 (3,246)	愛知県 (3,210)

（出所）「生産農業統計」（農林水産省）を基に茨城県が作成。

（<http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/furusato/010.html>）

（注）鹿児島県や宮崎県の農業産出額が急増した主な要因は肉用牛の産出額による。

イ 農業経営

次に、全国に占める千葉県農業の位置について、主要農業統計を基に記載すると以下のようになる。

図表 1 - 4 - 3 全国に占める千葉県農業の位置

区 分	単位	千葉県 (A)	全国 (B)	全国 順位	A / B (%)	調査年
総農家	戸	73,716	2,527,948	9	2.9	農林業センサス (2010 年)
販売農家	戸	54,462	1,631,206	7	3.3	
うち主副業別						
主業農家	戸	15,544	359,720	4	4.3	
準主業農家	戸	12,757	388,883	9	3.3	
副業的農家	戸	26,161	882,603	8	3.0	
うち専兼業別						
専業農家	戸	14,075	451,427	7	3.1	
第 1 種兼業農家数	戸	10,269	224,610	4	4.6	
第 2 種兼業農家数	戸	30,118	955,169	10	3.2	
自給的農家	戸	19,254	896,742	18	2.1	
農家人口 (販売農家)	人	225,534	-	-	-	農林業センサス (2010 年)
農業従業者 (")	人	151,126	4,536,111	7	3.3	
農業就業人口 (")	人	93,901	2,605,736	6	3.6	
うち 65 歳以上・実数	人	53,699	1,605,036	6	3.3	
" ・比率	%	57.2	61.5	-	-	
基幹的農業従事者(")	人	78,904	2,051,437	5	3.8	
うち 65 歳以上・実数	人	44,579	1,253,477	5	3.6	
" ・比率	%	56.5	61.1	-	-	
耕地面積	ha	128,100	4,561,000	8	2.8	平成 23 年耕地面 積、農林 業センサ ス(2010 年)
水田面積	ha	74,700	2,474,000	11	3.0	
畑面積	ha	53,400	2,087,000	7	2.6	
耕地率	%	24.8	12.2	2	-	
総農家 1 戸あたり耕地面積 (H22) (注 1)	ha	1.75	1.82	-	-	
農作物作付 (栽培) 延面積	ha	120,200	4,233,000	8	2.8	平成 22 年農作物 作付 (栽 培) 延べ 面積及び 耕地利用 率 (注 2)
稲 作付面積	ha	61,500	1,628,000	9	3.8	
野菜 作付面積	ha	32,200	547,900	2	5.9	
果樹 作付面積	ha	3,450	246,900	22	1.4	
耕地利用率	%	93.3	92.2	12	-	

区 分	単位	千葉県 (A)	全国 (B)	全国 順位	A / B (%)	調査年
農業産出額	億円	4,048	81,214	3	4.9	平成 22 年農業産 出額 (注 3)
うち 米	億円	674	15,517	7	4.3	
野菜	億円	1,676	22,485	3	7.5	
果実	億円	145	7,497	16	1.9	
花卉	億円	191	3,512	2	5.4	
畜産	億円	1,036	25,525	6	3.9	
生産農業所得	億円	1,258	28,395	3	4.4	農林水産 省 調 べ (平成 22年度)
農家所得 (販売農家 1 戸当 り平均)	千円	2,956	2,833	-	-	
農業所得 (販売農家 1 戸当 り平均)	千円	1,736	1,223	-	-	
農外所得 (販売農家 1 戸当 り平均)	千円	1,220	1,610	-	-	
農業依存度	%	58.7	43.1	-	-	
乳用牛飼養頭数	頭	38,400	1,467,000	6	2.6	平成 23 年畜産統 計 (注 4)
肉用牛飼養頭数	頭	39,000	2,763,000	19	1.4	
豚飼養頭数	頭	655,000	9,768,000	3	6.7	
採卵鶏飼養羽数	千羽	9,908	137,352	2	7.2	

(出所) 千葉県農林水産業の動向 (平成 24 年度版) (平成 24 年 6 月、千葉県)

(注 1) 総農家 1 戸あたりの耕地面積 = 耕地面積 ÷ 総農家数

(注 2) ばれいしょは野菜に計上

(注 3) 全国は都道府県合計

(注 4) 採卵鶏飼養羽数は成鶏雌羽数

上記において、特に農業経営に関し、千葉県の農家所得全体としては、全国平均を上回っているが、その内訳を見ると以下の通りとなる。

平成 22 年の農家所得 296 万円 (これは前年比 20 万円増である) は全国に比べ 7.3 万円高い。このうち農業所得が 174 万円 (前年比で 21 万円増)、農外所得が 122 万円 (前年比 1 万円減) となっている。

これについて過去の推移を示したものが、以下のものである。

図表 1 - 4 - 4 1 戸あたりの農家所得の推移

(単位：万円)

	昭和 50 年	60 年	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	21 年	22 年	22 年 (全国)
農家所得	350.8	580.7	723.2	777.5	699.1	406.3	275.2	295.6	288.3
うち農業所得	145.7	144.5	181.5	217.0	162.9	165.1	152.7	173.6	122.3
うち農外所得	205.1	436.2	541.7	560.5	536.2	241.2	122.5	122.0	161.0
農業依存度	41.5%	24.8%	25.0%	27.9%	23.3%	40.6%	55.4%	58.7%	43.1%

(出所) 千葉県農林水産業の動向(平成 24 年度版)(平成 24 年 6 月、千葉県)

(注 1) 平成元年から農作業受託収支を農外収支から農業収支に変更、平成 3 年から農業経営費の計上範囲の見直し、平成 4 年から総農家から販売農家の数値、平成 16 年から世帯員すべてから、世帯主夫婦及び 60 日以上農業に携わった者の農外収支の変更が行われている。

(注 2) 農業依存度 = 農業所得 / 農家所得

これによれば、変動所得的要素の農外所得が長期的に落ち込む一方で、生産性の高い農業所得の漸増により、全国平均を上回っていることが見られる。このため、農業依存度が増加しているが、このことは必ずしも専門化の傾向と言えるのではなく、むしろ農業従事者の高齢化により、農外所得が減少した結果と見ることもできる。

次に、生産性の面であるが、「千葉県農林水産業の動向(平成 24 年度版)」によれば、平成 22 年の労働生産性(農業労働 10 時間あたり)は 8,000 円(前年比 400 円増)と、全国平均に比べ 670 円高く、土地生産性(経営耕地 10a 当たり)は 102 千円(前年比 1 千円増)となり、全国平均に比べ 49 千円高く、約 2 倍という高い生産性を有しているとされる。

ウ 耕作放棄地

以下においては、千葉県内の耕作放棄地面積の推移を示す。

図表 1 - 4 - 5 耕作放棄地

(単位：ha)

区分	耕地放棄地面積						経営耕地面積 (H22)	耕地放棄地面積率 (H22)	
	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年			
千葉県	農家	-	3,189	3,474	4,808	-	-	-	-
	畑	-	3,104	3,414	4,619	-	-	-	-
	樹園地	-	78	73	128	-	-	-	-
	計	2,173	6,370	6,962	9,556	9,592	9,195	90,321	9.2%
	非農家等	1,005	1,616	2,202	5,305	7,466	8,769	-	-
	合計	3,178	7,986	9,164	14,861	17,058	17,963	90,321	16.6%
全国	農家	92,671	150,655	161,771	210,019	223,372	214,140	3,631,585	5.6%
	非農家等	38,067	66,130	82,543	132,770	162,419	181,841	-	-
	合計	130,738	216,785	244,314	342,789	385,791	395,981	3,631,585	9.8%

(出所) 千葉県農林水産業の動向 (平成 24 年度版) (平成 24 年 6 月、千葉県)

(注 1) 「耕作放棄地」とは、以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け (栽培) せず、この数年の間に再び作付け (栽培) をする意思のない土地をいう。

(注 2) 「耕作放棄地面積率」= 耕作放棄地面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

「千葉県農林水産業の動向 (平成 24 年度版) (平成 24 年 6 月、千葉県)」によれば、以下の記載がある。

- ・平成 22 年の「農林業センサス」における耕作放棄地面積は 17,963ha で、平成 17 年に比べ 5.3%増加しており、昭和 60 年から増加傾向にある。
- ・農家戸数は減少しているなかで、農家のみの耕作放棄地面積は 9,195ha で、平成 17 年に比べ 4.1%減少している。また、非農家の耕作放棄地面積は 8,769ha で、平成 17 年に比べ 17.5%増加している。
- ・耕作放棄地面積率は、農家のみでは 9.2%である。
- ・「平成 22 年度 耕作放棄地全体調査」によると、平成 22 年度の耕作放棄地面積は 10,492ha で、このうち、草刈りや基盤整備等により耕作可能と判断される農地は 9,000ha、また、解消された耕作放棄地は 227ha となっている。

なお、「平成 22 年度の荒廃した耕作放棄地等の状況調査の結果」(平成 24 年 1 月 13 日、農林水産省)によれば、千葉県における「荒廃した耕作放棄地等」(農林業センサスにおける耕作放棄地のうち現状でも耕作可能な農地(不作付の耕地)を除いたもの、及び農地から森林・原野化した土地(農林業センサスの対象外))は 10,416ha あり、これは全国第 6 位である。

(2) 森林・林業

ア 森林資源

千葉県は、県土面積の 31.1%が森林であり、そのうち民有林が 95.2%を占め、さらにその大部分は私有林となっている。林種別では、人工林が 38.6%である。1 ha 当たりの平均蓄積は、人工林 329 m³、天然林 93 m³となっている。以下にその現況を示す。

地域森林計画対象森林の人工林面積は 55,913ha で、年齢(林齢を 5 年毎に区切ったもの)構成で 9 年齢を越えるものが 7 割を占め、保育を必要とするものとあわせて緊急に間伐を要する森林や長伐期施策のために管理を要する森林が多く、間伐が急務とされている。

図表 1 - 4 - 6 森林資源の現況(平成 23 年 3 月 31 日現在)

区分	面積 (ha)				蓄積 (千 m ³)		
	総数	人工林	天然林	その他	総数	人工林	天然林
総数	160,591	62,013	75,433	23,144	27,368	20,381	6,987
国有林	7,755	5,158	2,264	332	1,351	1,158	193
民有林	総数	152,836	56,856	73,169	22,811	19,223	6,794
	公有林	10,499	5,765	3,606	1,129	2,027	351
	私有林	142,336	51,092	69,563	21,682	17,548	6,442

(出所) 千葉県農林水産業の動向(平成 24 年度版)(平成 24 年 6 月、千葉県)

(注) 蓄積とは森林を構成する樹木の幹の体積を言う。

イ 林業構造

2010 年農林業センサスによれば、保有山林規模別林家数(全体で 14,781 戸)の観点から見ると 5ha 未満の山林を保有している零細林家が 88%を占めており、また林業経営体数⁷(全体で 717 経営体)の観点から見ても、10ha 未満の山林を保有している林業経営体が 81%と、いずれの観点からも千葉県の林業構造は小規模のものが多く、かつ経営体数自体も減少傾向にある。

一方、地域林業の中核的担い手である森林組合は千葉県森林組合、千葉市森林組合の 2 組合があるが、払込済資本は組合員数の減により減少している。

⁷ 林業経営体とは、保有山林の面積が 3ha 以上の規模の林業を行う者(施業計画策定者又は 5 年間継続して林業を行い、育林又は伐採を行った者)及び委託を受けて林業を行う者又は立木を購入して 1 年間に 200 m³以上の素材生産をした者を言う。

ウ 森林の公益的機能と県土の保全

森林には収益的側面と公益的側面があり、「千葉北部地域森林計画」（計画期間平成 20 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）及び「千葉南部地域森林計画」（計画期間平成 22 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）の変更計画を策定し、計画を実行している。

特に、保安林⁸については、平成 22 年度には 18,614ha あり、全森林面積の 11.6%となり漸次増加している。この中で、海岸県有保安林は、九十九里海岸をはじめ県内各地にあり、合計面積 1,062ha あるが、近年松くい虫等の被害により疎林化・無立木地化した保安林が増加しており、加えて東日本大震災に伴う津波により被災した海岸県有保安林の再生・整備が課題となっている。

(3) 水産業

ア 漁業生産

平成 22 年の海面漁業・養殖業生産量(属人)は、前年比 14.4%減少し、全国第 9 位(前年は第 5 位)となった。一方生産額約 283 億円(前年比 5.5%減)と全国第 16 位である。内訳としては、海面漁業漁獲量が 162,634t(前年比 15.3%減、3 万 t 減)で全国第 7 位(前年 4 位)、海面養殖業収穫量が 15,497t(前年比 4.4%減、700t 減)で全国 20 位(前年も同じ)であった。海面漁業漁獲量は過去 10 年間でも 2 番目に低い量であり、いわし類やさば類、さんまなどの漁獲量が影響している。

図表 1 - 4 - 7 漁業生産量（平成 22 年）

順位	平成 22 年漁業・養殖業生産量（海面）	
	都道府県名	生産量（1,000t）
1 位	北海道	1,404
2 位	宮城県	348
3 位	長崎県	274
4 位	青森県	219
5 位	三重県	212
6 位	静岡県	207
7 位	岩手県	188
8 位	茨城県	184
9 位	千葉県	178
10 位	愛媛県	143

（出所）千葉県農林水産業の動向（平成 24 年度版）（平成 24 年 6 月、千葉県）

⁸ 保安林とは、水源のかん養、土地の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するために、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林で、17 巢類に分類され、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。

平成 22 年に漁業者が水揚げした魚介藻類のうち、主要なものは以下の通りである。

- ・全国第 1 位・・・かたくちいわし (76,417t、全国の 21.8%)
すずき類 (2,324t、全国の 25.9%)
このしろ (1,615t、全国の 24.5%)
いせえび (213t、全国の 17.9%)
- ・全国第 2 位・・・まいわし (10,093t、全国の 14.4%)

一方、内水面漁業については、平成 10 年頃までの生産量は 3,000t あったものが、平成 21 年以降は 200t を下回り、低調となっている。

イ 水産加工業

平成 22 年の水産加工品総生産量は 271,335t で、前年に比べ約 5,000t(1.8%減)減少したが、例年とほぼ横ばいである。平成 22 年の冷凍水産物を除く食用加工品の合計は 147,583t で、主な加工品は塩蔵品が 62,550t、塩干品が 40,785t となっている。

ウ 漁業経営

千葉県は外洋性及び内湾性の海域を有することから従来は漁業が盛んであったが、沖合漁業の大型漁船漁業の経営不振等により、経営体数は減少し、漁業就業者数も平成 20 年は 5,916 人と昭和 60 年代の半分以下となっている。

2 農林水産業に対する施策

(1) 長期の方向性

平成 22 年 3 月に策定した県民の「くらし満足度日本一」を基本理念とする千葉県総合計画「輝け!ちば元気プラン」では、「農業産出額全国第 2 位」及び「海面漁業漁獲量全国第 6 位」を確保し、「地域を支える力強い農林水産業」の実現を 10 年後の目指す姿としている。

また、「輝け!ちば元気プラン」を踏まえ、平成 22 年度から平成 25 年度を計画期間とした「園芸」「農産」「畜産」「森林・林業」「水産」の各分野における 5 つの振興計画と、「担い手育成」、「販売促進」の各分野にまたがる 2 つの計画からなる「千葉県農林水産業部門別計画」を平成 23 年 3 月に策定し、「地域を支える力強い農林水産業」の具体化・実現化をめざしたが、その矢先東日本大震災、及びこれに続く福島原子力発電所事故が発生し、その対応や計画の見直しに追われている。

以下に千葉県農林水産業の振興に係る主要な計画・構想を示す。

図表 1 - 4 - 8 主な計画・構想

計画名	策定年月	目標年度	担当課
千葉県農林水産部門別計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	農林水産政策課
園芸振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	生産販売振興課ほか
農産振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	生産販売振興課ほか
畜産振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	畜産課ほか
森林・林業振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	森林課
水産振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	水産局水産課ほか
担い手育成計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	担い手支援課ほか
販売促進計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	生産販売振興課ほか
農業経営基盤強化の促進に関する基本方針	平成 22 年 3 月	平成 27 年度	農林水産政策課
千葉県果樹農業振興計画	平成 23 年 3 月	平成 27 年度	生産販売振興課
第 8 次千葉県卸売市場整備計画	平成 18 年 3 月	平成 22 年度	生産販売振興課
協同農業普及事業の実施に関する方針	平成 23 年 3 月	平成 27 年度	担い手支援課
千葉県青年等就農促進方針	平成 23 年 4 月	-	担い手支援課
千葉県農林水産業試験研究推進方針	平成 23 年 1 月	-	担い手支援課
山村振興基本方針	平成 18 年 2 月	平成 26 年度	農村環境整備課
千葉県市民農園整備に関する基本方針	平成 3 年 3 月	-	農村環境整備課
大地と海の「グリーン・ブルー・ツーリズム in ちば」推進方針	平成 15 年 2 月	-	農村環境整備課
農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	平成 8 年 8 月	-	農村環境整備課
「ちばエコ農業」推進基本方針	平成 14 年 3 月	-	安全農業推進課

計画名	策定年月	目標年度	担当課
千葉県有機農業推進計画	平成 22 年 2 月	平成 26 年度	安全農業推進課
元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画	平成 20 年 11 月	平成 22 年度	安全農業推進課
農業振興地域整備基本方針	平成 22 年 12 月	平成 32 年	農地課
「ちば」の食と農をささえる水・土・里(みどり)づくり	平成 15 年 5 月	-	耕地課
千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画	平成 18 年 3 月	平成 27 年度	畜産課
千葉県家畜改良増殖計画	平成 18 年 4 月	平成 27 年度	畜産課
千葉県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	平成 21 年 3 月	平成 27 年度	畜産課
千葉県食肉流通合理化計画	平成 21 年 3 月	平成 27 年度	畜産課
千葉県北部地域森林計画	平成 19 年 12 月	平成 29 年度	森林課
千葉県南部地域森林計画	平成 21 年 12 月	平成 31 年度	森林課
千葉県森林吸収源確保推進計画	平成 20 年 1 月	平成 24 年度	森林課
第 2 次千葉県里山基本計画	平成 22 年 3 月	平成 24 年度	森林課
千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針	平成 23 年 3 月	-	森林課
千葉県における沿岸漁業者経営改善促進グループ等に関する基本方針	平成 20 年 4 月	-	水産局水産課
水産動物の種苗の放流並びに水産動物の育成に関する基本計画	平成 23 年 3 月	平成 26 年度	水産局漁業資源課

(出所)「千葉県農林水産関係施策概要(平成 23 年度)」より記載

(2) 平成 23 年度当初予算

以下に示す分野毎の計画・目標を実現するための予算としている。

ア 園芸振興計画

園芸産出額(野菜・果樹・花卉)全国第 1 位の奪還及びいも類産出額全国第 3 位の堅持を目指し、生産性向上と経営安定に向けた園芸生産基盤の強化等に重点を置いた。

イ 農産振興計画

県育成品種「ふさおとめ」、「ふさこがね」の作付割合の向上、新規需要米の作付面積の拡大、落花生の作付面積の現状維持を目指し、早場米産地の競争力強化と低コスト化の推進等に重点を置いた。

ウ 畜産振興計画

畜産産出額の拡大を目指し、生産性向上・経営安定のための生産基盤の強化等に重点を置いた。

エ 森林・林業振興計画

計画的かつ効率的な森林整備及び木材利用量の10%上昇を目指し、森林・林業再生による森林機能の維持増進等に重点を置いた。

オ 水産振興計画

海面漁業漁獲量20万トン(全国順位第6位)の達成を目指し、豊かな海づくり、たくましい漁業づくり、水産物流通・加工対策の推進、河川・湖沼での特色ある水産業の展開、漁村の活性化に重点を置いた。

カ 担い手育成計画

農業の新たな担い手の確保、企業的な農業経営体の育成、地域農業を支える組織の育成、林業の新たな担い手の確保、水産業の新たな担い手の確保を目指し、農林水産業の新たな担い手の確保・育成等に重点を置いた。

キ 販売促進計画

千葉県産農林水産物の購入意欲の向上及び千葉県産農林水産物の輸出促進を目指し、「食の宝庫ちば」のファンづくりの推進、流通体制の強化・販路拡大、売れるものづくりへの多様な支援、新たな販路開拓を目指す輸出の促進に重点を置いた。

その結果、以下に示すように前年比4.9%減の総額44,454百万円の当初予算となった。

図表1-4-9 平成23年度当初予算

(単位：千円、%)

区 分		23年度当初	22年度当初	増減額 - =	伸び率 /
一般会計		43,503,856	45,715,014	2,211,158	4.8
特別会計	就農支援資金	298,137	360,111	61,974	17.2
	営林事業	408,096	413,512	5,416	1.3
	林業・木材産業改善資金	41,167	41,703	536	1.3
	沿岸漁業改善資金	203,385	203,385	0	0.0
	計(4会計)	950,785	1,018,711	67,926	6.7
合 計		44,454,641	46,733,725	2,279,084	4.9

(出所)「千葉県農林水産関係施策概要(平成23年度)」より記載

第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見

今回の監査の各論に関する結果・意見として指摘する事項は後述するとおりである。これらの指摘の中で、共通する事項を取りまとめるとともに、全庁ベースでの取り組みが望まれる事項について、ここで意見として述べることにした。

1 滞留債権（未収債権）の管理・回収体制について

(1) 滞留（未収）等の状態にある貸付金等の状況

今回監査対象とした貸付金及び県が損失補償もしくは損失補てん対象としている貸付金に関して、貸付先からの回収が滞っている等正常ではない債権を一覧にすると以下のとおりである。

なお、ここでいう滞留債権には、収入未済債権の他、支払期日の延長等、条件変更を行っている債権（以下、「リスケ債権等」という。）を含めている。

図表 1 5 1 正常ではない債権の一覧

(単位：百万円)

所轄	対象先	事業等の名称	滞留金額
商工労働部	(一般財団)千葉県観光公社	千葉県観光公社貸付金	300
農林水産部	(公益財団)千葉県水産振興公社	千葉県農業開発公社清算費用貸付金	122
農林水産部	事業者	農業改良資金貸付金	61
農林水産部	事業者	林業・木材産業改善資金貸付金	44
農林水産部	事業者	就農支援資金貸付金	8
商工労働部	事業者	小規模企業者等設備導入資金貸付金 (高度化資金)	1,575
		小規模企業者等設備導入資金貸付金 (近代化資金)	29
商工労働部	事業者	小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てん	(注) 519

(注) 公益財団法人千葉県産業振興センターが事業者に貸付を行い、県が損失補てんするもので、上記金額には手形回収先の期日未到来残高 184 百万円を含めている。

上記のうち、千葉県観光公社貸付金はもともと昭和 62 年 3 月に貸付けたものであるが、事業が不振で回収がまったく行われなかった。その後同公社は一般財団法人に移行しており、平成 24 年度から今後 15 年間で返済する予定となっている。

千葉県農業開発公社清算費用貸付金は債務超過から清算に至った同開発公社に対する貸

付金を千葉県水産振興公社が引継いだものであり、一応年間 2 百万円の返済予定となっているが、これでは返済完了まで約 60 年掛ることになる。

上記の両貸付とも無利子貸付けである。

小規模企業者等設備導入資金貸付金（高度化資金）の滞留金額は 1,575 百万円と多額であるが、このうち 1,560 百万円は計画通りの返済が出来なくなったため、返済期日の延長等、条件の変更を行なっているものである。また、変更後の支払は最終期日に多額な返済額となるテールヘビーとなっており、当面の支払に対する措置に止まっている。現状は概ね担保でカバーされているようであるが、担保価値に占める建物の割合が高いため回収が長期化した場合は担保価値の下落が心配であり、今後の回収には留意する必要がある。なお、損失が発生した場合の負担割合は国が 50%～78.57%、県が 50%～21.43%（債権ごとに負担割合が異なる）となっている。

小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てんの対象となる貸付金の滞留金額 519 百万円は貸付等を受けた事業者からの回収が困難となる可能性のあるものである。比較的多額となっているが、貸付等を行なっている産業振興センターから県に対する損失補てんの請求が遅いこともあり金額が膨らんでいる。県が損失補てんする額は未回収額の概ね 50% 弱程度である。

また、今回監査対象としていない部局の貸付金のうち、収入未済の債権は県の資料によると健康福祉部を中心に約 381 百万円となっている。

（２）滞留貸付金の管理及び回収体制について（意見）

上記（１）に記載した滞留債権等正常ではない債権については、現状では主に各所轄部署で管理しているが、今後全庁ベースでの取り組みが望まれる。

回収が滞った債権は、本人や保証人に対して督促しさらに財産状況の調査等を適時に実施することが求められ、状況によっては法的な手続きも必要となる。これら一連の回収手続きは経験が必要な上、法律的な知識も必要となる。上記の滞留貸付金の中には、所轄の担当者が滞留債権を回収する際の知識や経験が不足しているため適時に有効な手続きを実施することなく、時間が経過している事例がみられる。

千葉県においては平成 20 年 1 月に千葉県債権管理連絡会議（会長：総務部次長、以下、連絡会議という）を設置し、平成 24 年 1 月 27 日に「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」を示している。内容は現状の課題、今後の取組方針、目標の設定、スケジュールからなっており、平成 23 年度から平成 25 年度を中心とした、全庁的な債権回収の強化策を打ち出したものである。

千葉県の取り組み状況も踏まえて、以下の点を指摘したい。

専門組織の設置

滞留債権の回収には、経験や法律的な知識が求められることから専門部署を設けて全庁ベースで取り組む体制が望まれる。この点、上記連絡会議の強化方針においても研究課題として挙げられている。

滞留債権の範囲

上記連絡会議の資料によると強化策の対象としている債権の範囲は、収入未済となっている債権である。しかし、正常債権から外れた以下の債権も対象に含めることが必要と考える。

- ・ リスケ債権等...千葉県観光公社への貸付金 300 百万円や小規模企業者等設備導入資金貸付金（高度化資金）の滞留金額のうち 1,560 百万円は支払期日の延長等の条件変更を行った債権であるが、これらの債権は収入未済債権ではなく、通常の貸付金に含まれているものの回収可能性が低下している債権であり、その様な債権の情報についても早めに収集し対応していくことが必要である。
- ・ 損失補てん対象の貸付金...小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てんの対象となる貸付金が滞留した場合、県は将来的に損失負担する可能性がある。従って、対象となる貸付金が滞留した場合にはその債権についても同様に情報を収集していく必要がある。

一覧資料の作成

すべての滞留債権について、個別に金額や回収状況が分かる一覧性のある資料を作成し、状況が分かりやすい体制にすることが望まれる。

その他

滞留貸付金の中には回収見込みの無いものや費用対効果の面から債権の回収を断念した方がよいものが見受けられる。これらについてはいたずらに放置することなく、議会の承認を得て適時に不納欠損処理を行なうことが望まれる。

2 基金の有効性

(1) 基金の有効性に関する各論での指摘内容

今回監査の対象とした基金の中で、農林水産部の以下の2基金については目的に照らして有効性の面から改善や検討が求められる。

森林整備担い手基金は造成してから約20年になるが、運用益を目的とする事業に充当するものである。しかし、運用益だけではそもそも使用できる金額は僅かであり、特に最近の低金利時代の中、基金運用は大口定期預金であるため年間の運用益は数十万円程度である。20年間、800百万円の規模の基金がこの様な僅かな運用益を使用するだけに止まっているのは、有効活用されているとは言えない。

また、中山間地域農村活性化基金は平成5年から平成9年までにかけて660百万円で造成され、約15年経過しているが運用益を含めた基金活用金額は最近では年間12百万円から15百万円程度であり低調である。市町村との連携が求められるところそれが不十分であることが主な原因であるが、さらに今後基金を有効に活用するためには、現在基金の利用方針

に掲げられている「運用益を加えて、その合計額が前年度末基金元本の3%を超えない範囲」の定めを変更して基金の取崩しを緩和することも必要と考えられる。ただし、これは国の運用方針でもあるため、変更に向けて県は国に働きかけていく必要がある。

両基金に関し基金設置の目的に照らして、どのような事業が効果的か、それをいつまでにどのように実施していくか、各年度に必要な資金はいくらか等について総合的に検討し、それを中長期の計画として取りまとめて、その財源として基金から必要額を取り崩して使用する等によって基金の有効活用を図っていくことが望まれる。

図表 1 5 2 農林水産部の2基金

(単位：百万円)

基金名	設置時期	設置目的	基金残高	活用
森林整備担 い手基金	平成5年度～ 平成8年度に かけて800百 万円造成	森林の保全と機能維 持及び山村地域振興 を図るため、森林整備 の担い手の確保、育成 を図ることを目的	800	運用益を活用
中山間地域 農村活性化 基金	平成5年度～ 平成9年度に 掛けて660百 万円造成	中山間地域農村の活 性化を図るため、地域 住民活動を推進する 人材の育成、土地改良 施設や農地の利活用 及び保全整備等の促 進に対する支援を目的	618	当該年度の運 用益を加え て、その合計 額が前年度末 基金元本の3% を超えない範 囲

(2) 基金の有効性について(意見)

上記のとおり基金の規模に比して活用する金額があまりにも小さい場合は、基金の有効性や必要性という観点で検討すべきと考えられる。さらに千葉県が置かれている厳しい財政状況を踏まえ、他の財源に使用することがより有意義と判断される場合には、基金を廃止し一般財源に活用することも含めて検討することが望まれる。

3 資金の効率的活用

(1) 資金の効率的活用に関する各論での指摘内容

今回監査の対象とした、貸付金、基金及び預託金において、資金の効率性の観点から各論で取り上げた指摘事項は以下のとおりとなる。

図表 1 5 3 資金の効率性の観点から各論で取り上げた指摘事項

所轄	基金名等	資金活用の問題点
(基金)		
商工労働部	ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金	同基金は国 64 億円、県 10 億円を財源に総額 74 億円を産業振興センターに貸付けし基金を設置し、その運用益を事業に充てるものであり、年間の運用益は約 1 億円ある。運用益の未使用金額は普通預金と決済用預金（利息が付かない）に預けている。 概算払いや計画変更等、支払準備資金の確保は必要と思われるが、助成金の多くは 3 月から 4 月に支出され、年度末までの資金繰りに関しての予測は比較的容易であることから、安全性を保持しつつより有利な運用を検討すべきである。
商工労働部	ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金	同基金は国 20 億円、県 5 億円を財源に総額 25 億円を産業振興センターに貸付けし基金を設置し、その運用益を事業に充てるものであり、年間の運用益は約 35 百万円である。運用益の未使用金額は普通預金と決済用預金（利息が付かない）に預けている。 概算払いや計画変更等、支払準備資金の確保は必要と思われるが、助成金の多くは 3 月から 4 月に支出され、年度末までの資金繰りに関しての予測は比較的容易であることから、安全性を保持しつつより有利な運用を検討すべきである。
農林水産部	森林整備担い手基金	同基金は運用益を活用する 8 億円の基金であるが、運用は 3 ヶ月の大口定期預金である。安全性を考慮しつつ、より長期で利回りの良い資産で運用すべきである。
農林水産部	森林整備加速化・林業再生基金	国の補助金で基金を造成。平成 21 年度から平成 23 年度まで約 11 億円の補助金を受領し、基金を取り崩して財源に充当。基金の運用は定期預金と普通預金で行なっているが、資金需要から見て年間 2～3 億円についてはもう少し有利な運用をすべきであった。
(貸付金)		
商工労働部	地域中小企業再生ファンド貸付金	平成 18 年 3 月にファンドへの出資を目的に県から産業振興センターに 1 億円を貸付けたが、出資に使用された金額は 54 百万円で残り約 50%は使用されず、同センターで利息を生まない決済性普通預金に 6 年間も置かれたままであった。キャピタルコールに備えるため流動性の高い資産で保有することは理解できるが、工夫の余地があったと考える。

所轄	基金名等	資金活用の問題点
商工労働部	コンベンション開催準備資金貸付金	事業資金として県から(財)ちば国際コンベンションビューローに対して40百万円貸付けているが、事業の目的である貸付けが低調なため、20百万円程度の未利用資金が利息を生まない決済用預金で運用されている。少しでも利息が得られる運用を検討すべきである。
(預託金)		
商工労働部	中小企業振興資金預託金	中小企業振興資金預託金は中小企業振興融資資金貸付金制度において中小企業への低利融資を図るため、県が貸付原資の一部を金融機関に無利子で預託するものである。金融機関に対し融資残高の3分の1(一部2分の1、4分の1のものもある)を預託する制度である。平成23年度は11月までに160,000百万円を預託し、さらに12月16日に30,000百万円を追加し予算額全額の1,900億円を預託している。結果からではあるが12月の追加預託額は不要であった。預託金は、無利子である決済用預金として預けられるため、当該利息相当額は県の機会損失、金融機関の機会利得となっていたことになる。資金の効率的な運用の観点から、当初予算に縛られずに、融資の実行のために本当に必要な資金を計算し、適時に金融機関へ預託する努力が求められる。

(2) 資金の効率的活用について(意見)

上記において基金、貸付金及び預託金において資金の効率的な運用の観点から工夫や改善等が必要と思われた事例を取りまとめた。

資金を安全にかつ効率的に運用することは非常に重要であり、そのためには基金や貸付金等の資金需要等を把握した上で、どのような商品にいくら運用するかを戦略的に決めることが必要となる。しかし、各部局の担当者のみでは運用する商品や運用の仕方に関して専門的な知識を有している人材が少ないことから、資金の効率的な運用は十分には成し得ないと思われる。

従って、専門部署を設けて専門的な知識を有する人材を配置し、全庁ベースで資金の効率的な運用に取り組む体制が望まれる。

第2章 商工労働部

【一般会計 貸付金】

第1 コンベンション開催準備資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

コンベンション開催準備資金貸付金は、千葉県内におけるコンベンションの振興を図るため、県内で開催されるコンベンションの主催者等に対し、コンベンションの開催に要する資金としてコンベンション開催準備資金の貸付けを行い、その円滑な運営と成功に寄与することを目的とするものである。

(2) 根拠法令等

コンベンション開催準備資金貸付要綱

ちば国際コンベンションビューローコンベンション開催準備資金貸付要領 等

2 制度の仕組み・手続き

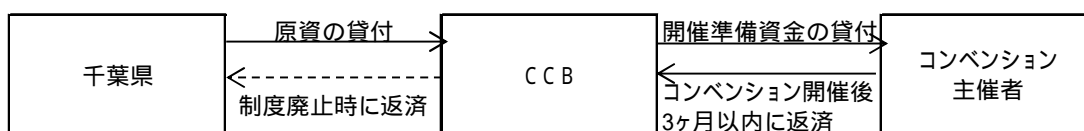
(1) 契約の内容等

コンベンション開催準備資金の貸付業務は、財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下、「CCB」という。）が実施する。貸付原資は県とCCBとの間で協定書が締結され、平成3年度から平成8年度にかけ、合計40,000千円（各10,000千円を4回）の貸付けが県より行われている。協定書第7条において貸付事業の目的達成及び事業の廃止等による資金の返済については、甲乙協議の上決定することとされている。

(2) 貸付業務の流れ

貸付けのスキームは下記のとおりである。

図表2 - 一般貸付 - 1 - 1 貸付業務スキーム



コンベンション貸付金については、貸付制度の原則を定めた「コンベンション開催準備資金貸付要綱」（千葉県規程）及び制度の詳細を定めた「ちば国際コンベンションビューローコンベンション開催準備資金貸付要領」（CCB規程）に基づきCCBがコンベンション主催者との間で貸付契約を締結する。

貸付条件は下記のとおりである。

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 2 貸付条件

貸付金額	1 コンベンションにつき 5,000 千円を限度とする
利息	無利息
貸付期間	原則として 3 年以内
返済方法	貸付後 3 年以内でかつ、コンベンション終了後 3 ヶ月以内に全額を返済
保証人	2 人

(出所) コンベンション開催準備資金貸付要綱より作成

3 貸付金の実績

(1) 貸付金残高の推移 (平成 19 年度～23 年度の 5 年間)

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 3 貸付金残高の推移

(単位: 千円)

	貸付金額 (件数)	貸付残高
平成 19 年度	- (-)	5,000
平成 20 年度	10,000 (2 件)	10,000
平成 21 年度	10,000 (2 件)	20,000
平成 22 年度	- (-)	5,000
平成 23 年度	5,000 (1 件)	-

(出所) 経済政策課提供データ

なお、制度設立時から未返済となった案件は無い。

4 実施した手続き

(1) 県における手続

- ・ コンベンション開催準備資金貸付金の概要及び、CCB との関係につき、県の担当者から説明を受けた。
- ・ 貸付金の根拠となるコンベンション開催準備資金貸付要綱及び千葉県と CCB との協定書を確認した。
- ・ 平成 23 年度開催の貸付審査会につき審査案件 1 案件の書類を確認した。

5 包括外部監査の結果

(1) 協定書の収入印紙貼付について

コンベンション開催準備資金貸付金に関しての千葉県と CCB 間の協定書(写し)を確認したところ、平成 4 年及び平成 8 年に締結された協定書(写し)には収入印紙 10,000 円の貼付がされていたが、平成 3 年及び平成 5 年に締結された協定書に関しては、収入印紙は貼付されていなかった。

コンベンション開催準備資金貸付金に関しての協定書は印紙税法上の課税文書であり、平成 3 年及び平成 5 年締結の協定書に関しても、貸付資金の金額 10,000 千円に応じた収入印

紙の貼付が必要であった。

(2) 貸付原資の預金利息について

CCB の決算書において、千葉県よりのコンベンション開催準備資金貸付金は、長期借入金 40,000 千円として処理されている。しかし、平成 17 年度までに当該貸付金の余剰資金より発生した預金利息 296 千円に関しては受入年度において CCB の雑収入として処理されており、千葉県に対する負債としては計上されていない。また、CCB よりの開催準備資金運用状況報告書においても、当該預金利息の金額は、資金残高の金額の内訳項目として記載がなされていない。

貸付原資関連で生じた収入に関して明確な取り決めはなされていないが、コンベンション開催準備資金貸付金を貸付けた趣旨を考えれば、貸付原資より生じた収入についても千葉県に帰属し、事業廃止等による資金返済時においては、貸付金の余剰資金より生じた果実も返還する必要がある。貸付原資関連で生じた収入に関しての取り扱いを明確にすると共に、開催準備資金運用状況報告書においても資金残高として報告を行うことが必要である。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) コンベンション開催準備資金貸付金の必要性について

ア 国際会議開催の状況

平成 21 年 1 月の観光庁作成の国際会議誘致ガイドブックによると、国際会議の誘致・開催の複合的な効果として下記の 3 点が挙げられている。

国際会議誘致ガイドブックより一部抜粋

第一に、「経済効果」である。これは、会議の開催および参加者や関係者の来訪に伴う生産・消費の増加など直接的な「経済効果」と、雇用の促進や税収増といった間接的な「経済効果」も含めた総合的な「経済効果」として捉えられるものである。

第二として、「地域の国際化」が挙げられる。これは、海外からの参加者を迎え入れ、さまざまな交流を図ることによる、住民の国際感覚の養成といった効果である。また、国際会議の受入準備段階におけるハード・ソフト両面での国際対応力の養成といったことも含まれる。

第三の効果として、「地域の広報」がある。国際会議の誘致・開催を通して、さまざまな地域の情報を発信することで、国際的な知名度向上という効果が見込まれる。これは今後の観光、地域活性化の面で大きな意義を持つ。

日本政府観光局の集計による都市別の国際会議の開催件数（平成 19 年～平成 23 年）は下記のとおりである。都市別の開催件数ではあるが千葉市は千葉県の開催件数の半数以上を占めるため、便宜的に千葉市における開催件数の傾向を千葉県における開催件数の傾向として考えることとする。

図表2 - 一般貸付 - 1 - 4 都市別 国際会議の開催件数（平成19年～平成23年）

	平成19年	件数	平成20年	件数	平成21年	件数	平成22年	件数	平成23年	件数
1位	東京（23区）	440件	東京（23区）	480件	東京（23区）	497件	東京（23区）	491件	東京（23区）	470件
2位	京都市	183件	横浜市	184件	福岡市	206件	福岡市	216件	福岡市	221件
3位	横浜市	157件	福岡市	172件	横浜市	179件	横浜市	174件	横浜市	169件
4位	福岡市	151件	京都市	171件	京都市	164件	京都市	155件	京都市	137件
5位	名古屋市	109件	名古屋市	130件	名古屋市	124件	名古屋市	122件	名古屋市	112件
6位	神戸市	89件	神戸市	94件	大阪市	94件	神戸市	91件	神戸市	83件
7位	つくば地区	82件	つくば地区	80件	札幌市	82件	札幌市	86件	札幌市	73件
8位	大阪市	76件	札幌市、大 阪市	77件	神戸市	76件	仙台市	72件	大阪市	72件
9位	仙台市	51件	千葉市	67件	つくば地区	74件	つくば地 区、大阪市	69件	千里地区	54件
10位	札幌市	44件	千葉市	67件	千里地区	71件	千里地区	65件	つくば地区	46件
11位	北九州市	43件	仙台市	63件	千葉市	63件	千里地区	65件	仙台市	40件
12位	千葉市	42件	千里地区	53件	仙台市	60件	千葉市	56件	北九州市	38件
13位	淡路市	35件	北九州市	47件	北九州市	50件	北九州市	49件	千葉市	30件
14位	千里地区	32件	広島市	32件	金沢市	27件	奈良市	33件	金沢市	26件
15位	熊本市	29件	奈良市	29件	淡路市	25件	金沢市	31件	広島市	24件
注1 つくば地区： 茨城県のつくば市、土浦市										
注2 千里地区： 大阪府の豊中市、吹田市、茨木										

（出所）日本政府観光局プレスリリース

平成23年における日本の国際会議開催件数は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響で、会議の中止や延期があったことから、前年比12.4%減（267件減）の1,892件であった。千葉市における国際会議開催件数は、近隣の東京・横浜・つくば地区と比べると少なくなっている。

イ 国際会議等に対する財政支援制度の概要

アジアの諸都市では、コンベンション開催経費の助成をはじめ様々な開催支援制度の充実を図り、多くの国際コンベンションの誘致に成功していることから、各自治体は国際会議の誘致のため様々な助成・貸付制度を設けている。

千葉県及びCCBの実施する国際会議等に対する財政支援制度の概要は、下記のとおりである。

図表2 - 一般貸付 - 1 - 5 国際会議等に対する財政支援制度の概要

支援制度	国際会議開催補助金 (千葉県)	コンベンション開催助成金 (CCB)	コンベンション開催準備資金貸 付金(CCB)
限度額	県単独補助分 1,000万円 市町村協調補助分 500万円	200万円	500万円
対象	一定の要件を満たす 国際会議	6か月以上の準備期間を有する コンベンション	6か月以上の準備期間を有する コンベンション
交付時期 (貸付期間)	開催後	原則開催後 事前交付の特例あり	3年間
対象経費	特定の経費	用途の定めなし	用途の定めなし
利息			無利息

（出所）千葉県及びCCBのHPデータをもとに作成

国際会議開催補助金制度は、地域経済の活性化、千葉県の名度向上、国際観光の振興及び国際交流の促進等を図るために平成 23 年度に創設された制度である。

都市別国際会議開催件数 1 位の東京都においてはコンベンション開催資金貸付制度は、平成 20 年度で終了し、開催準備資金貸付から開催経費の助成事業へ転換がなされている。

ウ コンベンション開催準備資金貸付金の必要性

国際会議等に対する財政支援制度のうち、コンベンション開催準備資金貸付金は、コンベンション開催前の準備期間の資金需要に対応した貸付けであることが特徴である。当該貸付金制度は、既存の金融機関等では開催準備資金の資金調達をすることが難しい国際会議等の主催者（学会の組織委員会等）でも、貸付けを受けられる可能性を確保する意義を有している。

コンベンション開催準備資金の貸付実績は、平成 9 年度末時点において 34,000 千円と最大となった。しかし、「3(1)貸付金残高の推移」に記載されているように、近年のコンベンション開催準備資金の貸付実績は多いとはいえない。利用が少ない要因としては、貸付制度創設当初の平成 3 年度においては、金利も現在と比して高かったことから、コンベンション準備資金を無利息で借り入れられることのメリットは大きかったが、近年の低金利の状況下で資金調達面にけるメリットは薄れてきていることが挙げられる。

「イ 国際会議等に対する財政支援制度の概要」に記載のとおり、平成 23 年度より新たな助成制度が創設され、千葉県として開催経費の助成を強化することにより国際会議の誘致を図ることとなった。コンベンション開催準備資金貸付金については、制度創設より 20 年以上たっており、外部環境も変化していることから利用者のニーズが大きいのかを検討する必要がある。助成制度とあわせて誘致のアピールをするのか、助成制度への一本化を図るのかを検討することが必要と考える。

(2) コンベンション開催準備資金貸付資金残高について

過去 5 年間の貸付原資資金残高は下記のとおりである。

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 6 貸付原資資金残高

(単位：千円)

	貸付原資残高
平成 19 年度	35,296
平成 20 年度	30,296
平成 21 年度	20,296
平成 22 年度	35,296
平成 23 年度	40,296

(出所) 経済政策課提供データより作成

ア 千葉県よりの貸付原資金額について

コンベンション開催準備資金貸付金の貸付原資資金は、1件あたり5,000千円とし毎年2件、3年程度の貸付期間とし、これに基本準備額10,000千円を加味した金額40,000千円で設定されている。

平成9年度末に最大貸付残高34,000千円となったものの、前述のように近年では貸し付け実績は少なくなっており、貸付制度を存続させる場合においても、貸付原資として当該金額全額が必要であるかどうかの検討を行うことが必要であると考えます。

イ 余剰資金の運用について

コンベンション開催準備資金貸付金資金はCCBの一般口座とは別に管理されている。当該資金は、制度設立当初は、普通預金で管理されていたが、平成17年4月から預金保護制度により全額保護される決済用預金で管理を行っている。貸付原資資金の未利用額に関して積極的な運用を実施しない理由を確認したところ、協定書第4条において「この資金を要綱に定める目的以外に使用してはならない」と規定されているためであるとのことであった。

上記のように未利用資金は多額となっており、第一義的には貸付原資資金の金額として適切な水準となっているかを検討する必要がある。その上で、今後、貸付金についての利用が多く見込まれるため、現状での資金水準を維持するというのであれば、資金の貸付けまでの期間において暫定的に短期での安全性に配慮した資金運用も検討する余地があるのではないかと考える。

(3) 遅延損害金について

CCBとコンベンション主催者との間で締結される「コンベンション開催準備資金貸借契約書」第5条においては、コンベンション開催者は、正当な理由無く開催準備資金の返済をしなかった場合、契約書記載の返済日の翌日から返済のあった日に至るまで、年10.95%の遅延損害金をCCBに支払う旨の記載がある。

過去5年間の貸付5案件のうち、返済期限を超えて返済があったのは下記の2案件である。

図表2 - 一般貸付 - 1 - 7 返済期限超過の案件

(単位：千円)

借受者	貸付金額	返済期限	返済日
A	5,000	H22.11.7	H22.12.29
B	5,000	H22.12.1	H22.12.6

(出所) 経済政策課提供データを加工

上記に関しては、返済遅延につき正当な理由があるとして、遅延損害金は徴していないが、正当な理由に基づく返済遅延であることについての説明文書等は残されていない。恣意的な判断とならないように、正当な理由に基づく遅延と判断した根拠を文書として残すことが望まれる。

(4) 貸付限度基準について

コンベンション開催準備資金貸付金額の上限は、コンベンション支援要領において下記の貸付限度額が定められている。

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 8 貸付限度額

資金計画予算	貸付限度額
30,000 千円まで	2,000 千円
50,000 千円まで	3,000 千円
50,000 千円を超えるもの	5,000 千円

過去 5 年間の貸付金額と参加者数は下記のとおりである。

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 9 過去 5 年間の貸付金額及び参加者数

貸付年度	コンベンションの名称	開催施設	参加者数	貸付金額 (千円)
平成 20 年度	第 25 回国際糖質シンポジウム	幕張メッセ	900 人	5,000
平成 20 年度	第 6 回国際ホルモン依存性癌シンポジウム	シェラトン・グランデトーキョウベイ・ホテル	200 人	5,000
平成 21 年度	第 7 回アジア肩関節学会	東京ベイホテル東急	450 人	5,000
平成 21 年度	INTERSPEECH2010	幕張メッセ	800 人	5,000
平成 23 年度	第 39 回日本集中治療医学会 学術集会 第 17 回アジア太平洋集中治療医学会	幕張メッセ	5,000 人	5,000

(出所) 経済政策課提供データを加工

コンベンションの参加者の人数はコンベンションにより大きく異なっているが、貸付金額は予算で限度額が定められているため、貸付上限金額の 5,000 千円となる案件が多い。

「6(1)コンベンション開催準備資金貸付金の必要性について」に記載のとおり、コンベンション等の誘致・開催の複合的な効果を見込んで貸付制度を充実するのであれば、参加者の人数はその効果を計る大きなファクターであるといえる。資金計画予算のみならず、参加者見込人数を加味した貸付限度額を設けることも有用であると考え。

第2 地域中小企業再生ファンド貸付金

1 制度の趣旨

(1) 概要

過剰債務等により経営状況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、財務リストラや事業見直しにより再生可能な地域の中核的な中小企業を対象に再生を支援し、雇用の確保など地域経済の活性化に資することを目的として、千葉中小企業再生ファンド(投資事業有限責任組合)(以下、「ファンド」という。)が組成された。県はファンドに対して、100,000千円を出資している。ただし、投資に係る出資要請に迅速に対応できることを考慮し、公益財団法人千葉県産業振興センター(以下、「産業振興センター」という。)を出資者とし、県はその財源として産業振興センターに対して100,000千円を貸付けている。

(2) 根拠法令等

千葉県財務規則

(3) ファンドの概要

ア 設立経緯

平成16年2月	国が定めた「地域再生推進のためのプログラム」に、中小企業の再生を推進するため、「地域中小企業再生ファンドの組成促進」が掲げられた。
平成16年4月	投資事業有限責任組合契約に関する法律(ファンド法)施行
平成16年6月	「地域中小企業再生ファンドの組成促進」を掲げた県の地域再生計画が内閣府から認定
平成16年9月～	県内関係者によるファンド検討会を設置して検討
平成18年3月31日	千葉中小企業再生ファンド(投資事業有限責任組合)設立 規模20億円、存続期間7年間(平成25年3月で終了)

イ 出資者及び出資約束額内訳(出資約束額合計2,000,000千円)

国(中小企業基盤整備機構)	900,000千円(45%)
県内金融機関等	1,000,000千円(50%)
産業振興センター	100,000千円(5%)

ウ 名称 千葉中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合

エ 出資期間 7年

オ 県と産業振興センターとの関係

(ア) 貸付け

県は、出資の財源として 100,000 千円を産業振興センターに貸し付ける。なお、産業振興センターは、ファンドとの組合契約に基づき、出資、組合財産の分配、財務諸表等の受領等を行うものである。

(イ) 分配金(返還)

産業振興センターは、組合財産の分配により受ける金額の総合計額を貸付金の返還として県に返還するものとする。なお、産業振興センターは組合から分配を受けたときは、その都度、貸付金の返還として県に返還するものとする。また、清算の際の残余財産の分配についても同様とする。

(ウ) 県への報告・協議

産業振興センターは、組合から財務諸表等を受領したときは、県に報告する。監査等の有限責任組合としての権限を行使する場合には、事前に県と協議する。

(エ) 分配を受けた金額の合計が 100,000 千円を下回る場合

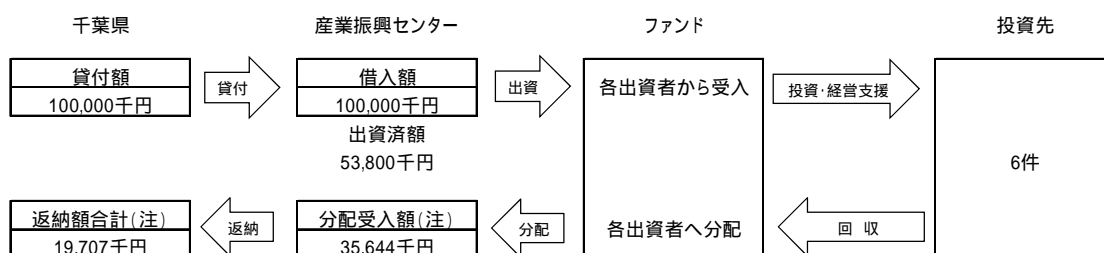
毀損部分については、県は議会の議決(地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号)を経て返還を免除することができる。

(オ) 契約期間

組合存続期間が満了し、分配を受けた金額を県に返還するまで(7 年間〔3 年を超えない範囲で延長する場合がある。〕)

以上を図示すると以下のとおりである。

図表 2 - 一般貸付 - 2 - 1 関係図(資金の流れ:平成 23 年度末時点)



(出所) 県提供資料を基に監査人作成

(注) 平成 23 年度末時点で産業振興センターでは 35,644 千円の分配受入があるが、そのうち 15,937 千円については平成 24 年度になってから県に返納されたため、分配受入額と返納額合計とで差異が生じている。

(3) 貸付金の推移

貸付金の残高推移は以下のとおりである（平成 23 年度末時点）。

図表 2 - 一般貸付 - 2 - 2 貸付金残高の推移

（単位：千円）

	摘 要	返納額	残 高
17 年度	貸付		100,000
19 年度	分配金に基づく返納	500	99,500
20 年度	分配金に基づく返納	600	98,900
	分配金に基づく返納	2,504	96,396
21 年度	分配金に基づく返納	1,815	94,581
	分配金に基づく返納	2,261	92,320
	分配金に基づく返納	7,995	84,325
22 年度	分配金に基づく返納	1,471	82,855
23 年度	分配金に基づく返納	1,360	81,495
	分配金に基づく返納	1,202	80,293

（出所）県提供資料

(4) 投資先と回収状況

6 件の投資先とその回収状況は以下のとおりである（平成 23 年 12 月末時点）。

図表 2 - 一般貸付 - 2 - 3 投資先と回収状況

（単位：千円）

投資先	投資額	回収額（注）	備考
A 社	30,000	34,560	再生支援終了
B 社	370,220	420,134	再生支援終了
C 社	88,464	24,530	再生支援中
D 社	81,187	10,062	再生支援中
E 社	149,590	108,534	再生支援中
F 社	100,733	115,070	再生支援中
合計	820,193	712,889	

（出所）県提供資料に基づいて監査人作成

（注）回収は、貸付における割賦均等償還とは異なり、投資先企業ごとに策定された再生計画に基づき、再生計画期間の期末に回収額を多く設定するなど不規則なものとなっている。

2 実施した手続き

- ・所管部署に対してヒアリングを実施した。
- ・関連書類の査閲を行った。

3 包括外部監査の結果

(1) 貸付資金の有効活用について

県は産業振興センターに対してファンドへの出資のための資金として平成 18 年度に 100,000 千円を貸し付けている。一方、産業振興センターはその貸付金を原資としてファンドに出資を実行しているが、各年度の出資額及び年度末の出資残高の状況は以下のとおりとなっている。

図表 2 - 一般貸付 - 2 - 4 ファンド出資額の推移

(単位：千円)

年度	出資額	出資残高
平成 18 年度	24,500	24,500
平成 19 年度	6,000	30,500
平成 20 年度	14,800	45,300
平成 21 年度	6,800	52,100
平成 22 年度	900	53,000
平成 23 年度	800	53,800

(出所) 県提供資料

すなわち、予算を割いて県から貸し付けた 100,000 千円のうち出資に使用された金額は 53,800 千円と約 50%程度であり、残り約 50%はその目的に使用されず、産業振興センターにおいては、利息を生まない決済性普通預金に 6 年間も置かれたままであった。このことは、ファンドからの出資要請への迅速な対応と金融機関が破綻した場合であっても県へ確実に返済できることを目的としたものであるが、有効活用が出来ていないという点において検討する余地があると考えらる。

また、本来は中小企業の再生のためにより多くの出資が実行されることが望ましく、この様に出資が低調、すなわちファンドの投資案件が期待していたほど生じなかった場合は、ファンド規定に基づいて出資約束金額の減額を請求できたはずであった。県は、投資が低調であった原因については、ファンド組成後の平成 18 年及び 19 年は景気回復が進んでいたこと、また、減額請求しなかった理由については、減額請求が可能であった平成 20 年末はリーマンショック後の中小企業の経営環境が急激に悪化している時期にあり、新たな投資先が出現する可能性があるかと判断したとのことであった。しかしながら、その後、保証制度の拡充や中小企業金融円滑化法などの資金繰り支援が実施されたこともあり、結果として、1 件追加投資が行われたのみであった。

なお、今回のケースは出資契約においてキャピタルコール条項があるため、追加出資を求められた際には期限内にそれに応じるためには流動性のある資産を持っている必要がある。この様な要請にも応えて、かつ資金の効率性を高めるために以下のような方法も検討されたい。

県でキャピタルコール枠 100,000 千円の基金を設ける一方で、他の基金等も含めて全体として将来の基金からの支出見通しを分析し、流動性の高い資産への配分、利回りの良い長期運用資産への配分並びに夫々運用する資産と金額を決定し、県全体として安全で効率的な資金運用を図っていく。

4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 当制度の有効性の評価について

上述のとおり、当貸付資金はファンドを経由して、計 6 件の投資先への出資金として活用されている。上表のとおり、6 件のうち投資額を上回る額の回収がされたのは半分の 3 件である（平成 23 年 12 月末時点）。また、同じく平成 23 年 12 月末時点での総投資額と総回収額を比較すると、総投資額 820,193 千円に対し、総回収額 712,889 千円となっており、全体額で見ると回収額が投資額を下回った状況になっている。また、県の貸付金についても図表 2 - 一般貸付 - 2 - 2 のとおり、80,293 千円となっており、このうち出資に回っていない 46,200 千円を差し引いても 34,093 千円が未回収となっている。これまでの返済状況からすると貸付額全額の回収は厳しい状況にあると推察される。

当貸付の目的やその制度趣旨から考えると、民間ファンドのような高額なリターンを求める必要はないが、税金を財源として、しかも補助ではなく貸付けられていることから、貸付額全額の回収が望ましいことは言うまでもない。ただし、仮に全額の回収がなされなかったとしても、当制度によって中小企業が事業再生を達成して、破綻を回避することができたということであれば、県の事業として一定の成果があったと言うことも可能と考えられる。

すなわち、貸付金全額の回収がなかった場合でも、どれくらいの回収があったら一定の成果として認められるか、というような当制度、当事業の有効性の評価制度、評価指標を出資先の中小企業の状況も踏まえて設けることが必要なのではないかと考える。

第3 千葉県観光公社貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的及びこれまでの経緯

昭和60年代当初、千葉ポートパーク内にはポートパーク利用者に対するレストハウス(観光地などに設けられる休憩所〔土産品の販売、案内等を行う〕)、無料休憩所が設置されておらず、利用者などから設置要望があった。この要望を受け、県関係部署や財団法人千葉県観光公社(以下、「観光公社」という。)で検討を行った結果、観光公社がポートパーク内にレストハウス(レストハウス「パテオ」)を設置し、運営することとなった。

県は、当該レストハウスの建設資金として昭和62年3月31日付けで、300,000千円を無利子で観光公社に貸付けを行った。この貸付金の返済は、当初5年間は据え置いて、昭和66年度(平成3年度)から昭和80年度(平成17年度)までの15年間で均等返済することになっていた。

しかし、平成4年4月1日、観光公社は県知事宛に「県からの観光事業貸付資金借入金の取り扱いについて(要望)」という書面を提出し、当貸付金の返済について猶予を求めた。猶予を求める基本的な理由は収入が計画を下回り、レストハウスの開業以来、損益面において経常損失を計上していることを挙げている。県はそれを承諾し、同じく平成4年4月1日付けで書面により観光公社に回答している。その回答内容は、「償還は、当分の間猶予する。」というものであった。

その後、当貸付金について返済期限が明確にされることなく経過し、平成24年5月17日に、償還は平成24年度から平成38年度までの15年間均等償還とすることとされ、現在に至っている。監査時点では当償還に関する歳入調定はされていないが、返済期限である平成25年3月31日に合わせ、千葉県財務規則第43条の規定に照らして歳入調定を行う予定とのことである。

(2) 根拠法令等

財団法人千葉県観光公社に対する観光事業資金貸付要綱

(3) 貸付金の推移

昭和62年度の当初の貸付額300,000千円は変動することなく、現在でも貸付残高は300,000千円のみである。平成24年度から返済が開始されるが、実際の返済は年度末であるため、監査時点では返済事実を確認していない。

2 実施した手続き

- ・ 所管部署に対してヒアリングを実施した。
- ・ 関連書類の査閲を行った。

3 包括外部監査の結果

(1) 無利子での貸付

当貸付は、昭和 62 年の貸付当初の時、さらに、平成 24 年度からの返済とするとの新たな取り決めの際にも一貫して無利子で行われている。この理由について所管課に聞いたところ、昭和 60 年代当時は、観光振興に資する目的での観光公社への貸付の際には、他の案件も含め無利子で貸付を行っていたということ、また、平成 24 年度からの返済に関する取り決め時には、県の港湾、観光振興として必要であったため、当初の貸付条件（無利子）を継続することとしたとのことであった。

しかし、「財団法人千葉県観光公社に対する観光事業資金貸付要綱」（以下、「貸付要綱」という。）の第 3 条前段において、「貸付金の利子は、知事が別に定める利率により計算し、毎年度末に当該年度分を支払うものとする。」と規定されており、有利子が前提であると考えられており、観光振興に資する目的の場合には観光公社に貸付けを行うことができているのが貸付要綱の趣旨であると考えられる。この貸付要綱の趣旨から考えると無利子貸付が適切であったのかは疑問である。仮に昭和 62 年の当初貸付の際は、観光公社が県の出捐を受けていることから県の外郭団体ということもあって、いわば県と連携協力して県民に行政サービスを提供する存在と位置づけることで無利子とする考え方は取り得るものと言えるが、平成 24 年度からの返済に関する取り決めにおいては、観光公社が一般財団法人化され、県からの出捐金も引き揚げられていることに加えて、県からの出向職員等の引き揚げも考慮すると、もはや県との関係は薄く、県の外郭団体という位置付けではなくなっていると言える。そのような団体に対して、県の港湾、観光振興として必要であったという理由だけでは、貸付を行うという点については合理的な理由になり得ても、無利子で貸付を行うということについての合理的な理由とは言えない。ましてや、これまで 20 年余りも返済を猶予してきた経緯も踏まえると、無利子にするほど優遇する理由は見当たらないであろう。有利子貸付への変更を検討することが望まれる。

(2) 貸付先に対するモニタリング及び指導の不十分性

当初の契約では、昭和 66 年度（平成 3 年度）から昭和 80 年度（平成 17 年度）までの 15 年間で均等償還する予定であったが、観光公社からの支援要請があり、平成 4 年 4 月 1 日に償還を当分の間猶予することとされた。この「当分の間猶予する」との結果が、平成 24 年 5 月に契約が変更されるまでの間、約 20 年に渡って当該貸付金を塩漬け状態に至らせたということは、大きな問題と言わざるを得ない。

また、県として猶予を認めるか否かを決定する際には、要請理由の妥当性を検証することはもちろんのこと、観光公社が、なぜ猶予申請をせざるを得ない状況になってしまったのかという検証及び今後の運営に関する適切な指導も望まれたところである。昭和 62 年の当初貸付時において、当該レストハウスの収支計画が作成されている。当然ながら、この収支計画によると当該貸付金の返済は滞ることなく行われることとなっているが、返済期限開始の昭和 66 年度（平成 3 年度）から返済が滞ったことから、実際には計画通りに事業が進んでいなかったことになる。

観光公社から猶予の要請が来た際に、県の方で計画と実績との比較分析を行い、今後の観

光公社の運営に対して経営指導が行われたかどうかを所管課に聞いたところ、文書の保存期限等もあることから、現在、当該検討状況に係る資料は無いが、当ても分析及び指導はなされていたものと考えているとのことであった。しかしながら、結果としてこのように長期にわたって返済が滞るという事態に至ったということは、観光公社が早期に償還を行えるような経営体質にするための経営指導が、出捐者としての立場から不足していたと言わざるを得ないと考える。また、当時の検討資料が保存されていないというのも問題である。たとえ、保存期限を過ぎていたとしても、このように重要で特異な事例については、人事異動に伴う引継ぎのことも考えると、当該貸付の回収が完了するまで一連の資料は保存しておくべきであったと考える。

なお、平成 24 年度になってレストハウスの新たな事業がスタートし、それに伴って当貸付金は平成 38 年度までの 15 年間に渡って分割弁済する契約に変更されることになったが、県は今後、同事業の業績の推移を的確に把握すると共に必要な指導・監督を行って、貸付金が計画通り返済されるよう最大限の役割を果たすべきである。

(3) 猶予期間中における検討記録の不存在

上述のとおり、平成 4 年 4 月 1 日において、償還を当分の間猶予する決定がされた。その後、返済期限に関する検討について所管課に聞いたところ、検討はされていたと想定されるが、それに関する資料等は存在しないとのことであった。貸付金は依然として残っているため、それに関する検討経緯は適切に記録しておくべきところであるが、それが確認できないということは、これまで検討がなされてこなかったと看做されても仕方がないところである。

以上の指摘は既に過去のことではあるが、上記(2)に記載のとおり、当該貸付金は平成 24 年度に新たな事業の開始によって今後 15 年間で返済されることになっており、県民に対する説明責任という面から、県が貸付金の回収のために最大限の努力を行った過程をしっかりと記録として残していくことが必要である。

(4) 貸付時における延滞貸付金の存在

当貸付けは昭和 62 年 3 月 31 日に行われているが、この貸付け当時、観光公社には返済が滞っている県からの借入金が存在していた。以下の 2 件である。

観光事業資金（南房パラダイス）	60,000 千円
観光事業資金（運営費）	400,000 千円

実際に返済遅延が発生している状況の中で、新たに 300,000 千円の貸付けを行ったという点については、その意思決定に疑問を感じる。民間企業や金融機関では、こういった状況で新たな貸付けが行われることは想定できない。

(5) 潤沢な現金預金の保有

新たな返済に関する取り決めが平成24年に行われ、平成24年度から15年間の均等償還が予定されている。しかし、平成24年3月31日時点の観光公社の貸借対照表（下表参照）を見ると、853,721千円の現金預金が計上されている。短期的な支払要素である流動負債を見ても買掛金30,837千円、未払金81,387千円と両者合計でも112,224千円程度であり、短期的に資金繰りに困窮するような状態ではないと思われる。この点について所管課に聞いたところ、退職給付引当金や減価償却累計額の内部留保資金であることから返済に充当しなかったとのことであった。確かに退職給付引当金は283,013千円、減価償却累計額378,120千円となっており両者計で661,133千円となる。しかし、これらが特定資産として拘束されておらず現金預金で保有していることに加え、退職給付引当金や減価償却累計額は一時にこれだけ多額の資金需要が生じるわけではない点を考慮すると、新たな返済計画を取りまとめる際に、この現金預金から300,000千円一括とは言わないまでも幾分かまとまった額を返済に充当できたのではないかと考えられる。

図表2 - 一般貸付 - 3 - 1 観光公社の貸借対照表

平成24年3月31日現在		(単位：千円)	
資産の部		負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	853,721	未払費用	97,866
売掛金	21,284	買掛金	30,837
未収金	12,807	未払金	81,388
その他流動資産	9,823	その他流動負債	3,836
流動資産合計	897,636	流動負債合計	213,926
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		長期未払金	237
基本財産引当預金	10,000	長期借入金	634,000
(2) 特定資産	-	長期預り金	2,013
(3) その他固定資産		退職給付引当金	283,013
建物	859,078	固定負債合計	919,263
建物減価償却累計額	-351,442	負債合計	1,133,189
構築物	4,037	正味財産の部	
構築物減価償却累計額	-19	1. 指定正味財産(出捐金)	1,000
車両運搬具	4,416	2. 一般正味財産	383,495
車両運搬具減価償却累計額	-4,149	正味財産合計	384,495
工具器具備品	24,216		
工具器具備品減価償却累計額	-22,510		
土地	95,200		
その他の固定資産	1,221		
固定資産合計	620,049	負債及び正味財産合計	1,517,684
資産合計	1,517,684		

(注1) 観光公社のホームページで公表されている貸借対照表を一部集約している。

(注2) 実際の貸借対照表には資産の部に「収益会計元入金」、負債の部に「本社会計元入金」がともに486,539千円計上されているが、上表では割愛した。

【一般会計 預託金制度】

第1 中小企業振興融資資金貸付金（損失補てんを含む）

1 制度の趣旨

（1）目的

中小企業振興融資資金貸付金は、千葉県中小企業振興資金融資と千葉県企業・研究所立地促進資金融資からなっている。

千葉県中小企業振興資金融資（以下、「振興資金」という。）は、県内中小企業の経営基盤の確立と近代化のために必要な資金を融資し、もって中小企業の振興に資することを目的としている。

事業支援短期資金、小規模事業資金、創業資金、経営安定資金及び再生資金（以下「保証付資金」という。）に係る融資並びに保証付資金以外の資金に係る融資であって申込受付機関又は融資の依頼を受けた取扱金融機関が千葉県信用保証協会（以下、「信用保証協会」という。）の保証を付する必要があると認めたものについては、信用保証協会の保証を付するものされている。

一方、千葉県企業・研究所立地促進資金融資（以下、「企業立地資金」という。）は、本県の工業団地等に工場若しくは流通加工施設を立地しようとする企業又は本県内に研究所を立地しようとする企業に対し、用地取得資金、建物建設資金その他立地に必要な資金を融資することにより、工業団地等への工場又は流通加工施設の立地と本県内への研究所の集積を促進し、もって本県工業構造の高度化と雇用の場の創出を図ることを目的としている。

取扱金融機関において必要と認めた場合は、信用保証協会の保証を付すものとされている。

（2）主な根拠法令等

千葉県中小企業振興資金融資要綱

千葉県中小企業振興資金融資制度実施要領

中小企業向け融資のしおり＜千葉県制度融資のご案内＞

千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱

千葉県企業・研究所立地促進資金融資制度実施要領

企業・研究所立地促進資金のご案内

千葉県 CLO 活用資金借換保証制度要綱

千葉県中小企業融資損失てん補条例

千葉県中小企業融資損失てん補条例施行規則

千葉県中小企業融資損失てん補基本契約書（千葉県信用保証協会と締結）

中小企業信用保険法

中小企業信用保険法施行令

中小企業信用保険法施行規則

信用保証ガイドブック

(3) 県制度融資の対象者

振興資金は、県内で事業を行う中小企業者（個人、会社、組合等）の方、及び新規創業される方が融資対象となる。

一方、企業立地資金は、県内に工場、流通加工施設又は研究所を立地しようとする企業で、次のいずれかに該当する者が対象となる。なお、賃借により立地しようとする場合は、造成主体からの賃借に限り対象となる。

ア 工場及び流通加工施設の立地

工場団地、新住宅市街地開発法に基づく事業地（千葉ニュータウン）、独立行政法人都市再生機構が整備した事業用地又は工場立地法に基づく工場適地への立地、当該工場又は流通加工施設の創業開始時における従業員が10人以上の者

イ 研究所の立地

製造及びこれに関連する事業に係る基礎研究、応用研究、開発研究を行う研究所を立地し、当該研究所の業務開始時における研究従事者数が5人以上の者

2 中小企業振興融資資金貸付金の融資概要

(1) 金融機関の融資実績

振興資金⁹及び企業立地資金¹⁰に係る平成19年度から平成23年度までの金融機関の融資実績は、下表のように推移している。

図表2 - 一般預託 - 1 - 1 振興資金及び企業立地資金に係る金融機関の融資実績

(単位：百万円)

資金名	H19	H20	H21	H22	H23	備考
【振興資金】						
事業資金	62,051	60,561	52,540	56,391	72,646	
サポート短期資金	120,094	106,486	99,911	95,589	89,897	
小規模事業資金	22,163	20,836	18,301	20,793	20,978	
創業資金	2,294	1,868	2,444	2,169	1,739	
挑戦資金	1,565	1,304	1,336	879	167	
セーフティネット 資金	30,825	104,466	110,626	99,322	94,919	
再生資金	224	-	-	-	-	
観光施設資金	150	303	268	40	22	
環境保全資金	-	-	-	3	86	H22 から
地域商業資金	-	-	11	-	-	H21 未まで
工場移転資金	-	-	-	-	-	H18 未まで
計	239,369	295,827	285,440	275,190	280,454	
【企業立地資金】	500	1,250	-	1,647	353	
合計	239,869	297,077	285,440	276,837	280,807	

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料

⁹ 振興資金の詳細については、県のHP < <http://bit.ly/T8pZRM> > 参照。

¹⁰ 企業立地資金の詳細については、県のHP < <http://bit.ly/SUXFDT> > 参照。

(2) 金融機関の融資残高

振興資金及び企業立地資金に係る平成19年度から平成23年度までの金融機関の融資残高は、下表のように推移している。

図表2 - 一般預託 - 1 - 2 振興資金及び企業立地資金に係る金融機関の融資残高

(単位：百万円)

資金名	H19	H20	H21	H22	H23	備考
【振興資金】						
事業資金	117,651	118,727	108,830	107,501	123,923	
サポート短期資金	50,668	46,518	48,095	48,173	48,093	
小規模事業資金	43,122	42,414	38,782	40,427	40,056	
創業資金	6,881	6,808	6,958	6,522	5,947	
挑戦資金	2,862	3,452	3,758	3,775	3,083	
セーフティネット 資金	40,706	125,360	179,285	195,762	217,473	
再生資金	299	199	175	151	132	
観光施設資金	693	906	1,075	973	819	
環境保全資金	-	-	-	223	199	H22 から
地域商業資金	9	8	18	16	15	H21 未まで
工場移転資金	34	25	20	-	-	H18 未まで
計	262,929	344,422	387,000	403,527	439,740	
【企業立地資金】	1,672	2,626	2,354	3,525	3,079	
合計	264,602	347,049	389,355	407,053	442,819	

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料

3 制度の仕組み

(1) 中小企業振興融資資金貸付金（預託金方式）の概要

中小企業振興融資資金貸付金制度においては、県が貸付原資の一部を金融機関に無利子で預託することにより、金融機関から中小企業者等への融資利率の低減を図っている。

また、取扱金融機関が必要と認めた場合には、信用保証協会が、中小企業が融資を受ける際の信用を補完し、借入機会の拡大を図っている。

県から取扱金融機関（33行）への預託額は、平成23年度の決算額で190,000,000千円であった。

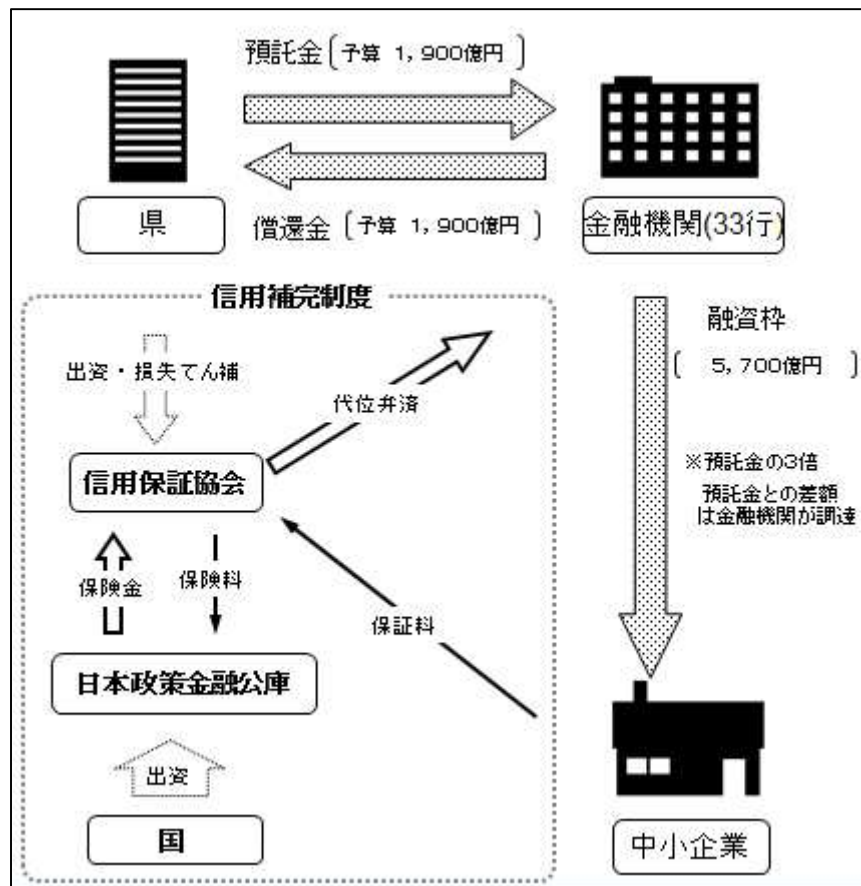
取扱金融機関から中小企業者等への融資枠は、以下のようになっている。

【振興資金】預託額の3倍

ただし、短期資金のうち信用金庫・信用組合・商工中金については2倍

【企業立地資金】預託額の4倍

図表2 - 一般預託 - 1 - 3 中小企業振興融資資金貸付金制度の概要



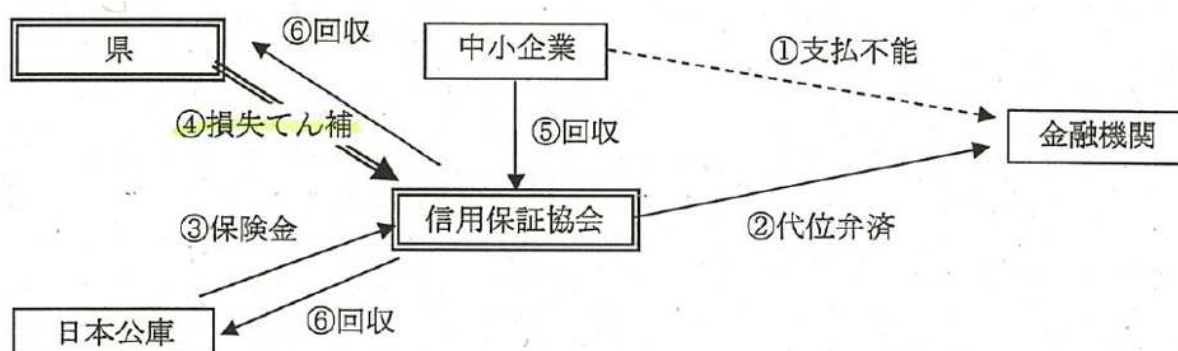
(出所) 平成24年度「中小企業向け融資のしおり」<千葉県制度融資のご案内>

(2) 中小企業等が返済不能に陥った場合の損失てん補の概要

下図のように、中小企業等が支払不能に陥り()、融資を実行した金融機関から信用保証協会へ代位弁済請求が行われた場合、信用保証協会は金融機関へ代位弁済を行う()。代位弁済後、信用保証協会は当該代位弁済に係る日本政策金融公庫からの保険金()を受け取るとともに、県からも損失てん補を受けとる()。

後に、当該中小企業等が返済可能となった場合、信用保証協会は債権を回収すると共に、日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)及び県へ見合い分(保険金及び損失てん補分)を返納する()。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 4 県の損失補てんの概要



(出所) 商工労働部経営支援課提供資料

(3) 県と信用保証協会との制度概要

平成 23 年度の、千葉県における中小企業振興融資資金貸付金の融資実績は 280,807 百万円で、融資残高は 442,819 百万円となっている。特に、リーマンショック後の景気対応緊急保証、東日本大震災後の東日本大震災復興緊急保証等では、緊急時における県内中小企業の倒産回避に大きな役割を果たしている。

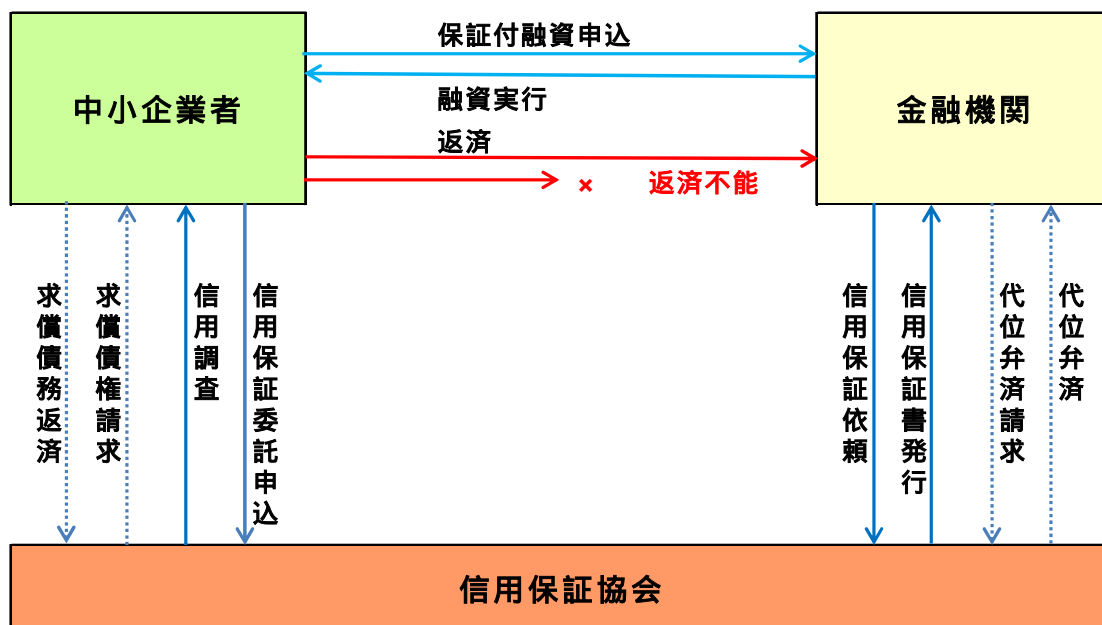
千葉県は、これらの制度を活用した「セーフティネット資金」を設け、低率な金利と保証料で、県内中小企業の低コストによる資金調達を可能としている。

このように、中小企業振興融資資金貸付金は、「県内中小企業の経営基盤の確立と近代化のために必要な資金を融資し、もって中小企業の振興に資する」との目的に沿って実施されており、県の損失てん補による信用保証制度の活用は、県内中小企業への資金供給に大きな効果をあげている。

(4) 信用保証協会における保証申込から保証承諾に至るまでの事務フロー

保証申込から保証承諾に至るまでの事務フローは、下図のようになっている。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 5 保証申込から保証承諾に至るまでの事務フロー



(出所) 信用保証協会提供資料を基に作成

中小企業者は信用保証協会に信用保証委託申込を行う。

信用保証協会は、主に書面審査によって中小企業者の信用調査を行う。

信用調査の結果、適当と認めるときは、金融機関に対し信用保証書を発行する。

金融機関は信用保証書に基づいて融資を実行する。このとき中小企業者は所定の信用保証料を金融機関経由で信用保証協会に支払う。

中小企業者は借入契約に従って、金融機関に借入金の返済を行う。

中小企業者が返済不能に陥った場合などに、金融機関経由で信用保証協会に事故報告が提出される。

一定の要件を満たした場合、期限の利益喪失協議等経て、信用保証協会は金融機関からの代位弁済請求書を受理する。

信用保証協会は、代位弁済請求書に基づいて中小企業者に代わって借入金の残債務(元金及び利息)を金融機関に支払う。

信用保証協会は、代位弁済により取得した求償債権を中小企業者に請求する。

中小企業者は信用保証協会に対して求償債権を返済する。

(5) 県制度における損失てん補率の概要

中小企業振興融資資金貸付金制度における関係機関の損失てん補率の概要は、下表のようになっている。

図表2 - 一般預託 - 1 - 6 損失てん補率の概要

100%保証(責任共有制度以外)・・・金融機関の損失てん補率は0%

	日本公庫	千葉県	保証協会	国補助金	備考
無担保保証	80%	15%	5%	0%	
普通保証	70%	20%	10%	0%	担保有(原則)
東日本大震災復興 緊急保証	90%	5%	0%	5%	セーフティネット資金 (震災復興枠) 保証協会は利子分を負担
経営安定関連保証、 創業等関連保証	80%	5%	0%	15%	セーフティネット資金 (市町村認定枠) 創業資金 保証協会は利子分を負担

80%保証(責任共有制度)・・・部分保証の場合

	日本公庫	千葉県	保証協会	金融機関	備考
無担保保証	64%	12%	4%	20%	事業資金、サポート短期資金、 挑戦資金、環境保全資金 他
普通保証	56%	16%	8%	20%	事業資金、サポート短期資金、 挑戦資金、環境保全資金 他

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料

「千葉県中小企業融資損失てん補条例」第2条第3項において、「損失」とは、信用保証協会が債務保証契約に従って中小企業者のために弁済した借入金の額をいうと規定されていることから、利息分は信用保証協会が負担することになっている。

平成23年度に信用保証協会が金融機関に代位弁済した額の内訳は、下表のとおりである。

図表2 - 一般預託 - 1 - 7 信用保証協会の金融機関への代位弁済額の推移(概要)

(単位: 件、百万円)

年 度	元金(A)				利息(B)		利息率		元利合計(C)	
	件数	前年比	金額	前年比	金額	前年比	B/A	B/C	金額	前年比
H19	2,470	107.5%	24,174	106.5%	183	112.2%	0.8%	0.8%	24,357	106.5%
H20	3,027	122.6%	33,448	138.4%	270	147.6%	0.8%	0.8%	33,719	138.4%
H21	3,025	99.9%	37,075	110.8%	295	109.0%	0.8%	0.8%	37,370	110.8%
H22	2,481	82.0%	30,743	82.9%	223	75.6%	0.7%	0.7%	30,966	82.9%
H23	2,430	97.9%	31,039	101.0%	211	94.7%	0.7%	0.7%	31,251	100.9%

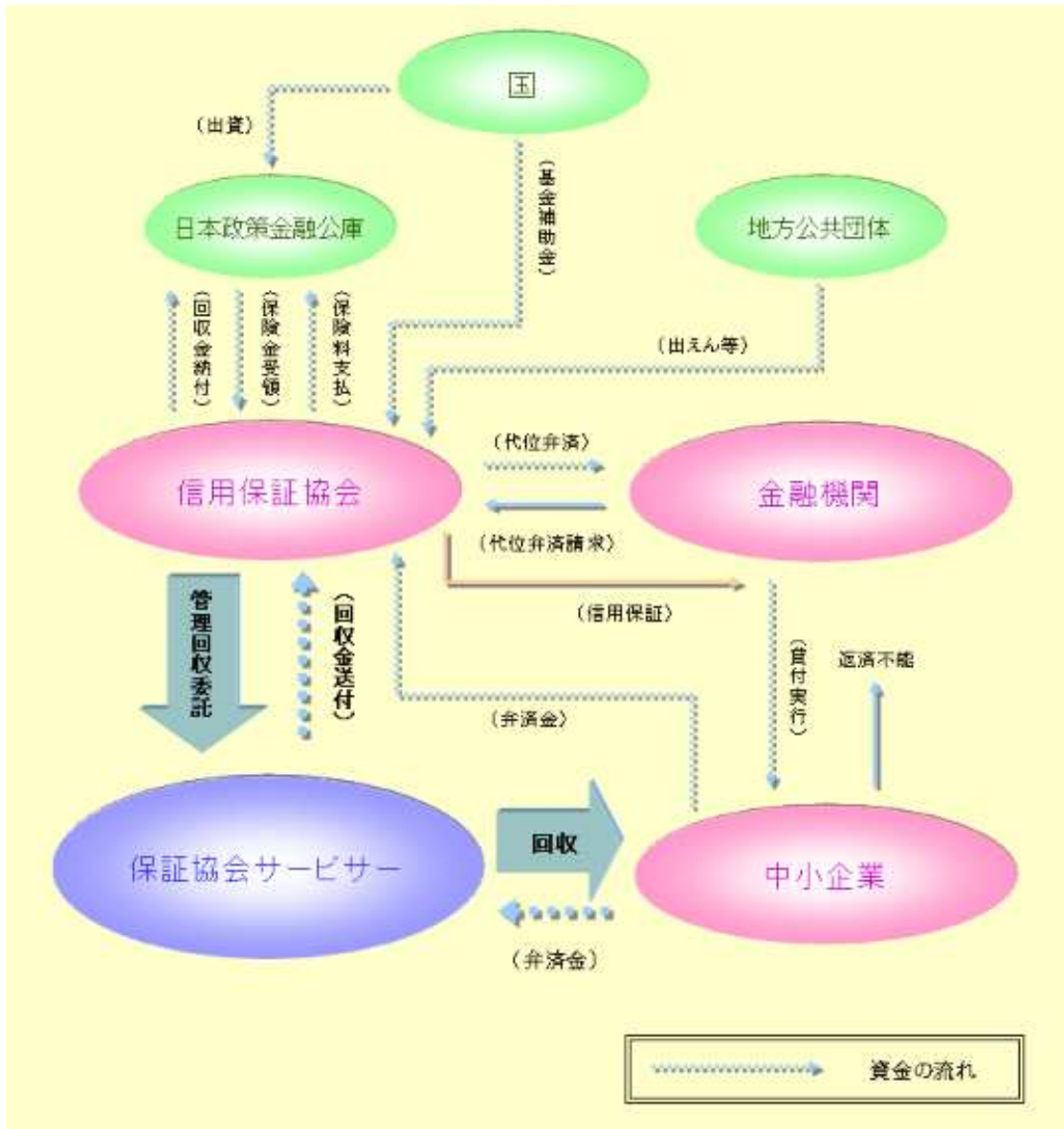
(出所) 千葉県信用保証協会提示資料を基に作成

(6) 保証協会債権回収㈱の制度概要

信用保証協会は代位弁済等で移転された債権の回収に関して、サービサーへの債権回収業務の委託要件に合致する案件については、債権（千葉県制度融資である中小企業振興融資資金貸付金を含む）の回収をサービサー（保証協会債権回収㈱）へ委託している。

信用保証協会及び保証協会債権回収㈱の制度概要は、下図のとおりである。

図表2 - 一般預託 - 1 - 8 信用保証協会及び保証協会債権回収㈱の制度概要



(出所) 保証協会債権回収㈱のHP < <http://www.cgcservicer.co.jp/> >

(7) 信用保証協会における保証承諾件数と代位弁済件数の概要

信用保証協会における保証承諾年度と代位弁済の発生年度について、元利件数ベースでの推移は下表のとおりである。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 9 保証承諾年度別代位弁済元利件数 (全体)

(単位: 件)

	H19年度 代弁	H20年度 代弁	H21年度 代弁	H22年度 代弁	H23年度 代弁
代弁年度と同年度の承諾	158	164	128	109	83
代弁年度の前年度の承諾	495	791	741	632	493
代弁年度の前々年度の承諾	351	526	662	663	605
代弁年度の前々年度より前の承諾	1,466	1,546	1,495	1,077	1,251
合計	2,470	3,027	3,026	2,481	2,432

(出所) 千葉県信用保証協会提供資料

図表 2 - 一般預託 - 1 - 10 保証承諾年度別代位弁済元利件数 (県制度)

(単位: 件)

	H19年度 代弁	H20年度 代弁	H21年度 代弁	H22年度 代弁	H23年度 代弁
代弁年度と同年度の承諾	105	107	92	79	56
代弁年度の前年度の承諾	278	456	435	382	332
代弁年度の前々年度の承諾	149	254	307	331	372
代弁年度の前々年度より前の承諾	443	484	538	400	530
合計	975	1,301	1,372	1,192	1,290

(出所) 千葉県信用保証協会提供資料

図表 2 - 一般預託 1 - 11 県制度の占める比率 (件数比)

	H19年度 代弁	H20年度 代弁	H21年度 代弁	H22年度 代弁	H23年度 代弁
代弁年度と同年度の承諾	66%	65%	72%	72%	67%
代弁年度の前年度の承諾	56%	58%	59%	60%	67%
代弁年度の前々年度の承諾	42%	48%	46%	50%	61%
代弁年度の前々年度より前の承諾	30%	31%	36%	37%	42%
合計	39%	43%	45%	48%	53%

(出所) 千葉県信用保証協会提供資料

(8) 信用保証協会における保証承諾額と代位弁済額の概要

信用保証協会における保証承諾年度と代位弁済の発生年度について、元利金額ベースでの推移は下表のとおりである。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 1 2 保証承諾年度別代位弁済元利金額 (全体)

(単位 : 千円)

	H19 年度 代弁	H20 年度 代弁	H21 年度 代弁	H22 年度 代弁	H23 年度 代弁
代弁年度と同年度の承諾	2,166,247	1,938,625	1,635,323	1,383,248	909,654
代弁年度の前年度の承諾	5,662,333	13,635,921	11,665,887	9,298,852	6,781,939
代弁年度の前々年度の承諾	3,474,760	5,727,701	11,267,145	9,550,537	8,291,426
代弁年度の前々年度より前の承諾	13,054,499	12,416,770	12,802,608	10,734,180	15,268,031
合計	24,357,840	33,719,017	37,370,963	30,966,817	31,251,050

(出所) 千葉県信用保証協会提供資料

図表 2 - 一般預託 - 1 - 1 3 保証承諾年度別代位弁済元利金額 (県制度)

(単位 : 千円)

	H19 年度 代弁	H20 年度 代弁	H21 年度 代弁	H22 年度 代弁	H23 年度 代弁
代弁年度と同年度の承諾	870,958	847,049	971,891	805,369	505,349
代弁年度の前年度の承諾	2,642,974	4,475,833	4,314,522	3,783,396	3,599,512
代弁年度の前々年度の承諾	1,020,861	2,431,778	3,419,096	3,144,951	3,412,072
代弁年度の前々年度より前の承諾	2,500,992	2,564,663	3,458,638	3,079,315	4,696,295
合計	7,035,785	10,319,324	12,164,147	10,813,033	12,213,228

(出所) 千葉県信用保証協会提供資料

図表 2 - 一般預託 - 1 - 1 4 県制度の占める比率 (金額比)

	H19 年度 代弁	H20 年度 代弁	H21 年度 代弁	H22 年度 代弁	H23 年度 代弁
代弁年度と同年度の承諾	40%	44%	59%	58%	56%
代弁年度の前年度の承諾	47%	33%	37%	41%	53%
代弁年度の前々年度の承諾	29%	42%	30%	33%	41%
代弁年度の前々年度より前の承諾	19%	21%	27%	29%	31%
合計	29%	31%	33%	35%	39%

(出所) 千葉県信用保証協会提供資料

(9) 信用保証協会の代位弁済額と県の一般会計における実質負担額の推移

千葉県融資制度に係る信用保証協会の代位弁済額と、県の損失負担額及び信用保証協会から県への返納額(代位弁済後、中小企業等から回収額)の推移は下表のとおりである。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 1 5 損失てん補額及び返納額

(単位：千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
県制度融資に係る信用保証協会の保証残高(3月末)	281,354,058	354,318,489	390,215,870	401,714,216	430,690,153
県制度に係る信用保証協会の金融機関への代位弁済額(年度)(A)	7,035,785	10,319,324	12,164,147	10,813,033	12,213,228
県の信用保証協会への損失てん補額(B)	931,377	1,397,549	1,304,296 9ヶ月分	1,753,103 15ヶ月分	1,468,944
損失てん補率(%) (B/A)	13.2%	13.5%	10.7%	16.2%	12.0%
信用保証協会から県への返納額(C)	232,448	193,063	255,275	222,868	182,062
県の一般会計における実質負担額(B) - (C)	698,929	1,204,486	1,049,021	1,530,235	1,286,882

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料

上表における県の信用保証協会への損失てん補額(B)は県の決算額であるが、信用保証協会から県への請求時期の関係で、平成 21 年度は 9 ヶ月分、平成 22 年度は 15 か月分が、それぞれ計上されている。

4 実施した手続き

(1) 県側で実施した手続

【預託金】

・所管課より中小企業振興融資資金貸付金制度に関する金融機関への預託金の状況、根拠法令等に関する資料の提出を受け、適宜、担当者へのヒアリングを実施し、内容の把握及び事実の確認等を行った。

【損失てん補】

・所管課より関係する条例等、信用保証協会への損失てん補の状況、信用保証協会から県への返納額の状況などの資料の提出を受け、適宜、担当者へのヒアリングを実施し、内容の把握及び事実の確認等を行った。

(2) 信用保証協会で実施した手続

【保証承諾、代位弁済等】

・担当者から関係法令、融資先の中小企業者等の信用調査の状況、保証承諾の状況、金融機関への代位弁済の状況、代位弁済で取得した求償権の管理状況等に関する資料の提出を受け、適宜、担当者へのヒアリングを実施し、内容の把握及び事実の確認等を行った。

・また、平成 23 年度に信用保証協会が中小企業振興融資資金貸付金の関係で代位弁済した 1,290 件の中から制度融資の種類別に融資残高の大きなものを中心に 35 件サンプル抽出を行い、信用調査、保証承諾、代位弁済、求償権の回収事務などについて関係する資料の提出を受け、適宜、担当者へのヒアリングを実施し、内容の把握及び事実の確認等を行った。

5 包括外部監査の結果

(1) 信用保証協会におけるセーフティネット資金に関する審査

平成 23 年度に代位弁済を行った中小企業振興融資資金貸付金は、1,290 件、12,213 百万円(内、セーフティネットは 370 件、5,742 百万円)であり、代位弁済率は 2.8%であった。

しかしながら、信用保証協会の対象とする県内企業は、中小・零細企業で業況が厳しい先が多く見られること、震災による影響その他で経営状況が困難に直面している企業への“セーフティネット”としての役割等を考えると、一定程度の代位弁済はやむを得ないものと考えられる。

中小企業振興融資資金貸付金は、中小企業の経営基盤の強化等に資するための融資制度であり、いたずらに審査を強化するだけでは制度の趣旨に反することになる。また、信用保証協会は、赤字や債務超過などの事象のみで判断するのではなく、個々の中小企業等の経営実態や特性を踏まえた判断を行うため、決算書の財務内容による一律判断は困難であることは理解する¹¹。

しかしながら、公金により運営されている制度であるとの一層の自覚をもって取り組むことは重要である。以下のようなサンプル調査による事例が見受けられたので改善を望む。

¹¹ 中小企業庁長官「中小・小規模企業に対する年末金融の円滑化について」(平成 20・12・02 中庁第 1 号)参照。

平成 23 年度に信用保証協会が中小企業振興融資資金貸付金の関係で代位弁済した 1,290 件の中から制度融資の種類別に融資残高の大きなものを中心に 35 件サンプル抽出を行い、融資先が返済不能となり、信用保証協会が代位弁済するに至った経緯を確認したところ、セーフティネット資金（8 件：A 社～H 社）に関して、下表のような状況が見られた。

このうち 4 社が融資後 3 か月以内に事実上破綻しており、また 3 社は 1 年程度で破綻もしくは条件変更に至る等、8 社中 7 社が融資後短期間で破綻又は条件変更に陥っている。仮にこれらの会社の中に、融資時点で資金は枯渇し、かつ事業性を失くしている会社が存在していたならば、このような会社に融資・保証したことは残念と言わざるを得ない。セーフティネット資金は、業況が悪化し、経営の安定に支障を来している企業への救済色の強い資金であるものの、より一層高度な審査能力を望むものである。

セーフティネット資金の場合、金融機関及び信用保証協会の貸付元金部分の負担割合が 0%となっていることから、審査が甘くなると、短期間で融資先が破綻し、信用保証協会の代位弁済の実行、県の一般会計による損失てん補へと事態が進展してしまう。

最終的に損失は日本政策金融公庫が 80%、千葉県が 5%、国庫補助金で 15%を負担することになるが、いずれも納税者の負担に帰することになる。納税者に対する説明責任を全うできるよう、審査体制を強化することが強く望まれる。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 16 セーフティネット資金における代位弁済事例

融資先	A 社
融資額	80,000 千円（新規、市町村認定）
保証承諾日	平成 23 年 2 月 25 日
期限の利益喪失日	平成 23 年 10 月 17 日
融資実行時の格付	C3
信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見	年商 6 億円、利益計上、現在無借金であり、与信は許容範囲と史料。
代位弁済に至った状況	平成 23 年 2 月に融資後、2 回支払があったが、その後 A 社の代表取締役との連絡が不通となった。
監査人のコメント	無借金で融資後 2 回の支払いをもって回収不能に至るとは不自然である。決算書が粉飾されていた可能性も高く、結果として審査体制に課題が残る。 このように融資後 1 年程度で代位弁済に至った事案については事後検証し、審査の充実に活かすべきである。

融資先	B 社
融資額（借換前の残高）	80,000 千円（62,864 千円）
保証承諾日	平成 23 年 2 月 21 日
期限の利益喪失日	平成 23 年 5 月 12 日
融資実行時の格付	C2
信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見	今後業況の回復が見込まれるため支援したい。
代位弁済に至った状況	融資後平成 23 年 3 月、4 月の 2 回の返済後、破産申立。
監査人のコメント	2 月に融資し 5 月に破産しており極めて異常である。審査体制の見直しを検討する必要がある。このように融資後短期間に代位弁済に至った事案については事後検証し、審査の充実に活かすべきである。 貸付実行後、6 ヶ月以内に事故報告書が提出された案件については、金融機関から保証協会に対して「早期事故案件に係る説明書」を提出してもらうことになっているが、この対象となるのは新規案件のみである。B 社は過去 18 回の申込実績があるため、今回のような貸付後 3 ヶ月以内に事故が発生した事案では対象とはならない。申込実績が多い場合であっても、このように貸付後短期間に事故が発生したケースでは、直前の審査が甘かったことが一因とも考えられるため、「早期事故案件に係る説明書」の提出対象とすべきと考えられる。

融資先	C社
融資額（借換前の残高）	80,000千円（66,672千円）
保証承諾日	平成23年3月23日
期限の利益喪失日	平成23年6月20日
融資実行時の格付	C2
信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見	借入金の純増は13百万円で返済額は従前と同額。 過去実績から勘案すれば取組に対する不安は希薄。 以前からプロパー支援が継続して行われている先であり信用上の保全が確立されているものと判断し、申出通り応じる。
代位弁済に至った状況	融資した3ヶ月後の平成23年6月には資金繰りの目途が立たず事業の廃止を決めている。
監査人のコメント	融資直前期の平成22年5月期決算の以下の数値を見る限り、極めて異常な状況が見て取れる。 ・売上高870百万円に対し借入金755百万円と売上規模に匹敵する多額な金額であり、破綻状態といえる。 ・売掛金は763百万円で年間売上高に近い金額であり異常である。 3月に融資し、その3ヶ月後に事業を廃止し、信用保証協会が代位弁済を行っている。対象会社の融資直前期の決算書によると、借入金は売上の規模に匹敵する程度に多額で、また売掛金は年間売上高に近い残高となっている等、極めて不健全な財政状態である。このような会社に対して承認理由において「不安は希薄」とある。 短期間に破綻したことは審査体制に課題があると言わざるを得ない。このように融資後短期間に代位弁済に至った事案については事後検証し、審査の充実に活かすべきである。

融資先	D社
融資額（借換前の残高）	80,000千円（55,558千円）
保証承諾日	平成21年12月17日
条件変更日	平成22年8月、12月及び平成23年7月にリスク
期限の利益喪失日	平成24年2月3日
融資実行時の格付	C2
信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見	年商10億円近く計上するも前期は赤字となったもの。減価償却を15百万円程度しており単純キャッシュ・フローはプラス。借り換えにより約弁負担の軽減となり、申込制度を考慮のうえ支援したい。
代位弁済に至った状況	融資後1年に満たない時期にリスクを実施している。
監査人のコメント	審査体制の強化が望まれる。

融資先	E 社
融資額（借換前の残高）	80,000 千円（50,841 千円）
保証承諾日	平成 21 年 6 月 19 日
期限の利益喪失日	平成 23 年 3 月 18 日
融資実行時の格付	C3
信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見	平成 21 年 2 月期決算では新たに四国、福岡の魚市場との取引も開始したことから業績も上向いた。今期についても前期同程度の決算内容の見通しの由。 今回、債権借換え並びに長期経営安定資金としての申込であるが、過去支振りも良好、またプロパー支援も得られている先であることから今回の申込についても支援したい。
代位弁済に至った状況	融資（保証承諾）時点において下記のような状況となっており、結果として経営破綻した。 ・過去 3 期間継続して債務超過（融資直近期平成 21 年 2 月期 21 百万円） ・平成 21 年 2 月期の借入金残高は 520 百万円で、同期の売上高 627 百万円の規模からみて著しく多額で、既に返済不能に近い状態である。 ・決算書の過去 3 期間の損益は 10 百万円 4 百万円 4 百万円と極めて低調な収益力で、粉飾の可能性も高い。 ・過去 3 期間の在庫残高は 346 百万円 325 百万円 391 百万円と著しく高水準で、直近期は売上原価とほぼ同額であり、1 年分の在庫高である。 ・キャッシュ・フロー計算書によると、平成 21 年 2 月期は在庫増加を受けて営業キャッシュ・フローは 82 百万円、キャッシュ・フロー合計は 63 百万円と多額なマイナス状態。 ・上記キャッシュ・フローの大幅流出を受けて、平成 21 年 2 月期末の現金預金残高は 31 百万円となった。
監査人のコメント	対象会社は融資直前 3 期間継続して債務超過であり、売上規模に匹敵する多額な借入金を有していることから財務体質は極めて脆弱で、何時破綻してもおかしくない状況にあったと考えられる。 このような会社に融資している実態から、審査体制に重要な課題があると言わざるを得ない。

融資先	F社
融資額（借換前の残高）	80,000千円（40,004千円）
保証承諾日	平成21年9月25日
期限の利益喪失日	平成23年10月31日
融資実行時の格付	C2
信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見	毎月の返済額を軽減する効果あり。 有利子負債少なく、返済懸念は希薄なものと思料する。
代位弁済に至った状況	平成23年7月から資金繰りが悪化し延滞。返済軽減の条件変更を複数回に渡り承諾したが、金融機関側で実行に至らず破綻した。
監査人のコメント	審査機能の強化が望まれる。

融資先	G社
融資額（借換前の残高）	20,000千円（17,858千円）
保証承諾日	平成22年2月24日
条件変更日	平成22年5月に同4月分以降の支払いを平成23年4月から1年ジャンプ
期限の利益喪失日	平成23年7月8日
融資実行時の格付	C2
信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見	X社との取引も始まっており、今後業務拡大が期待できる。 既保証分の借換のため返済額の増加負担もなく、小額ながら利益計上続けており返済懸念なきものと思料。応諾したい。
代位弁済に至った状況	融資後、初回の返済があったのみで破綻
監査人のコメント	融資後初回の返済を行った後、支払い延期の状態となっている。融資時の承認理由において、「返済懸念はない」とあるが、このような短期間に返済困難となっている事態に鑑み審査は有効に機能していなかったと言わざるを得ない。 審査上、どこが甘かったのか事後検証し、審査の向上に繋げるべきである。

融資先	H社
融資額	50,000千円
保証承諾日	平成19年12月28日
条件変更日	平成22年12月までの間、金額変更等変更を繰り返す。
期限の利益喪失日	平成23年5月6日
融資実行時の格付	E1
信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見	同社はY社の賃貸物件の建築主に手掛けているが、改正建築基準法により工事遅延が発生。既に資材、人手を確保していたため資金繰りが厳しくなっているもの。制度勘案し支援したい。
代位弁済に至った状況	融資後1年程度で金額変更等条件変更するに至っている。
監査人のコメント	審査方法の再検討が必要と考えられる。

(出所) 信用保証協会提出資料を基に作成。

(注) 信用保証協会においては、AからFまでの11段階で格付を行っている。

(2) 信用保証協会における創業資金に関する審査

平成 23 年度に信用保証協会が中小企業振興融資資金貸付金の関係で代位弁済した 1,290 件の中から制度融資の種類別に融資残高の大きなものを中心に 35 件サンプル抽出を行い、融資先が返済不能となり、信用保証協会が代位弁済するに至った経緯を確認したところ、創業資金（1 件：I 社）に関して、下表のような状況が見られた。

創業資金の場合、金融機関及び信用保証協会の貸付元金部分の負担割合が 0%となっていることから、審査が甘くなると、短期間で融資先が破綻し、信用保証協会の代位弁済の実行、県の一般会計による損失てん補へと事態が進展してしまう。

最終的に損失は日本政策金融公庫が 80%、千葉県が 5%、国庫補助金で 15%を負担することになるが、いずれも納税者の負担に帰することになる。

本事例においては、事業計画と実績との乖離は甚だしく、実現可能な事業計画の作成から支援する必要があったと考えられる。また、保証承諾時に個人の債務額の把握が出来ていないため、今後の審査項目に加えることが望まれる。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 17 創業資金における代位弁済事例

融資先	I 社
融資額（保証承諾額）	5,000 千円
保証承諾日	平成 22 年 2 月 25 日
事故報告書（新規）	平成 23 年 8 月 31 日
融資実行時の格付	格付：なし（平成 22 年 1 月 19 日設立のため、前年度実績がなく、システム上で格付け判定することができない。）
創立第 1 年度の決算概要	期間：平成 22 年 1 月 19 日～平成 22 年 6 月 30 日 借入金：7,601 千円、売上高：2,769 千円（約 6 ヶ月）
創業・再挑戦計画書	平成 22 年 10 月 6 日付けの年度計画（第 2 期）では、年間売上高が 84,240 千円となっていた。第 1 期の売上高実績と比較し、実現可能性に疑問の残る計画であった。 事故報告書日現在、弁護士に法人の破産申立手続及び自己破産申立手続を依頼中。
金融機関から信用保証協会への代位弁済請求	融資額 5,000 千円に対する代位弁済請求額（平成 23 年 9 月 27 日付）は 3,672 千円（支払：平成 23 年 10 月 21 日） 平成 23 年 9 月 28 日現在における他の融資額を合算した保証承諾残高は 10,125 千円。

（出所）信用保証協会提出資料を基に作成。

(3) 信用保証協会におけるその他の資金に関する審査

平成 23 年度に信用保証協会が中小企業振興融資資金貸付金の関係で代位弁済した 1,290 件の中から制度融資の種類別に融資残高の大きなものを中心に 35 件サンプル抽出したが、セーフティネット資金 8 件、創業資金 1 件を除く 26 件の中には、以下のような事例が含まれていた。

ア 代表取締役の死亡による債務整理

代表取締役の死亡により債務整理となったケースがあった。信用保証協会が信用調査を行う際に、保証協会団信制度を紹介し、加入をしていただければ、代表者が死亡したとしても、債務は弁済され事業承継が進んでいた可能性もある。廃業する場合でも、債務整理がスムーズに進んだものと考えられる。

中小企業の後継者問題、事業承継、相続等を考える中では、今後はプラスワンサービスとしての同制度への加入促進が望まれる。

保証協会団信制度においては、信用保証協会の保証付融資に関し、全国信用保証協会連合会（以下、「連合会」という。）と生命保険会社との間で、中小企業者等を被保険者とする団体信用生命保険契約を締結する。また、連合会は中小企業者との間で債務弁済委託契約を締結する。この結果、保証協会団信付の保証債務が完済する前に、被保険者が死亡、高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務を弁済することになる。

イ 保証承諾先企業から社長への貸付金

平成 22 年 2 月期の財務諸表において、売上高 77,747 千円に対し、代表取締役への貸付金 32,582 千円、借入金残高は 279,145 千円となっている事例があった。当該企業への融資については、平成 19 年 8 月 7 日に 30,000 千円の保証承諾を行っている。

信用調査においては、保証承諾先企業を书面調査を中心に実施するのに加えて、経営者の個人債務や債務保証等の状況、グループ企業の経営状態なども合わせて確認し、総合的に判定する必要があると考えられる。

ウ 信用調査等における調査方法

サンプル抽出したもののの中に、下記のような事例が散見された。信用保証協会は、金融機関の融資先企業の信用調査を主に書面調査で実施しているが、書面審査に加えて経営者の人物調査、現地調査などを実施していれば、別の展開になった可能性もあったと思われる。今後の検討が望まれる。

- ・ 入手している決算書が、きわめて不健全な財政状況となっている事例
- ・ 融資後の売上高急落原因を十分に分析せず、適切な経営指導も行われていない事例
- ・ 粉飾が懸念されるような財務諸表の事例
- ・ 経営者の法令違反に起因して業績が悪化し、経営破綻した事例

(4) 県から金融機関への預託額

預託額は、振興資金の融資残高の3分の1(ただし、短期資金のうち信用金庫、信用組合、商工中金については2分の1)、企業立地資金については4分の1とされているが、県から金融機関への預託額を確認したところ下表のようになっており、預託額が融資残高に比較し、過大になっている傾向がみられた。資金の効率的な運用の観点から、預託金の額を適切な水準に着地させるよう努力すべきである。

図表2 - 一般預託 - 1 - 18 金融機関の預託金残高の推移及び預託率の推移

(単位：千円)

年度	預託日	預託額	預託額累計額	A		B	B/A
				融資残高		対預託額比率	
H19年度	4月2日(振・企)	73,093,300	73,093,300	年度当初	217,468,338	2.98	
	5月18日(企)	125,000	73,218,300				
	12月5日(振)	13,096,000	86,314,300	年度末	264,602,450	3.07	
H20年度	4月1日(振・企)	87,206,800	87,206,800	年度当初	264,602,450	3.03	
	5月30日(企)	60,400	87,267,200				
	12月4日(振)	22,482,800	109,750,000	(注1)			
	2月27日(企)	250,000	110,000,000				
	3月3日(振)	20,000,000	130,000,000	年度末	347,049,629	2.67	
H21年度	4月1日(振・企)	129,928,700	129,928,700	年度当初	347,049,629	2.67	
	11月30日(振)	19,071,200	148,999,900	年度末	389,355,562	2.61	
H22年度	11月30日(振)	133,245,900	133,245,900	年度当初	389,355,562	2.92	
	7月30日(企)	45,800	133,291,700				
	11月30日(企)	91,500	133,383,200				
	11月30日(振)	26,616,800	160,000,000	年度末	407,053,003	2.54	
H23年度	4月1日(振・企)	137,000,000	137,000,000	年度当初	407,053,003	2.97	
	4月28日(企)	274,500	137,274,500				
	8月5日(振)	22,637,200	159,911,700	(注2)			
	11月1日(企)	88,300	160,000,000				
	12月16日(振)	30,000,000	190,000,000	年度末	442,819,913	2.33	
H24年度	4月2日(振・企)	150,700,000	150,700,000	年度当初	442,819,913	2.94	

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料を基に作成

(振) 中小企業振興資金

(企) 企業・研究所立地促進資金

(注1) 預託額の増加は、主にリーマンショックによる補正予算の影響

(注2) 預託額の増加は、主に東日本大震災(H23.3.11)による補正予算の影響

特に、平成23年12月16日の中小企業振興資金の金融機関への預託額30,000百万円は、県では、追加預託を決定した時点では融資枠にまだ余裕があったものの、震災復興や年末年度末の資金需要、震災や原発事故の影響に加え円高など中小企業を取り巻く経営環境は依然

として厳しい状況にあることから経営安定のため資金需要などが高く推移していくおそれもあると判断し、実行したものであるが、平成 23 年度の年度末の預託額 190,000 百万円と平成 24 年 4 月 2 日の預託額 150,700 百万円を比較してみればわかるように、実質的に使用されていない預託額となっていた。

仮に 30,000 百万円を県が資金運用していれば、相応の利息収入が得られていたはずであり、本事例においては当該利息相当額が県の機会損失、金融機関の機会利得となっていたことになる。

資金の効率的な運用の観点から、当初予算に縛られずに、融資の実行のために本当に必要な資金を計算し、適時に金融機関へ預託するよう、見直しを行うことが望まれる。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 信用保証協会での審査能力の向上について

中小企業振興融資資金融資は、中小企業の経営基盤の強化等に資するための融資制度であり、いたずらに審査を強化するだけでは制度の趣旨に反することとなる。

しかし、既に事業性を失っており融資してもその効果が期待できないことが明らかな事業者に対して融資が行われることは、あってはならない行為である。より可能性のある事業者に資金を回すべきである。

このような観点に立ったうえで、審査能力を高めていくことが求められるが、以下の 2 点を指摘する。

ア 早期事故案件のフィードバックのあり方

融資後短期間で破綻し代位弁済した案件については、破綻原因を分析し、保証協会として審査上問題はなかったのか、改善すべき点があるのか等の分析・検証を実施して、その後の審査等に活かしていくこと、すなわち検証とフィードバックは重要である。

信用保証協会の平成 18 年 5 月 24 日付け「早期事故案件フィードバック要領」によると、審査能力の向上を図るため、保証承諾後原則 1 年以内に事故報告を受付した案件を対象に審査時点の資料(稟議書)を審査担当者等に回付して、振り返りを行うこととしている。また、平成 24 年度に同要領の見直し案が作成されているが、フィードバックの方法等をより明確にするための見直しである。

上記要綱のフィードバックの方法は稟議書を審査担当者や決済担当者に回付し、振り返りを行うものであるが、果たしてこのような方法で審査能力の向上が期待できるであろうか。

単に回付するだけでなく、審査上どこに見落とし、判断ミス等があったのかを明確にする必要がある。そして、発見された問題点や改善点をとりまとめ文書化し、関係部署に回付し、必要な点については審査マニュアルや審査ガイドライン等に反映させるべきと考える。また、研修会等において事例研究資料として活用することが必要と考える。

イ 審査担当者に対するインセンティブ

審査がよりの確に実施される上で、審査担当者に対するインセンティブの仕組みを導入することは有効と考える。

例えば、審査担当者の昇格や昇給等の査定項目に「審査能力」を加え、審査面で優れた能力を発揮している場合には加点し、著しい不備が認められる場合には減点する等の方法も考えられる。その場合、審査能力の評価項目は信用保証協会の制度目的に照らして適切なものでなくてはならない。また、併せて研修の充実、資格取得の奨励等も行って審査能力の向上に取り組むことが重要と考える。

(2) 早期事故案件に係る説明書の提出要件

現在、信用保証協会は取扱金融機関に対して、早期事故案件を対象に「早期事故案件に係る説明書」の提出を求めている。対象は以下の2要件に該当する案件である。

要件1：新規の案件

要件2：貸付実行後6か月以内に事故報告書が提出された案件

6(1)「信用保証協会におけるセーフティネット資金に関する審査」において、今回の監査でサンプル抽出した中でA社、B社及びC社はいずれも上記の要件2「貸付実行後6か月以内に事故報告書が提出された案件」の要件に該当するため、信用保証協会に対して金融機関からの「早期事故案件に対する説明書」の提出を求めたところ、要件1の「新規の案件」に該当しないため、すなわち、A社、B社及びC社は過去にも信用保証協会の保証制度を利用した融資実績があるため、対象外であるとの回答であった。

過去に融資実績があり事故が発生していなかったとしても、審査は直近時点での事業者の状況を的確に把握して、融資判断を行うことが肝要である。過去に融資実績があり事故が発生していないという点は一つの参考情報に過ぎない。

すなわち、金融機関が融資時点での事業者の状況を的確に把握し、審査が甘くならないためにも、また信用保証協会が金融機関に対する指導や連携強化を図る意味でも要件1の「新規の案件」の要件を外して、「早期事故案件に係る説明書」の提出を求めるべきと考える。

なお、信用保証協会は、貸付日から2ヶ月以内に期限の利益を喪失した先については全件、代位弁済請求時に取扱金融機関から「事故発生に関する補足説明書」の提出を受け、都度状況を確認しているが、上記の対応を実施することで早期事故案件への取組が充実するものと考えられる。

【一般会計 基金】

第 1 緊急雇用創出事業等臨時特例基金

1 制度の趣旨

(1) 目的

緊急雇用創出事業等臨時特例基金は、雇用失業情勢が下降局面にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢者等の失業者への一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業の実施を目的とするものである。

(2) 根拠法令等

- ・千葉県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例
- ・千葉県緊急雇用創出事業実施要領

2 基金造成年度及び基本財産

(1) 基金の概要

基金の財源はすべて国からの交付金によるものである。

平成 20 年度から平成 23 年度にかけての、国からの交付金による積立額の推移は以下のとおりである。

図表 2 - 一般基金 - 1 - 1 国からの交付金の積立額の推移

(単位：百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
積立額	3,930	11,230	3,230	5,320	23,710

(出所) 所管課提供資料

(2) 基金の管理体制

基金を活用する各事業について予算要求を行い、一般財源に繰り入れて使用している。また、基金の管理は、主に譲渡性預金で行なっている。

3 事業内容

(1) 事業の概要

景気の悪化等による企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託（直接実施も可）し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

また、国と県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。

ふるさと雇用再生特別基金が長期的な雇用を目的にしているのに対し、緊急雇用創出事業等臨時特例基金は、短期の雇用を創出することを目的としている。

制度上、事業実施には、事業費に占める対象者の人件費割合が5割以上であることや、雇用就業期間は12ヶ月以内であることの要件が規定されている。

(2) 基金の取崩状況と事業の概要

平成20年度から平成23年度にかけての、基金の取崩状況の推移は以下のとおりである。

図表2 - 一般基金 - 1 - 2 基金の取崩状況の推移

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
取崩額	5	1,959	5,720	7,848	15,532

(出所) 所管課提供資料

緊急雇用創出事業等臨時特例基金は、事業実施要件に該当する事業で幅広く活用されている。主な活用例としては、以下のとおりである。

重点分野雇用創出事業

介護、医療、農林・環境・エネルギー、観光、教育・研究、地域社会雇用に加え、県が設定する4分野を重点分野として、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供を行う事業

地域人材育成事業

失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業

震災等緊急雇用対応事業

災害救助法の適用地域で国の定めた地域に所在する事業所に雇用されており、災害に

より離職を余儀なくされた方並びに当該地域に居住していた求職者及び平成 23 年 3 月 11 日以降に離職した失業者に、雇用・就業機会を創出・提供する事業

生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

高齢者から若者への技能伝承、女性、障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業を自治体が選定・委託して事業実施する事業

このように、緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用した事業は多岐にわたっている。

4 実施した手続き

- ・「千葉県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例」を入手し、条例等に従った基金の運用等が行われているかどうかを確かめた。
- ・譲渡性預金証書及び普通預金通帳により、基金が譲渡性預金等で運用されていることを確かめた。
- ・平成 21 年度から平成 23 年度までの緊急雇用創出事業の集計表を入手し、事業の推移を確かめた。
- ・平成 20 年度下期から平成 23 年度下期までの緊急雇用創出事業実績報告書を入手し、事業の実施状況について、確認した。
- ・県の担当者から、事業の実施内容等の説明を受けた。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 事業の実施状況について

平成 20 年度から平成 23 年度にかけての事業費の推移は図表 2 - 一般基金 - 1 - 3 のとおりである。

これに対し、国から県への交付金は、約 237 億円であり、執行率は、64.3%にとどまっている。

緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用した事業によって、平成 20 年から平成 23 年度にかけて、千葉県では、13,288 名の雇用を創出しており、一定の事業効果は認められるが、基金を活用した事業が多岐にわたっていることから、各課での連携を深めることで、事業の執行率はさらに高められたものと考えられる。

図表 2 - 一般基金 - 1 - 3 事業費の推移

(単位：千円)

	金額
平成 20 年度	4,869
平成 21 年度	1,958,984
平成 22 年度	5,682,683
平成 23 年度	7,604,988
合計	15,251,524

(出所) 所管課提供資料

(2) 事業計画の策定と事業目標の設定

事業の実施にあたり、平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 ヶ年に係る事業計画は作成されていない。平成 20 年度当初、景気の減退により雇用環境は急速に悪化しており、緊急雇用創出事業等臨時特例基金を用いた事業の必要性は高まっていた。一方、事業の実施に向けては、雇用就業期間などで要件が設定されている。さらに、対象となる事業も多岐にわたっている。これらの点を考慮すると、事業実施に向けては、事業計画の策定は不可欠である。

また、事業計画では、あらかじめ目標値を設定するなどの工夫も必要である。事業の結果、13,288 名の雇用が創出されてはいるものの、当初に目標値が設定されていないため、事業効果の評価は困難である。また、目標値が設定され、その達成状況が評価されれば、事業の改善にも有効である。

国の交付金を財源として事業化される事業についても、事業計画を策定し、目標値を設定するなどの工夫を行なうことで事業効果を高めるべきである。

第2 ふるさと雇用再生特別基金

1 制度の趣旨

(1) 目的

現下の雇用失業情勢が下降局面にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組み支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援するものである。

(2) 根拠法令等

千葉県ふるさと雇用再生特別基金条例

千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領

2 基金造成年度及び基本財産

(1) 基金の概要

事業の期間 : 平成21年度から平成23年度まで

国からの交付金 : 57億6千万円

(2) 基金の管理体制

基金を活用する各事業について予算要求を行い、一般財源に繰り入れて使用する。また、基金の管理は譲渡性預金で行っている。

3 事業内容

(1) 事業の概要

千葉県ふるさと雇用再生特別基金条例を根拠に、地域における継続的な雇用の機会の創出に資する事業の資金に充てるため、県では基金を造成し、市町村、企業等に補助金を交付する。

事業の目的が継続的な雇用機会の創出にあるため、労働者と原則1年以上の雇用契約を締結し、必要に応じて雇用契約の更新を可能とする。また、本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、助成金として一時金を支給する。

4 実施した手続き

- ・「千葉県ふるさと雇用再生特別基金条例」を入手し、条例等に従った基金の運用等が行われているかどうかを確かめた。
- ・平成 20 年度ふるさと雇用再生特別交付金交付決定額確定通知書を入手し、基金積立額と一致することを確認した。
- ・平成 21 年度から平成 24 年度までの調定伝票を入手し、基金から一般会計への繰入金と一致することを確認した。
- ・平成 21 年度から平成 23 年度までの調定減額戻出伝票を入手し、一般会計から基金への戻入額と一致することを確認した。
- ・平成 21 年度から平成 23 年度までのふるさと雇用再生特別基金事業の集計表を入手し、事業の推移を確認した。
- ・平成 21 年度から平成 23 年度までのふるさと雇用再生特別基金事業実績報告書を入手し、事業の実施状況について、確認した。
- ・県の担当者から、事業の実施内容等の説明を受けた。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 事業の実施状況について

図表 2 - 一般基金 - 2 - 1 事業の実施状況

(単位：千円)

日付	基金から一般会計への繰入額
平成 21 年 5 月 8 日	60,000
平成 21 年 6 月 8 日	500,000
平成 21 年 8 月 31 日	2
平成 22 年 3 月 31 日	239,998
平成 21 年 5 月 31 日	191,213
平成 21 年度実績額 (A)	608,787
平成 22 年 6 月 30 日	500,000
平成 23 年 3 月 31 日	1,811,080
平成 23 年 5 月 31 日	692,612
平成 22 年度実績額 (B)	1,618,468
平成 23 年 6 月 30 日	362,000
平成 24 年 3 月 30 日	1,299,968
平成 24 年 5 月 31 日	175,988
平成 23 年度実績額 (C)	1,485,980

(出所) 所管課提供資料を基に作成

県では、平成 21 年度からの事業の開始に向け、平成 21 年 3 月に国から、57 億 6 千万円の交付金の交付を受けた。

一方、平成 21 年度から平成 23 年度にかけての事業の実施状況は図表 2 - 一般基金 - 2 - 1 のとおりである。

平成 21 年度から平成 23 年度にかけての実績額の累計(A+B+C)は、37 億 13 百万円であり、これは当初の国からの交付額の 64.5% (執行率) に止まっている。

平成 21 年度から平成 23 年度にかけては、リーマンショックなどもあり、雇用環境は急速に悪化した経済状況にあった。大規模な工業地域を抱える千葉県では、雇用環境の悪化への対応は急を要したものと考えられる。しかし、その一方で執行率が 64.5% に止まったことは、市町村や庁内での連携不足などの問題があったと考えられる。

今後、県と市町村との更なる連携強化が望まれる。

(2) 事業の効果を向上するための工夫

当該事業の実施により、平成 21 年から 23 年の 3 年間にかけて、954 名(実雇用人数)の失業者の雇用が行われている。しかし、平成 23 年度末時点で継続的に雇用されている人数は、504 名であり、これは、雇用が行われた 954 名の 52.8% に止まっている。このように、事業の目的である継続的な雇用機会の創出には至っていない事例が多く見られる。

当該事業は、市町村が事業計画を作成し、県が事業計画の評価を行った結果、県が認めたものが事業化される。しかし、県が事業計画の評価を行っているにもかかわらず、事業効果は芳しくない。

経済環境が急速に悪化する中で、一時的な雇用ではなく、継続的な雇用を創出することは容易なことではない。したがって、事業の実施には、県と市町村とによる十分な検討が不可欠であった。しかし、県では、事前に市町村に明確な評価基準を示すなどの工夫は充分に取られていない。

国は、その性格から全国統一の制度を立案する立場にあり、また制度の推進に向け都道府県に通知を行う。その一方で、市町村はそれぞれの地域に応じた事業の検討を行うことになる。このような中で、県は、国による大きな方向性を鑑み、また、それぞれの市町村の地域性に配慮した事業化をサポートする立場にある。国の立案した制度を、それぞれの地域で事業化するにあたって県の役割は大きい。

今後も、市町村が事業計画を立案し、県が評価等を行なったうえで事業化されるといった国からの交付金制度が考えられるが、このような場合、県と市町村とによる検討会を設置するなど、県と市町村が連携し、事業化を検討すべきである。

【特別会計 貸付金】

第1 ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

ちば中小企業元気づくり基金貸付金は、その運用益を活用して、中小企業の創業や経営革新、新事業展開の促進等の支援を行い、中小企業が元気になるための環境づくりを行うため、公益財団法人千葉県産業振興センター（以下、産業振興センターという。）に貸し付けられている基金の造成資金である。

(2) 根拠法令等

ちば中小企業元気づくり基金事業実施要領(千葉県)

独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則

独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則

2 制度の仕組み・手続き

(1) ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金の概要

ちば中小企業元気づくり基金は、総額 8,000,000 千円の基金である。

基金の原資の 80%である 6,400,000 千円については、独立行政法人中小企業基盤整備機構より千葉県に対して貸付けがなされており、千葉県は、独自資金 1,000,000 千円とあわせ 7,400,000 千円を平成 20 年 9 月 24 日付けで産業振興センターに無利子貸付を行っている。なお、残額の 600,000 千円は、地元金融機関（千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行）から、産業振興センターに年利 1.5%で貸付けが行われている。

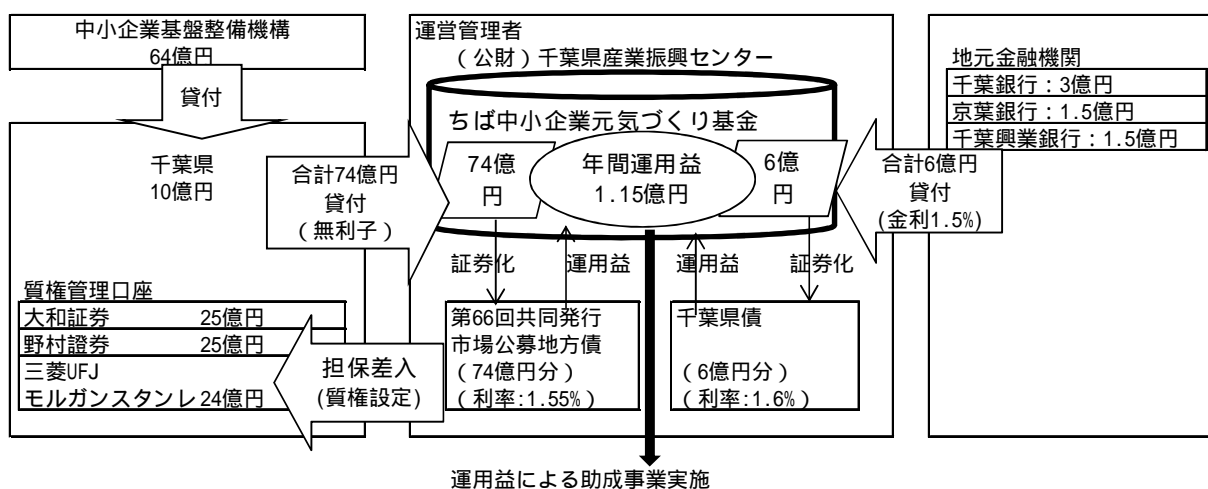
(2) 貸付の流れ

貸付金の流れは下図のとおりである。

独立行政法人中小企業基盤整備機構よりの借入金 6,400,000 千円を含む 7,400,000 千円が、県より運営管理者である産業振興センターに貸し付られ、第 66 回共同発行市場公募地方債での運用がなされている。なお、(独)中小企業基盤整備機構 地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則第 9 条に基づき、県による質権が設定されている。

地元金融機関よりの融資 600,000 千円部分については、千葉県債（年利 1.6%）での運用がなされている。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 1 貸付の流れ



(3) 関係機関との契約関係

ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構

ちば中小企業元気づくり基金の原資の80%である6,400,000千円については、平成20年9月24日付けで金銭消費貸借契約証書が締結され、独立行政法人中小企業基盤整備機構より千葉県に対して下記の条件で貸付けがなされている。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 2 中小企業基盤整備機構との契約概要

貸付金額	6,400,000千円
転貸の相手方	財団法人千葉県産業振興センター
最終償還期限	平成30年9月23日
償還方法	平成30年9月23日に一括償還
利率	無利子

(出所) 県所管部署の提示資料

イ 公益財団法人千葉県産業振興センター

平成20年9月24日付けで金銭消費貸借契約証書が締結され、千葉県より産業振興センターに対して下記の条件で貸付けがなされている。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 3 産業振興センターとの契約概要

貸付金額	7,400,000千円
最終償還期限	平成30年9月23日
償還方法	平成30年9月23日に一括償還
利率	無利子

(出所) 県所管部署の提示資料

3 貸付金の実行額及び残高の推移

(1) 貸付金残高の推移(基金設置～23年度)

前述のとおり、千葉県と産業振興センターとの金銭消費貸借契約上、貸付金 7,400,000 千円を平成 30 年 9 月 23 日に一括償還することとなっており、平成 23 年度末の貸付金残高は当初貸付金額より増減はない。

4 公益財団法人千葉県産業振興センターの概要

(1) 設立目的

産業振興センターは、産業界、学術機関及び行政機関の緊密かつ適正な連携のもとに、産業技術の振興、中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、商工業の高度化と新たな産業の創出・発展を総合的に支援することにより、千葉県産業の振興に寄与することを目的として設立された。

(2) 設立年月日

昭和 47 年 4 月 11 日

(3) 基本財産(平成 24 年 3 月 31 日現在)

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 4 基本財産の内訳

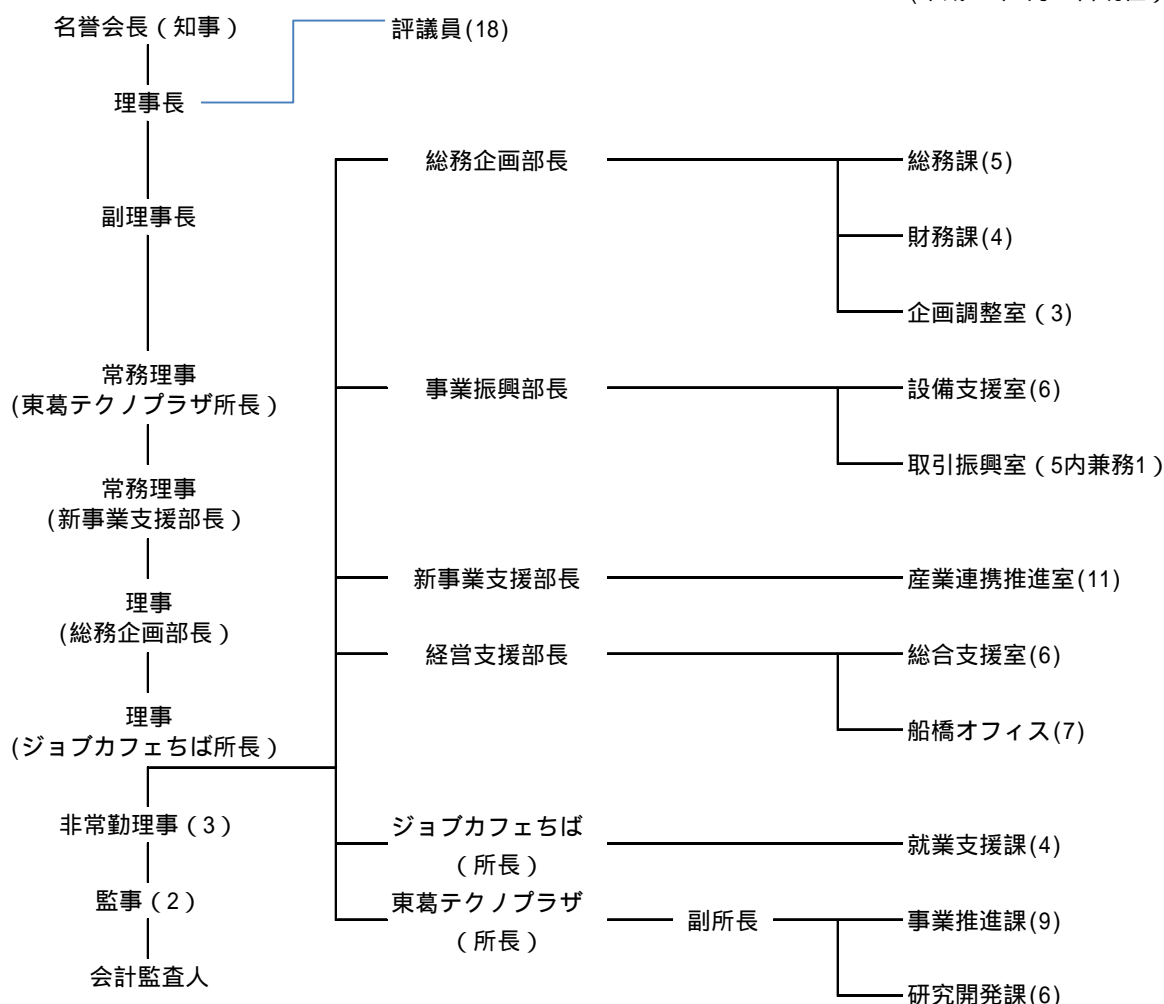
(単位:千円、%)

出資者	金額	構成比
千葉県	521,000	54.0%
(旧)千葉県工業技術振興センター	441,400	45.8%
その他 12 社	1,600	0.2%
合計	964,000	100.0%

(出所)千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

(4) 人員及び組織

(平成24年3月31日現在)



(出所)平成 23 年度事業報告書及び決算報告書

(5) 主な事業の概要

- a 産業振興に係る企画及び総合的支援に関する事業
- b 産・学・官の連携及び交流の促進に関する事業
- c 技術開発、技術交流及び技術移転の促進に関する事業
- d 人材の育成及び交流並びにこれらと一体的に行う就業支援に関する事業
- e 中小企業への総合的経営支援に関する事業
- f 下請中小企業の振興及び販路拡大に関する事業
- g 創造的中小企業の育成支援等に関する事業
- h 中小企業者が行う事業の用に供する設備の購入及び貸与に関する事業
- i 小規模企業者等設備導入資金に関する事業
- j 中小商業者等の活性化支援に関する事業
- k 中小企業者の経営革新に関する事業
- l 情報の収集、加工、調査分析及び提供に関する事業
- m 中小企業の情報化支援に関する事業

- n 東葛テクノプラザの運営に関する事業
- o 国県その他の公共的団体の委託を受けて行う事業
- p その他この法人公益目的を達成するために必要な事業・

5 ちば中小企業元気づくり基金の概要

(1) 基金設置の目的

ちば中小企業元気づくり基金の目的は下記のとおりである。

- ・ 中小企業の創業・経営革新を促進し、中堅企業へのステップアップを後押しする。
- ・ 千葉県の地域資源を活用した製品等の開発やビジネスモデル構築等を支援し、地域活性化を図る。
- ・ 企業が培ってきた高度な技術・技能を受け継ぎ、発展させるような専門知識を有する人材を育成・確保するための支援を行う。

(2) 根拠法令等

- ・ ちば中小企業元気づくり基金事業実施要領（千葉県）
- ・ ちば中小企業元気づくり助成事業等助成金交付要領（産業振興センター）

(3) 基金運用益と残高の推移（設置～平成23年度）

基金の運用益及びその残高の推移は下記のとおりである。前述のように、基金は第66回共同発行市場公募地方債(年率1.55%)及び千葉県債(年率1.60%)での運用がなされているため、各年度124,357千円及び若干の普通預金の利息収入がある一方、有利子借入れに伴う支払利息9,043千円があるため、運用益としては115,314千円となる。なお、平成20年度に関しては、年度途中からの基金設定のため期間対応部分の運用益となっている。

図表2 - 特別貸付 - 1 - 5 基金運用益と残高推移

(単位:千円)

項目	年度			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越額	-	24,115	71,197	92,429
運用益	48,023	115,357	115,357	115,314
支出額	23,908	68,275	94,125	127,132
残高	24,115	71,197	92,429	80,611

(出所)各年度資金収支実績より作成

(4) 基金の助成事業の推移 (設置～平成23年度)

図表2 - 特別貸付 - 1 - 6 助成事業の推移

(単位:件、千円)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計	
新商品・新技術・特 産品等開発助成	助成件数	4	8	13	15	40
	助成金額	9,716	25,309	40,246	39,652	114,923
ビジネスモデル構 築・事業化助成	助成件数	1	4	0	2	7
	助成金額	4,944	15,920	0	7,543	28,407
市場開拓助成	助成件数	13	19	6	12	50
	助成金額	4,189	5,516	3,753	6,779	20,237
高度研究開発助成	助成件数(新規)	1	4	6	6	17
	(継続)	0	1	4	8	13
	助成金額	183	9,544	29,125	45,231	84,083
地域プロデュース事 業助成	助成件数	0	0	3	1	4
	助成金額	0	0	1,894	819	2,713
地域活性化事業助成	助成件数	0	2	4	7	13
	助成金額	0	3,932	7,135	14,333	25,400
産業人材づくり支援 事業	助成件数	0	1	1	2	4
	助成金額	0	1,246	1,246	1,926	4,418
ベンチャー創業支援 事業	助成件数	1	1	4	4	10
	助成金額	1,000	1,000	4,000	3,936	9,936
新事業展開集中サ ポート事業	助成件数(新規)	4	2	1	3	10
	(継続)	0	4	6	3	13
	助成金額	2,057	4,812	5,666	5,490	18,027
助成対象者へのハン ズオン支援等	助成件数	4	1	0	0	5
	助成金額	393	96	0	0	490
助成合計	助成件数	28	47	48	63	186
	助成金額	22,483	67,376	93,065	125,710	308,635
管理事業費	1,424	899	1,059	1,422	4,806	
支出合計	23,908	68,275	94,125	127,132	313,441	

(出所) 産業振興センター提供資料を加工

(5) 助成対象先選定の流れ

助成金の事業実施対象期間及び助成率は、ちば中小企業元気づくり基金助成金交付要領(以下「交付要領」という)別表により下記のとおり規定されている。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 7 助成事業の選定の流れ

事業名	助成率	助成限度額	助成対象期間
ちば中小企業元気づくり助成事業			
新商品・新技術・ 特産品等開発助 成	1 / 2 以内	経営革新計画で位置づけした新商品・新技術・ 特産品等の研究開発への助成 500 万円	1 年以内
		新製造技術、情報通信・エレクトロニクス、バ イオ・医療・福祉・健康サービス、素材・環境・ 新エネルギー、物流、食品、観光・レジャーの 分野における新技術・新製品・特産品等の研究 開発への助成 300 万円	
ビジネスモデル 構築・事業化助成	1 / 2 以内	1,000 万円 (中小企業者、組合は 500 万円)	1 年以内
市場開拓助成	1 / 2 以内	100 万円 下限 20 万円	1 年以内
		海外市場の販路開拓を目指すための展示会出 展への助成 100 万円	1 年以内
高度研究開発助 成	2 / 3 以内	1,000 万円	3 年以内
地域プロデュース支援事業			
地域プロデュ ース事業	1 / 2 以内	100 万円	1 年以内
地域活性化事業	1 / 2 以内	200 万円	1 年以内
	2 / 3 以内	300 万円 (震災復興支援枠)	
専門家派遣事業			
新事業展開集中 サポート事業	10/10	知事が承認した基金事業計画に定める額を上 限とする	1 年以内
ベンチャー創業支援事業			
ベンチャー創業 支援事業	2 / 3 以内	100 万円	1 年以内
助成対象者へのハンズオン支援等			
助成対象者への ハンズオン支援 等 (専門家派遣)	10/10	知事が承認した基金事業計画に定める額を上 限とする	1 年以内

新事業展開集中サポート事業及び助成対象者へのハンズオン支援については、産業振興センターが助成先となる。なお、助成対象者へのハンズオン支援については公募による助成事

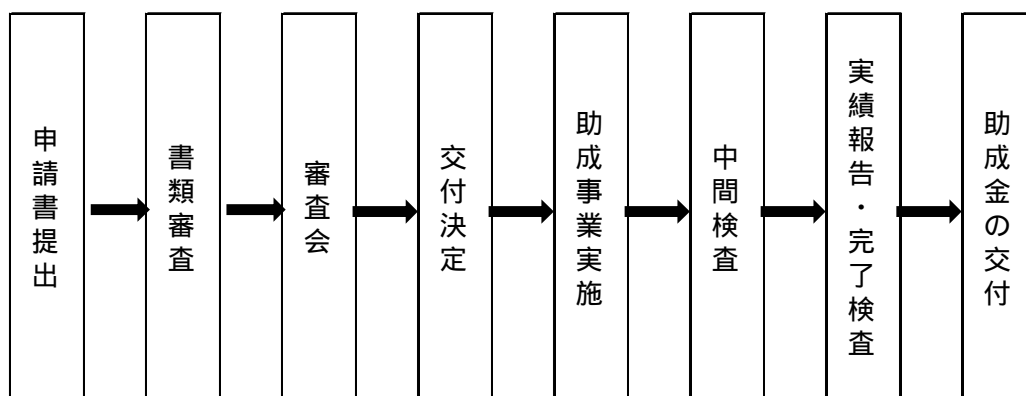
業にて助成を決定した企業が支援対象であり、支援対象企業からの申請をもとに、産業振興センター理事長が専門家派遣を決定している。

産業振興センター以外が助成先となる事業については公募による助成先の選定がなされる。

ア 公募による助成事業の案件選定

公募による助成事業に関しては下記のとりのスケジュールで助成が実施される。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 8 助成事業のスケジュール



平成 23 年度においては、助成申請は 4 月 1 日から 5 月 13 日までの受付がなされ、6 月に開催されたちば中小企業元気づくり基金助成事業審査委員会（各分野ごと）において、助成案件が決定された。なお、市場開拓分野及び地域活性化分野に関しては 7 月に 2 次公募が行われている。助成事業は、別途定められている採択基準を総合的に勘案し、充足度の高い者から予算の範囲内で採択される。

イ 目標設定

産業振興センターは、助成事業の事業成果に係る評価指標として、中小企業者等に対する助成に関して下記の短期目標と長期目標を定めている。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 9 短期目標、長期目標の概要

短期目標：

助成事業名	成果目標
新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成	助成事業完了後3年以内（事業終了年度を含む）に事業化を果たす割合30%以上（年平均4件以上が事業化）
地域プロデュース事業助成、地域活性化事業助成	助成事業完了後3年以内（事業終了年度を含む）に事業化を果たす割合30%以上（年平均2件以上が事業化）
ベンチャー創業支援事業	助成事業完了後3年以内（事業終了年度を含む）に事業化を果たす割合20%以上（年平均2件以上が事業化）
市場開拓助成	助成事業完了後3年以内（事業終了年度を含む）に新規取引の開始を果たす割合30%以上（年平均6件以上が事業化）
新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成、地域プロデュース事業助成、地域活性化事業助成、ベンチャー創業支援事業、市場開拓助成、新事業展開集中サポート事業	新たに経営革新計画の承認を得た企業数を平成30年度末で70件以上とすること

長期目標：

助成事業名	成果目標
新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成、ベンチャー創業支援事業	事業化を達成した年度の売上高と比較して平成30年度末の売上高が20%以上増加

産業支援機関に対する助成としては、

助成事業名	成果目標
新事業展開集中サポート事業	専門家チーム派遣が終了した3年目において、支援企業の65%以上が経常利益の増加を図っていること。
産業人材づくり支援事業	事業年度ごとに研修参加者等にモニタリングを行い、肯定的な評価が80%以上であること。

実績報告書記載の平成23年度の短期目標実績は、下記のとおりである。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 10 短期目標実績

(単位：件)

助成事業名	成果目標達成		目標件数	達成率
	累計件数	今年度目標達成件数		
新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成	14	7	35	40.0%
地域プロデュース事業助成、地域活性化事業助成	2	2	15	13.3%
ベンチャー創業支援事業	0	0	21	0.0%
市場開拓助成	24	4	56	42.9%
新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成、地域プロデュース事業助成、地域活性化事業助成、ベンチャー創業支援事業、市場開拓助成、新事業展開集中サポート事業	10	1	70	14.3%
新事業展開集中サポート事業	2	2	55	3.6%
産業人材づくり支援事業	4	2	-	-

長期目標に関しては基金終了の平成 30 年度における目標値であるため、平成 23 年度時点での評価はできない。

6 実施した手続き

(1) 県における手続き

- ・ ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金の概要及び中小企業基盤整備機構との関係につき、県の担当者から説明を受けた。
- ・ 貸付金の根拠となる中小企業基盤整備機構の準則・細則、ちば中小企業元気づくり基金事業実施要領を確認した。
- ・ 金銭消費貸借証書を閲覧し、貸付条件に関して確認した。

(2) 公益財団法人千葉県産業振興センターにおける手続き

- ・ 産業振興センターの担当者から、助成先選定の手続き及び助成後の検査についての説明を受けた。
- ・ 助成実績を確認した。
- ・ 助成審査の審査書類を閲覧した。
- ・ サンプル 3 件を抽出し、事業申請、助成事業報告書、決算総表等の資料を閲覧した。

7 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

8 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 執行率について

ちば中小企業元気づくり基金事業の執行率は下記のとおりである。

図表2 - 特別貸付 - 1 - 12 執行率の推移

(単位:千円)

年度 項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
予算額(前年繰越+運用益) a	48,024	139,473	186,555	207,744
支出額 b	23,908	68,276	94,126	127,132
次年度繰越額	24,116	71,198	92,430	80,612
うち次年度以降支払見込額	9,817	32,192	43,259	48,513
うち用途未確定繰越額	14,299	39,006	49,171	32,099
執行率(b/a)	49.8%	49.0%	50.5%	61.2%

(出所) 産業振興センター提供データ

各年度の予算執行率は徐々に高まってきてはいるが平成23年度においても60%程度にとどまっている。予算執行率が低い理由のひとつに、複数年の助成事業(高度研究開発助成事業)について、次年度以降のものも採択年度において予算を確保している影響がある。次年度繰越額のうち用途未確定の繰越金額は平成23年度では約15%となっている。

交付要領別表において、高度研究開発助成限度額は「3年以内で1,000万円」であり、規定上、年度ごとの上限金額は定められていない。しかし、産業振興センターが事業者の申請計画に基づいて発する交付決定通知書には助成金交付予定額の記載があり、それに従い事業を実施することになるため、計画の変更申請等により助成金全額を使用するといった場合を除き単年度に助成金全額を使用することはできない。従って、複数年の助成案件の次年度以降の予算額についても採択年度に留保してしまうと、本来他の事業に助成可能な資金が拘束されてしまい資金が効率的に使用されない事態を招くと考える。助成予定年度において必要な額の手当てを行うことで、当該資金を他の案件に使用することも可能であり、助成金を効率的に使用することが出来ると考える。

(2) 申請件数について

ちば中小企業元気づくり基金事業の申請件数と採択件数の推移は下記のとおりである。

図表2 - 特別貸付 - 1 - 1 1 助成申請件数及び採択件数の推移

(単位:件)

事業名		H20	H21	H22	H23	計
新商品・新技術・特 産品等開発助成	申請件数	12	25	19	20	76
	採択件数	5	10	14	18	47
ビジネスモデル構 築・事業化助成	申請件数	2	13	1	3	19
	採択件数	1	6	0	2	9
市場開拓助成	申請件数	15	24	6	12	57
	採択件数	13	23	6	12	54
高度研究開発助成	申請件数	7	7	9	8	31
	採択件数	1	4	7	6	18
地域プロデュース 事業助成	申請件数	0	0	4	1	5
	採択件数	0	0	4	1	5
地域活性化事業助 成	申請件数	0	2	4	7	13
	採択件数	0	2	4	7	13
産業人材づくり支 援事業(支援機関 事業)	申請件数	0	1	1	2	4
	採択件数	0	1	1	2	4
ベンチャー創業支 援事業	申請件数	3	2	12	9	26
	採択件数	1	1	4	5	11
新事業展開集中サ ポート事業(支援 機関事業)	申請件数	4	6	7	6	23
	採択件数	4	6	7	6	23
助成事業者へのハ ンズオン支援等 (支援機関事業)	申請件数	4	1	0	0	5
	採択件数	4	1	0	0	5
合計	申請件数	47	81	63	68	259
	採択件数	29	54	47	59	189

(出所) 産業振興センター提供データ

ちば中小企業元気づくり基金事業のPRについては、産業振興センターのHP、千葉県
のHP、産業振興センター発行のメールマガジン、パンフレット配付等により行われている。

分野ごとに見てみると新商品・新技術・特産品等開発助成分野のように、比較的多くの申
請件数がある分野がある一方で申請件数が少ない分野もある。申請件数を増加させ、より制
度趣旨に合った事業に助成金が助成されるよう、産業振興センターと県関係部局の連携によ
る案件の掘り起し等を通じた基金のPRを一層推進する必要がある。「あいち中小企業応援

ファンド助成事業」では、ホームページにおいて公募説明会の案内を掲載し PR しており、このような例も参考となると考える。さらに、制度面での阻害要因があるのであれば、検討を行うことが必要と考える。申請件数に影響を与える要因としては、下記のものが考えられる。

ア 募集期間

ちば中小企業元気づくり基金事業への助成申請の募集期間は、平成 21 年度、平成 22 年度においては大部分の事業が 4 月の一ヶ月間であった。平成 23 年度においては、東日本大震災の影響を考慮し 4 月 1 日から 5 月 13 日まで延長を行った。

募集期間の長さは、応募件数に影響を与えられようとするため、今後、東日本大震災の影響を直接受けない年度に関しても 2 ヶ月程度確保することは必要でないかと考える。

イ 助成期間

ちば中小企業元気づくり基金事業「5.ちば中小企業元気づくり基金の概要(5)助成対象先選定の流れ」に記載のとおり、助成期間は、高度研究開発助成を除き 1 年以内と規定されている。しかし、年度末までに助成案件を完了させるため、募集要項では助成期間を「助成金の交付決定の日から 2 月末」としている。事業実施期間は、ほとんどの分野で助成金交付決定が 7 月になされるため、最長で 9 ヶ月足らずとなっている。

他の自治体の同様な助成制度の募集インターネットで検索したところ佐賀県で実施されている「さが中小企業応援基金事業」のように、年度途中で募集を行うものの助成期間を助成金の交付決定日から 1 年としている事例があった。助成期間を助成金の交付決定日から 1 年とするのであれば、現状、事業期間が短くなるということから 2 次募集は多くの助成分野では実施されていないが、2 次募集を行い応募の機会を増やすことは可能ではないかと考える。

他の自治体の例を参考に助成事業期間を長くすることも検討の余地があると考えられる。

ウ 概算払制度

助成金は、助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合に支払われる(交付要領第 13 条)。このため、事業期間中の資金は、応募者が負担することとなるが応募者にとって事業期間中の資金がネックとなって事業申請にいたらないケースもあるのではないかと考える。

交付要領第 15 条において、特に必要と認める場合は助成金の概算払いが出来る旨の規定があるが、募集要項等において積極的にその旨を開示し、資金負担がネックとなる事業者に対してもアピールすることも有用ではないかと考える。

エ ハンズオン支援のニーズ把握

ハンズオン支援については、元気づくり基金の助成事業者を対象とする事業であり、助成事業の実施に伴い発生した課題(2 日程度で解決できる課題)について、専門家を派遣して対応しようとするものである。平成 23 年度の申請が無かった理由及び当該支援の必要性について、産業振興センターでは、「センターとしては、助成事業者への PR に努めているが、ハ

ンズオン支援にて対応できる課題（2日程度で解決できる課題）が無かったため、利用に至らなかったと思われる。ハンズオン支援については、過去の利用実績もあり、助成事業を円滑に実施するための補完的な支援メニューとして用意しておく必要があると考えている。」と分析している。

2日程度で実施できる支援は限定的であり、もう少し長期間を要するような支援が必要とされているケースも多いのではないかと考える。助成対象企業に対し、どのような支援を必要としているかのアンケートをとり、ニーズ把握を行い、それに沿った支援が出来ないか検討を行うことが有用であると考えます。

（3）余剰資金について

ちば中小企業元気づくり基金貸付金の運用益は、産業振興センターの他の口座とは別に決済専用預金（1口座）及び普通預金（3口座）で管理を行っている。

平成23年度末の預金残高は107,350千円となっている。翌年度の4月上旬に助成金の支払があるため4月中旬から債権利息の入金時までには残高は少なくなるが、その後年間の債権利息が115,314千円入金するため、資金残高の水準は高くなっている。

資金残余额与が多額となる理由は、「8.包括外部監査の結果に添えて提出する意見（1）執行率について」に記載の事項及び助成決定後の変更による減額が生じる等である。

債券利息が2月8日に入金すること、4月の助成金確定払後の多額な出金はないことを考慮すると、資金繰りに関しての予測は比較的容易であり、資金の出金までの期間において暫定的に短期での安全性に配慮した資金運用も検討する余地があるのではないかと考える。

第2 ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

ちば農商工連携事業支援基金貸付金は、その運用益を活用して、中小企業者等と農林漁業者の有機的な連携体が行う新商品等の開発や販路開拓等の支援を行うため、(公財)千葉県産業振興センター(以下「産業振興センター」という。)に貸し付けられている基金の造成資金である。

(2) 根拠法令等

- ・ ちば農商工連携事業支援基金事業実施要領(千葉県)
- ・ (独)中小企業基盤整備機構 農商工連携地域型中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則
- ・ (独)中小企業基盤整備機構 農商工連携地域型中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則

2 制度の仕組み・手続き

(1) ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金の概要

ちば農商工連携事業支援基金は、総額 2,500,000 千円の基金である。

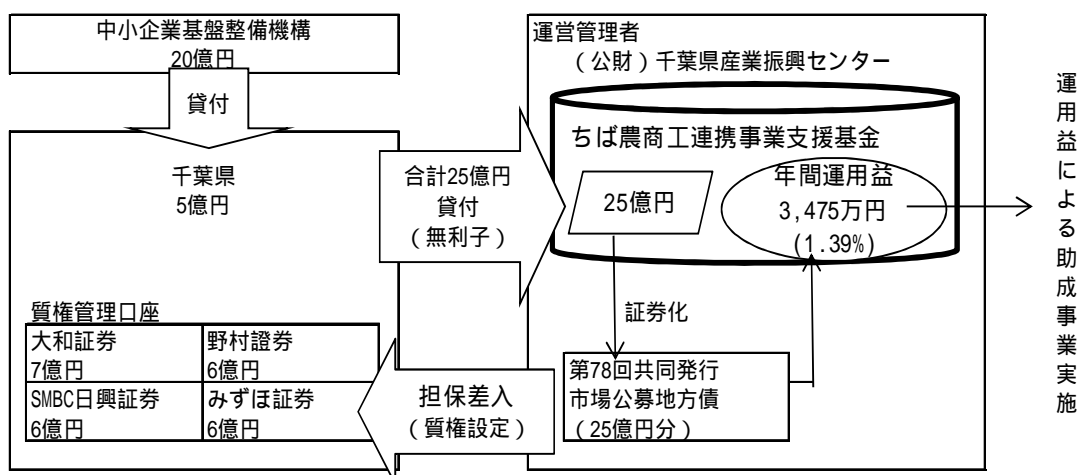
基金の原資の 80%である 2,000,000 千円については、独立行政法人中小企業基盤整備機構より千葉県に対して貸付けがなされており、千葉県は、独自資金 500,000 千円とあわせ 2,500,000 千円を平成 21 年 9 月 24 日付けで産業振興センターに貸付けを行っている。

(2) 貸付けの流れ

貸付金の流れは下図のとおりである。

独立行政法人中小企業基盤整備機構よりの借入金 2,000,000 千円を含む 2,500,000 千円が、県より運営管理者である産業振興センターに貸し付けられ、第 78 回共同発行市場公募地方債での運用がなされる。なお、(独)中小企業基盤整備機構 農商工連携地域型中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則第 9 条に基づき、県による質権が設定されている。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 1 貸付金の流れ



(3) 関係機関との契約関係

ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構

ちば農商工連携事業支援基金の原資の80%である2,000,000千円については、平成21年9月17日付けで金銭消費貸借契約証書が締結され、独立行政法人中小企業基盤整備機構より千葉県に対して下記の条件で貸付けがなされている。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 2 中小企業基盤整備機構との契約条件

貸付金額	2,000,000千円
転貸の相手方	財団法人千葉県産業振興センター
最終償還期限	平成31年9月16日
償還方法	平成31年9月16日に一括償還
利率	無利子

(出所)金銭消費貸借契約証書より作成

イ 公益財団法人千葉県産業振興センター

平成21年9月24日付けで金銭消費貸借契約証書が締結され、千葉県より産業振興センターに対して下記の条件で貸付けがなされている。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 3 産業振興センターとの契約条件

貸付金額	2,500,000千円
最終償還期限	平成31年9月23日
償還方法	平成31年9月23日に一括償還
利率	無利子

(出所)金銭消費貸借契約証書より作成

3 貸付金の実行額及び残高の推移

(1) 貸付金残高の推移(基金設置～23年度)

前述の通り、千葉県と産業振興センターとの金銭消費貸借契約上、貸付金 2,500,000 千円を平成 31 年 9 月 23 日に一括償還することとなっており、平成 23 年度末の貸付金残高は当初貸付金額より増減はない。

4 公益財団法人千葉県産業振興センターの概要

第 2 章 商工労働部 特別会計貸付金 第 1 ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金 4
公益財団法人千葉県産業振興センターの概要 と同様である。

5 ちば農商工連携事業支援基金の概要

(1) 基金設置の目的

ちば農商工連携事業支援基金は、千葉県の地域経済の基盤である農林水産業と商工業等との連携(農商工等連携)を促進し、それぞれの強みを活かした連携体を支援することで、相乗効果を発揮し、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

(2) 根拠法令等

- ・ちば農商工連携事業支援事業実施要領(千葉県)
- ・ちば農商工連携事業支援基金助成金交付要領(産業振興センター)

(3) 基金運用益と残高の推移(設置～平成 23 年度)

基金の運用益及びその残高の推移は下記のとおりである。前述のように、第 78 回共同発行市場公募地方債(年率 1.39%)での運用がなされているため、各年度 34,750 千円の運用益となるが、平成 21 年度に関しては、年度途中からのため期間対応部分の運用益となっている。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 4 基金運用益と残高の推移

(単位:千円)

項目 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
前年度繰越額	-	1,626	20,262
運用益	14,448	34,750	34,750
支出額	12,822	16,114	35,165
残高	1,626	20,262	19,847

(出所)各年度資金収支実績より作成

(4) 基金の助成事業の推移 (設置～平成23年度)

図表2 - 特別貸付 - 2 - 5 助成事業の推移

(単位:件、千円)

事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
新商品等開発・ 販路開拓助成	助成件数	5	7	9	21
	助成金支払額	6,270	8,032	20,222	34,524
研究開発助成	助成件数	1	2	3	6
	助成金支払額	1,411	3,921	4,871	10,203
農商工連携事業展開 サポート事業	助成件数	3	3	4	10
	(うち非公募)	(2)	(2)	(2)	(6)
	助成金支払額	4,348	3,412	9,324	17,084
	(うち非公募)	(3,520)	(3,219)	(3,584)	(10,323)
管理事業	支払額	792	748	747	2,288
合計	助成件数	9	12	16	37
	支払額	12,821	16,113	35,164	64,100

(出所)各年度資金収支実績より作成

(注)研究開発助成については、複数年度案件の過年度助成決定がなされているものを含む

(5) 助成対象先選定の流れ

助成金の事業実施対象期間は、ちば農商工連携事業支援基金助成金交付要領(以下「交付要領」という)第6条により下記のとおり規定されている。

図表2 - 特別貸付 - 2 - 6 選定事業の実施期間

事業名	実施期間
新商品・新役務・特産品等開発 ・販路開拓助成	助成金の交付決定を受けた日から1年間以内
研究開発助成	助成金の交付決定を受けた日から3年間以内
農商工連携事業展開サポート事業	助成金の交付決定を受けた日から1年間以内

また、助成対象事業の助成率は次のとおり規定されている(交付要領第7条)。

図表2 - 特別貸付 - 2 - 7 選定事業の助成率、助成限度額

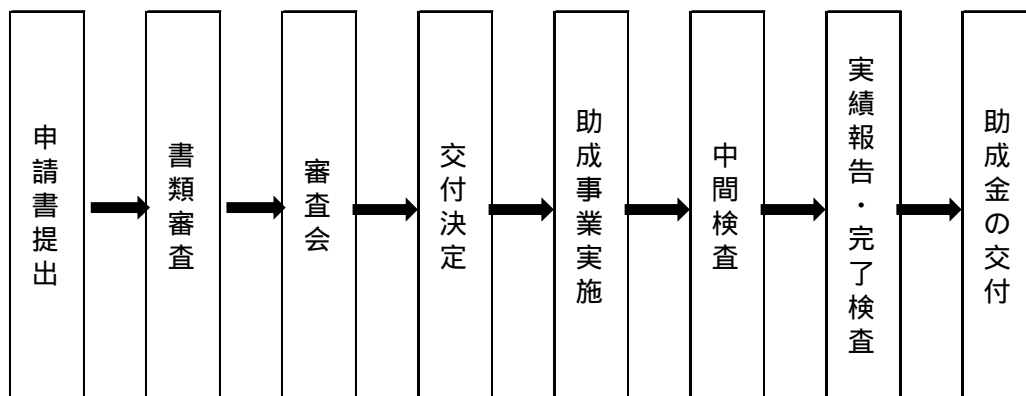
事業名	助成率	助成限度額
新商品・新役務・特産品等開発 ・販路開拓助成	3分の2以内	500万円以内
研究開発助成	3分の2以内	1,000万円以内(総額)
農商工連携事業展開サポート事業	10分の10	500万円以内

産業振興センター以外が助成先となる事業については公募による助成先の選定がなされる。

ア 公募による助成事業の案件選定

公募による助成事業に関しては下記のとりのスケジュールで助成が実施される。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 8 助成事業スケジュール



平成 23 年度においては、助成申請は 4 月 1 日から 5 月末日までの受付がなされ、6 月 28 日に開催された、ちば農商工連携事業支援基金審査委員会において助成案件が決定された。なお、助成事業は、別途定められている審査基準を総合的に勘案し、充足度の高い者から予算の範囲内で採択される。

イ 目標設定

助成事業の事業成果に係る目標として、農商工連携事業展開サポート事業については、事業年度ごとに支援対象者にモニタリングを行い、肯定的評価が 80% 以上であることが掲げられている。平成 23 年度の実績は 15 件中全てにおいてこの成果目標は達成されている。なお、基金創設後実施の 29 件において、成果目標を満たさない案件は無い。

新商品・新役務・特産品等の開発助成、研究開発助成に関しては、短期と長期にわけ下記の目標が設定されている。

短期目標：助成完了後 3 年以内の事業化率が 30% 以上

長期目標：事業化達成年と最終年との間の売上高増加率 4% 以上（中小企業者）、2% 以上（農林漁業者）

短期目標に関しては、基金設置が平成 21 年度であるために、助成完了後 3 年以内の事業化率は算定時期を迎えていない。なお、平成 23 年度に助成事業者から提出された事業化報告書によると、4 件の事業化達成が確認できている。

6 実施した手続き

(1) 県における手続き

- ・ ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金の概要及び中小企業基盤機構との関係につき、県の担当者から説明を受けた。
- ・ 貸付金の根拠となる中小企業基盤機構の準則・細則、ちば農商工連携事業支援基金事業実施要領を確認した。
- ・ 金銭消費貸借証書を閲覧し、貸付条件に関して確認した。

(2) 公益財団法人千葉県産業振興センターにおける手続き

- ・ 産業振興センターの担当者から、助成先選定の手続き及び助成後の検査についての説明を受けた。
- ・ 助成実績を確認した。
- ・ 助成審査の審査書類を閲覧した。
- ・ サンプル1件を抽出し、事業申請、助成事業報告書、決算総表等の資料を閲覧した。

7 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

8 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 執行率について

ちば農商工連携事業支援基金事業の執行率は下記のとおりである。

図表2 - 特別貸付 - 2 - 1 1 執行率の推移

(単位:千円)

項目 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予算額 (前年繰越+運用益) a	14,448	36,376	55,012
支出額 b	12,822	16,114	35,165
次年度繰越額	1,626	20,262	19,847
うち次年度以降支払見込額	1,626	11,402	6,084
うち用途未確定繰越額	0	8,860	13,763
執行率(b/a)	88.7%	44.3%	63.9%

(出所) 産業振興センター提供データ

平成 22 年度、平成 23 年度の予算執行率は 50%程度にとどまっている。予算執行率が低い理由は、複数年の助成事業（研究開発助成事業）について、次年度以降のものも採択年度において予算を確保していることに加え、制度の周知不足や、福島第一原子力発電所事故に係る風評被害の影響等により、申請件数が伸びなかったためである。また、次年度繰越額のうち用途未確定の繰越金額は、予算額に対し 2 割程度となっている。

複数年の助成案件の次年度以降の予算額についても採択年度に留保してしまうと、本来他の事業に助成可能な資金が拘束されてしまい資金が効率的に使用されない事態を招くと考えられる。助成予定年度において必要な額の手当てを行うことで、当該資金を他の案件に使用することも可能であり、助成金を効率的に使用することが出来ると考える。

また、今後は執行率を上げるため、申請件数を増やすための一層の努力が必要であると考えられる。

(2) 申請件数について

ちば農商工連携事業支援基金事業の申請件数と採択件数の推移は下記のとおりである。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 9 申請件数と採択件数の推移

(単位:件)

事業名		H21	H22	H23	H24	計
新商品等開発・ 販路開拓助成	申請件数	5	11	9	13	38
	採択件数	5	8	9	11	33
研究開発助成	申請件数	1	2	1	1	5
	採択件数	1	1	1	1	4
農商工連携事業展開サポ ート事業	申請件数	1	1	2	1	5
	採択件数	1	1	2	1	5
合計	申請件数	7	14	12	15	48
	採択件数	7	10	12	13	42

(出所) 産業振興センター提供データ

ちば農商工連携事業支援基金事業の PR については、産業振興センターの HP、千葉県の HP、産業振興センター発行のメールマガジン、パンフレット配付等により行われている。しかし、申請件数は多いとはいえ、申請案件の大半が採択される結果となっている。産業振興センターと県関係部局の連携による案件の掘り起し、市町村・経済団体・農業水産団体等への働きかけ等を通じた基金の PR をいっそう推進する必要がある。さらに、制度面での阻害要因があるのであれば、検討を行うことが必要と考える。申請件数に影響を与える要因としては、下記のものと考えられる。

ア 募集期間

ちば農商工連携事業支援基金事業への助成申請の募集期間は、平成 22 年度においては 4 月 1 日から 4 月末日、平成 23 年度及び平成 24 年度においては、東日本大震災の影響を考慮し 4 月 1 日から 5 月末日と 1 ヶ月延長した。

募集期間の長さは、応募件数に影響を与えられられるため、今後、東日本大震災の影響を直接受けない年度に関しても 2 ヶ月程度確保することは必要でないかと考える。

イ 助成期間

ちば農商工連携事業支援基金事業(研究開発助成事業を除く)の助成期間は、「助成金の交付決定を受けた日から1年以内」等の規定がされている(交付要領第6条)。しかし、年度未までに助成案件を完了させるため、募集要項では助成期間を「助成金の交付決定の日から2月末」としている。このため、新商品・新役務・特産品等開発・販路開拓助成分野に関してみると事業実施期間は最長で8ヶ月足らずとなっている。

他の自治体の同様な助成制度の募集をインターネットで検索したところ、下記のような比較的助成期間を長く捉えた助成制度もある。

図表2 - 特別貸付 - 2 - 10 他自治体の助成制度

名称	助成期間	募集期間
ひょうご農商工連携ファンド	2年以内 (ただし、1年ごとに申請・審査を受ける必要あり)	平成25年度： 平成24年11月1日～12月27日
しずおか農商工連携基金事業	新商品・新サービス開発事業、省エネルギー等対策事業2年以内 販路開拓事業1年以内	平成25年度： 平成24年10月1日～12月3日
長野県農商工連携支援基金助成金事業	1年以内	平成24年度： 平成24年2月1日～3月30日
こうち農商工連携基金事業	原則3年(2年コースは2年)以内	平成24年度(第2回)： 平成24年6月1日～6月29日

(出所) インターネット上の募集ページより作成

助成期間を複数年としている事例、助成期間は1年であるものの助成申請の募集期間を年度開始前とすることで、年度開始直後から助成期間をとることが出来る事例等があり、他の自治体の例を参考に助成事業期間を長くすることも検討の余地があると考え。

ウ 概算払制度

助成金は、助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合に支払われる(交付要領第19条)。このため、事業期間中の資金は、応募者が負担することとなるが応募者にとって事業期間中の資金がネックとなって事業申請にいたらないケースもあるのではないかと考える。

交付要領第21条において、特に必要と認める場合は助成金の概算払いが出来る旨の規定があるが、募集要項等において積極的にその旨を開示し、資金負担がネックとなる事業者に対してもアピールすることも有用ではないかと考える。

(3) 余剰資金について

ちば農商工連携事業支援基金貸付金の運用益は、産業振興センターの他の口座とは別に決済専用預金で管理を行っている。

平成 23 年度末の預金残高は 51,968 千円となっている。翌年度の 4 月上旬に助成金の支払があるため 4 月中旬から債券利息の入金時までは 19 百万円程度の残高となるが、年間の債券利息がその後 34,750 千円入金するため、資金残高の水準は高くなっている。

資金残与額が多額となる理由は、「8.包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (1)執行率について」に記載の事項及び助成決定後の変更による減額が生じる等である。

債券利息が 2 月 8 月に入金すること、4 月の助成金確定払後の多額な出金はないことを考慮すると、資金繰りに関しての予測は比較的容易であり、資金の出金までの期間において暫定的に短期での安全性に配慮した資金運用も検討する余地があるのではないかと考える。

第3 小規模企業者等設備導入資金貸付金（特別会計）

小規模企業者等設備導入資金特別会計では、以下の3種類の貸付金が経理されている。

（単位：千円）

	平成23年度末貸付残高
1．小規模企業者等設備導入資金貸付金	2,924,316
2．高度化資金貸付金	2,774,387
3．被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	140,000
合計	5,838,703

これらはそれぞれ独立した制度であり、内容を異にするものである。今回の監査では金額的に重要性が高い、1．小規模企業者等設備導入資金貸付金と2．高度化資金貸付金を監査対象とした。以下、小規模企業者等設備導入資金貸付金、高度化資金貸付金の順に記載している。

なお、小規模企業者等設備導入資金貸付金には、一般会計において、小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てんが経理されている。会計が異なるが、両者は密接に関連することから併せて監査を行った。

第3の1 小規模企業者等設備導入資金貸付金（特別会計）、小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てん（一般会計）

1 制度の趣旨

（1）目的

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付け及び設備の貸与を行う公益財団法人千葉県産業振興センター（以下、「産業振興センター」という。）に対し、国からの資金助成を受けて県が必要な資金助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする制度である。

（2）根拠法令等

- ・小規模企業者等設備導入資金助成法
- ・特例〔設備資金貸付事業〕 小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則第1条（3）
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の貸付金の貸付に関する要領
- ・千葉県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱

2 制度の仕組み

（1）制度の仕組み

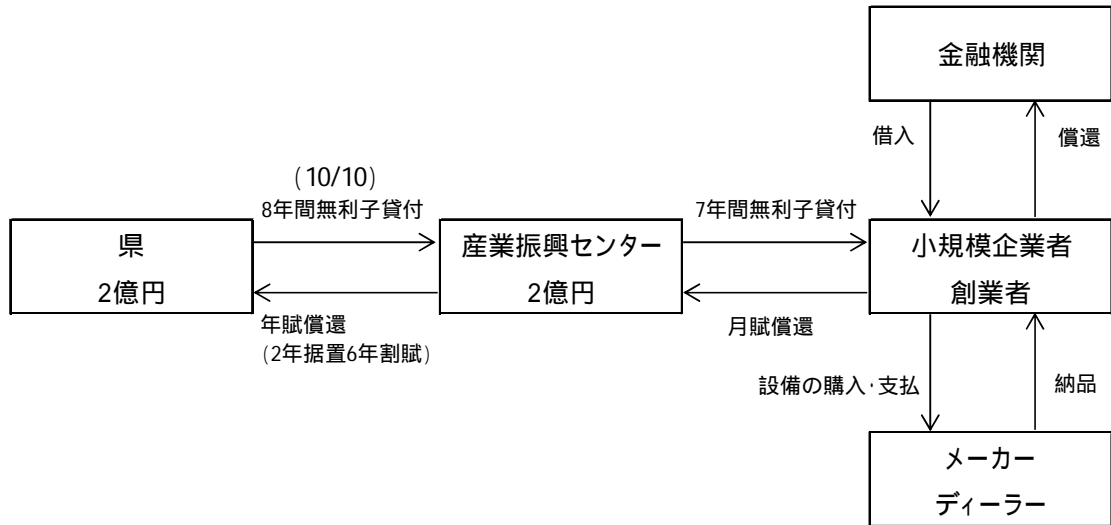
当貸付金は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、助成法に基づき産業振興センターが行う「設備資金貸付事業」及び「設備貸与事業」に必要な資金を、県が同センターに貸し付けているものである。

従って、県の貸付先は産業振興センターであり、産業振興センターはその資金を財源として上記2事業を実施している。このうち（ア）「設備資金貸付事業」は小規模企業者等が設備を購入する際の資金の貸付けを行う事業を、（イ）「設備貸与事業」は小規模企業者等が購入しようとする設備を産業振興センターが購入し、小規模企業者等に貸与する事業をいう（以下、これらを合わせて「貸付等」という。）。それぞれの制度の概要と実際の資金、設備の流れを図表で示すと以下のとおりである。

ア 設備資金貸付事業

金融機関からの資金調達が困難な小規模企業者及び創業者に対して、設備額の3分の2以内の設備資金を産業振興センターが無利子で貸し付ける制度である。

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 1 設備資金貸付事業の概要



(出所) 県提供資料

県から貸付原資が産業振興センターに貸し付けられ、産業振興センターから小規模企業者や創業者に対して資金貸付が行われる。産業振興センターへの貸付けが企業への貸付期間より1年長いのは、企業への貸付けの償還が全て終わるまで原資を貸し付けるための措置である。

また、貸付条件は以下のとおりである。

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 2 貸付条件等の概要

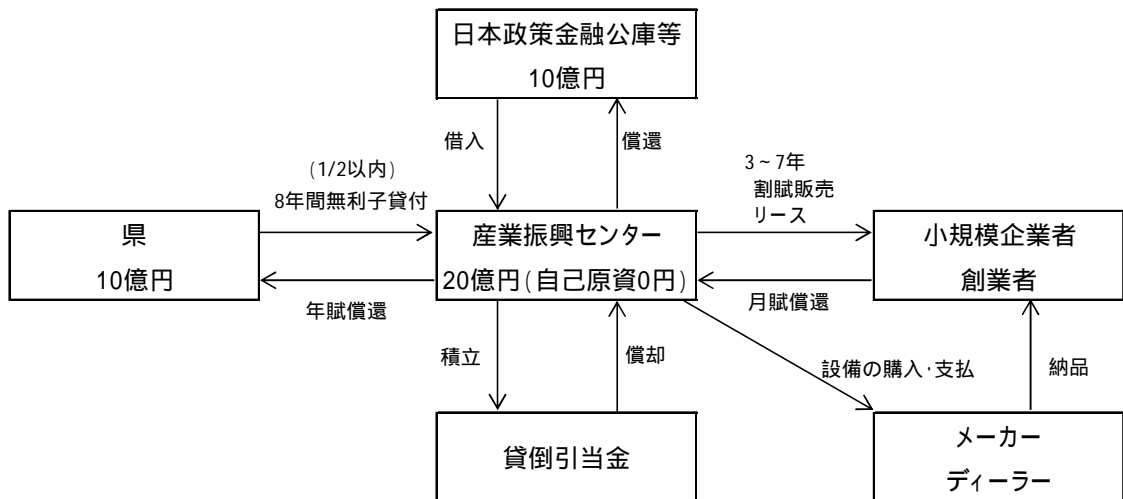
対象企業	特例対象企業(経営革新、農商工連携等)に承認されている小規模事業者及び創業者(創業5年以内)
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤の強化に必要な設備 ・ 公害防止設備 ・ 創業に必要な設備
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 66万円～6,000万円 ・ 対象設備の3分の2以内
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年据置後6年(72回)月賦均等払い (公害防止設備は1年据置後11年)

(出所) 県提供資料

イ 設備貸与事業

金融機関からの資金調達が困難な小規模企業者及び創業者へ産業振興センターが低利で設備を貸与(割賦販売又はリース)する制度である。

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 3 設備貸与事業の概要



(出所) 県提供資料

当制度の貸付原資は県だけではなく、日本政策金融公庫等の県以外からの資金も使われている。いずれにしても、産業振興センターが窓口となり、小規模企業者等に設備貸与を行い、債権管理を行っている。アと同様、産業振興センターへの貸付けが企業への貸与期間より1年長いのは、企業からの償還が全て終わるまで原資を貸し付けるための措置である。

貸与条件は以下のとおりである。

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 4 貸与条件等の概要

対象企業	小規模企業者及び創業者（創業予定者・創業5年以内）
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤の強化に必要な設備 ・ 公害防止設備 ・ 創業に必要な設備
貸与限度額	・ 100万円～8,000万円
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年～7年の月賦償還 割賦損料 1.95% (H24) ・ 3年～7年の月額リース払い 月額リース料 1.362%～2.958% (H24)

(出所) 県提供資料

(2) 貸付けまでの事務手続

当制度の利用を希望する小規模企業者等は、貸付申込書に必要書類を添付して産業振興センターに申し込む。産業振興センターでは書類審査及び現地調査を行い、審査の結果、問題がなければ貸付等が行われる。

審査は、「設備導入資金貸付審査委員会」（以下、「委員会」という。）によって行われ

る。委員会では、「貸付対象企業の審査基準」に従って審査が行われる。審査委員は平成 23 年 4 月 1 日現在で 9 名が「設備導入資金貸付審査委員会運営要領」によって定められている。

そして、委員会での審査の前段階として、産業振興センター内に「設備導入資金貸付審査委員会内部検討会」（以下、「検討会」という。）が設置されている。検討会は産業振興センターの役職員 3 名で構成されている。検討会では、委員会での審査の事前検討としての位置付けで、申込書類の審査及び現地調査により作成した「企業診断調査書」（以下、「調査書」という。）に基づく申請企業の総合所見等を検討するものである。なお、調査書には、申込みのあった企業者に関する売上、仕入の状況に関する情報や経営分析、国が指定する割合の付加価値額の向上及び導入の妥当性、並びに償還能力分析が行われ、最終的に検討会での方向性が「総合所見」として記載される。この調査書が委員会に諮られ、委員会での審査により、最終的な貸付等の適否が決定される。

（３）県の損失補てんについて

この貸付等に対して、県は「小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の貸付金の貸付に関する要領」及び「千葉県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱」並びに「損失補償契約書」に基づき、平成 14 年度から産業振興センターに対して損失補てんを行っている。すなわち、産業振興センターが貸付等を行ったことによる債権回収のリスクを県が負担するということである。債権額全額が補てん対象ではなく、産業振興センターでは債権残高の 100 分の 1 以上に相当する額を貸倒引当金として積むことが同要綱で求められている。

（４）貸付金の推移

県の産業振興センターに対する貸付金残高の推移

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 5 産業振興センターへの貸付金残高の推移

（単位：千円）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
3,663,918	4,034,818	3,689,427	3,337,787	2,924,316

（出所）県提供資料を基に監査人作成

産業振興センターの小規模企業者等に対する貸付金残高の推移

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 6 小規模事業者等への貸付金残高の推移

（単位：千円）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
設備資金貸付	1,381,359	1,446,012	1,203,824	883,974	707,433
設備貸与	2,983,732	3,388,424	2,967,692	2,727,008	2,548,630

（出所）県提供資料を基に監査人作成

3 実施した手続き

- ・所管部署に対してヒアリングを実施するとともに関連書類の査閲を実施した。
- ・産業振興センターに往査し、ヒアリングと関連書類の査閲を実施した。

4 包括外部監査の結果

(1) 貸付後及び貸与後、短期間における回収遅延の発生

資金貸付あるいは設備貸与（以下、「貸付等」という。）後、1年弱から2年弱で期日どおりの返済が行われなくなった案件が発見された。このように短期間で返済遅延が生じた案件については貸付時の審査が適切に行われていたのかという点、十分に検討されなければならない。中には貸付等審査時の償還能力の判定がA（償還能力十分）を査定されていたながら、資金貸付日あるいは設備貸与日から1年で延滞が生じている案件もあった。サンプルで検証した事例とそれに対する監査人による指摘事項を挙げると以下のとおりである。以下図表にある「(1) 申込企業診断調査書」欄の内容は、上述の調査書の記載から引用したものであり、産業振興センターでの審査結果をとりまとめたものである。この調査書は、最終的に設備導入資金貸付審査委員会に提出された後、貸付等の決定が行われることになっている。なお、「(2) 滞留発生経緯」から「(4) その他」までは、県経営支援課及び産業振興センターの担当者にヒアリング等を行った結果を監査人がまとめたものである。

【事例1】

（単位：千円）

事業者名	事業内容	貸付日	貸付形態	延滞発生日	H23年度末残高	延滞分類
A社	ドライイ造業	H20.7.23	割賦	H22.11.26	24,559	事故企業
(1) 申込企業診断調査書						
ランク	・ 39/70点					
償還能力の判定	・ C やや不足					
設備計画の効果等	・ 売上2%増、営業利益52百万円増、付加価値3年間で10%以上の向上が見込まれる					
総合所見	・ 収益性の改善が期待できるため設備導入は妥当と判断される。返済財源はやや不足のため、資力のある連帯保証人1名追加と経営全般に渡る事後指導を条件に貸与したい					
(2) 滞留発生経緯	・ H22/11/26破産申立					
(3) 回収見込み	・ 債権者集会において、粉飾決算及び街金からの借入金が判明 ・ 振興センターが所有権を有する割賦対象機械の売却による収入額は僅か31千円のみ。工場から機械が取り外され雨ざらし等管理が悪かったため、価値が大幅下落 ・ 回収見込みは殆んどない					
(4) その他	・ 設備貸与の直前期決算書によると、売上高1,451百万円に対して、有利子負債は1,301百万円（借入金840百万円、リース残高461百万円）と売上に匹敵する金額となっており極めて財務体質が脆弱であった。					

（出所）県提供資料及びヒアリング等に基づき監査人作成（以下同様）。

この案件については以下の二点を指摘することができる。

- （ア）債権の回収が滞留した場合において、貸与機械の処分による回収が最も重要であるが、設備を使用する事業者の機械の管理体制がずさんであったことや破綻後の買取業者との交渉が長期化する中、機械の保管が適切でなかった等もあり回収額は著しく少額となった。所有権を有する産業振興センターの機械に対する保全への対応にも不備があったものと推察される。
- （イ）設備貸与の直前期決算書によると、売上高 1,451 百万円に対して、有利子負債は 1,301 百万円（借入金 840 百万円、リース残高 461 百万円）と売上に匹敵する金額となっており、財務体質は極めて脆弱であり、審査上、留意すべきであった。

【事例 2】

(単位：千円)

事業者名	事業内容	貸付日	貸付形態	延滞発生日	H23年度末残高	延滞分類
B社	建設工事業	H21.6.17	割賦	H22.6.18	11,422	事故企業
(1) 申込企業診断調査書 ランク 償還能力の判定 設備計画の効果等 総合所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 36/70点 ・ A 十分 ・ 設備導入により、中型解体工事業の需要が見込め、売上高は3年間で40百万円増が期待でき、付加価値が3年間で9%以上向上することが見込まれる。 ・ 設備導入により、大型の建物解体が可能になり、売上増加が見込まれるため導入の妥当性は認められる。また、償還能力についても問題ないと思われるため条件なしで貸与したい。 					
(2) 滞留発生経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22/6/18破産申立 ・ 売上減少、借入負担重く 					
(3) 回収見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有権を有する割賦対象機械は海外に持ち出され売却されてしまったため、これによる回収は不可。対象会社からの回収は殆んど見込めず、経営者や保証人から若干の回収を見込む。 					
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備貸与の直前期決算書によると、売上高は7億円弱、借入金は24百万円、リース残高も数千円と有利子負債は僅少となっている。設備貸与後1年程度で破産したことからみて、決算書は大幅に粉飾していた可能性が高いと思われる。 					

この案件については以下の点を指摘することができる。

- (ア) 調査書によると償還能力は A ランク、すなわち十分であるとされているものの設備貸与後 1 年で破綻している。リーマンショック等による設備投資意欲の冷え込みや公共事業の縮小などによる影響が大きかったと見られるが、審査の充実が求められる。また、貸付時の直前決算期の決算書を見ると、借入金は 24 百万円、リース残高も数千円と有利子負債は僅少となっているが、滞留が生じた経緯において売上減少及び借入負担が重いとなっていることから、決算書の借入金の金額は実際より大幅に少ない金額、すなわち粉飾されていた可能性がある。

【事例 3】

(単位：千円)

事業者名	事業内容	貸付日	貸付形態	延滞発生日	H23年度末残高	延滞分類
C社	半導体装置製造業	H20.12.5	リース	H21.7.4	37,961	事故企業
(1) 申込企業診断調査書 ランク 償還能力の判定 設備計画の効果等 総合所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 39/70点 ・ C やや不足 ・ 設備導入による生産量の拡大等により3年間で売上高120百万円、営業利益32百万円拡大するものと予想される。また3年間で付加価値は66%以上向上することが見込まれる。 ・ 収益性の改善が期待できるため設備導入は妥当と認められる。取引先からの受注増加も確実視される中今後の成長も見込まれる。しかし、借入負担が重く、返済財源も不足するなど財務体質が脆弱なため、担保の徴求又は資力ある連帯保証人及び経営全般に渡る事後指導を条件に貸与したい。 					
(2) 滞留発生経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ H21/7/4破産申立 ・ 過剰投資、過剰債務 					
(3) 回収見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ H21/9に貸与設備を売却して13,020千円、譲渡担保取得していた機械の売却で400千円を回収。 					
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備貸与の直前期決算書によると、売上高397百万円に対して、有利子負債は371百万円（借入金210百万円、リース残高161百万円）と売上に匹敵する金額となっており、また2期連続で債務超過状態となっており財務体質は極めて脆弱であった。 					

この案件については以下の点を指摘することができる。

- (ア) 設備貸与の直前期決算書によると、売上高 397 百万円に対して、有利子負債は 371 百万円（借入金 210 百万円、リース残高 161 百万円）と売上に匹敵する金額となっており、また二期連続で債務超過状態となっており財務体質は極めて脆弱であった。

【事例4】

事業者名	事業内容	貸付日	貸付形態	延滞発生日	H23年度末残高	延滞分類
D社	道路貨物運送業	H20.9.26	割賦	H22.7.6	27,088	手形期日延期
(1) 申込企業診断調査書						
ランク ・ 37/70点 償還能力の判定 ・ B 普通 設備計画の効果等 ・ 大型貸切旅客事業の新規展開により、営業利益は8百万円増が見込め、付加価値が3年間で11%以上向上する。 総合所見 ・ 設備導入により売上高及び利益が増加し、付加価値の向上が見込まれる。償還能力も普通であるが、新規事業への投資でありリスクを伴うことから、経営全般に渡る事後指導を条件に貸与したい						
(2) 滞留発生経緯						
・ H22/7/6に、H22/7/10期日からH23年6/10期日までの1年分を延期要請。 ・ その後2年間延期し、3年目になり3ヶ月に一回のペースで決済することを取り決め。						
(3) 回収見込み						
・ 金融機関からの借入金も返済猶予中。 ・ 震災や尖閣問題で観光客が減少し厳しい状況						
(4) その他						
・ 事後指導としてH22/11/1とH23/9/12に中小企業診断士が診断を実施。						

この案件については以下の点を指摘することができる。

(ア) 企業診断調査書の総合所見において、経営全般に渡る事後指導を条件としているが、事後指導は2年後の債権が滞留した以降に実施されており、設備貸与後もう少し早い段階での事後指導が必要であったと考える。

(2) 設備導入資金貸付審査委員会について

上記(1)にて、貸付けから1~2年弱で期日どおりの返済が行われなくなった案件について指摘したが、それに関連する点として、審査を行う審査委員会について指摘したい。現在の設備導入資金貸付審査委員会委員は、設備導入資金貸付審査委員会運営要領(以下、「運営要領」という。)によると、以下の9名と規定されている。

図表2 - 特別貸付 - 3の1 - 7 貸付審査委員会委員の内訳

委員長	公益財団法人千葉県産業振興センター 設備支援事業担当役員
副委員長	千葉県商工労働部経営支援課 課長
委員	千葉県商工労働部産業振興課 課長
委員	千葉県産業支援技術研究所 所長
委員	株式会社日本政策金融公庫 千葉支店 中小企業事業統括
委員	千葉県信用保証協会 専務理事
委員	社団法人千葉県商工会議所連合会 専務理事
委員	千葉県商工会連合会 専務理事
委員	千葉県中小企業団体中央会 専務理事

(出所) 運営要領

しかし、審査委員会の議事録を確認したところ、ほとんどの委員は出席せずに代理人が出席することで審査が行われていた。運営要領には、代理人の設置についての規程は整備され

ていない。この点、産業振興センター担当者の説明によると、運営要領で規定された委員はそれぞれの組織において上層部の方であることから、業務多忙で審査委員会に出席するのが困難な場合があり、代理人による審査が多くなっているとのことであった。審査委員は当然、相応しい方が選ばれるべきであり、多忙で出席できないようであれば、そもそも適格性を欠き選任されるべきではなかったと思われる。

今後、委員選任に際しては形式的にならず、委員会への出席について十分対応できるかという点も含めて選任を行うこと、また代理人の参加に関しても規定を整備し、事前に登録する等、より厳格な運営が望まれる。

また、審査委員会の審査の記録として委員の方の発言が記載された議事録が存在するが、その記録内容は短く簡略なものである。審査が網羅的にかつ適切に実施されたことを担保するため、審査項目及び具体的なチェック事項を一覧にした審査チェックリストを作成し運用することが必要と考える。

(3) 割賦及びリース契約に係る損失補てんの際の消費税の負担について

割賦及びリースにて設備を貸与する場合で、事業者が支払い不能となった際の県の損失補てんは消費税部分を含めて負担を行っている。「損失補償契約書」第1条では、産業振興センターが受ける損失に対して損失補償すると規定されているが、産業振興センターはリースについては事故発生時点で、課税売上処理とすべきところ不課税売上処理としたことから消費税部分の負担をしていない。また割賦については消費税の申告を適切に行なっていれば消費税の負担をする必要がないにもかかわらず、産業振興センターは県に対し消費税部分を含めた損失補てんを請求しており、この請求のとおり県は損失補てんしていたが、過大な損失負担と言える。改善が必要である。

なお、割賦及びリースに係る産業振興センターの会計処理並びに消費税の申告は以下のように行われている。

割賦販売において、相手先事業者が支払い不能（事故発生）となった場合、産業振興センターは契約に沿って、事業者に対して残債権（消費税込み）を一括請求するとともに、会計上当該金額を債権（割賦設備未収金）及び収益（割賦設備収益）に計上している。また、事故発生した事業年度の消費税申告において課税取引として消費税を納付している。産業振興センターは県に対して損失補てんを請求する際には、消費税込みの未回収債権額から保険請求した金額を控除した額を請求し、県は当該請求額を補てんしている。通常、事故債権が最終的に回収不能となった場合は貸倒損失を計上し、その事業年度の申告において貸倒損失に含まれる消費税部分を納付する消費税から控除を受けることになるが、産業振興センターは貸倒処理を行わず、県及び保険で填補された金額を債権と相殺処理している。結果、貸倒損失に含まれる消費税の控除を受けておらず、過大に消費税を納めていると考えられる。

リース取引においては、相手先事業者が支払い不能（事故発生）となった場合、産業振興センターは契約に沿って、事業者に対して残存リース料相当額（消費税込み）を一括請求するとともに、会計上当該金額を債権（リース未収規定損害金）及び収益（受取リース未収規定損害金）に計上している。ただし、受取リース未収規定損害金は不課税取引に区分しているため、事業年度の消費税申告において消費税を納付していない。本来は受取リース未収規

定損害金を課税取引として消費税の納付を行うべきである。また、回収不能となった債権は県及び保険から補填された金額と相殺しているが、上記割賦同様貸倒損失を計上し消費税の控除を受けるべきである。県に対する損失補てんの請求額は、上記割賦の場合と同様である。

(4) 損失補てんの時期について

回収が困難となった債権に対する県の損失補てんは、産業振興センターが貸付等を実行してから債務負担行為の最終年度である13年目に、一律実施している。しかし、上記(1)で記載したとおり、貸与後短期間で回収が困難になる相手先もあり、回収が困難となった債権が発生した場合には、適宜、処理することが必要と思われる。

県と産業振興センターの損失補償契約では回収が困難となった場合には、産業振興センターにおいて各事業年度終了後の3ヵ月後に県に対して損失補てんを請求することができることになっているが、債権償却までの見極めに時間が必要である等の理由もあり、契約上の損失補てん補償最終年度において一律請求を行っているものである。

因みに、平成23年度末時点の産業振興センターにおいて、回収が困難となる可能性のある債権(滞留債権)残高は下図表のとおりとなっており、平成12年度以降の融資分については滞留債権化してもこれまで県に対して損失補てんの請求を行っていないため残高を構成し、滞留債権の総額は335,444千円となっている。なお、手形延期先に対する期日未到来債権額が183,604千円あり、これらは回収可能性が低下していると判断されることから、これを加えた実質的な滞留債権合計額は519,048千円となる。

図表2 - 特別貸付 - 3の1 - 8 滞留債権残高の推移

平成23年度末滞留債権残高

	設備貸与事業				機械類貸与事業		資金貸付事業		合計
	割賦		リース		割賦				
	事故企業	手形延期	事故企業	手形延期	事故企業	手形延期	事故企業	手形延期	
平成12年度			23,824						23,824
平成13年度	8,794		3,157			598	3,000		15,549
平成14年度	35,542				2,564				38,106
平成15年度	20,574		3,432				8,626		32,632
平成16年度	29,686		4,007				4,942		38,635
平成17年度	3,018	18,419							21,437
平成18年度	1,480								1,480
平成19年度	10,266	18,077							28,343
平成20年度	33,940	25,342	37,962	14,942					112,186
平成21年度	11,422	5,914						5,916	23,252
平成22年度									0
合計	154,722	67,752	72,382	14,942	2,564	598	16,568	5,916	335,444

(出所) 県提供資料を基に監査人作成

(5) 回収不能な債権の管理事務の停止時期について

産業振興センターの「未収貸付・貸与料債権管理規程」では、産業振興センターにおいて回収不能となった債権については管理事務の停止を行うことができる。しかし、現状は回収不能な債権であっても管理事務の停止が行われず、管理コストが発生している。管理事務の停止が行われた債権は、平成 2 年度までに貸与を実行した案件である。管理事務対象の債権は「回収状況管理表」等による帳簿上の管理の他、債権管理嘱託員による相手先や保証人への訪問とその結果を「債権管理調査報告書」に記録する等の管理コストが掛かることから、回収の見込みがほぼなくなった債権は費用対効果を勘案し、県へ報告した上で適時に管理事務の停止を行う必要がある。

平成 22 年度に県が損失補てんした債権の中からサンプルベースで実施した、回収見込み等に関してのヒアリング結果は下記のとおりであった。少なくとも E 社や H 社は管理事務停止が相当とも考えられる。

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 9 損失補てん先に対する管理・回収状況

平成 22 年度損失補てん先に対する管理・回収状況の検討

(金額単位：千円)

	E社	F社	G社
契約日	H10.5.18	H10.6.16	H10.5.18
貸与額	15,939	26,775	25,273
契約解除日	H12.3.15	H14.7.11	H13.2.6
契約解除後の回収額	2,100	12,276	932
H23年度末の県の損失補てん額(注)	7,632	5,929	5,310
H24/8月末未収金額残高	12,763	10,043	10,130
回収見込み等	H12/3/31に貸与機械の売却処分 で2,100千円回収後、一切回収は無い。 経営者及び保証人は行方不明もしくは破産している。 債権管理報告書によると、H23年度において債権管理アドバイザーは3月3日と7月22日に所在地を訪問しているが保証人等とは連絡が取れない状況で今後の回収は困難とのこと。	契約解除後、事業を引継いだ子息の会社等から分割で回収が行われてきたが、徐々に回収額は減少しH23/12/16の6,052円を最後に入金ストップした。業績が悪化しており、最近の債権管理調査報告書によると自己破産の申立を準備中とのこと。	保証人や貸与設備を引継いだ事業者から一部回収が行われてきたが、H22/01/29に5,000円入金後は回収が行われていない。H23/6/3の債権管理調査報告書によると、保証人からは資力の状況からみて回収は難しく、また設備を引継いだ事業者もスジが良くないため、H23/6/3の訪問を最後に関係者との接触を中止している。
事務停止に関する監査人のコメント	事務停止が相当の段階にある	自己破産後の状況を把握して判断すべき	事務停止を検討すべき段階にある
	H社	I社	
契約日	H10.11.2	H10.6.17	
貸与額	31,941	64,575	
契約解除日	H11.11.12	H14.2.13	
契約解除後の回収額	5,083	22,390	
H23年度末の県の損失補てん額(注)	11,553	20,019	
H24/8月末未収金額残高	22,198	35,092	
回収見込み等	当初の保証人2名より20千円回収したが、1名は破産もう1名は行方不明でその後の回収は不可。貸与設備の売却代5,000千円をH17/06/10まで分割にて回収。債権管理調査報告書によると、H23/7/13、7/14、8/3、8/4及びH24/6/14、9/5に債務者及び連帯保証人を訪問しているが、所在不明で連絡は取れない状況である。設備を5,000千円で売却した時点で、ほぼ損失は確定。	貸与設備を22,010千円で売却して回収。また、保証人より回収を継続しており、最近1年間は月々20千円回収している。債権管理アドバイザーが保証人を訪問している。	
事務停止に関する監査人のコメント	事務停止が相当の段階にある	事務停止を検討すべき段階にある	

(出所) 県提供資料及びヒアリングを基に監査人作成

(注) 当該金額は県の損失補てん額から補てん後に回収できた金額を控除した額、すなわち正味の補てん額である。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 当制度の有効性の評価について

上述のとおり、当制度は産業振興センターが、県からの貸付金を原資として小規模企業者等へ貸付等を行うものである。県からの貸付金は税金を財源としており、しかも補助ではなく貸し付けられていることから、貸付額全額の回収が望ましいことは言うまでもない。しかし、当制度はそもそも金融機関からの資金調達が困難な小規模企業者等に資金を供給するという趣旨のものであることから、もともと貸倒リスクが非常に高い事業であると言える。そういった信用力の乏しい小規模企業者等を支援することに公的事业としての意味合いが出てくると言える。当制度によって小規模企業者等が起業あるいは新規事業の立ち上げに成功し、破綻を回避するとともに大きく飛躍する企業者等があるというのであれば、仮に一部について回収がなされなかったとしても、県の事業として一定の成果があったと言うことも可能と考えられる。しかしながら、公的資金により事業を実施している以上、未収債権については早期回収を図ることが重要である。なお、当制度の有効性等評価の観点から評価指標を設けるとともに、その把握を行うことが必要であるとする。

第3の2 中小企業高度化資金貸付金（特別会計）

1 制度の趣旨

（1）目的

高度化資金貸付制度は、中小企業者が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等を設立して共同で取り組む事業に必要となる設備資金の一部を、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）と都道府県が協調して、事業計画に対するアドバイスを行いながら長期・低利（又は無利子）で貸し付ける制度である。主な貸付事業としては、工業団地・卸団地の建設等の集団化事業、ショッピングセンターの建設等の施設集約化事業及び組合が設備を一括で購入し、組合員に賃貸する設備リース事業がある。

（2）根拠法令等

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号及び第4号
- ・千葉県中小企業高度化資金貸付規則

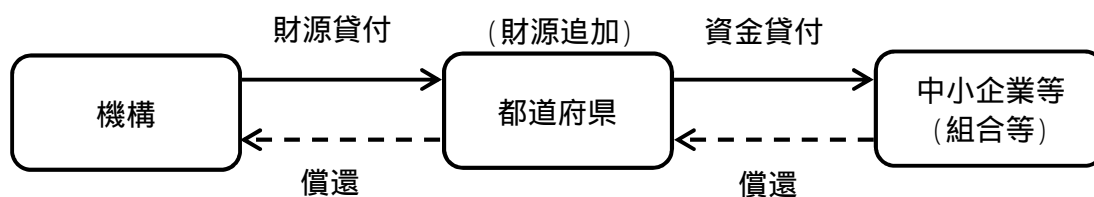
2 制度の仕組み

（1）制度の仕組み

事業を一つの都道府県内で実施するA方式と二つ以上の都道府県にまたがって実施するB方式の二種類がある。それぞれの方式の流れを図表で示すと以下のとおりである。

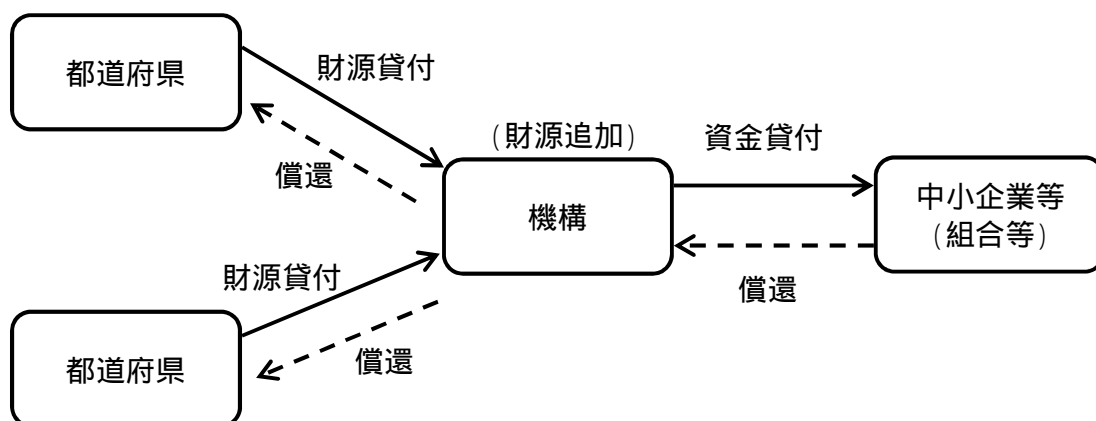
A方式：一つの都道府県内での事業

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 1 A方式の概要



B方式：二つ以上の都道府県にまたがる事業

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 2 B方式の概要



(出所) 県提供資料

なお、現状では、ほとんどがA方式によるものとなっている。

(2) 貸付条件

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 3 貸付条件

貸付対象者	事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第三セクター、商工会等
貸付割合	原則として貸付対象施設の取得・整備資金の80%以内 【機構：県 = 54：26（H20～25年度については64：16）】
償還期限	20年以内（うち据置期間は3年以内）で、県が適当と認める期限
貸付金利	年1.05%（H23・24年度。償還期限まで固定）
償還方法	年賦又は半年賦の元金均等償還

(出所) 県提供資料

(3) 近年の貸付実績

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 4 直近の貸付実績

(金額：千円)

年度	A方式		B方式		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19	1	33,565	1	5,209	2	38,774
20	4	61,790	1	2,688	5	64,478
21	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-
23	1	280,000	-	-	1	280,000

(出所) 県提供資料

(4) 貸付残高の推移

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 5 貸付残高推移

(金額：千円)

	A方式		B方式		合計	
19年度末	36件	5,234,340	20件	88,184	56件	5,322,524
うち延滞	1件	2,568	2件	15,177	3件	17,745
20年度末	38件	4,385,475	19件	78,796	57件	4,464,271
うち延滞	1件	2,568	2件	15,128	3件	17,696
21年度末	29件	3,573,244	16件	66,808	45件	3,640,052
うち延滞	-	-	2件	15,080	2件	15,080
22年度末	24件	2,830,376	15件	56,984	39件	2,887,360
うち延滞	-	-	2件	15,047	2件	15,047
23年度末	24件	2,740,670	14件	48,747	38件	2,789,417
うち延滞	-	-	2件	15,030	2件	15,030

(出所) 県提供資料

両方式とも新規の貸付けはあまりなく、過去に実施した貸付けの返済により年々貸付残高は減少する傾向である。

(5) 平成23年度末現在貸付先別内訳

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 6 平成23年度貸付先別内訳

貸付先	件数	貸付残高(円)	備考
1 A	2	99,795,000	条件変更
2 B	5	86,073,000	
3 C	1	280,000,000	
4 D	2	225,903,000	
5 E	1	884,347,000	条件変更
6 F	1	9,549,000	
7 G	1	35,037,000	
8 H	5	297,467,000	
9 I	1	247,050,000	
10 J	5	575,449,000	条件変更
A方式計	24	2,740,670,000	
1 K	2	15,030,031	延滞
2 L	12	33,717,000	
B方式計	14	48,747,031	
高度化資金合計	38	2,789,417,031	

(出所) 県提供資料を基に監査人作成

3 実施した手続き

・所管部署に対してヒアリングを実施するとともに関連書類の査閲を実施した。

4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 延滞債権への対応について

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 2 - 6 に記載のとおり、平成 23 年度末時点において K に対する B 方式による貸付債権 15,030 千円が延滞債権となっている。当延滞債権は、もともとは平成 6 年 10 月 20 日に 15,803 千円及び平成 7 年 4 月 27 日に 11,216 千円が貸し付けられたものである（いずれも県負担分のみ）。しかし、貸し付けた直後に理事長の不祥事により 2 回の不渡りを起こし、結果的に K は自己破産に至っており、理事長個人も破産宣告を受けている。

機構は、K の土地、建物及び機械類の任意売却により債権の回収を図るとともに、平成 8 年以降連帯保証人からの回収も図ってきたが、平成 23 年 9 月以降返済が途絶えている状況である。平成 23 年度における県負担分の返済額は 17,110 円と債権額に比較して著しく少額な回収に留まっており、債権額の全額回収は非常に厳しい状況になっていると言える。機構は現在、連帯保証人の資力調査を実施しているところであり、その調査終了後、連帯保証人からの個別回収の可能性を含めた債権回収方針を策定し、関係機関と検討することとしている。

既に、担保物件の売却及び連帯保証人からの回収という一義的に想定される債権回収策を講じた上での現状であることから、今後、連帯保証人も高齢化する中、当債権について状況が大きく好転することはほとんど見込まれないと考えられる。県としては、機構の調査結果を待って今後の方針を検討することになるが、事故発生から相当の期間が経過しており、これ以上いたずらに期間を引き延ばすことは好ましくない。また、回収及び事務管理コストもかかることから費用対効果も勘案し、債権放棄も含めた早期の解決を検討すべきと考える。

(2) 条件変更債権について

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 2 - 6 に記載したとおり、A、E 及び J に対する貸付金については条件変更が行われている。平成 23 年度末の貸付金残高は、A 99,795 千円、E 884,347 千円及び J 575,449 千円で合計で 1,559,591 千円と多額である。条件変更とは、最終償還期限の延長や償還を一時的に猶予するというものである。条件変更は貸付先からの申請に基づいて行われるもので、経営改善計画の策定、中小企業診断士による診断及び機構の承認等の手続きを経て認められるものである。また、条件変更された貸付先に対しては、年 1 回以上の経営状況調査が行われ、その調査結果は機構にも報告されている。この 3 つの貸付金につい

ては、高額な案件のものであり、また、最終償還期限を延長したものについては最終償還額が非常に高額、いわゆるテールヘビーとなる条件変更となっているものもある。組合員の減少や事業業績も低迷していることから、今後の回収は非常に不安定であり、かつ長期化が予想される。

なお、現状では概ね担保でカバーされている形になっているが、そのうち建物部分の価値の占める割合が高く、回収が長期化すれば価値が下落すること、また仮に担保を処分することになった場合は、大幅な減価が避けられないこと等もあり、今後の回収には留意が必要である。

第3章 農林水産部

【一般会計 貸付金】

第1 社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金

1 経緯

(1) 社団法人千葉県農業開発公社の廃止

平成14年12月24日行政改革推進本部により「公社等外郭団体（先行10団体）の見直し方針」が決定された。

これによれば、千葉県農業開発公社（以下、「開発公社」と言う。）は、事業の抜本的な見直し（廃止・委譲）を行うとともに、規模の縮小に伴い他団体との統合を検討することとされた。しかし、その一方で、廃止事業の移管先の確保、継続事業実施のための統合先確保、プロパー職員の処遇、退職金原資の確保が課題とされた。

これに対し、県は、統合先として公益財団法人千葉県水産振興公社（以下、「水産振興公社」という。）と協議を重ねてきた。

平成18年度に入り、当時開発公社の主要事業であるドレインレイヤー暗渠排水事業、農業集落排水事業、土地改良施設維持管理事業の事業量は減少し、開発公社の保有する特許の期間が終了する等既存の事業が縮小する一方で、新規事業が確保できず、平成19年度以降債務超過に陥ることが見込まれ、早期の清算が必要とされたことから、平成19年3月末日をもって解散することとなった。

この際、開発公社のほとんどの事業は廃止され、農地保有合理化事業（空港周辺農地の保有を含む）及び青年農業者等育成事業については、法令等の定めにより実施せざるを得ない事業であることから水産振興公社に事業委譲することとされた。

(2) 解散時の開発公社の財務状況等

開発公社の平成18年度の事業報告書から財務状況等の概要を示す。

ア 会員数及び出資金

解散時の会員数及び出資金は以下のとおりであった。

図表3 - 一般貸付 - 1 - 1 会員数及び出資金

区分	会員数	出資金（単位：千円）	出資比率
千葉県	1	32,600	40%
市	36	19,650	24%
町村	20	4,800	6%
農協連合会	4	24,450	30%
計	61	81,500	100%

（出所）平成18年度事業報告書より作成

イ 平成 18 年度の事業実績

解散直前期の主な事業実績は以下のとおりであった。

図表 3 - 一般貸付 - 1 - 2 主な事業実績

(単位：千円)

事業名		事業費	備考
受託事業	農村整備事業	県営土地改良事業	323,082
		団体営土地改良事業	385,445
		農業集落排水事業	1,215,766
		その他受託事業	474,985
	食品表示適正化推進事業	啓発活動・表示状況確認・報告業務	959
	管理運営事業	農園管理・実践研修 受講者募集及び承認・受講料の徴収等	5,000
	林地の産業廃棄物等不法投棄対策事業	海岸県有保安林パトロール事業	10,087
		林道沿線パトロール事業	7,875
	堆肥利用集団育成支援事業	畜産における労働力支援システムの整備	3,000
	遊休農地再生運動推進事業	農地所有者との土地利用調整及び市町村等関係機関との連絡調整等	1,200
遊休農地の再生に必要な工事等		6,796	
公社営事業	資源リサイクル畜産環境整備事業		346,782
	園芸生産施設等整備事業		-
	農地保有合理化事業		-
支援事業	千葉県新規就農等支援事業		-
			1 件の融資及び就農支援事業費 11,906 千円、事業移管対象
	林業労働力確保支援事業	林業労働力確保支援センター事業	470
		林業雇用改善促進事業	4,446
緑の雇用担い手育成対策事業		957	

(出所) 平成 18 年度事業報告書より作成。

(注) 着色部分は事業移管対象、その他は事業の廃止。

ウ 平成 18 年度の財政状態

平成 18 年度の貸借対照表は以下のとおりである。

図表 3 - 一般貸付 - 1 - 3 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	2,361,882
うち現金及び預金	657,205
うち未収金	1,554,703
固定資産	13,138
資産合計	2,375,021
負債の部	
流動負債	2,326,618
うち未払金	2,324,988
固定負債	2,950
負債合計	2,329,568
正味財産の部	45,452
負債及び正味財産合計	2,375,021

(出所) 平成 18 年度事業報告書より作成。

(注 1) 千円未満は切り捨てている。

(注 2) 長期借入金等が未計上であり、実際には債務超過であった。

エ 平成 18 年度の経営成績

平成 18 年度の損益計算書は以下のとおりである。

図表 3 - 一般貸付 - 1 - 4 収支計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
収入の部	事業収入	2,641,909
	補助金収入	282,078
	雑収入	1,863
	固定資産売却収入	188,836
	借入金収入	236,740
	特定預金取崩収入	43,120
	その他収入	424,546
	収入合計	3,819,094
支出の部	事業費	2,546,721
	管理費	1,108,889
	借入金返済支出	98,144
	貸付金支出	1,140
	委託費返還支出	338
	固定資産取得支出	2,735
	農地預り金返済支出	12,000
	預り保証金返還支出	3,908
	特定預金支出	16,296
	就農支援資金売却支出	38,980
	貸倒損失支出	7,012
	予備費	0
	支出合計	3,836,166
	当期収支差額	17,071

(出所)平成 18 年度事業報告書より作成。正味財産増減計算書も作成されているが、ここでは収支計算書を記載した。なお、長期借入金は純増しているが、貸借対照表上は記載されていない。

(注 1) 千円未満は切り捨てている。

(注 2) 借入金収入等を見れば大幅な赤字の状況であった。

(3) 清算処理

清算に当たっては、以下のように不足額が計算された。なお、不足額は職員の退職金分であったとされる。

- ・ 清算に必要な経費 708,000,000 円
- ・ 開発公社自主財源 558,000,000 円
- ・ 不足額 150,000,000 円

当該不足額について、県が開発公社に平成 19 年 3 月 16 日付けで貸付け(実行日は平成 19 年 3 月 22 日)、当該債務を水産振興公社が平成 19 年 3 月 26 日付けで承継するものとした。返済財源については、水産振興公社が開発公社との間で別に締結した空港用地等提供者に係る農用地の買入れ等の事業に関する権利義務の承継に関する協定書に基づく成田国際空港株式会社から支払われる当該年度分の一般管理費から賄うこととされた。

なお、清算に伴って、職員退職金 683 百万円及び清算事務費 25 百万円を賄うために、県は農地保有合理化預金 100 百万円を充てるとともに、退職貸付金(平成 16 年度貸付、これは貸借対照表上借入金として未計上)73 百万円を債権放棄した上で、その不足額 150 百万円を貸し付けたものである。

さらに、貸付けにおいてはその根拠として「社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付要綱」が作成されている。

2 貸付金の返済状況

(1) 当初の返済計画

「社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付契約書」(平成 19 年 3 月 16 日)により、当初は以下の返済計画により返済を行うこととされた。なお、利息は無利息とされている。

図表 3 - 一般貸付 - 1 - 5 返済計画

(単位：千円)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
貸付金	150,000									
償還額	0	11,000	13,000	8,000	8,000	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
残高	150,000	139,000	126,000	118,000	110,000	102,500	95,000	87,500	80,000	72,500
年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
貸付金										
償還額	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
残高	65,000	57,500	50,000	42,500	35,000	28,000	21,000	14,000	7,000	-

(出所) 社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付申請書別記第 2 号様式

しかし、上記は開発公社理事長との間で取り交わされたもので、水産振興公社との間での

「社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金返済債務承継契約書」(平成19年3月26日)においては、以下のように記載がされ、事実上任意弁済(契約書上毎年の返済額が特定化されておらず、余剰金の範囲で返済が行われることを意味する。なお、返済計画は示されている。)とされ、かつ返済不能となった場合には、県による債務免除がありうるかのような記載となっている。

第2条 乙(筆者記載:水産振興公社)は、別に締結した空港用地等提供者に係る農用地の買入れ等の事業に関する権利義務の承継に関する協定書に基づき、成田国際空港株式会社から乙に支払われる当該年度分の一般管理費を貸付金返済債務の償還財源に充てる。

第3条 甲(筆者記載:千葉県)が、社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付契約書第4条の規定により発行する納入通知書の金額は、当該年度分の一般管理費の範囲内とする。

なお、当該年度分の一般管理費が支払われなくなった場合、貸付金返済債務の承継の経緯を踏まえ、甲が責任をもって対応する。

(2) 平成21年度までの返済状況

水産振興公社の「債権管理簿」上では平成21年度までの返済実績は以下のとおりであった。

- ・平成20年度に返済されるべき11,000千円は、平成21年4月10日に返済されている。
(県側の納入通知書の発行遅延により、年度内返済がなされなかったもので、水産振興公社側に何らかの瑕疵があるとは見られない。) ¹²
- ・平成21年度に返済されるべき13,000千円は、平成22年3月24日に返済されている。

(3) 契約変更

上記の返済方法について県から補助金等を年間かなりの金額(平成23年度-農業部門-千葉県補助金6,399千円、千葉県からの交付金収入12,332千円)を受け取っている団体への貸付金では、返済財源のために補助金を交付しているように見られる虞があるとの会計検査院の意見も考慮し、平成22年6月18日付けで、「社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金返済債務承継契約書」を以下のように改めた。

第2条 甲(筆者記載:千葉県)が、社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付契約書第4条の規定により発行する納入通知書の金額は、乙(筆者記載:水産振興公社)の農業部門において前年度の余剰金の範囲内とする。

なお、乙の農業部門において前年度の余剰金がない場合、貸付金返済債務の承継の経緯を踏まえ、甲が責任をもって対応する。

¹² 調定伝票起票日が平成21年3月27日、納入通知書発行日平成21年3月31日であり、納期限は平成21年4月30日とされていた。

その結果、平成 22 年度以降の返済実績は以下のとおりとなった。

- ・平成 22 年度分として 2,000 千円が平成 23 年 3 月 23 日に返済されている。
- ・平成 23 年度分として 2,000 千円が平成 24 年 2 月 29 日に返済されている。

3 実施した手続き

平成 23 年度における社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金に関する関連書類を閲覧し、必要な手続きがとられているかどうかについて調査した。また、関連団体の決算の状況及び資金繰りの状況について調査した。また、貸付金の効果や関連団体への調査等、県による団体のモニタリング状況について調査した。

4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 貸付金の返済長期化への対応について

当該貸付金は平成 19 年 3 月に解散した開発公社の借金を水産振興公社が引き継いだものであり、当時の諸事情を考慮し、本件融資契約については現行の形式となったものであるが、今後、完済まで 61 年という長期間を要する点や、返済原資を「農業部門において前年度の余剰金の範囲内」としているために、毎期の返済額が変動する（返済計画を下回る）可能性があるという点において、将来、返済が滞る懸念は払拭できない。

「農業部門における余剰金」の具体的な返済財源は、水産振興公社が行う「空港用地等提供者に係る農用地の買入れ等の事業」に関連して成田国際空港株式会社から支払われる一般管理費としているが、当該一般管理費は同事業を行うための管理コストに充当するものであることを考慮すると、借入金の返済財源としては十分ではないとも考えられる。

また、契約書上「甲（千葉県）が責任をもって対応する」という抽象的表現を用いている点についても、本来見直しが望ましいもののそれが困難であれば、本文言に潜在するリスクを回避するためにも、返済長期化への対応が必要と考えられる。

同貸付金は県の財産であり、今後、返済が滞ることのないよう県が十分な指導・監督を行っていく必要がある。

第2 北総東部土地改良区貸付金

1 貸付金の内容及び発生経緯

(1) 貸付金の内容

「水資源開発公団」(現「独立行政法人水資源機構」)は千葉県北総台地の農業振興を目的に、香取市他3市3町5,921ヘクタールの畑地かんがいと水田の用水補給を内容とする「北総東部用水事業(以下、「東部用水事業」という。)」を昭和46年度に着工、昭和55年度に完工した。

同事業に係る事業費の地元(受益者)建設負担金については、北総東部土地改良区(以下、「東部土地改良区」という。)が昭和56年度から償還する計画であったが、未確定地(計画受益面積のうち28%が未確定)の組合員の理解が得られず、これら組合員からの賦課金徴収が困難となったことから、当該面積に対応する建設負担金の償還も困難となった。

千葉県は同地域における農業生産に必要な不可欠な用水供給を行う基幹的水利施設で農業経営の安定と合理化に資するものであること、首都圏の食を支える農産物の供給基地であることを踏まえて、昭和60年10月28日、東部土地改良区と「北総東部用水事業費償還金の一部貸付に関する覚書」を締結し貸付けを行うこととした。

貸付金は昭和60年度から平成10年度に渡り毎年度実施され総額1,897,523千円となり、これを平成10年度から平成26年度までの17年に渡り毎年度111,619千円の償還が行われることとなった。償還は計画どおり実施され、平成23年度末の貸付金残高は334,857千円となっている。

また、貸付金の償還資金は「北総中央用土地改良事業(以下、中央用水事業という)」の受益者から構成される「北総中央土地改良区(以下、中央土地改良区という)」から「東部土地改良区」に支払われる負担金である。中央土地改良区は東部用水事業において建設された用水施設を利用することによって、中央用水事業に要する事業費が軽減されるため、当該共用する施設の建設費の一部を負担金として負担することとなったとのことである。

中央用水事業は東部用水事業同様国営かんがい排水事業として、総事業費51,200百万円、工事期間昭和63年度～平成27年度(予定)までの事業である。

(2) 貸付けの発生から償還までの主な経緯

時期	内 容
昭和 55 年	<p>北総東部用水事業は、昭和 46 年着工、昭和 55 年完工した。</p> <p>計画受益面積のうち 28%分について事業参加が得られなくなり、その分の賦課金の徴収が不可、すなわち水資源開発公団への償還が困難となること表面化</p>
昭和 56 年	<p>水資源開発公団に対して償還期限の 2 年間の延期を要請し、承認された。</p>
昭和 58 年	<p>償還を 2 年間延ばしたが目途が立たず、58 年分と 59 年分について借入（県信連、千葉銀）で償還した。</p> <p>受益未確定相当の受益者負担金の償還に係る賦課金の徴収は困難なため、同土地改良区から千葉県に償還対策の要望を提出。</p>
昭和 60 年	<p>昭和 60 年 8 月 9 日、北総中央用土地改良事業推進協議会で事業計画が承認。その際、議案には「北総東部用水事業の施設利用については、別途応分の負担をするものとする」旨が謳われている。</p> <p>昭和 60 年 10 月 28 日、千葉県と同土地改良区で「同事業費償還金の一部貸付けに関する覚書」締結。</p> <p>昭和 60 年度から千葉県の貸付けが開始（最終貸付平成 10 年度）。</p>
昭和 61 年	<p>昭和 61 年 3 月 19 日、同土地改良区と北総中央用土地改良事業推進協議会との間で「北総東部用水事業の用水の一部を中央地区に分水することに関する覚書」締結。</p>
昭和 63 年	<p>北総中央用水事業に係る工事が開始（工期平成 27 年予定）。</p>
平成 7 年	<p>平成 7 年 3 月 30 日、北総東部土地改良区と北総中央用土地改良区との間で「協定書」を締結。</p> <p>平成 7 年 3 月 30 日、北総中央用土地改良事業推進協議会構成自治体と北総中央用土地改良区との間で「共用施設の受益者負担金の自治体助成に関する覚書」を締結。</p>
平成 10 年	<p>平成 10 年度から千葉県への償還が開始（最終平成 26 年度）。</p>

(3) 貸付の根拠となる覚書の概要

昭和 60 年 10 月 28 日に千葉県（甲）が北総東部土地改良区（乙）に貸付けを行うに当たって締結した「北総東部用水事業償還金の一部貸付けに関する覚書」の主な内容（抜粋）は以下の通りである。

(貸付け)	第 1 条	・甲は乙に対し予算の範囲内において償還金の一部に充てるための資金を貸し付ける。 ・貸付は、受益面積 5,921 ヘクタールのうち 1,649 ヘクタール相当分の償還金以内とする。ただし、既に借り入れて償還した償還金については、当該借り入れの利息も含むものとする。
(利率)	第 2 条	・無利子とする。
(償還方法)	第 3 条	・貸付金の償還は昭和 73 年度から 17 年以内の均等年賦の方法による。
(貸付けの申請)	第 4 条	・乙は貸付金を借り受けようとするときは、償還資金貸付申請書に必要な書類を添えて提出しなければならない。
(貸付けの決定)	第 5 条	・甲は、貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、金銭消費貸借契約書により契約を締結するものとする。

(4) 貸付金の償還の仕組み

貸付金の償還は平成 10 年度から平成 26 年度の 17 年間に渡り毎年度均等額の償還が計画されている。償還原資は東部用水事業で建設された施設のうち、共用施設として使用される部分に対して中央土地改良区から東部土地改良区に支払われる施設負担金が充てられることになった。具体的には、両改良区の間で平成 7 年 3 月 30 日に締結された協定書において、共用施設の対象並びに使用水量等の他、共用施設の建設費の分担金の金額等について分担金の元金（基準年度平成 8 年度末）を 1,115,833 千円、利率年 6 分 5 厘、2 年据置 15 年の元利均等年賦払いとすることが定められた。

また、同じく平成 7 年 3 月 30 日付けで北総中央用土地改良事業推進協議会構成自治体（甲、7 市町村で構成）と中央土地改良区（乙）の間で覚書が締結され、上記負担金については甲すなわち自治体においてその受益面積割合ですべて助成することが定められた。

2 貸付金の発生と償還状況

(1) 貸付金の発生

貸付金の発生状況は以下のとおりである。

図表3 一般貸付 2 1 貸付金の発生状況

(単位：千円)

貸付年度	契約日	支払日	貸付額	貸付金残高
昭和60年	昭和60/10/28	昭和60/10/31	325,223	325,223
昭和61年	昭和61/4/1	昭和61/4/1	149,400	474,623
昭和62年	昭和62/4/1	昭和62/4/1	149,400	624,023
昭和63年	昭和63/4/1	昭和63/4/1	149,400	773,423
平成元年	平成1/4/1	平成1/4/3	149,400	922,823
平成2年	平成2/4/2	平成2/4/2	108,300	1,031,123
平成3年	平成3/4/1	平成3/4/1	108,300	1,139,423
平成4年	平成4/4/1	平成4/4/1	108,300	1,247,723
平成5年	平成5/4/1	平成5/4/1	108,300	1,356,023
平成6年	平成6/4/1	平成6/4/1	108,300	1,464,323
平成7年	平成7/4/3	平成7/4/3	108,300	1,572,623
平成8年	平成8/4/1	平成8/4/1	108,300	1,680,923
平成9年	平成9/4/1	平成9/4/1	108,300	1,789,223
平成10年	平成10/4/1	平成10/4/2	108,300	1,897,523

(出所) 農林水産部耕地課資料

(2) 貸付金の償還

貸付金の償還状況は以下のとおりである。

図表3 一般貸付 2 2 貸付金の償還状況

(単位：千円)

償還年度	償還額	未償還額
平成 10 年	111,619	1,785,904
平成 11 年	111,619	1,674,285
平成 12 年	111,619	1,562,666
平成 13 年	111,619	1,451,047
平成 14 年	111,619	1,339,428
平成 15 年	111,619	1,227,809
平成 16 年	111,619	1,116,190
平成 17 年	111,619	1,004,571
平成 18 年	111,619	892,952
平成 19 年	111,619	781,333
平成 20 年	111,619	669,714
平成 21 年	111,619	558,095
平成 22 年	111,619	446,476
平成 23 年	111,619	334,857
平成 24 年	111,619	223,238
平成 25 年	111,619	111,619
平成 26 年	111,619	-
計	1,897,523	

(出所) 農林水産部耕地課資料

3 実施した手続き

- ・所管課より関係資料の提出を受けて、その閲覧、分析並びに質問等を実施した。
- ・また、所管課の担当者とのヒアリングを数回実施し、内容の把握や事実の確認等を行った。

4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

千葉県は、昭和 60 年 10 月 28 日に東部土地改良区と「北総東部用水事業費償還金の一部貸付に関する覚書」を締結し、東部土地改良区に資金を貸し付けることを決定している。

貸付けに至った経緯は、東部土地改良区が当初予定していた計画受益面積の約 28%部分が未確定地となったため、東部土地改良区は水資源開発公団に対する建設負担金の償還において 28%相当分が実行困難になったことから、東部土地改良区は千葉県に対して償還対策の要望を行った結果、千葉県は償還資金の貸付けを行うことになったものである。

昭和 60 年 10 月 28 日に貸付けに関する覚書を締結した時点で、貸付けする金額の総額並びに時期はほぼ決まっていたと考えられることから、以下の点について問題であったと史料する。

- ・債務負担行為としての議会の承認及び債務負担が継続する平成 10 年度までの間の各年度における予算案への履行状況等に関する開示が必要であったが、それが行われていない。

上記の点について、千葉県のご説明では、「覚書締結時点では貸付金の総額や時期は決まっていたわけではないため、覚書では貸付総額及び期間は定めておらず、従って債務負担行為の対象には該当しないし、覚書も議会での承認は行っていない。また、貸付金は覚書に基づき予算の範囲内で貸し付けることとしており、貸付けに当たっては、覚書第 5 条により毎年度「金銭消費貸借契約」を締結し、単年度予算として議会の議決を行っている」とのことであった。

確かに覚書には貸付金の総額や期間は記載がないが、当時の状況から貸付金の総額は水資源開発公団に対する 28%分の償還金、期間は償還期間と合理的に判断されることから、単に覚書にその記載をしなかったと推察されうる。

実際に貸付けした総額 1,897 百万円と期間昭和 60 年度から昭和 73 年度(平成 10 年度)は、覚書締結当時の東部土地改良区と水資源開発公団との間の償還計画上の貸付金総額及び期間と一致している。

以上述べた事項は昭和 60 年の覚書締結に関連したものであり、過去の問題ということになる。ただし、本来「債務負担行為」として議会の承認が必要であったものが、承認されていないという点は重要な問題であり、今後に向けての留意すべき事項として指摘する。

【一般会計 基金】

第1 森林整備担い手基金

1 制度の趣旨

(1) 目的

森林整備担い手基金は、森林の保全と機能維持及び山村地域振興を図るため、道府県が設置する森林整備の担い手対策のための基金として造成されたものである。当該基金は、森林整備の担い手の確保及び育成を図ることを目的としている（千葉県森林整備担い手基金条例第1条）。

(2) 根拠法令等

当該基金は、地方自治法第241条及び「千葉県森林整備担い手基金条例」（平成5年10月19日千葉県条例第34号）に基づいて設置されている。

2 制度の仕組み

(1) 基金残高の推移

平成19年度から平成23年度までの各年度末における基金残高の推移は、下表のとおりである。

図表3 - 一般基金 - 1 - 1 基金残高の推移

(単位：千円)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年度末基金残高	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000

(出所) H19 H23 森林整備担い手基金経理補助簿（農林水産部森林課作成資料）

(2) 基金の状況

ア 基金運用の基本方針

基金は、「千葉県森林整備担い手基金条例」及び「千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針」に基づき、各種の預金や有価証券として運用される。関連する条文は以下のとおりである。

千葉県森林整備担い手基金条例

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針

第4 資金管理の原則

1 公金管理等は、安全性を最優先としたうえで、必要な流動性の確保及び効率性の追求をすることとする。

第6 各資金別対策

2 基金

基金所管課は、年度ごとの歳計現金の資金計画を踏まえ、財政担当課長とも調整を図り次の点に留意し、基金を管理、運用する。

なお、預金先の金融機関の選択及び債券の購入にあたっては、安全性の観点から検討を行い、基金の目的に則した最も有利な方式で選定することとする。

(1) 預金

ア 金融環境の変化に対応するため、決済用預金の活用並びに短期の預金による運用を図ることにより、公金の毀損の危険性の低減を図る。

イ 第5の3金融機関の経営評価において経営内容に大きな変化が認められた場合は次の対応をする。

(ア) 証書借入等による県の債務額との相殺が可能な範囲内において預金を行う。

(イ) 預入期間、預入金額及び商品の制限・解除、新規預金の停止・再開並びに預金の移動等必要に応じ、保全措置の見直しや債権保全に向けての対策を講ずる。

(2) 債券

基金は、運用期間及び金額が比較的安定しているため、国債等の債券運用を図る。

ア 債券の運用期間は、基金の目的に最も適した期間とする。

イ 金利変動による差損を回避するため満期まで保有することを原則とする。

イ 基金の運用状況

平成19年度から平成23年度の間基金残高、基金の運用益、運用方法、利率及び運用先の推移は下表のとおりである。

平成21年6月8日以降、千葉県信用農業協同組合連合会の大口定期預金にて運用されている。市場金利の低迷の影響を受け、大口定期預金の運用益は年々減少傾向にある。

図表3 - 一般基金 - 1 - 2 基金残高、運用益、運用方法、利率及び運用先の推移

年度	期間	期間末の 基金残高 (円)	運用益 (円)	取崩額 (円)	運用方法	利率	運用先
19	H19/3/31 ~ H20/3/31	800,000,000	3,200,000	3,200,000		0.400%	一般会計にて 一括運用
20	H20/3/31 ~ H21/3/31	800,000,000	3,200,000	3,200,000		0.400%	一般会計にて 一括運用
21	H21/3/31 ~ H21/6/8	800,272,219	272,219		譲渡性預金	0.180%	千葉銀行
	H21/6/8 ~ H21/9/30	800,522,167	249,948		大口定期預金	0.100%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H21/9/30 ~ H21/12/28	800,658,804	136,637		大口定期預金	0.070%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H21/12/28 ~ H22/3/31	800,000,000	142,802		大口定期預金	0.070%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	平成 21 年度合計				801,606	801,606	
22	H22/3/31 ~ H22/6/30	800,139,616	139,616		大口定期預金	0.070%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H22/6/30 ~ H22/9/30	800,240,455	100,839		大口定期預金	0.050%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H22/9/30 ~ H22/12/28	800,298,993	58,538		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H22/12/28 ~ H23/3/31	800,000,000	61,173		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	平成 22 年度合計				360,166	360,166	
23	H23/3/31 ~ H23/6/30	800,059,835	59,835		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業協 同組合連合会
	H23/6/30 ~ H23/9/30	800,120,332	60,497		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業協 同組合連合会
	H23/9/30 ~ H23/12/28	800,178,861	58,529		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業協 同組合連合会
	H23/12/28 ~ H24/3/30	800,000,000	61,164		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業協 同組合連合会
	平成 23 年度合計				240,025	240,025	

(出所) H19 H23 森林整備担い手基金経理補助簿 (農林水産部森林課作成資料)

(3) 業務の流れ

基金の運用益（定期預金等の受取利息）は、一旦基金に繰り入れられた後、「千葉県森林整備担い手基金条例」第4条第一号から第四号に基づいて、林業従事者に資する以下の目的に沿った事業の経費に充てる額が取り崩される。

- | | |
|---|--------------------------|
| 一 | 林業従事者の技術及び技能の向上を推進する事業 |
| 二 | 林業従事者の福利厚生の実施を図る事業 |
| 三 | 林業従事者の労働安全衛生の実施を図る事業 |
| 四 | その他基金の設置の目的を達成するために必要な事業 |

上記の目的に沿った事業としては、千葉県林業サービスセンター管理運営事業が実施されている。林業サービスセンターにおいては、木材資源及び環境資源としての森林の適正な整備を進めていくうえで重要な担い手確保に係る対策として、林業担い手育成関係及び林業労働安全衛生関連の研修を実施している。

なお、林業サービスセンターは県所有の施設であるが、管理運営については森林組合に業務委託されている。

このため、当該事業に係る事業費は、補助金（平成19年度まで）及び委託費から構成されている。

平成19年度から平成23年度の間、林業サービスセンター管理運営事業費及び基金運用益の充当額の推移は、下表のとおりである。平成21年度以降、基金運用益が林業サービスセンター管理運営事業費を下回っている。不足分については、一般会計から支出されている。

図表3 - 一般基金 - 1 - 3 林業サービスセンター管理運営事業費及び基金運用益の充当額の推移

(単位：円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基金運用益総額	3,200,000	3,200,000	801,606	360,166	240,025
林業サービスセンター 管理運営事業費 総額	2,700,500	2,479,050	2,415,000	2,310,000	2,289,000
(内訳) 事業内容	研修、管理運営	研修、管理運営	研修、管理運営	研修、管理運営	研修、管理運営
委託費	388,500	2,479,050	2,415,000	2,310,000	2,289,000
補助金	2,312,000	0	0	0	0
うち基金運用益充当額	2,700,500	2,479,050	801,606	360,166	240,025
充当率 /	100%	100%	33%	16%	10%

(出所) 農林水産部森林課作成資料

(注) 平成19年度及び平成20年度については、基金運用益の残額は、林業担い手確保総合対策事業の他の事業費に充当している。

3 実施した手続き

- ・平成 19 年度から平成 23 年度の間、森林整備担い手基金経理補助簿を閲覧し、運用方法、運用益等について調査した。
- ・また、運用益の事業費への充当状況について調査した。

4 包括外部監査の結果

(1) 基金の有効活用について

同基金は運用益部分を使用して基金の目的たる事業を実施していくことになっている。現在、運用益はすべて林業サービスセンターにおける管理運営事業の委託費に充当されているが、図表 3 - 一般基金 - 1 - 3 のとおり、近年基金の運用益は極めて少額であるため、林業サービスセンター管理運営事業費総額を大きく下回っており、平成 23 年度においては事業費総額の 10%程度をまかなうに留まっている。運用益が現在の水準にあるのは、図表 3 - 一般基金 - 1 - 2 のとおり、運用している大口定期預金の金利が低いことが原因である。現在の低金利の状況を考慮すると、8 億円もの資金を年間数十万円の運用益を獲得するために基金として保有することが果たして有効な資金の活用方法であるのかどうか、非常に疑問が残る。

今後、基金の有効活用のため以下の様な検討を求める。

- ・同基金は平成 5 年に造成され約 20 年間を経過しているが、現在の林業サービスセンター管理運営事業への補てんのみで、同基金の目的である森林整備の担い手の確保及び育成を達成できるのかどうかについて検討すべきと考える。その場合、同事業を含めて目的を達成するためには何を実施することが効果的か、それをいつまでにどのように実施していくのか、いくらの予算が必要か等について、県、市町村、森林組合等の間で十分に協議を行い、中長期計画及び単年度計画として取りまとめることが重要と考える。
- ・現在の低金利下では、有効な事業の実施のためには基金の取り崩しが検討されるべきと思われるが、上記計画を受けて、各年度ごとの基金の取り崩しや運用の方針を決める必要があると考える。

(2) 運用方法の再検討について

平成 21 年度以降、基金は一般会計においての一括運用から森林課による運用に変更されている。図表 3 - 一般基金 - 1 - 2 のとおり、平成 21 年 3 月 31 日から 6 月 8 日までは千葉銀行の譲渡性預金により運用され、それ以降は千葉県信用農業協同組合連合会の大口定期預金（設定から満期までの期間が 3 ヶ月）により運用されている。森林課によれば、千葉県では公金の保護策として借入金の相殺枠を活用しており、千葉県信用農業協同組合連合会の借入金相殺枠が不足していた平成 21 年 3 月 31 日から 6 月 8 日までの期間は一時的に千葉銀行を運用先とし、相殺枠の不足が解消された後千葉県信用農業協同組合連合会を運用先として選定したとのことである。また、運用手段としては、県全体として、当該金融機関からの一時借入金の利息の低減を図るため、大口定期預金を選定しており、その運用期間については、「『千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針』第 6 各資金別対策 2 基

金（１）預金 ア」において、短期の預金による運用を図ることにより公金の毀損の危険性の低減を図る旨、規定されていることから、３ヶ月を選択しているとのことである。

しかし、一般的には、設定から満期までの期間が３ヶ月の定期預金は、支払資金の余剰分を短期的に運用する手段として用いられることが多い。従って支払資金ではない当該基金の運用手段として、３ヶ月定期預金が果たして適切といえるかどうか、非常に疑問が残るところである。

当該基金は支払手段としてではなく事業費に充当するための運用益を獲得する目的で保有されていることから、支払手段として保有する預金と同等の流動性を確保する必要はない。流動性を確保する必要があるとすれば、「『千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針』第６ 各資金別対策 ２ 基金（１）預金 イ」に規定されているような、金融機関の経営内容に著しい変化が認められる場合であると考えられる。

上記を考慮すると、もし、千葉県信用農業協同組合連合会の経営内容について特段考慮すべき点がないということであれば、相殺枠を活用しかつ短期の預金で保有するという選択肢は、千葉県信用農業協同組合連合会の経営内容から評価されるリスクと比較すると、安全性及び流動性を過度に重視し効率性を犠牲にした選択であると言わざるをえない。逆に、千葉県信用農業協同組合連合会の経営内容に著しい変化が認められたために相殺枠を活用した運用方法を選択したということであれば、そもそも「最も確実かつ安全な方法」（「千葉県森林整備担い手基金条例」第３条）とは言いがたく、基金の運用方法としては適切ではないと考えられる。

今一度、債券による運用も含め、もっとも適切な運用方法が何であるかについて、再検討する必要がある。

（３）林業サービスセンター管理運営事業の有効性の評価について

同基金の運用益は長期に渡って林業サービスセンター管理運営事業に充当されている。しかしながら、現状、林業サービスセンター管理運営事業が基金の目的に照らして有効であったか、すなわち事業の有効性についての評価が行われていない。

もちろん、現状、林業担い手育成関係及び林業労働安全衛生関連の研修が実施されているのは、林業の担い手確保に有効であるとの考えからである。

しかし、事後の検証・評価が伴っていないため、掛けたコストに対してどの程度有効性を発揮したのかについては不明であるといわざるを得ない。

また、有効性の評価を行うことにより、事業の課題を把握し改善策を打ち出すことができ、より効果的な事業の実施に資することにもなる。

林業サービスセンター管理運営事業の有効性について検証・評価を定期的かつ継続的に行い、より効果的な事業実施に努める必要がある。

５ 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

特に指摘すべき事項はない。

第2 森林整備加速化・林業再生基金

1 基金の趣旨

(1) 基金設置の目的

間伐、林内路網整備、木造公共施設等整備など、伐採から搬出・利用の一貫した取組により、森林整備の一層の促進及び林業、木材産業その他の地域産業の再生を図るため、林野庁から交付された補助金で県が基金を設置している。

(2) 根拠法令等

- ・ 森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱
(平成21年5月29日21林整計第83号)
- ・ 千葉県森林整備加速化・林業再生基金条例

(3) 本基金の特色(元本を執行に充当可能な基金)

一般的に、基金とは元本の運用利回りで事業を実施していくものである。しかし、こちらの基金は森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱の「第6 国の助成措置及び都道府県の基金事業の実施の2 都道府県の助成等」において「都道府県知事は、交付された補助金によって基金を造成し、第2で定める基金事業について、市町村及び事業主体からの申請に基づき、基金を財源として補助を行うほか、自ら基金事業を実施できるものとする。」と規定されていることから、複数年で基金を取崩し、これを事業執行に充当していく事業である。

2 基金の仕組み・手続き

(1) 森林整備加速化・林業再生基金の概要

本基金を利用するには、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱」に基づき、地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる「地域協議会」の設置が義務付けられている。

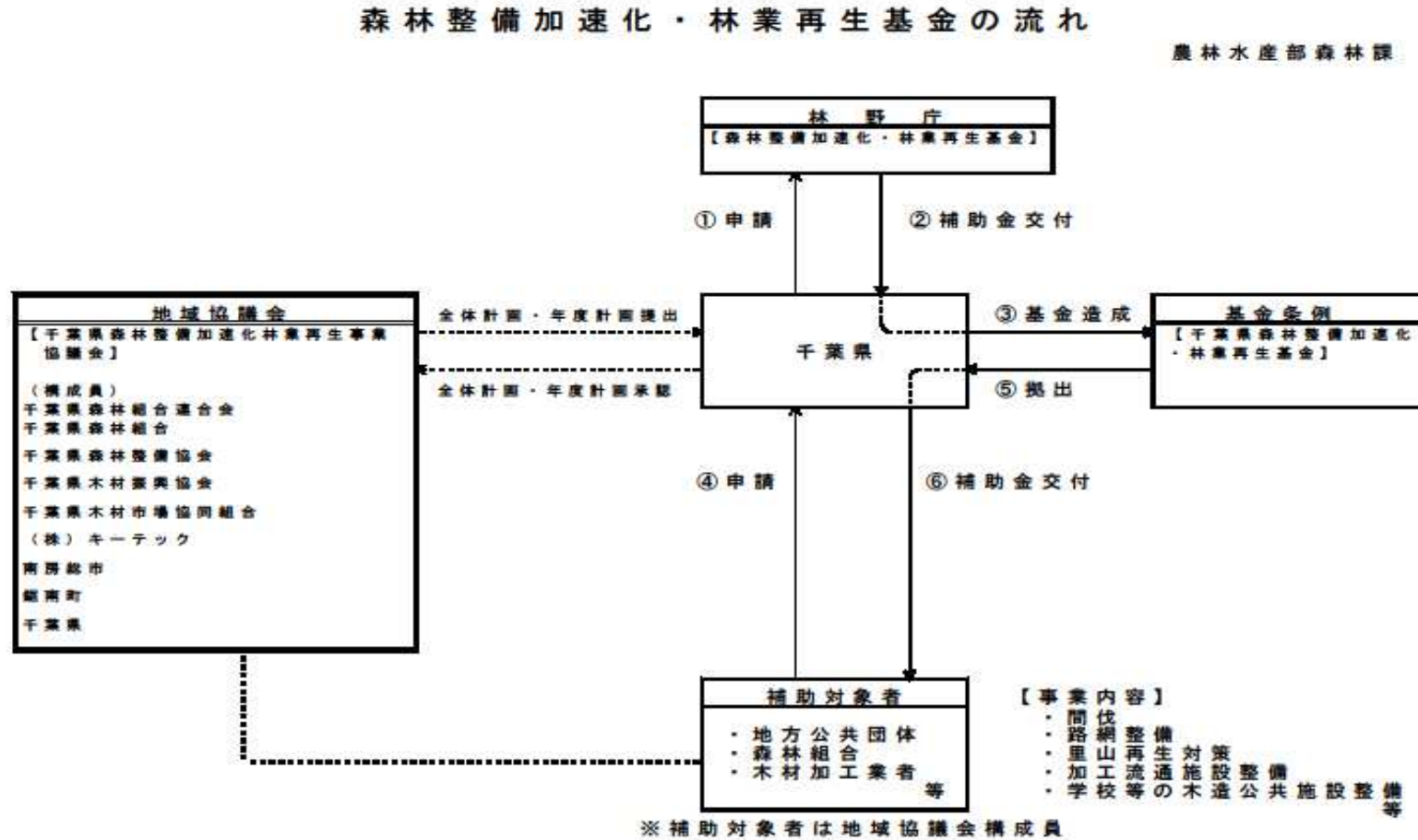
本地域協議会が主体となって、地域の創意工夫を活かした から のような事業の組合せによる総合的な取組を実施した場合に、必要経費に対して基金財源で支援を行うこととなっている。

間伐及び路網整備(定額助成) 森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生の取組

間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・木質バイオマス利用施設、高性能林業機械等の整備、間伐材の流通円滑化の取組

学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

図表3 - 一般基金 - 2 - 1 森林整備加速化・林業再生基金の概要



(出所) 森林課より入手

(2) 基金管理体制・業務フロー

基金の管理体制及び業務フローは以下のようにになっている(~ は前頁に記載した図表と対応している)。

基金受入にかかる業務フロー

県が積算した必要額を国(林野庁)に申請

林野庁は内容審査の後、補助金として交付

県は で受領した補助金で基金を造成し、林野庁に報告(後日、国は基金が設置されたか検査を実施)

基金執行にかかる業務フロー

執行に先立ち、県の林業関係諸団体から構成される「地域協議会」が、毎年「年度計画」を策定する。計画の策定過程において、地域協議会は各地方公共団体・森林組合等から要望のあった事業をヒアリングし、内容の適切性・必要額を協議する。

県は当該年度計画の提出を受け内容を検討し、問題なければ承認する。同時に、当該計画を林野庁に報告する。

年度計画に従った事業執行を実施する各団体(地方公共団体・森林組合等)は執行に見合う金額を県に申請する。

県は申請内容、申請額を検証し、事業実施後、検査(例:間伐等の場合には伐採事実を県職員が確かめに現地へ行くなど)の後、基金から必要額を取り崩す。

県は取り崩しを認めた額を補助対象者に補助金(県自身の場合には委託料)として交付する。

なお、本基金を使った事業には複数の種類があり、事業種類ごとに補助率が異なる(例:5割、10割、定額など)。このため、県は実施した事業ごとに決められた補助率で金額を取り崩し、これを国に報告する仕組みとなっている。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 2 対象事業と補助率

メニュー	事業主体	補助率等
地域協議会の運営、 調整・調査、計画作成、 普及等	地域協議会、 都道府県及び市町村	定額（10/10 以内で都道府県知事が 定めるものとする） 全額、国の基金で賄うことが可能
間伐	都道府県及び地域協議会の 構成員のうち、市町村、森 林組合、森林組合連合会な ど	定額（林野庁長官が別に定める基準 に基づき都道府県知事が定めるも のとする）
里山再生対策	都道府県及び地域協議会の 構成員のうち、市町村、森 林組合、森林組合連合会な ど	定額（林野庁長官が別に定める基準 に基づき都道府県知事が定めるも のとする）
特用林産施設整備	都道府県及び地域協議会構 成員のうち、市町村、森林 組合、森林組合連合会など	定額（1/2 以内で都道府県知事が定 めるものとする）

（出所）森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱「別紙」

（注）監査人が上記「別紙」から一部抽出の上記載している。

（3）交付申請に係る審査体制

（2）で述べたように、地域協議会では各団体からの要望を受け毎年「事業計画書」を作成している。県では当該事業計画の内容・妥当性を検討し、必要と認められた事業を承認すると共に林野庁に提出している。この事業計画の内容・妥当性の検討を通じ、基金使途の妥当性、交付申請の妥当性を検証している。

3 基金の実績

(1) 森林整備加速化・林業再生基金事業実績の推移（設置～平成23年度）

図表3 - 一般基金 - 2 - 3 基金額の推移

（単位：千円）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	計
(1)補助金受領額	500,000	98,000	479,300	1,077,300
(2)執行完了額	111,450	185,804	287,166	584,421
(3)運用益	0	176	90	267
(4)資金残額 ((4)前年度 + (1)当年度 - (2)前年度 + (3)当年度)	500,000	486,726	780,311	-

（出所）森林課からの提示資料を監査人が加工

（注1）本基金は平成21年度から始まった事業の為、それ以前の残高はない

（注2）執行額は翌年度に全額支払っている整理で本表は作成されている。このため「(4)資金残額」は、基本的に「前年度」執行額を控除した計算となっている。

増加は国（林野庁）からの補助金交付額である。複数年執行を前提とする場合、通常、数年に一度まとまった金額が入金されることとなる。しかし、本基金が毎年入金されているのは以下の から の異なる要因によるものであり、異常なものではない。

平成21年度受領額（500,000千円）は平成21～23年度の3年間分の執行を見積もって受領した為

平成22年度受領額（98,000千円）は国の補正予算追加額が入金された為

平成23年度受領額（479,300千円）は平成24～26年度の3年間分の執行を見積もって受領した為

一方、減少額は全額執行に伴う取崩であり、平成21年度及び平成22年度の入金合計額598,000千円に対し、平成23年度までの執行累計額で584,421千円執行されている（詳細は次の（2）にて記載）。

(2) 基金取崩額の内訳

基金設置以降 23 年度までの取崩の内訳、相手先は次頁のとおりとなっている。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 4 執行額内訳

(単位：千円)

相手方	事業内容	執行額			種別
		21 年度	22 年度	23 年度	
千葉県森林整備加速化・林業再生事業協議会	協議会の設立・運営、調査、研修	2,817	4,485	5,928	補助金
千葉県森林組合	除間伐、基幹作業道、作業路、森林境界明確化、侵入竹除去、広葉樹林再生	32,780	92,889	153,438	補助金
千葉市森林組合	除間伐	-	1,560	7,352	補助金
千葉県森林整備協会	除間伐	-	2,645	2,882	補助金
千葉県(千葉県森林組合他)	松くい虫被害木伐倒駆除	73,353	43,173	29,501	委託料
鋸南町	木製遊具 4 基	2,500	-	-	補助金
千葉県木材市場協同組合	ログスキャナー 1 式	-	6,310	-	補助金
南房総市	屋外部室倉庫 1 棟	-	10,830	-	補助金
佐倉市	佐倉市立馬渡保育園	-	3,911	74,313	補助金
並木木材(株)	モデル住宅 1 棟	-	20,000	-	補助金
ちばの木認証センター	産地が明らかな地域材を使用した住宅への助成(35 棟)	-	-	13,750	補助金
執行額 合計		111,450	185,804	287,166	

(出所) 森林課からの提供資料(各年度の執行額内訳)を監査人が加工

(注) 千葉県が委託料として受領している金額は、入札等を実施し各種委託先へ支払っている。主な支払先は森林組合その他民間企業である。

毎年発生している執行額のうち、大口の事業は 千葉県森林組合に対する除間伐等(23 年度執行額 153,438 千円) 千葉県が森林組合等に委託して実施した松くい虫被害木伐倒駆除(同執行額 29,501 千円)の 2 点が挙げられる。

このうち、千葉県森林組合に対する除間伐等は、平成 21 年度（32,780 千円）、平成 22 年度（92,889 千円）、平成 23 年度（153,438 千円）と増加している。これは、主に除間伐の増加に伴い補助金額が増加したものと回答を受けている。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 5 千葉県森林組合の各種事業実施量

(単位：ha、mなど)

年度	除間伐 (ha)	基幹作業道 (m)	作業路 (m)	森林境界 明確化 (ha)	侵入竹除去 (ha)	広葉樹林再 生(ha)
21 年度	77.00	797.00	250.00	14.00	3.00	1.14
22 年度	257.71	676.00	4,608.00	173.91	8.52	0.00
23 年度	427.03	741.00	7,770.60	220.02	44.61	0.00

(出所) 森林課からの提示資料を監査人が加工

一方、松くい虫被害木伐倒駆除の補助金は、初年度の平成 21 年度に多くの駆除を実施し、平成 22 年度にその 1/3 程度の実施になり、平成 23 年度に平成 22 年度より 3 割ほど多い駆除を実施している。

ただし、金額は毎年大幅に減少している。この点、森林課によると平成 22 年度は松くい虫の駆除に加え、樹幹注入作業（薬剤散布でなく、直接松に薬剤を注入する方法。）も実施した為に実施数量あたりの単価が高額になり、平成 23 年度に比べると補助金額が高額になったという回答を受けている。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 6 松くい虫対策への実施数量と補助金額の推移

(単位：m³及び千円)

年度	実施数量 (m ³)	補助金額 (千円)
平成 21 年度	3,341.0	73,353
平成 22 年度	1,091.0	43,173
平成 23 年度	1,331.3	29,501

(出所) 森林課提示資料より監査人が加工

(3) 基金管理（業務）体制

基金の実施計画は、既に「2(2)」で述べたように、各団体からの要望を受け地域協議会が策定した「事業計画書」を県が内容を検討し、必要と認めた事業（補助金支給する相手方の適切性も含めて検討する）について実施することになる。

その後、実施事業を県が検査し、各事業の実施主体に補助金を支払っている。

(4) 基金の運用

本基金は基本的に、「千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針」に基づき、普通預金及び定期預金で運用しているとの回答を受けている。

(5) 助成事業の効果

執行額のとおり除間伐による森林の公益的機能の増進、松くい虫の被害の拡大の阻止等が効果として挙げられる。本基金で実施した事業の効果は林野庁森林整備部計画課長通知「林野公共事業における事前評価マニュアル」に基づき「便益集計表」を作成し効果を算定している。

具体的な効果測定方法は以下のとおりである。

図表3 - 一般基金 - 2 - 7 便益集計表で集計される効用の例

事業内容	効果算定名称の一例	測定方法など
除間伐	洪水防止便益	雨が土壌に浸透もしくは蒸散せず河川等に流れてしまう最大流出量につき、事業実施により森林が整備された状態とそうでない状態を比較し、森林整備による森林内からの最大流出量減少分を推定し、この減少する最大流出量を治水ダムで機能代替させる場合のコスト

(出所) 林野庁森林整備部計画課長通知「林野公共事業における事前評価マニュアル」から監査人が抜粋

4 実施した手続き

(1) 県における手続

- ・補助金実施要綱や条例に従って管理・運用されているか、実施要綱や条例の概要を把握すると共にヒアリングを実施した。
- ・基金の取り崩しには上記実施要綱や条例に従ったものとなっているか、関連証憑の閲覧・照合を実施した。
- ・間伐等についての現地確認について、サンプルで資料査閲を実施した。
- ・基金残高が適切に確保されているか、根拠資料で内容を把握した。
- ・基金の運用が効率的に実施されているかヒアリング、資料査閲を実施した。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 効率的な資金運用の検討

現状、受領した資金は定期預金もしくは普通預金で運用している。

しかし、執行額は基本的に毎年度の事業計画に基づいており、当該計画を大幅に超える執行額は想定されていない。そのため、補助金入金額のうち事業計画での執行額を差し引いた大部分の金額は、翌年度以降の執行に充当するものであり、入金から支出までには1年以上期間があると考えられる。

また、「千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針」によると、「基金所管課は、年度ごとの歳計現金の資金計画を踏まえ、財政担当課長とも調整を図り次の点に留意し、基金を管理・運用する。」、また、「基金は、運用期間及び金額が比較的安定しているため、国債等の債券運用を図る。」とあるが、これが実施されていない。

従って、例えば 林野庁からの基金は執行した翌年度期首に全額入金される 執行額も翌年度期首に支払われ、各年度の未執行残高の 80%は翌年度以降の執行に充当されると仮定し国債を購入し運用可能と想定すると、現状の運用益の概ね 2 倍近い運用が可能と予想される。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 8 資金運用の試算

内訳	21 年度	22 年度	23 年度		
A：補助金受領額	-	500,000	98,000		
B：執行完了額	-	-111,450	-185,804		
C：資金残高 (前期繰越+A-B)	0	388,550	300,746		
D：余資運用可能額 (C×80%)(注)	0	310,840	240,596	(単位：千円)	
E：想定金利 ¹³	0.1%	0.1%	0.1%	合計	参考：現状の 運用益累計
F：想定運用益	0	310	240	550	267

(出所) 森林課から提示された資料を監査人が加工

(注) 80%という数字は「仮に期末以前に事業費を支払う必要があるとしても、基金全額ではなく 20%程度と予想し、残額の 80%は運用にまわせるのでないか」と推定しているものである。

昨今、低金利の情勢ではあるが、このように少しでも有利な運用を実施することで、より多くの執行を可能とする財源が調達できる。また、こちらの基金以外にも県には多くの基金が設置されているが、これらを合算して運用すればそれだけ有利な資金運用も可能と考えられる。

このため、定期預金、普通預金以外での運用の検討、実行が望まれる。

¹³ (財務省ホームページ)「過去の金利情報」より国債利回り情報を入手
<http://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/kako.htm>

第3 森林整備地域活動支援基金

1 基金の趣旨

(1) 基金設置の目的

本基金は、「森林経営計画」の策定支援、効率的な施業を行う為の森林施業集約化のための支援、経営計画に伴う路網の改良等に対する支援を通して計画的かつ適切な森林整備を推進する為、設置されている。

「森林経営計画」とは、平成 23 年度までは「森林施業計画」と呼称されていたものと概ね同様の内容で、森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者(以下、「森林所有者等」という。)が、自発的に作成した合理的な森林施業及び保護の計画をいう。

この「森林経営計画」策定は、森林が有する水源のかん養や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の緩和といった森林の多面的機能を十分に発揮させることを目的としており、本計画を策定した森林所有者には、材木伐採・売却に伴う所得税の減免や、相続税の減免といった税制上の優遇策が設けられている。

(2) 根拠法令等

- ・森林整備地域活動支援交付金実施要領
- ・千葉県森林整備地域活動支援基金条例
- ・千葉県森林整備地域活動支援交付金等交付要綱

(3) 本基金の特色(元本を執行に充当可能な基金)

一般的に、基金とは元本の運用利回りで事業を実施していくものである。しかし、こちらの基金は千葉県森林整備地域活動支援基金条例第5条において、目的に合致した事業に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる旨規定されていることから、複数年で基金を取崩し、これを事業執行に充当していく事業である。

2 基金の仕組み・手続き

(1) 森林整備地域活動支援交付金事業の概要

指定された事業について、実費相当を補助する(ただし、上限額有)。当該指定事業の負担内訳は、平成 23 年度の場合、国 1/2、県 1/4、森林所在地の市町村が 1/4 となっている(なお、「森林整備地域活動支援交付金実施要領」にて事業内容ごとに国と地方公共団体の負担割合は規定されており、県と市町村の負担割合は「千葉県森林整備地域活動支援交付金交付要綱」の別表にて定められている)。

平成 23 年度においては、次の 3 事業が補助対象となっている。

図表3 - 一般基金 - 3 - 1 対象事業一覧

事業名称	(1)「森林経営計画(仮称) ¹⁴ 作成促進」に対する支援	(2)「施業集約化の促進」に対する支援	(3)「作業路網の改良活動」等に対する支援
対象森林	森林経営計画(仮称)の作成対象森林	森林施業計画等が策定されている森林のうち、集約化実施計画の対象とする森林	森林施業計画の認定を受けている森林
交付対象事業	「森林経営計画」作成対象の森林等に対し、森林情報の収集活動、森林経営計画(仮称)の策定にかかる合意形成活動	対象森林内において実施される施業の実施に係る森林情報の収集活動、施業の実施に係る合理形成活動	対象森林内で森林施業計画の計画期間を通じて実施される作業路網の改良活動
交付単位	積算基礎森林の面積1ha当り 上限8,000円(実費)	積算基礎森林の面積1ha当り上限 ・間伐(境界不明瞭)48,000円(実費)等	積算基礎森林の面積1ha当り上限 5,000円(実費)

(出所) 森林課からの提示資料をもとに監査人が加工

(2) 基金管理体制・業務フロー

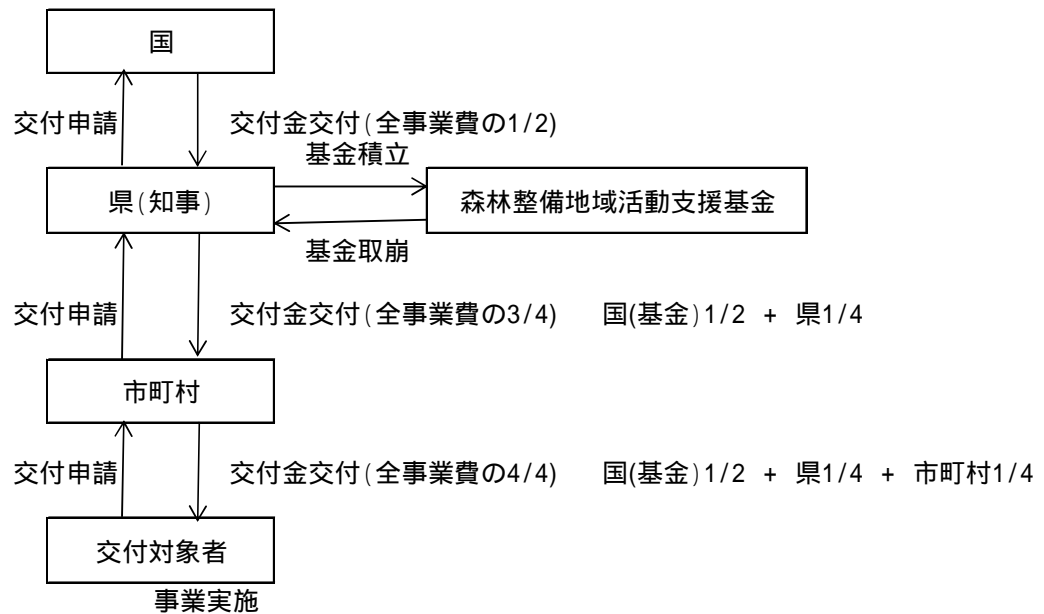
国はまず、県から申請を受けた必要額を支給する。県はこちらを原資に「基金」を設置するが、年度初めに各年度に執行予定額を一般財源化するために基金を取り崩し保有している。県では、交付申請者が事業を実施した後、事業費の1/2を基金から、同1/4を県の自主財源から拠出し、市町村に渡す。

市町村では受領した全事業費の3/4の資金に、自主財源の1/4分を加算し、事業実施者に渡すこととなる(なお、平成23年度の場合は上記比率の事業しかなかったが、平成21年度、平成22年度までの場合全額国費負担事業(例:森林の被害状況等確認)もあった。その場合には県が国費負担分として事業費全額を基金取崩で支払っている)。

これを図式化すると次のようになる。

¹⁴ 平成23年度は、平成24年度からスタート予定の「森林経営計画」策定準備に本基金が利用可能だったため、(仮称)と付記している。

図表3 - 一般基金 - 3 - 2 交付金の業務フロー



県は、国庫財源の基金からの取崩金(1/2)に
 県の負担金(1/4)を合わせて市町村に交付
 市町村は実費相当の交付金を交付対象者に支給

(出所) 千葉県森林課より受領

(3) 交付申請に係る審査体制

(以下、主に「森林施業計画」もしくは「森林経営計画」策定の認定体制について述べる)

「森林経営計画」が適切に策定されているかどうかは、森林を所管する市町村・県の林業事務所・県の森林課のいずれかで審査し、認定する(1つの市町村の区域で完結する森林は市町村、複数の市町村をまたがっている森林は県の林業事務所、複数の林業事務所にまたがる森林は県の森林課が所管する)。

具体的には、森林法第11条第5項¹⁵各号を満たすか(例：市町村の森林整備計画と整合していること、1箇所の皆伐面積が20ヘクタール以下になっていることなど)が審査され、全てを満たせば、計画は認定される。

¹⁵ (森林経営計画)

第十一条 5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする(以下略)。

3 基金の実績

(1) 森林整備地域活動支援交付金の交付実績の推移(平成19年度～平成23年度)

本交付金の事業別交付実績は以下のようになっている。

図表3 - 一般基金 - 3 - 3 森林整備地域活動支援交付金 交付対象面積と基金推移

(単位: ha、千円)

	H19	H20	H21	H22	H23
交付対象 面積 (ha)	区域明確 化等 861.20	区域明確 化等 946.83	区域明確 化等 868.70 被害状況 確認 454.72	区域明確 化等 711.65 被害状況 確認 317.26	施業集約化 の促進 22.02 作業路網の 改良活動 75.07
前年度末 積立金	2,090	3,040	2,180	9,470	4,520
当該年度 交付金 (交付金)	3,100	1,500	14,013	-	1,495
資金取崩額	2,153	2,367	6,718	4,951	716
資金残額 + -	3,039	2,177	9,476	4,525	5,307
資金運用益	5	4	-	2	-
次年度持越額 + (当年度末 基金残高)	3,044	2,182	9,477	4,528	5,308

(出所)森林課から受領した資料を監査人が加工

(注)平成18年以前から基金は設置されている。しかし、平成18年度以前は主に「森林施業計画の実行」目的での事業が執行されており(具体的には、各森林の所有者が維持管理を行う点に対し、補助金支給を行っていたとのこと)、平成19年度以降と異なる用途だったことから、直近の平成19年度以降のみ記載している。

平成18年度までは、主に森林維持管理に着目して本補助金が支給されていたが、平成19年度以降は森林組合等の森林事業体の「森林施業計画」(森林経営計画)策定支援に補助金支給の重点が変更されたと回答を受けている。これは各森林の所有者の高齢化及び林業の採算性の悪化により、各森林所有者に森林の維持管理を直接実施させ続けることが困難となった実情を踏まえ、森林組合等の林業事業体への受託を通じて森林整備を集約化し、計画的かつ適切に森林整備を実施するため、計画書作成へ重点を変えたということである。

なお、平均すると毎年2～3百万円程度しか執行実績がないにもかかわらず、平成21年度

に14百万円もの交付が発生しているが、これは国からの指図により3年分(平成21年度～平成23年度)を一括受領したためとのことである。

(2) 基金取崩額の内訳

基金取崩額の内訳は次表のようになっている。このうち、平成19年度から平成22年度までは「施業実施区域の明確化作業」で毎年3～4百万円程度事業実施されていたが、平成23年度からはそのような事業メニューがなくなったこと、また、平成24年度以降「森林施業計画」から「森林経営計画」に切り替わることもあり、平成23年度は計画策定自体の補助実績も発生せず、事業実績としては総額140万円余りと少額で推移した。

図表3 - 一般基金 - 3 - 4 平成19年度～平成23年度交付金交付実績額内訳

(単位: ha、千円)

年度	メニュー	施業計画の 必要性(注)	対象面積 (ha)	交付金額 (千円)	交付金額 拠出内訳		
					国(千円)	県(千円)	市町村 (千円)
19	森林情報の収集活動	×	-	-	-	-	-
	施業実施区域の明確化作業		861	4,306	2,153	1,076	1,076
	計		861	4,306	2,153	1,076	1,076
20	森林情報の収集活動	×	-	-	-	-	-
	施業実施区域の明確化作業		946	4,734	2,367	1,183	1,183
	計		946	4,734	2,367	1,183	1,183
21	森林情報の収集活動	×	-	-	-	-	-
	森林情報の収集活動及び境界の明確化等	×	-	-	-	-	-
	施業実施区域の明確化作業		868	4,343	2,171	1,085	1,085
	境界の明確化	×	-	-	-	-	-
	森林の被害状況等確認		454	4,547	4,547	-	-
計		1,322	8,890	6,718	1,085	1,085	
22	森林情報の収集活動	×	-	-	-	-	-
	森林情報の収集活動及び境界の明確化等	×	-	-	-	-	-
	施業実施区域の明確化作業		711	3,558	1,779	889	889
	境界の明確化	×	-	-	-	-	-
	森林の被害状況等確認		317	3,172	3,172	-	-
計		1,028	6,730	4,951	889	889	
23	森林経営計画(仮称)作成促進	×	-	-	-	-	-
	施業集約化の促進		22	1,056	528	264	264
	作業路網の改良活動		75	346	187	79	79
	計		97	1,402	715	343	343

(出所) 千葉県森林課からの提供資料を監査人が加工

(注) 「施業計画の必要性」とは、森林施業計画が策定されている場合に補助可能なメニューに、そうでない場合に×を記載している。

(3) 基金管理（業務）体制

まず、各市町村で取りまとめた本基金事業への使用見積額に基づき、県が農林水産省に「交付申請書」を提出し、資金受領する。

その後、各市町村で集計した本基金事業の実績額を取りまとめ、県から林野庁に「実績報告書」を提出することとなる。

(4) 基金の運用

基金の運用は現状、全て普通預金で運用されている。この点、県の所管部署によると平成21年度から平成22年度までは「森林の被害状況等確認」という事業があり、全額、国の負担で実施可能であったことから、台風等の被害で突発的な支出を想定し運用できなかったということである（この点については後述「6(1)」にて記載している）。

(5) 助成事業の効果

森林施業計画の策定進捗状況は以下のようになっている。

図表3 - 一般基金 - 3 - 5 森林施業計画（森林経営計画）認定面積の比較

(単位：ha)

	千葉県	茨城県	埼玉県	東京都	神奈川県	備考
(1) 民有林面積	149,828	143,000	108,444	70,960	84,137	
(2) 森林施業計画 認定面積	14,046	65,260	42,302	18,838	14,563	H24.3.31 現在
(3) 森林経営計画 策定済の森林面積	0	6,380	0	0	0	H24.7.17 現在
(4) 計画認定率 (=(2)+(3))÷ (1))	9%	50%	39%	27%	17%	

(出所) 森林課提示資料を監査人が加工

近隣の都・県と比べると、千葉県の森林施業計画（経営計画）の計画認定率は低いものとなっている。これは

公有林の少なさ：公有林（国以外の地方公共団体、つまり、都道府県、市町村、財産区等が有する森林）は通常大規模で、私有林（個人や民間企業の有する森林）に比べ森林経営計画を導入し易い条件が揃っているが、千葉県は他の都・県に比べて公有林の面積が少ないこと

人工林の少なさ：人工林（人の手により播種・植林された森林をいう。反対の、自然と森林になった森林を天然林という）が相対的に少ない結果、あえて森林経営計画を策定しようとする動機付けが少ないこと

ということが背景にあるということである。

このような傾向は、次頁の森林状況でも判明する。

図表3 - 一般基金 - 3 - 6 南関東の森林状況

(単位: ha)

各都県 森林内訳		千葉県		茨城県		埼玉県		東京都		神奈川県		平均	
森林面積(注1)(ha)		157,583		188,000		120,677		78,666		94,903		127,966	
国有林(注2)面積(ha) (森林面積に対する百分率)		7,755	(4.9%)	45,000	(23.9%)	12,233	(10.1%)	7,706	(9.8%)	10,766	(11.3%)	13,910	(12.0%)
民有林(注3)面積(ha) (森林面積に対する百分率)		149,828	(95.1%)	143,000	(76.1%)	108,444	(89.9%)	70,960	(90.2%)	84,137	(88.7%)	92,728	(88.0%)
計:森林面積(ha)		157,583	(100.0%)	188,000	(100.0%)	120,677	(100.0%)	78,666	(100.0%)	94,903	(100.0%)	106,638	(100.0%)
民有林の内訳	公有林(注4)面積(ha) (民有林に対する百分率)	10,475	(7.0%)	4,000	(2.8%)	14,984	(13.8%)	21,071	(29.7%)	24,778	(29.4%)	12,551	(16.5%)
	私有林(注5)面積(ha) (民有林に対する百分率)	139,352	(93.0%)	139,000	(97.2%)	93,459	(86.2%)	49,890	(70.3%)	59,359	(70.6%)	80,177	(83.5%)
計:民有林の面積(ha)		149,828	(100.0%)	143,000	(100.0%)	108,444	(100.0%)	70,960	(100.0%)	84,137	(100.0%)	92,728	(100.0%)
民有林人工林(注6)面積(ha) (民有林に対する百分率)		55,913	(37.3%)	77,000	(53.8%)	57,431	(53.0%)	34,136	(48.1%)	31,884	(37.9%)	42,727	(46.0%)
森林施業計画認定面積(ha) (民有林に対する百分率)		14,046	(9.4%)	65,260	(45.6%)	42,302	(39.0%)	18,838	(26.5%)	14,563	(17.3%)	25,835	(27.6%)

(出所) 森林課から提示された資料(各都県森林・林業統計情報(ホームページ)を基に作成)に基づき監査人が加工

(注1) 森林面積: 国有林面積 + 民有林面積の合計。

(注2) 国有林: 国が所有する森林。

(注3) 民有林: 国有林以外の森林で、公有林と私有林がある(ただし、神社の境内の森林や公園の森林等を除く)。

(注4) 公有林: 都県、市町村、財産区等が所有する森林。

(注5) 私有林: 個人や企業等が所有する森林。

(注6) 人工林: 人が苗木を植えて育てた森林。

図表3 - 一般基金 - 3 - 6を見ると、例えば東京都と神奈川県は森林施業計画（経営計画の前身）認定面積より公有林面積の方が大きいことから、公有林も100%計画策定が完了していないことが推定される。しかし、公有林自体の面積が多いことから、森林施業計画の面積も千葉県に比べ多くなっている。

次に、茨城県と埼玉県は森林施業計画（経営計画の前身）認定面積より公有林面積の方が小さいことから、公有林面積以外にも私有林で計画策定していると推定される。

この点、茨城県や埼玉県と、千葉県との私有林での計画策定の進捗が著しく異なる要因について質問したところ、以下の 〃 の回答を入手している。

両県とも千葉県に比べ古くから林業で生計を立てている人が多く、その分人工林が多い為に施業計画策定への意識が高いものと推測されること（次の図表3 - 一般基金 - 3 - 7で見るとおり、林業産出額、生産林業所得のいずれも千葉県より埼玉県・茨城県は多額に計上している）

両県とも千葉県に比べ、森林所有者がまとまった森林を所有している為、施業計画を作成しやすい傾向があると推定されること（森林施業計画は森林整備を集約する目的で策定される為、概ね30ヘクタール以上まとまっていなければ認定されない¹⁶が、図表3 - 一般基金 - 3 - 8を見ても判るように両県とも千葉県よりも30ヘクタール以上の森林面積を有する所有者の比率が多くなっている）

図表3 - 一般基金 - 3 - 7 林業産出額及び生産林業所得
（単位：千万円）

	林業産出額	生産林業所得
埼玉県	222	145
茨城県	696	458
千葉県	169	55

（出所）森林課より入手した「平成22年度 都道府県別統計表」（林野庁ホームページより）

¹⁶ 森林法施行令には、以下の規定がある。

「第三条 法第十一条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その森林の面積（中略）が農林水産省令で定める基準に適合していること。」

また、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成2年4月27日農林水産省令第18号）」に「おおむね30ヘクタール（中略）、かつ、その森林が集团的に存在しているものであることとする。」とされている。

図表3 - 一般基金 - 3 - 8 森林所有者の所有規模別面積

(単位：ha)

	調査面積 (ha)	1～10 ha		10～30		30～50		50～100		100～1000		うち、30ha～の比率	
		面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
埼玉県	42,618	18,636	43.7%	8,192	19.2%	2,617	6.1%	2,733	6.4%	10,439	24.5%	15,789	37.0%
茨城県	69,005	38,723	56.1%	10,809	15.7%	5,349	7.8%	5,288	7.7%	3,977	5.8%	14,614	21.2%
千葉県	47,549	32,571	68.5%	7,203	15.1%	1,409	3.0%	1,751	3.7%	4,615	9.7%	7,775	16.4%

(出所) 森林課より入手した「平成22年度 農林業センサス」を監査人が集約加工

4 実施した手続き

(1) 県における手続き

- ・補助金実施要綱や条例に従って管理・運用されているか、実施要綱や条例の概要を把握すると共にヒアリングを実施した。
- ・主要事業である「森林経営計画（平成 23 年度以前は森林施業計画）」の受領、内容審査が適切に実施されたものを認定しているかサンプルで検討した。
- ・「森林経営計画（平成 23 年度以前は森林施業計画）」の実績モニタリングをサンプルで確かめた。
- ・基金の効率的な運用が実施されているか、残高を裏付ける証憑コピーを入手すると共に運用状況をヒアリングした。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 基金の活用、運用の検討

直近 3 事業年度の基金次年度繰越残高の推移は以下のようになっている。

図表 3 - 一般基金 - 3 - 9 次年度繰越残高の推移

(単位：千円)

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	計	平均
次年度繰越残高	9,477	4,528	5,308	19,313	6,437
資金運用益(注)	0	2	0	4	1

(出所) 所管部署提供資料より監査人が加工

(注) 平成 21 年度と平成 23 年度は千円未満の利息が発生している

このうち、平成 21 年度と平成 22 年度は突発的な支出が想定される事業(森林の被害状況等確認)があり、流動性の高い資金で確保していく必要があった為に普通預金で継続的に保管していたと担当部署から回答を受けている。

しかしながら、基金を普通預金のままで保管しておくことはそれだけ低い利息に甘んじていることとなり、十分な運用益を獲得しているとはいえない。また、突発的な事業が想定されているとはいえ、実際に執行し支払いに至るまで数ヶ月かかることも考えられると、必ずしも全額を一年中普通預金にしておく必要性は乏しいものと考えられる。さらに、「千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針」によると、「基金は、運用期間及び金額が比較的安定しているため、国債等の債券運用を図る。」とあることから、多少なりとも運用していくことが必要と考えられる。

例えば、国債利回りは平成 22 年から平成 23 年にかけて、0.1% 下回ったことがない¹⁷。これを踏まえると、例えばもっとも少額の次年度繰越額の 1/2 である 2 百万円を 1 年間、国債で運用すれば 2 千円の利息が得られる。また、例えば他の基金と合算で運用すれば、より多額な運用益が期待される。

基金の設置目的は、特定の事業執行のために確保された資金であるが、确实かつ有利な方法による運用も求められていることから、効率的な運用検討が望まれる。

¹⁷ 財務省の「過去の金利情報」より情報入手
<http://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/data/jgbcm_2010.csv>

第4 中山間地域農村活性化基金

1 制度の趣旨

(1) 目的

中山間ふるさと・水と土保全対策事業は、中山間地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を目的に、千葉県中山間地域農村活性化基金を造成するものである。

(2) 根拠法令等

千葉県中山間地域農村活性化基金条例

中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱 第3条第1項(1)

2 基金造成年度及び基本財産

(1) 基金の概要

基金造成年度	: 平成5年度から平成9年度まで
基金造成金額	: 660,000千円(国費220,000千円、県費440,000千円)
運用額	: 617,768千円(平成23年度末)
運用益	: 3,394千円(平成23年度)
実質利回り	: 0.54%(北海道債10年1.4%、国債2年0.13%、定期預金0.03%)

(2) 基金の管理

基金の運用については農村環境整備課が行い、管理については出納局で行っている。

(3) 基金の管理の基本方針

県では、基金の管理について、以下の基本方針を定めている。

- ・基金の取崩しは、当該年度の運用益を加えて、その合計額が前年度末基金元本の3%を超えない範囲とする。
- ・基金の造成目的を最大限発揮するよう、可能な限り運用益の増大(効率化)を図る。
- ・長期・中期・短期を効率的に組み合わせで運用(分散投資)することを基本し、安全性や収益性を考え、有利な資産配分(ポートフォリオ)を構築する。

(4) 基金の運用(平成24年度予定)

平成24年度は、基金を下表のように運用することを予定している。

図表3 - 一般基金 - 4 - 1 平成24年度における基金の運用

(単位: %、千円)

	金利	額面	運用額	運用益
大口定期	0.03		20,780	6
大阪府債(2年)	0.15	100,000	99,920	150
国債(2年)	0.10	100,000	99,920	100
北海道債(10年)	1.40	220,000	217,514	3,080
兵庫県債(10年)	0.98	100,000	99,695	967
京都府債(10年)	1.01	80,000	79,938	797
合計			617,768	5,100

(出所) 所管課提示資料

3 事業内容

(1) 事業の概要

基金の運用益や基金を取り崩した資金を利用し、中山間地域のため池や農業用排水路といった土地改良施設の利活用に関する調査研究事業、推進事業、土地改良施設を中心に地域住民活動を推進する人材「ふるさと保全指導員」を育成するための研修を実施している。

(2) 事業の内容と事業費

調査研究事業(9,205千円)

- ・モデル地域の現況調査、保全マップの作成
- ・土地改良施設等の機能保全のための工法等の研究を目的とした中山間ふるさと・水と土保全施設整備事業の実施

推進事業(2,698千円)

- ・ふるさと保全指導員を中心とした活動への支援
- ・広報活動

研修事業(185千円)

- ・土地改良施設の利活用に係る集落共同活動のリーダーとなり、助言や推進指導を行う「ふるさと保全指導員」を育成するための全国研修会への参加助成
- ・県内研修会の開催

4 実施した手続き

- ・「千葉県中山間地域農村活性化基金条例」、「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領」を入手し、条例等に従った基金の運用等が行われているかどうかを確かめた。
- ・過去5年間の事業内容、中山間ふるさと・水と土保全施設整備事業の平成20年度から23年度(予定)までの一覧表を入手し、事業の実施状況について、確認した。
- ・県の担当者から、事業の実施内容等の説明を受けた。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 事業の効果について

平成19年度から平成23年度にかけての事業費の推移は以下のとおりである。

図表3 - 一般基金 - 4 - 2 事業費の推移

(単位：千円)

年度	事業費	内、運用益	内、取崩額
平成19年度	5,968	4,131	1,837
平成20年度	15,293	4,343	10,950
平成21年度	15,508	4,563	10,945
平成22年度	14,192	4,014	10,178
平成23年度	12,088	3,394	8,694

(出所) 所管課提示資料

最近の低金利の影響もあり、毎年度、運用益は、4百万円程度と低く、そのこともあり、毎年度の事業費は、15百万円程度にとどまっている。

平成19年度から平成23年度までの5年間で、土地改良施設等の現況調査事業は、2箇所にとどまっている。また、推進事業(ふるさと保全指導員を中心とした地域住民活動への支援)についても、5年間で累計27地区にとどまっている。

さらに、ふるさと保全指導員として活動中の者も33名と少なく、ふるさと保全指導員の高齢化も見られる。

以上のように、基金として、毎年度、660百万円を用いていることからすると事業効果はきわめて小さいといえる。事業効果を高める工夫が不可欠である。

(2) 市町村との連携など事業の進め方について

上記でも指摘したように、当該事業の成果は非常に小さいと言わざるをえない。これは、国からの要請により、基金活用の要件として、市町村の基金との連携が求められていることも一因である。当該事業は、本来、市町村の事業とされているため、市町村においても同じ基金が設置されていることが、県の基金活用の要件となる。

したがって、事業を推進するためには、市町村との連携が不可欠となる。市町村との連携について、具体的には、県と市町村で協議の場を設置し、長期計画の策定、県内の各地域の調査対象となる母数の把握、ふるさと保全指導員の必要人数、将来、ふるさと保全指導員になることが期待される潜在的な人数の把握といったことを行うべきであった。

これまで、類似の基金事業は、各地域から申請があり、初めて事業化がスタートされるため、えてして受身の姿勢で事業は行われていた。当該基金事業のように、市町村との連携が求められる類似の基金事業については、あらかじめ市町村と協議し、定量的な目標指標を用いた長期計画を設定した上で事業を実施することが必要である。

(3) 基金の有効活用について

上記(1)および(2)で述べた通り、同基金の活用は低調であり、そのためには市町村との連携を強化し、中長期の計画を策定し推進していくことが必要であるが、さらに以下の点についても併せて検討すべきである。

県の基金管理の基本方針において、「基金の取崩しは、当該年度の運用益を加えて、その合計額が前年度末基金元本の3%を超えない範囲とする」となっており、県の説明では当該方針は平成5年4月1日付5構改D第209号農林水産省農村振興局長通達「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領」に定められているものであるため、県で変更することは不可能とのことである。

しかし、この様な方針があっては、年間に活用できる金額は現状とそれ程変わらないため、有効な事業の推進の妨げになることが考えられる。

市町村との連携を強化し十分な協議を行なった上で事業計画を策定し、必要な資金については基金の取り崩し等によって対応できるよう、基金の運用方針の変更等を国に対して働きかけて行くことが必要と考える。

6億円規模の基金が低調な活用のまま既に15年間経過し、さらに今後もこの様な状況が続くことは、基金並びに財源の有効活用という観点からみて改善が望まれる。

【一般会計 預託金制度】

第1 林業生産協業促進資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

森林組合及び千葉県森林組合連合会（以下、「県森連」という。）並びに企業組合千葉県森林整備協会（以下、「整備協会」という。）が行う林業事業に必要な運転資金を融通し、林業経営の合理化と経営基盤の強化を図ることにより、林業振興に寄与することを目的とする（千葉県林業生産協業促進資金融資要綱第1）。

(2) 根拠法令等

当貸付金は千葉県独自の制度である。融資の事務については、「千葉県林業生産協業促進資金融資要綱」（昭和54年制定）に従って行われる。

2 制度の仕組み

(1) 貸付金の推移

県森連及び整備協会への貸付金残高の推移は以下のとおりである。なお、森林組合については、県森連からの転貸により融資が行われるため、県森連に対する貸付金残高に含んでいる。また、貸付金は、各年度末に一旦農林中央金庫に引き揚げられるため、下表は各年度とも2月末の時点での残高を示している。

図表3 - 一般預託 - 1 - 1 貸付金残高の推移

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県森連	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000
整備協会	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
合計	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000

（出所）団体指導課作成資料

(2) 貸付契約の状況

ア 預託金残高の推移

県から農林中央金庫への預託金残高の推移は以下のとおりである。なお、農林中央金庫への預託金は、各年度末に一旦県に引き揚げられるため、下表は各年度2月末時点での残高を示している。

図表3 - 一般預託 - 1 - 2 預託金残高の推移

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預託金残高	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000

(出所) 団体指導課作成資料

イ 貸付制度の内容

当貸付金は、千葉県から農林中央金庫に原資の預託を行った後、農林中央金庫から2倍協調融資により、県森連(森林組合への転貸を含む)及び整備協会への短期の低利融資が行われる仕組みになっている(同要綱第2)。なお、平成23年度における融資利率は0.9875%である(同要綱第4第1項)。

農林中金からの融資条件は、融資枠160,000千円、利率0.9875%、貸付期間1年以内である。対象となる資金用途は、林業用機械・資材等の供給、防除事業、森林整備事業等に必要な運転資金となっている。

平成23年度の各月における、農林中央金庫から各団体への融資状況は下表のとおりである。

図表3 - 一般預託 - 1 - 3 平成23年度団体別融資残高状況

(単位：百万円)

団体名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県森連	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-
森林組合	89	-	-	-	-	-	-	89	89	89	89	-
整備協会	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	-

(出所) 農林中央金庫報告資料「平成23年度上半期千葉県林業生産協業促進資金の融資状況について」「平成23年度下半期千葉県林業生産協業促進資金の融資状況について」

各団体とも、3月末の融資残高はゼロとなっている。

3月以外の月においては、森林組合は5月から10月までは融資残高がゼロであり、資金の状況に合わせた融資が行われていると推測される。一方、県森連及び整備協会については、4月から2月末の間は融資残高が維持されている。

ウ 各団体の財務状況

(ア) 千葉県森林組合連合会

a 貸借対照表

図表3 - 一般預託 - 1 - 4 千葉県森林組合連合会貸借対照表

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資産の部			
流動資産	42,143	43,813	42,638
うち現金預金	21,056	29,160	22,997
うち売上債権等	20,492	13,963	18,616
固定資産	88,092	87,376	86,610
資産合計	130,234	131,189	129,248
負債の部			
流動負債	28,757	27,206	23,659
うち短期借入金	-	3,000	3,000
うち未払費用等	24,708	19,682	15,307
固定負債	65,722	66,491	68,789
うち長期借入金	-	-	-
負債合計	94,479	93,697	92,448
純資産の部	35,755	37,491	36,800
負債資本合計	130,234	131,189	129,248

(出所) 千葉県森林組合連合会事業報告書

b 損益計算書

図表 3 - 一般預託 - 1 - 5 千葉県森林組合連合会損益計算書

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常損益の部			
事業収入	84,081	82,888	72,251
事業費	73,726	74,773	65,225
事業総利益	10,356	8,115	7,026
一般管理費	13,515	13,164	14,614
事業利益(損失)	3,159	5,049	7,589
事業外収入(D)	41,735	45,808	48,364
うち助成金収入	-	-	-
うち補助金収入	-	-	-
事業外費用(E)	33,023	37,581	40,129
うち借入金利息	190	203	270
(D) - (E)	8,712	8,227	8,236
経常利益	5,554	3,178	647
特別損益の部	-	-	-
税引前当期利益	5,554	3,178	647
法人税等	2,074	1,443	1,339
当期利益	3,479	1,736	692

(出所) 千葉県森林組合連合会事業報告書

県森連は、平成 21 年度及び平成 22 年度については当期利益は利益計上となっていたが、平成 23 年度については損失計上に転じた。本業の利益をあらかず事業利益については、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間にわたって損失計上となっている。平成 21 年度及び平成 22 年度の利益計上は、事業外収入(具体的には賃貸料収入)によって支えられたものと見ることができる。

(イ) 千葉県森林組合

a 貸借対照表

図表 3 - 一般預託 - 1 - 6 千葉県森林組合貸借対照表

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資産の部			
流動資産	527,923	409,981	450,665
うち現金預金	130,213	96,833	104,583
うち売上債権等	365,413	284,172	311,841
うち棚卸資産	14,367	14,664	32,390
固定資産	183,396	177,894	167,982
資産合計	711,319	587,876	618,647
負債の部			
流動負債	392,460	251,875	281,925
うち短期借入金	139,000	89,000	139,000
うち未払費用等	206,377	141,552	132,036
固定負債	80,849	73,697	69,791
うち長期借入金	28,971	21,761	14,505
負債合計	473,309	325,572	351,716
純資産の部	238,010	262,304	266,931
負債資本合計	711,319	587,876	618,647

(出所) 千葉県森林組合事業報告書

森林組合は、他の 2 団体と異なり 3 月末に短期借入金及び長期借入金の残高を有している点が特徴的である。「図表 3 - 一般預託 - 1 - 3 平成 23 年度団体別融資状況」のとおり、3 月末時点での林業生産協業促進資金貸付金の制度による借入残高はゼロとなっているが、当該期間については農林中金からのつなぎ融資が行われている。3 月末においても短期借入金残高を有しているのは、上記の理由による。

b 損益計算書

図表 3 - 一般預託 - 1 - 7 千葉県森林組合損益計算書

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常損益の部			
事業収入	875,922	974,661	884,336
事業費	699,793	818,956	740,836
事業総利益	176,129	155,704	143,499
一般管理費	131,921	124,962	135,169
事業利益	44,207	30,743	8,330
事業外収入(D)	2,112	1,471	1,771
事業外費用(E)	2,251	6,162	2,152
うち借入金利息	1,466	936	992
(D) - (E)	139	4,691	381
経常利益	44,069	26,052	7,949
特別損益の部	2,023	365	1,489
うち補助金収入	35,939	-	-
税引前当期利益	46,092	26,417	6,461
法人税等	1,740	1,740	1,480
当期利益	44,352	24,677	4,981

(出所) 千葉県森林組合事業報告書

森林組合は、平成 21 年度から平成 23 年度にわたり、当期利益は利益計上となっている。また、本業の利益をあらわす事業利益についても、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間にわたって利益計上となっている。

(ウ) 千葉県森林整備協会

a 貸借対照表

図表3 - 一般預託 - 1 - 8 千葉県森林整備協会貸借対照表

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資産の部			
流動資産	155,684	104,964	128,302
うち現金預金	56,164	34,389	25,898
うち未収収益等	86,677	56,926	88,276
うち繰越林産物等	5,036	3,801	3,485
固定資産	76,288	74,287	71,342
繰延資産	-	1,440	1,080
資産合計	231,972	180,691	200,724
負債の部			
流動負債	85,432	57,792	82,653
うち短期借入金	-	-	-
うち未払費用等	75,337	50,126	68,801
固定負債	-	-	-
うち長期借入金	-	-	-
負債合計	85,432	57,792	82,653
資本の部	146,541	122,899	118,071
負債資本合計	231,972	180,691	200,724

(出所) 千葉県森林整備協会事業報告書

なお、上記において未収収益等は、未収収益の他受取手形の残高を含んでいる。また、未払費用等は、未払費用の他、支払手形及び未払金の残高を含んでいる。

b 損益計算書

図表 3 - 一般預託 - 1 - 9 千葉県森林整備協会損益計算書
(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常損益の部			
事業収入(A)	294,887	236,991	274,015
事業費(B)	276,575	226,749	245,752
(A) - (B)	18,312	10,242	28,263
一般管理費(C)	30,211	29,892	30,542
(A) - (B) - (C)	11,899	19,650	2,279
事業外収入(D)	13,198	8,593	4,742
うち助成金収入	8,453	7,123	3,171
うち補助金収入	798	-	-
事業外費用(E)	1,228	1,026	1,123
うち借入金利息	474	474	474
(D) - (E)	11,970	7,567	3,619
経常利益(損失)	70	12,083	1,341
特別損益の部	-	1,323	247
税引前当期利益 (損失)	70	10,760	1,587
法人税等	180	180	180
当期利益(損失)	110	10,940	1,407

(出所) 千葉県森林整備協会事業報告書

整備協会は、平成 21 年度及び平成 22 年度においては、当期利益は損失計上であったが、平成 23 年度において利益計上に転じている。これは、林業部門の事業収入が事業費用の増加(26 百万円)以上に回復(+39 百万円)したことが主な要因である。ただし、本業の利益をあらかず事業利益については、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間にわたって損失計上となっている。平成 21 年度及び平成 23 年度の税引前当期利益の計上は、事業外収入に計上されている助成金収入によって支えられたものと見ることができる。この助成金は、国の施策である森林・林業再生プランに基づく林業労働力の人材育成の一環として実施されている「緑の雇用」現場技能者育成対策事業に対するもの、とのことである。

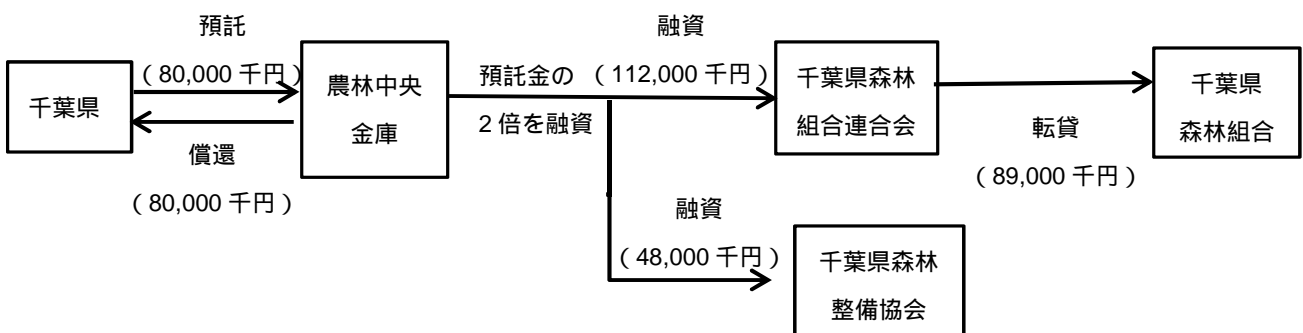
(3) 貸付用務の流れ

千葉県から農林中央金庫への原資の預託及び農林中央金庫から各団体への融資については、千葉県と農林中央金庫の間で締結される「千葉県林業生産協業促進資金に係る資金預託契約書」に従って行われる。資金預託契約の契約期間は1年間である。ただし、県はいつでも預託金の返還を請求することができる。

農林中央金庫から県森連及び整備協会への融資については、農林中央金庫と各団体との間の契約により定められる。また、森林組合への融資については、県森連からの転貸によって実施される。

貸付けの概要は下表のとおりである。

図表3 - 一般預託 - 1 - 10 林業生産協業促進貸付金のしくみ



(出所) 団体指導課作成資料

この他、県は必要と認める場合は、各団体に対し、融資状況に関する資料の提出を求め、調査を行い、必要な指示を行うことができる。逆に、各団体は、県による上記の調査に協力し、指示に従う必要がある。

3 実施した手続き

- ・平成23年度における林業生産協業促進資金貸付金に関する関連書類を閲覧し、必要な手続きがとられているかどうかについて調査した。
- ・また、各団体の決算の状況及び資金繰りの状況について調査した。
- ・さらに、貸付金の効果や各団体への調査等、県による団体のモニタリング状況について調査した。

4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 林業経営の合理化についてモニタリングを行い、必要な支援を行うべきこと

林業生産協業促進資金貸付金は、森林組合、県森連及び整備協会に関する林業経営の合理化と経営基盤の強化を目的とした制度であり、当然のことながら、当該制度が所期の目的達成に対して有効な手段である必要がある。ところが、運転資金の融資であることから、経営基盤の強化に対する有効性はほぼ明らかであるものの、林業経営の合理化に対して有効性を発揮しているかどうかは必ずしも明らかではない。

農林水産部団体指導課において、森林組合等の決算及び事業報告書により、森林振興に寄与していること及び収支や資金の状況について確認を行っており、また、翌年度の需要調査の際には、資金繰り表の提出を求め、適時に借入れていることを確認している、とのことである。また、融資資金の使用目的については、当該資金の直接の融資機関である農林中央金庫が貸付時及び期中のヒアリングで随時把握しているとのことである。

しかしながら、上記の様な状況であるとすれば、同貸付金が林業経営の合理化の役割を果たしているとは言い難い。

融資先の県森連及び整備協会は事業損益で赤字が続いており、また農林中央金庫から資金繰り対策等の経営指導を継続的に受けていることから見ても、経営合理化等の経営改善を進めていくことが必要と考える。

当該貸付金制度の目的が経営基盤の安定と林業経営の合理化である以上、県は森林組合、県森連及び整備協会が行う林業経営の合理化の達成状況をチェックしていく必要がある。県は森林組合に対して監督権限を有しているが（森林組合法第 110 条から第 112 条まで、第 119 条）、さらに、「千葉県林業生産協業促進資金に係る資金預託契約書」において森林組合の他、県森連及び整備協会に対しても調査、指導等を行う権限（同契約書第 5 条第 2 項）を有していることから、これらの権限を活用して、当該各団体の経営合理化に対するモニタリングや指導を行っていくことが必要であると考えられる。

方法としては例えば、各団体に経営合理化計画を含む中長期経営計画を策定、提出させ、当該計画について県が四半期毎、半年毎など定期的にその達成状況を確認するとともに、計画との乖離があれば必要な改善策の検討及び実施を求めることが考えられる。

第2 農業経営改善促進資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

認定農業者等に対して、経営規模拡大等に必要な運転資金を低利で融資するため、県農業信用基金協会に原資造成のための資金を無利子で貸し付けるものである。

(2) 本制度の位置づけ

農業分野の金融制度は、農協等系統金融機関をはじめとする民間金融機関や株式会社日本政策金融公庫等の政府系金融機関などにより実施されている。このうち、国又は地方公共団体が利子補給または原資を造成しているものを「農業制度金融」と言う。

千葉県においても、他県と同様に以下に示す「農業制度金融」を有している。

ア 施設の整備等経営改善のための資金

図表3 - 一般預託 - 2 - 1 施設整備等経営改善のための資金

会計別	名称	原資	基金協会 保証	概要
一般会計	農業近代化資金	農協等 県は利子補給	あり	農業施設の取得・改良等 農業経営の近代化を促 進するための融資制度
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL)	日本政策金融公庫 県は利子補給	なし	認定農業者の規模拡大 のための長期資金の融 資
	農業経営改善促進資金 (スーパーS)	千葉県農業信用 基金協会及び県 国は利子補給	あり	認定農業者及び六次産 業化法認定者への短期 資金の融資
特別会計	農業改良資金	日本政策金融公庫、国は利子補給 以前は県も原資 提供	なし	農業改良措置(新たな農 業部門の経営開始等)を 実施する際の長期資金 の融資

(出所) 県(団体指導課)の資料等を基に作成。

(注) 着色部分が本件貸付制度である。

イ 新規就農のための資金

図表3 - 一般預託 - 2 - 2 新規就農のための資金

会計別	名称	原資	基金協会 保証	概要
特別会計	就業支援資金	国及び県	あり (農協等 が行う貸 付に限る)	認定就農者や農業経験 のない人を採用しよう とする農業法人等への 無利子融資

(出所) 県(団体指導課)の資料等を基に作成。

ウ 負債整理

図表3 - 一般預託 - 2 - 3 負債整理のための資金

会計別	名称	原資	基金協会 保証	概要
一般会計	農業経営負担軽減支援資金	農協等 県は利子補給	あり	負債整理の借換資金の 融資
	畜産特別資金(肉畜経営 改善利子補給)	農協等	あり	負債整理の借換資金の 融資
	自作農維持資金	農協等	なし	負債整理の借換資金の 融資

(出所) 県(団体指導課)の資料等を基に作成。

エ 災害対応

図表 3 - 一般預託 - 2 - 4 災害対応のための資金

会計別	名称	原資	基金協会 保証	概要
一般会計	天災資金	農協等 県は利子補給	なし	天災による被災農林漁業者に対し、再生産に必要な資材等の購入の資金を融資
	県単災害資金	農協等 県は利子補給	あり	天災による被災農林漁業者に対し、再生産に必要な資材等の購入・施設の復旧の資金を融資
	ちばの農業・漁業を応援する資金（農業）	農協等 県は利子補給	あり	福島原子力発電所の事故による出荷停止・風評被害での損害に対し、運転資金を融資

（出所）県（団体指導課）の資料等を基に作成。

（２）根拠法令等

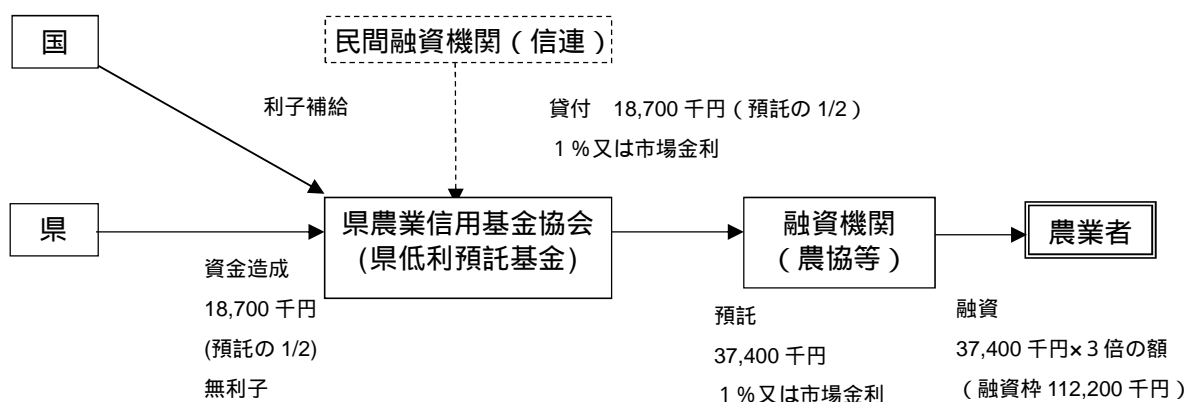
- ・ 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱
- ・ 千葉県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

2 制度の仕組み

(1) 制度の概要

認定農業者に対して、経営規模拡大等に必要な運転資金を低利で融資するため、県農業信用基金協会に原資造成のための資金を無利子で貸し付けている。なお、六次産業化認定者¹⁸への貸付金の原資造成については、県農業信用基金協会が独自調達し、国が利子補給をしている。

図表3 - 一般預託 - 2 - 5 農業経営改善促進資金の資金の流れ



(注) 金額は平成23年度実績による。

(出所) 県(団体指導課)の資料による。

(2) 貸付金の推移

融資機関における貸付金残高の推移は以下のとおりである。なお、当該貸付金残高のうち過半数は富里市、香取市の農業者であり、当該貸付金残高において延滞は発生していない。

図表3 - 一般預託 - 2 - 6 農業経営改善促進資金の貸付金残高の推移

(単位：千円)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件数	12	14	16	17	16
貸付金残高	70,852	80,419	78,355	95,971	87,577

(出所) 県(団体指導課)の資料

¹⁸ 六次産業とは、農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売に業務展開している経営形態を示し、もともと農業経済学者の今村奈良臣氏が提唱したものであった。現在では、各次の産業間の連携による農村の活性化や、農業経営体の経営の多角化の意味で使われ、六次産業化法に取り入れられている。

(3) 貸付契約の状況

ア 預託金残高の推移

県から千葉県農業信用基金協会への預託金残高の推移は以下のとおりである。県は預託にあたっては、融資機関の貸付予定目標額の6分の1(平成23年8月末までは8分の1)を預託することとしている。

これによれば、ここ数年想定しているほどの資金需要が発生していないことがわかる。

図表3 - 一般預託 - 2 - 7 預託金の推移

(単位：千円)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県預託額(予算)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
県預託額(実績)	16,500	20,000	19,750	16,000	18,700
必要預託額	8,856	10,052	9,794	11,996	14,596
差異(-)	7,644	9,948	9,956	4,004	4,104

(出所) 県(団体指導課)の資料

(注) 必要預託額は、貸付金残高に8分の1(平成23年度は6分の1)を乗じた金額である。

イ 貸付制度の内容

当貸付金は、千葉県等から千葉県農業基金協会に原資の預託を行った後、千葉県農業基金協会等を通じ農協等から農業者へ短期の低利融資が行われる仕組みになっている。

農業者への融資制度は以下のようになっている。

図表3 - 一般預託 - 2 - 8 貸付制度の内容

融資先	認定農業者
融資限度額	個人：500万円、法人：2,000万円 畜産・施設園芸についてはそれぞれ4倍。
資金使途	農業経営改善計画達成に必要な短期運転資金 具体例としては、 ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ・肉用素畜、中小家畜等の購入費 ・小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 ・営農用施設・機械の修繕費 ・地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 ・生産技術、経営管理技術の修得費 ・市場開拓費、販売促進費 が挙げられている。
融資方法	極度貸付方式（当座貸越又は手形貸付により極度額の範囲内で随時借入、随時返済）又は証書貸付
償還期限	手形貸付及び証書貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内とする。ただし、農業経営改善計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができる。

ウ 関連団体の財務状況

（ア）千葉県農業信用基金協会

a 概要

千葉県農業信用基金協会は、昭和37年3月26日設立され、地方公共団体の出資割合は千葉県が18.2%（862,480千円）、県下市町村4.2%（196,450千円）、その他県下農業協同組合49.1%（2,322,720千円）、千葉県信連18.6%（878,550千円）となっている。

役員は14名、職員18名（平成24年4月1日現在）で、農業者等が資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を主な業務としている。

b 貸借対照表

千葉県農業信用基金協会の平成 23 年度の貸借対照表は以下のとおりである。

図表 3 - 一般預託 - 2 - 9 千葉県農業信用基金協会貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度金額	うち保証業務	うち促進業務
資産の部			
流動資産	5,529,628	5,529,628	-
うち現金及び預金	4,266,036	4,266,196	160
うち未収収益	160,415	160,255	160
固定資産	7,892,953	7,892,953	-
うち有形固定資産	4,096	4,096	-
うち無形固定資産	10,728	10,728	-
うち投資その他の資産	7,878,128	7,878,128	-
うち求償権	2,014,879	2,014,879	-
うち求償権償却引当金	413,439	413,439	-
保証債務見返	172,235,465	172,235,465	-
資産合計	185,658,048	185,658,048	-
負債の部			
流動負債	2,401,738	2,401,738	-
うち短期借入金等	715,450	715,450	-
固定負債	4,047,516	4,047,516	-
うち長期借入金	632,850	632,850	-
うち求償債務	342,165	342,165	-
負債合計	178,684,720	178,684,720	-
資本の部	6,973,328	6,973,328	-
負債資本合計	185,658,048	185,658,048	-

(出所) 県(団体指導課)資料による。

(注) 千円未満は切り捨てている。

c 損益計算書

千葉県農業信用基金協会の平成 23 年度の収支計算書は以下のとおりである。

図表 3 - 一般預託 - 2 - 1 0 収支計算書

(単位：千円)

		平成 23 年度金額
収入	保証料	487,766
	財務収益	15,709
	保険金	164,816
	交付金	12,440
	受取助成金	43,068
	その他	96,889
	小計	820,688
支出	事業管理費	224,406
	うち人件費	131,515
	うちその他	92,891
	保険料・再保険料	197,646
	支払利息	651
	求償権償却費	68,250
	保証責任準備金繰入	17,085
	求償権償却引当金繰入	6,435
	その他	301,590
	小計	803,193
	当期収支差額	17,495

(出所) 県(団体指導課)資料による。

(注) 千円未満は切り捨てている。

千葉県農業信用基金協会のような組織は各県に存在し、全国平均で見た場合の主な科目の比較(平成 22 年度のもの)は以下のとおりである。

- ・ 求償権については全国平均より 391 百万円少ないが、保証債務は 33,826 百万円多い。
- ・ 求償権償却費は 79 百万円少ない。
- ・ 事業直接費は 5 百万円、事業管理費は 92 百万円それぞれ多いが、収益は 39 百万円多い。
- ・ なお、経費率は平成 18 年度の 64.20%から平成 23 年度の 97.87%と増加している。

以上より、全国的に比較して特に問題が見られる訳ではないが、収入の伸び悩みに比較して、保険料・再保証料の負担が増加し、収支差額は縮小傾向にある。

3 実施した手続き

平成 23 年度における農業経営改善促進資金貸付金に関する関連書類を閲覧し、必要な手続きがとられているかどうかについて調査した。また、関連団体の決算の状況及び資金繰りの状況について調査した。また、貸付金の効果や関連団体への調査等、県による団体のモニタリング状況について調査した。

4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 預託額予算の再検討及び預託回数の見直しについて

農業経営改善促進資金貸付金は、千葉県だけでなく各県においても低調な利用状況であり、国の「事業仕分」においても問題とされてきた。

国においても平成 23 年 9 月改正で、融資機関の協調倍率の引き下げや農家が借りやすくできるよう基金協会の無担保無保証人での債務保証が措置されたところであるが、思うような成果があがっていない。

国の制度の範囲で業務を行う場合には、県においてはなしうる方法については限界があるが、資金の利用促進が図られるよう農業者及び融資機関への制度の周知を積極的に行うとともに、資金の需要の動向にあわせて随時新規貸付ができるような制度となるよう国に働きかけることが望まれる。

第3 木材産業等高度化推進資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

千葉県木材産業等高度化推進資金貸付金制度は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材の供給の円滑化を図るため、千葉県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その者の行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もつて木材に係る関連産業の健全な発展に資することを目的としている。

(2) 根拠法令等

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について
千葉県木材産業等高度化推進資金貸付要綱

2 制度の仕組み・手続き

(1) 県が指定金融機関に預託する資金の原資（平成23年度）

平成23年度における県が指定金融機関（株千葉銀行）に預託している資金の原資は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第6条に基づき、下記のようになっている。

県の一般会計	9,375 千円（50%）
独立行政法人農林漁業信用基金からの借入金	9,375 千円（50%）
合計	18,750 千円

（注）独立行政法人農林漁業信用基金からの県の借入金については、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第6条に基づき無利子となっている。

(2) 指定金融機関から事業者への融資枠及び貸付利率（平成23年度）

県が指定金融機関と締結している「千葉県木材産業等高度化推進資金に係る資金預託契約書」第3条に基づき、指定金融機関は預託を受けた資金残高の4倍（一定の要件に該当するものについては3倍）に相当する額を貸付限度額とし、千葉県木材産業等高度化推進資金貸付要綱の定めるところにより融資を行う取り決めとなっている。

貸付利率は、短期、長期のプライムレートの変動を勘案して変更している。

融資枠：4倍協調融資 18,750 千円 × 4 = 75,000 千円
年利：1.6%

(3) 融資の条件

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項に基づき合理化計画を作成し、これを知事に提出して当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた事業者が融資を受けることができる。

(4) 貸付資金の種類及び期間

種類・・・素材生産、素材取引、製材品取引に要する資金（運転資金）

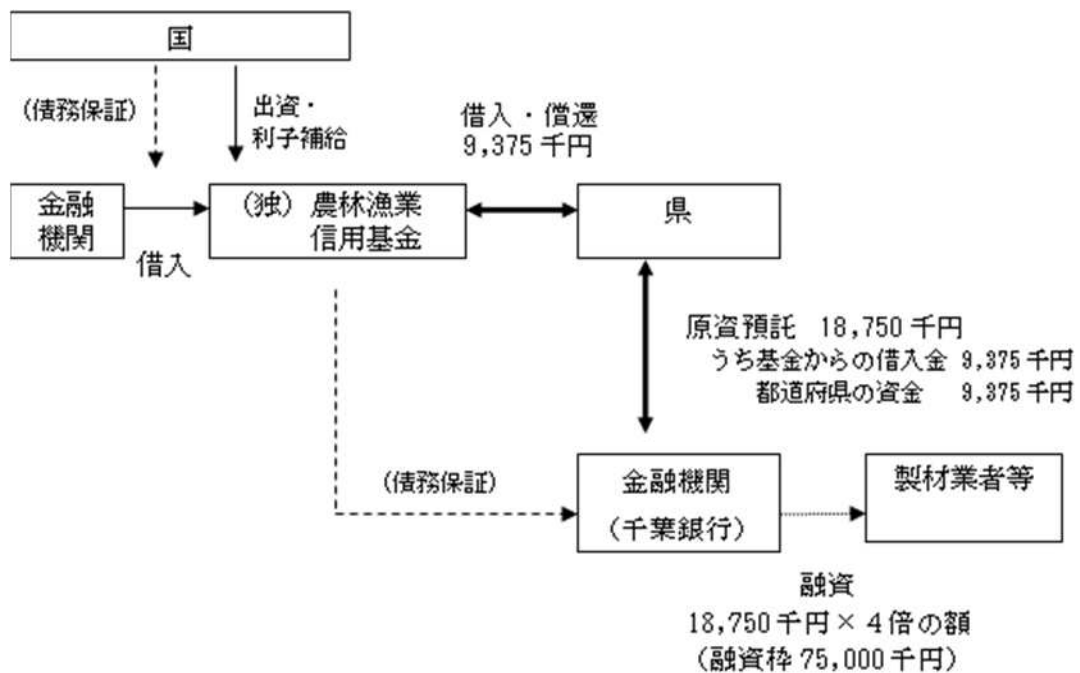
期間・・・1年

(5) 合理化計画の認定等

合理化計画の認定業務は、農林水産部森林課の所管となっており、実績報告書の受理等の業務は農林水産部団体指導課の所管となっている。

(6) 業務のフロー（平成23年度）

図表3 - 一般預託 - 3 - 1 木材産業等高度化推進資金貸付金の業務フロー



(出所) 千葉県農林水産部団体指導課提供資料

3 貸付金の実績

(1) 合理化計画の認定に基づき融資を受けた事業者

平成 20 年度までは、千葉県木材市場協同組合と株式会社夷隅木材市場が融資を受けていたが、平成 21 年度以降は千葉県木材市場協同組合のみが融資を受けている。

(2) 貸付金残高の推移

図表 3 - 一般預託 - 3 - 2 貸付金の実績

(単位：千円)

年 度	借入事業者数	金 額
平成 19 年度	2	100,000
平成 20 年度	2	90,000
平成 21 年度	1	75,000
平成 22 年度	1	75,000
平成 23 年度	1	75,000

(出所) 千葉県農林水産部団体指導課提供資料

(3) 預託金残高の推移(平成 19 年度～23 年度の 5 年間)

下表にみられるように、平成 20 年度から平成 22 年度までは貸付実績と比較し、指定金融機関への預託額が多くなっている。これは株式会社夷隅木材市場が合理化計画の認定を受け 25,000 千円の融資枠を保有していたが、融資が一部しか実行されなかった影響によるものである。

図表 3 - 一般預託 - 3 - 3 預託金の推移

(単位：千円)

年 度	預託金	4 倍協調融資額
平成 19 年度	25,000	100,000
平成 20 年度	25,000	100,000
平成 21 年度	25,000	100,000
平成 22 年度	25,000	100,000
平成 23 年度	18,750	75,000

(出所) 千葉県農林水産部団体指導課提供資料

(4) 貸付状況の概要

現在、貸付先における滞納等は発生していない。また、県の独立行政法人農林漁業信用基金からの借入についても、金銭消費貸借契約証書に基づき償還期限（年度末）までに滞りなく返済されている。

(5) 貸付金の効果

平成 23 年度における貸付け実績は 1 件のみであるが、長引く景気低迷により、国内における木材流通事業が低迷する中、低利で融資することにより、木材市場の合理化及び経営の活性化に寄与していると県は評価している。

4 実施した手続き

- ・下記の書類を閲覧し、適宜質問を行うことにより、貸付が法令等に基づき適切に行われていることを確認した。

合理化計画認定申請書

合理化計画認定一覧

実績報告書（認定された事業者が千葉県に提出）の県側の確認状況

金銭消費貸借契約書（独立行政法人農林漁業信用基金と千葉県との間で締結）

千葉県木材産業等高度化推進資金に係る資金預託契約書（千葉県と㈱千葉銀行で締結）

支出負担行為支出伝票（千葉県から㈱千葉銀行への預託金）

千葉県木材産業等高度化推進資金貸付状況報告書（㈱千葉銀行から千葉県への報告）

その他（略）

- ・また、県の業務分掌に基づき、所轄部署で関係する書類等が整理、保存されていることを関係資料の閲覧等で確認した。
- ・平成 23 年度における貸付先は 1 件のみであり、債権の評価額には問題がないことを関係する証憑を閲覧することにより確認した。
- ・なお、千葉県木材産業等高度化推進資金貸付金制度について、県が一定の評価をしていることを担当部署へのヒアリングなどにより確認した。合わせて、他の都道府県における当該融資制度の状況を確認し、国の制度としては、全国規模で一定の効果を有していることも確認した。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 合理化計画の認定で提出が求められている貸借対照表及び損益計算書

千葉県木材市場協同組合は平成18年度から平成22年度まで合理化計画の認定を受けていたが、引続き平成23年度から平成27年度までの5年間についても合理化計画の認定を受けている。認定を受ける際に県に提出する書類の中には、最近3年間の貸借対照表及び損益計算書が含まれている。

平成18年5月1日に新たに会社法が施行され、それに伴い商法に準拠規定を持つ中小企業等協同組合法も改正作業がなされ、平成19年4月1日に「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（以下、「改正組合法」という。）が施行されている。

改正組合法では、会社法の株式会社の運営に準じた諸制度が導入され、中小企業等協同組合の会計及び決算に関しても新たな諸規定が設けられた。これまで中小企業等協同組合法では、特に会計処理等に関する諸規定を有していなかったが、改正組合法では第41条第1項で、「組合は、主務省令で定めるところにより、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と規定され、同第40条第2項で「組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告書を作成しなければならない。」という規定が設けられた。また、同第57条の6で「組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」という包括的な規定が新たに折り込まれた。

これにあわせ、省令たる「中小企業等協同組合法施行規則」（以下、「改正中協法施行規則」という。）も全面的な改正作業がなされ、平成19年4月1日に施行された。改正中協法施行規則の組合会計に関する諸規定は、「会社計算規則」をベースに、そのほとんどが新設されている。

千葉県木材市場協同組合が合理化計画の認定を受ける際に県に提出した財務諸表は、改正前の様式となっていた。また、その後平成23年度まで県に提出した財務諸表も、同様に旧様式のままとなっていた。

この件に関して県の所轄課に確認したところ、以下の回答を得た。

ア 「財務諸表の整理が十分でない事業者の認定」

財務諸表は、事業体の経営内容を示し、合理化計画の妥当性などを判断する因子となるものであることから、過去3ヵ年の貸借対照表及び損益計算書を添付させた上で、合理化計画を認定することになっている¹⁹。

イ 実績報告書の様式

実績報告書については、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」（最終改正：平成16年4月1日 15林政企第106号）第7の「5貸付状況等の報告」に基づき、所定の様式で提出が求められている。県はその様式に基づき、合理化計画の計画量と実績報告書の取扱量、事業費について確認を行っている。

¹⁹ 林野庁林政部企画課長通知「(4) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の運用に当たっての木材産業等高度化推進資金関係補足資料（質疑応答）」より抜粋

千葉県木材市場協同組合が県に提出している旧様式の財務諸表には監事による監査報告書が添付されており、そこには「財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産、損益の状況のすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」と記載されている。県の適切な指導が期待される。

【一般会計 損失補償】

第1 農地保有合理化事業の借入金に係る損失補償

1 農地保有合理化事業の趣旨

(1) 農地保有合理化事業の概要

農地保有合理化事業(以下、「合理化事業」という。)とは、営利を目的としない法人(農地保有合理化法人。千葉県の場合、公益財団法人千葉県水産振興公社(以下、「水産公社」という。)が指定を受けている)が、規模の縮小や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れ、一定要件を満たした担い手農家に売渡や貸付けを行う事業をいう。当該事業は、農用地等の売買、賃借を通じ効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手農家に農地の集団化、規模拡大等を支援することを目的としている。

(2) 根拠法令等

農業経営基盤強化促進法第4条第2項

「担い手支援資金の貸付けについて」(農林水産省経営局長通知別紙)

「担い手支援資金融資業務規程」(社団法人全国農地保有合理化協会)

「担い手支援資金融資業務規程細則」(社団法人全国農地保有合理化協会)

2 損失補償の仕組み・手続

(1) 具体的な業務フロー

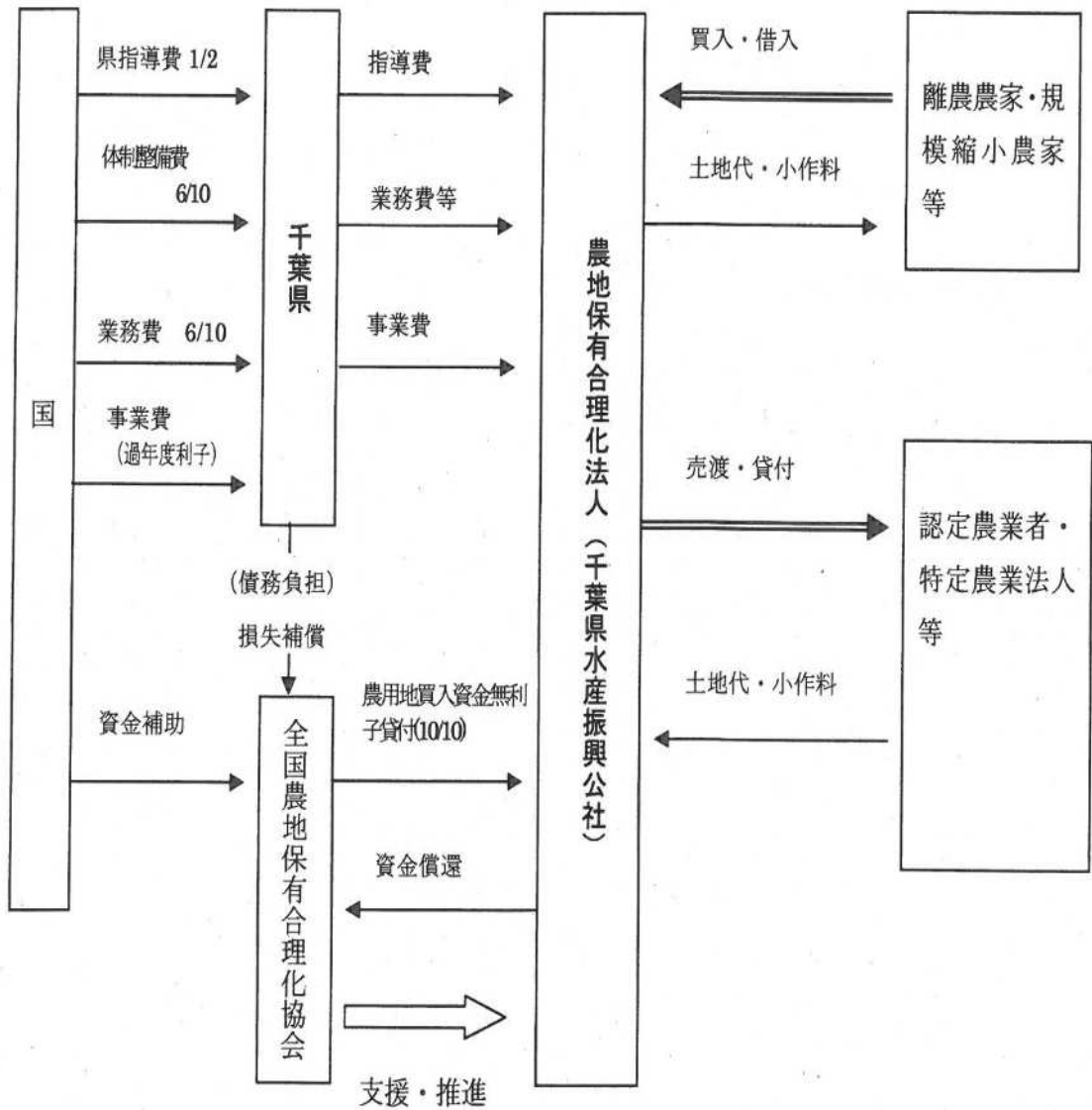
千葉県の場合、千葉県全域を対象に水産公社が農地保有合理化法人として県から指定を受けている。

合理化事業で農地が売買(もしくは賃借)されると、水産公社が仲介となり売買(もしくは賃借)が実施される。

売買の場合は基本的に一括払だが、賃貸の場合、水産公社が地主側に毎年賃借料を支払う場合と、先に契約年数分の賃借料を一括で支払う場合がある。

契約年数分の賃借料を一括で支払っても、水産公社側が賃借人から賃料を受領するのは年1回ベースである。このため、不足する資金需要を手当てする為「全国農地保有合理化協会」(農業経営基盤強化促進法に基づく法人。以下、「全協」という。)から借入金(無利子)を行っている。

図表3 - 一般損失 - 1 - 1 合理化事業の借入金に係る損失補償



(出所) 千葉県農林水産部農村環境整備課 提供資料

このほか、合理化事業を推進する為、千葉県下の農地合理化に向けての調整、打ち合わせ、推進に係る諸経費を千葉県(一部財源は国から千葉県へ支給)から補助金が支給されている。

(2) 損失補償の位置づけ

水産公社は本事業において農地の貸付料債権を有しているが、債権が期限どおりに回収されないと、合理化協会への債務返済に遅延が生じることが想定される。

これに備え、千葉県が合理化協会に対し、水産公社債務へ損失補償を行っている。つまり、水産公社が返済遅延を発生させた場合、県が合理化協会に代わりに返済することとなる。

(3) 損失補償の業務フロー

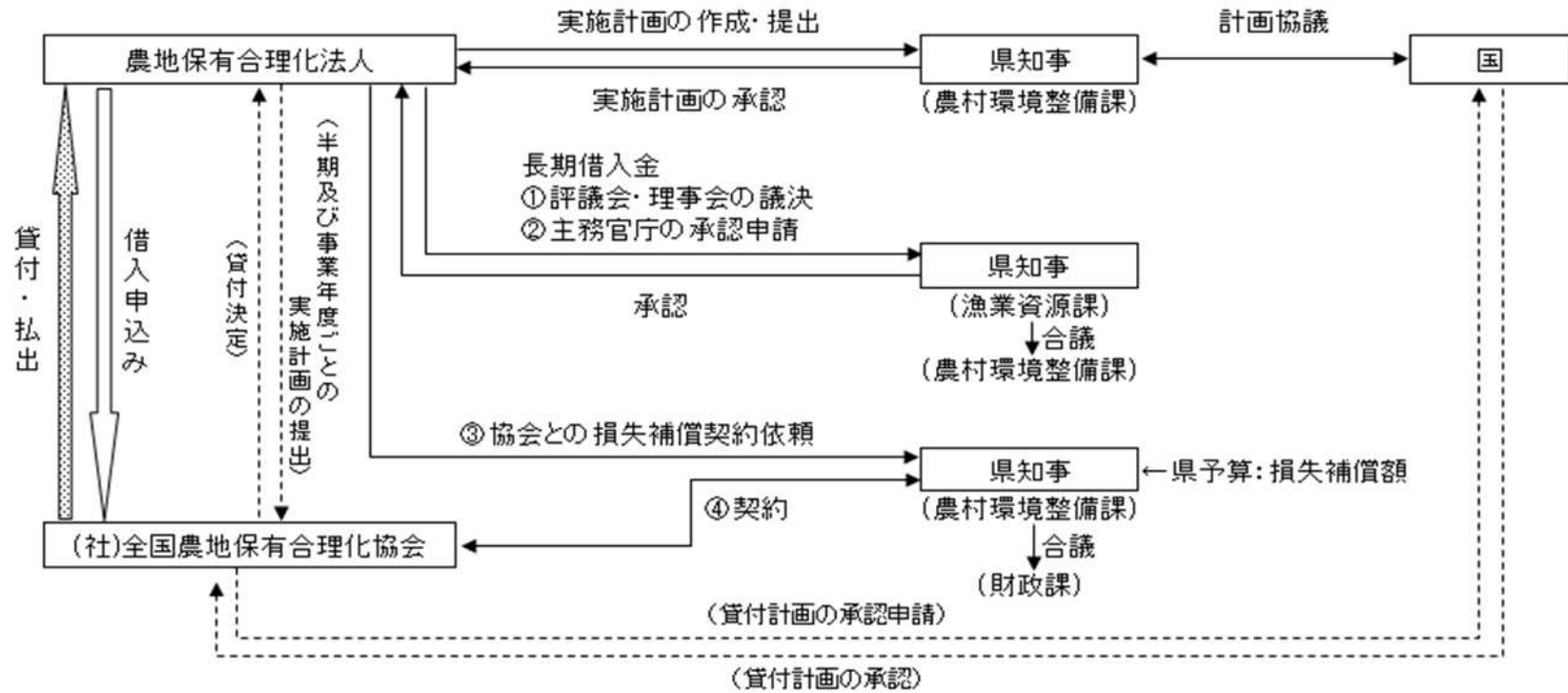
損失補償については、毎年、千葉県の承認を得る流れとなっている。

水産公社から合理化事業の実施計画が県に提出され、県は当該計画を国と協議
県から上記計画の承認を受けると、国経由で合理化協会に財源措置が実施される
水産公社は上記計画に基づく借入金を理事会承認し、県の承認を獲得

水産公社は借入金についての損失補償を県へ依頼し、県と合理化協会にて損失補償契約
を締結

図表3 - 一般損失 - 1 - 2 合理化実施フロー

農地保有合理化事業 実施フロー



(出所) 千葉県農林水産部農村環境整備課より提示

(4) 売渡又は貸付け至る審査体制

上記合理化事業を実施している所管部署に質問したところ、農地の貸付け等の相手方については、農業経営基盤強化促進法第6条の規定により市町村が定めた農業経営基盤強化促進基本構想の内容に合致した認定農業者²⁰等の担い手農家に限られるが、財務上の審査は含まれていないとのことであった。具体的には、以下のような形で売渡又は貸付けが実施される。

市町村は、農地の貸付けを希望する農家及び農地の借受けを希望する農家からの申し出を受けて、これを水産公社にあっせん（情報提供）する。

水産公社は、合理化事業により農地の利用調整（売渡又は貸付けの相手方の調査、交渉等）を行う。

上記調整が整うと、水産公社からの申し出に基づいて各市町村が「農用地利用集積計画」を作成・公告し、権利の設定がなされる（これにより、担い手農家が明確化される）。

結果、水産公社は、担い手農家等の資力を調査して貸出しの可否を判断できる仕組みとはなっていない（この点、「6（1）」意見にて後述）。

(5) 合理化事業に係る基金

水産公社（農業部門）の農地保有合理化促進事業に係る業務運営体制の強化を図ることを目的に、県が150,000千円拠出し、水産公社に基金が設置されている。

同基金の取扱いについては、「農地保有合理化強化基金取扱要領」において、次のように規定されている。

- ・基金は、その他の資産と区分して経理する。
- ・基金は、最も確実かつ有利な方法により管理する。
- ・基金は、取り崩してはならない。

3 合理化事業の実績

(1) 借入金推移の実績（平成19年度～平成23年度）

千葉県は損失補償実績額は事業開始以後ゼロである（ただし、延滞債権630千円（後述する「3（3）」参照）は相手方と交渉中である）。

また、損失補償の前提となる水産公社の借入金推移をまとめると次のようになる。

²⁰ 認定農業者とは「農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受け」たものをいう（農業経営基盤強化促進法第12条より）。

農業経営改善計画は「(1) 計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること。(2) 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。(3) 計画の達成される見込みが確実であること。」が市町村の認定要件とされているが、資金的・財務的な安全性は認定要件には含まれていない。

（参考：農林水産省 HP http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html）

(2) 賃借料及び売買の実績(平成19年度～平成23年度)

本事業により実施された農地の賃借料実績をまとめると以下ようになる。

図表3 - 一般損失 - 1 - 3 賃借料の実績

(単位: m²、件、千円)

	面積 (m ²)	借入件数 (件)	借入金残 高 (千円)	契約件数 (件)	金額 (一括前払) (千円)	金額(年払) (千円)
19年度	990,095	243	6,037	144	1,184	1,725
20年度	1,075,874	242	4,852	145	1,184	1,445
21年度	1,089,049	237	3,668	145	1,184	1,025
22年度	992,389	187	3,647	127	1,145	912
23年度	814,315	159	2,767	100	879	623

(出所) 千葉県農林水産部農村環境整備課提示資料「合理化事業実績」より

また、売買実績は平成19年度から平成23年度中、2事業年度で実績があった。

図表3 - 一般損失 - 1 - 4 売買実績

(単位: m²、千円)

		件数	面積 (m ²)	金額 (千円)	備考 (注2)
平成20年度	買入				
	売渡	1	6,119	3,415	5,400
	計	1	6,119	3,415	5,400
平成22年度	買入				
	売渡	9	55,652	56,237	55,652
	計	9	55,652	56,237	55,652

(出所) 千葉県農林水産部農村環境整備課 提示資料「合理化事業実績」より

(注1) 他の年度では売買実績はない

(注2) 備考欄は取得価格を表す

(3) 長期債権の有無

売渡代金や賃借料の長期滞留案件は平成23年度末現在630千円(相手先1件)あり、発生年度別の内訳は以下のようになっている。

図表 3 - 一般損失 - 1 - 5 滞留債権の概要

納入期限	金額（千円）
H13.12.20	370
H14.12.20	260
計	630

（出所）農林水産部農村環境整備課提供資料「平成 23 年度末 聴取貸付料未納調書」

上記相手先は平成 19 年度の返済を最後に、平成 23 年度末時点で 5 年以上返済されていない状態が続いている。

なお、上記以外に滞留している債権はないとの回答を受けている。

4 実施した手続き

（1）県における手続き

- ・ 合理化事業に係る概要を把握する為ヒアリング及び資料査閲を実施した。
- ・ 補助金支給に先立つ積算資料、実際確定した金額を支払う際の内部決裁資料が適切に整備保管されているか資料を査閲した。
- ・ 基金の効率的な運用が実施されているか、関連書類で残高内容を把握すると共に運用状況をヒアリングした。

（2）外郭団体である水産公社における手続き

- ・ 延滞債権の有無、現在の状況及び今後の見通し、処理方針等の概要を把握する為、現地でのヒアリング、書類査閲を実施した。
- ・ 補助金の積算根拠、受領根拠となる内部書類の整備状況をヒアリングすると共に資料査閲した。

5 包括外部監査の結果

（1）複数年にわたる賃借料の処理

本事業については、年払の賃借料は費用と収益が同額で正味財産増減計算書（民間企業の損益計算書）に計上されている。

しかし、複数年にわたる賃借料はこれが行われておらず、一括支払時に「長期前払費用 × × / 預金 × ×」と起票後、賃借料が入金される都度、前払費用が取り崩されるのみであり、費用計上されていないことが判明した。

公益法人会計基準上、費用と収益は相殺を禁止されている（いわゆる総額主義の原則）ため、正味財産増減計算書に複数年払の賃借料も各年度分の収益と費用を計上する必要があったが、これが行われていなかった。

なお、同社からは平成 24 年度決算から総額処理に修正することとしたと連絡を受けている。

図表3 - 一般損失 - 1 - 6 現状処理と通常の処理の相違

	現状処理	通常の処理
賃借料支払時	長期前払費用 × × / 預金 × ×	同左
毎年の賃借料受領時	預金 × × / (長期) 前払費用 × ×	預金 × × / 賃借料収益 × ×
毎年の費用計上	なし	合理化事業費 (賃借料) × × / (長期) 前払費用 × ×

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 長期滞留債権を防止する仕組みの導入

平成 19 年を最後に返済実績のない長期滞留債権が 630 千円、水産公社の財務諸表に計上されている (但し、全額、貸倒引当金は計上済)。

しかしながら、今期 (平成 24 年度) 水産公社にヒアリングしたところ、相手方と連絡が取れ少額ながら回収されたため、継続して回収していくとの説明であった。

滞留債権を発生させてしまうと、相手先の資力調査や返済依頼、交渉等の事務処理が生じる。このため、予防策の検討や、延滞が発生した場合早期回収の仕組みを検討しておくことが望まれる。

なお、本案件発生後、平成 22 年度から複数年の賃借料を前払する場合、1 年分の賃借料を敷金として受け入れることに変更し滞留債権の発生抑止を図っているとのことである。

(2) 執行内訳と取引伝票の対応関係について

本合理化事業については、その利用促進等を目的に、国と県からそれぞれ補助金が拠出されている。

しかしながら、国と県、それぞれの補助金の執行内訳に見合う伝票を探そうとしても、容易に判明しない状況にあった。具体的には、各補助金の執行内訳資料は日付・取引先・金額のみとなっていることから、どの伝票番号に対応したものが判然としない状態であった。

補助金については後日、国や県から執行額のチェックが入るため、取引伝票と執行内訳との対応関係がわかるよう、例えば伝票番号を執行内訳に記載したり、もしくは伝票の摘要欄等に「国費補助金分」「県費補助金分」と記載したりすることが望まれる。

なお、水産公社によると、平成 24 年度執行分から伝票に財源記載を行っており、伝票と執行内訳との対応関係がわかるよう対応済とのことである。

【特別会計 貸付金】

第1 農業改良資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

普及指導と相まって農業者がその自主性や創意を活かしつつ、知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方法を導入すること等）を実施する場合に必要な資金を無利子で貸し付け、農業経営の安定と農業生産力の増強を図る。

貸付利率：無利子

貸付期間：10年以内（据置期間3年以内）

貸付限度額：個人5,000万円、法人等1億5,000万円

(2) 根拠法令等

農業改良資金融通法

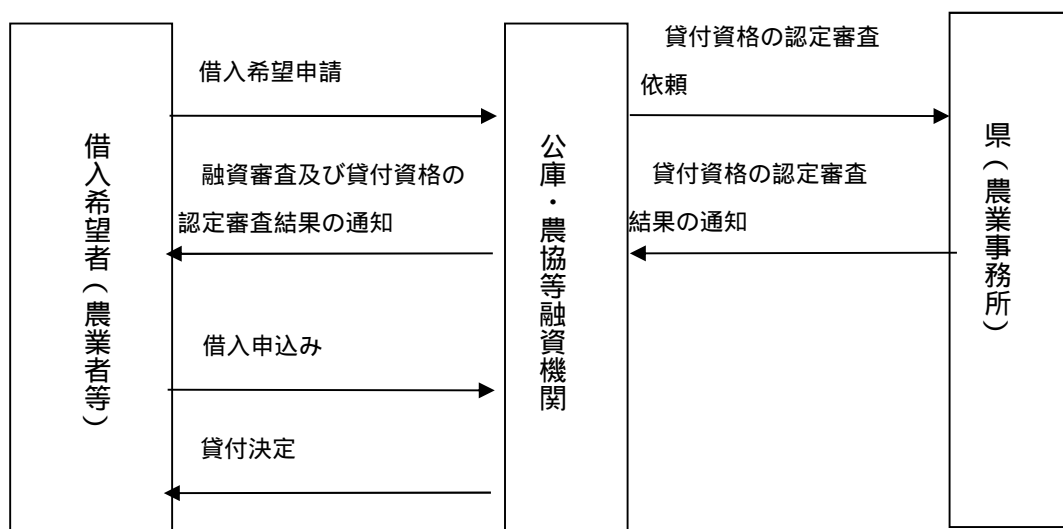
(3) 財源措置

国 2/3、県 1/3

2 制度の仕組み・手続き

(1) 貸付業務の流れ

図表3 - 特別貸付 - 1 - 1 貸付の流れ



(出所) 農林水産部 団体指導課 提供資料

法改正により平成 22 年 10 月から貸付主体が千葉県から日本政策金融公庫に変更になり、県の貸付事業は終了した。平成 22 年 10 月以降は、貸付資格の認定事務と平成 22 年 9 月までに貸し付けた貸付金の収納事務及び貸付原資の国への返納事務だけを行っている。

(3) その他

農業改良資金貸付事業に係る公金の収納及び支払の事務については、千葉県信用農業協同組合連合会に委託している。

3 貸付金の実績

(1) 貸付金残高の推移（平成 19 年度～23 年度の 5 年間）

(単位：千円)

	貸付金額（件数）	貸付残高
平成 19 年度	2,160 (1)	372,411
平成 20 年度		273,717
平成 21 年度		189,196
平成 22 年度		114,687
平成 23 年度		84,666

(2) 延滞債権の状況（平成 23 年度末）

延滞債務者：10 名(元本)、13 名（違約金）

延滞金額：貸付金 61,079,260 円、違約金 26,251,334 円

4 実施した手続き

(1) 県における手続き

- ・平成 19 年度の貸付分 1 件につき、貸付けに関する書類(借用証書、貸付決定通知、貸付申請書、農業改善計画認定書など)と照合し、所定の手続きに従って貸し付け処理が行われていることを確かめた。
- ・延滞債権について 3 件を抽出し、延滞状況を確認したうえで適切な措置(督促等)および管理が行われているか確かめた。

5 包括外部監査の結果

(1) 延滞者債権管理簿の保管について

延滞債権については、貸出し1件ごとに延滞者債権管理簿が作成されているがサンプルで抽出した延滞債権のうち1件について、一部の期間について当該管理簿が保管されていなかった。これは、延滞期間が長くなったため、紛失したものと思われるが、当該紛失された期間に実施した督促、債務者との交渉の過程等延滞債権の状況が把握できない。延滞債権の担当者は2,3年に1度変更になる可能性もあり、過去の状況を記載した延滞者債権管理簿については、延滞債権ごとに適切に保管しておく必要がある。

(2) 延滞債権にかかる債務者、保証人に対する財産調査、法的措置の検討について

サンプルで抽出した3名の延滞債務者については、2名がすでに死亡、1名についても生活困窮しており、いずれの貸付けも回収は困難な面が見受けられる。しかし、法的措置を実施するかどうかについての検討が充分に行われていない。法的措置の検討に当たっては、適時に財産調査を実施することが必要である。財産調査については、いずれの3名も資産証明書、登記簿謄本、名寄帳、県民税証明書など不動産や所得を中心とした調査が行われている。しかし、いずれも延滞が始まった時期から考えると、実施した時期が遅く、また不動産や所得の調査が中心であり財産の網羅的な調査が行われていない。預金などの調査は、強制調査権がないため困難な面もあるが、延滞債務者及び保証人の財産については網羅的に把握する必要がある。延滞債務者及び保証人の財産調査については延滞の始まった時期から考えて適時に実施し、当該財産調査の結果を踏まえて、法的措置をとるかどうかの検討を行い、その結果は文書で記録しておくことが必要である。

(3) 貸付金の目的外使用について

サンプルで抽出した延滞債務者のうち1名は、貸付金の一部について貸付けの際に提出した資金計画書と異なる目的に資金を使用したことで会計検査院から、指摘を受けた。千葉県農業改良資金取扱要領においては、資金の貸付けの後、計画どおり事業が実施されていることを調査することになっているが、この調査が充分に行われていなかった。貸付け後の事業実施結果の確認については、適切に実施する必要がある。

(4) 延滞債権に対する督促について

延滞債権については、タイムリーに督促を行うことが必要であるが、サンプルで抽出した延滞債務者のうち1名については、臨戸訪問を中心に行っていたとのことで、文書による督促が行われていなかった。訪問にかかわらず、文書による督促は必要である。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 貸付金に対する不納欠損処理について

当貸付金の債務者3名については、上記に記載したように回収が困難な状況である。しかし、過去に当貸付金に対する不納欠損処理が実施されたことはない。これは、不納欠損処理に必要とされる債権の放棄に議会の承認が必要であることなど、回収不能であることの説明が困難なことが理由の1つになっている。しかし、長期間回収が滞っており本人および保証人の財産状況等から判断して、回収が困難と思われる場合には、債権管理に要する手間等のコストを考慮すると、所定の手続きを経て不納欠損処理を行うことが望ましいと思われる。

(2) 債権管理体制について

債権管理については、各担当が事務を所掌しているが担当者は債権管理を専門としているわけではなく、貸付処理等貸付に関する業務全般を担当している。したがって、債権管理に割ける時間が限られており、また人事異動の関係で債権管理に関する専門能力や知識の蓄積に限界がある。債権管理について組織のあり方権限などについて、今後検討が必要である。

(3) 違約金について

支払いの困難と思われる延滞者、連帯保証人について、累積していく違約金の履行を求めることは酷である。地方自治法施行令171条の5(徴収停止)、同171条の7(免除)等を参考に違約金請求については、免除または一部停止などのルールを国に要望するなどの検討が必要と思われる。

第2 林業・木材産業改善資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

林業従事者等が林業・木材産業経営の改善又は林業労働災害の防止や林業従事者の確保のため、新規経営開始、新たな生産・販売方式の導入、安全衛生施設・福利厚生施設の導入を行うために必要な資金を貸し付ける。

貸付利率：無利子

貸付期間：10年以内（据置期間3年以内）

貸付限度額：個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円

(2) 根拠法令等

林業・木材産業改善資金助成法

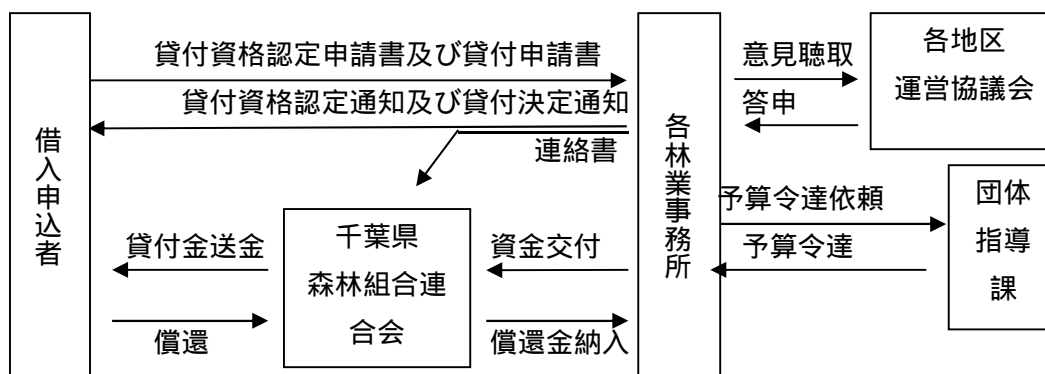
(3) 財源措置

国 2/3、県 1/3

2 制度の仕組み・手続き

(1) 貸付業務の流れ

図表3 - 特別貸付 - 2 - 1 貸付の流れ



(2) その他

償還通知及び償還金回収の業務を千葉県森林組合連合会に委託している。

3 貸付金の実績

(1) 貸付金残高の推移 (平成19年度～23年度の5年間)

図表3 - 特別貸付 - 2 - 2 貸付金残高の推移

(単位：千円)

	貸付金額 (件数)	貸付残高
平成19年度	3,000 (1)	97,827
平成20年度	11,000 (3)	94,468
平成21年度	14,252 (4)	93,696
平成22年度	-	80,344
平成23年度	31,000 (2)	101,202

(2) 延滞債権の状況 (平成23年度末)

延滞債務者：2名

延滞金額：貸付金 43,760,000 円、違約金 39,164 円

4 実施した手続き

- ・平成21年度の貸付分1件、平成23年度の貸付分2件につき、貸付けに関する書類（借用証書、貸付決定通知、貸付申請書、貸付資格認定書など）と照合し、所定の手続きに従って貸し付け処理が行われていることを確かめた。
- ・延滞債権について、状況を確認し適切な措置（督促等）及び管理が行われているか確かめた。

5 包括外部監査の結果

(1) 延滞債権に対する法的措置の検討について

当該貸付金の延滞債務者は2名であるが、1名は本人が病気で事業継続が困難であり、もう1名は法人ですでに経営が破綻しており、法人としての返済が困難で保証人に請求している状況である。このようにいずれの貸付けも回収は困難な面が見受けられる。財産調査については、本人、保証人とも実施されているが、1名については、延滞が始まった年度から考えると実施の時期が遅すぎると思われる。また、当該債務者に対しては法的措置を実施するかどうかについての検討が充分に行われていない。本人及び保証人の財産調査は延滞が始まってから適時に実施したうえで、法的措置をとるかどうかの検討を行い、その結果は文書で残しておくことが必要である。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 貸付金に対する不納欠損処理について

当貸付金の債務者2名については、上記に記載したように回収が困難な状況である。しかし、過去に当貸付金に対する不納欠損処理が実施されたことはない。これは、不納欠損処理に必要とされる債権の放棄に議会の承認が必要であることなど、回収不能であることの説明が困難なことが理由の1つになっている。しかし、長期間回収が滞っており本人及び保証人の財産状況等から判断して、回収が困難と思われる場合には、債権管理に要する手間等のコストを考慮すると、所定の手続きを経て不納欠損処理を行うことが望ましいと思われる。

(2) 債権管理体制について

債権管理については、各担当が事務を所掌しているが担当者は債権管理を専門としているわけではなく、貸付処理等貸付に関する業務全般を担当している。したがって、債権管理に割ける時間が限られており、また人事異動の関係で債権管理に関する専門能力や知識の蓄積に限界がある。債権管理について組織のあり方権限などについて、今後検討が必要である。

(3) 違約金について

支払いの困難と思われる延滞者について、累積していく違約金の履行を求めることは酷である。地方自治法施行令171条の5(徴収停止)、同171条の7(免除)等を参考に違約金請求については、免除又は一部停止などのルールを国に要望するなどの検討が必要と思われる。

第3 沿岸漁業改善資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

沿岸漁業従事者等が経営の安定及び漁業生産力の増強を図るため、近代的な漁労機器の導入、住宅設備の改善及び新規漁業参入者の着業等のために必要な資金を貸し付ける。

貸付利率：無利子

貸付期間：10年以内（据置期間3年以内）

貸付限度額：漁業者あたり5,000万円（内容により異なる）

(2) 根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法

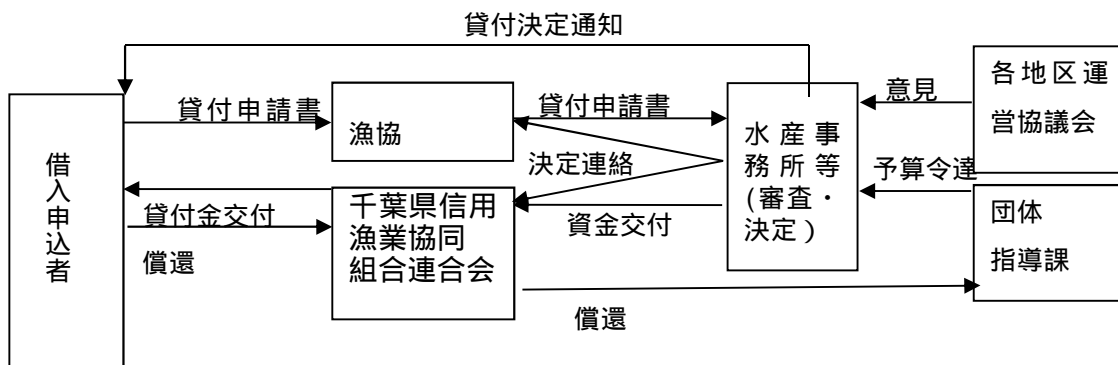
(3) 財源措置

国 2/3、県 1/3

2 制度の仕組み・手続き

(1) 貸付業務の流れ

図表3 - 特別貸付 - 3 - 1 貸付の流れ



(出所) 農林水産部団体指導課 提供資料

3 貸付金の実績

(1) 貸付金残高の推移(平成19年度～23年度の5年間)

図表3 - 特別貸付 - 3 - 2 貸付金残高の推移

(単位:千円)

	貸付金額(件数)	貸付残高
平成19年度	95,530 (34)	446,502
平成20年度	86,480 (29)	401,748
平成21年度	84,140 (24)	375,794
平成22年度	40,930 (21)	336,790
平成23年度	67,380 (25)	293,180

(2) 延滞債権の状況(平成23年度末)

なし

4 実施した手続き

- ・平成23年度の貸付け3件につき、貸付けに関する書類(借用証書、貸付決定通知、貸付申請書など)と照合し、所定の手続きに従って貸付処理が行われていることを確かめた。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

特に指摘すべき事項はない。

第4 就農支援資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

就農支援資金貸付金は、国内外の情勢の変化に伴い、わが国の農業を取り巻く環境が厳しくなっていくと見込まれる中で、農業後継者を含め将来の効率的かつ安定的な担い手を確保するため、農内外からの新規就農の増大を図ることを目的とした制度である。

(2) 根拠法令等

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年2月15日法律第2号）

2 制度の仕組み

(1) 貸付金の推移

就農研修資金、就農準備資金及び就農施設等資金の各々について、平成19年度から平成23年度までの5年間における、貸付残高、貸付実績（件数及び貸付額）、回収（償還）額及び年度末の貸付残高は、以下のとおりである。

ア 就農研修資金

就農研修資金については、平成19年度以降、新規の貸付実績がない。平成23年度末の貸付残高は4,448千円である。

図表3 - 特別貸付 - 4 - 1 就農研修資金の貸付残高等の推移

(単位:千円)

年度	貸付残高 (年度当初) (A)	貸付実績		回収(償還)額 (C)	貸付残高 (年度末) (A)+(B)-(C)
		件数	貸付額 (B)		
23	5,936	-	-	1,488	4,448
22	8,332	-	-	2,396	5,936
21	11,640	-	-	3,308	8,332
20	15,353	-	-	3,713	11,640
19	18,356	-	-	3,003	15,353

(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

イ 就農準備資金

就農準備資金については、平成 18 年度以降、新規の貸付実績がない。平成 23 年度末の貸付残高は 7,020 千円である。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 2 就農準備資金の貸付残高等の推移

(単位:千円)

年度	貸付残高 (年度当初) (A)	貸付実績		回収(償還)額 (C)	貸付残高 (年度末) (A)+(B)-(C)
		件数	貸付額 (B)		
23	7,331	-	-	311	7,020
22	8,203	-	-	872	7,331
21	9,100	-	-	897	8,203
20	10,151	-	-	1,051	9,100
19	11,105	-	-	954	10,151

(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

ウ 就農施設等資金

就農施設等資金については、平成 19 年度以降貸付残高は増加傾向にある。平成 23 年度末の貸付残高は約 267 百万円である。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 3 就農施設等資金の貸付残高等の推移

(単位:千円)

年度	貸付残高 (年度当初) (A)	貸付実績		回収(償還)額 (C)	貸付残高 (年度末) (A)+(B)-(C)
		件数	貸付額 (B)		
23	253,935	8	48,460	35,455	266,940
22	198,502	13	80,300	24,867	253,935
21	169,524	7	42,580	13,602	198,502
20	146,979	4	33,470	10,925	169,524
19	169,633	2	8,700	31,354	146,979

(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

(2) 貸付契約の状況

ア 貸付金の条件

就農支援資金貸付金は、上記の「1 制度の趣旨(1)制度の目的」に記載した目的を果たすため、新規就農者に資金を融資するものである。

当貸付金の利率については、いずれの種類貸付金についても無利子である(「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第7条第1項)。

貸付金の貸付期間、据置期間及び貸付限度額については、貸付金の種類ごとに、以下のとおり定められている(「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第7条第2項から第4項、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令」第1条、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則」第4条)。

種類	貸付期間	据置期間	貸付限度額
就農研修資金	12年以内	4年以内	200万円
就農準備資金		5年以内	3,700万円
就農施設等資金			

イ 貸付けのしくみ

(ア) 対象者

就農支援資金の融資対象は、認定就農者及び認定農業者である(「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第2条第2項)。

(イ) 資金の種類

a 就農研修資金

就農研修資金は、認定就農者が都道府県知事に認定された就農計画(以下、「認定就農計画」という。)に従って就農するために必要な農業技術・経営方法を習得するため、または認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要な農業技術・経営方法を習得させるための、実践的な研修に必要な資金をさす(「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令」第1条第1項の表第1号)。

b 就農準備資金

就農準備資金は、認定就農者が認定就農計画に従って就農するために必要な住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備を行うため、または認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要な住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備を行わせるために必要な資金をさす(同施行令同条第1項の表第2号)。

c 就農施設等資金

就農施設等資金は、認定就農者が認定就農計画に従って農業経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械若しくは資材を購入し若しくは設置し、農地若しくは採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得し、排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行い、苗木の新植を行い、又は家畜を購入し若しくは育成するのに必要な資金をさす（同施行令同条第2項）。

(ウ) 貸付業務の取扱者

a 青年農業者等育成センター

都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人であって、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第6条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県青年農業者等育成センターとして指定することができる（同法第5条第1項）。

千葉県においては、平成18年度までは旧社団法人千葉県農業開発公社、平成19年度以降は公益財団法人千葉県水産振興公社が千葉県青年農業者等育成センター（以下、「センター」という）として指定されている。センターは、就農研修資金及び就農準備資金の貸付業務を取り扱っている。

b 融資機関

センターの他、農業協同組合、千葉県信用農業協同組合連合会、銀行及び信用金庫（以下「融資機関」という）が貸付業務を行うことができる（「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第17条第1項、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令」第3条）。

融資機関は、就農施設等資金の貸付業務を取り扱っている。

(エ) 貸付の原資

県は、貸付業務をセンター又は融資機関に対し、これらの業務に必要な資金を貸し付けることができる（「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第18条第1項）。また、国は、貸付けの事業を行う県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる（同法第19条第1項）。なお、国が県に対して貸し付ける資金の額は、都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の額に3分の2を乗じて得た額から、前年度までの国の貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とされている（同法同条第2項）。

結果的に、貸付けの原資は、通常、国費が3分の2、県費が3分の1となる。

(3) 貸付業務の流れ

ア 貸付の実施方法

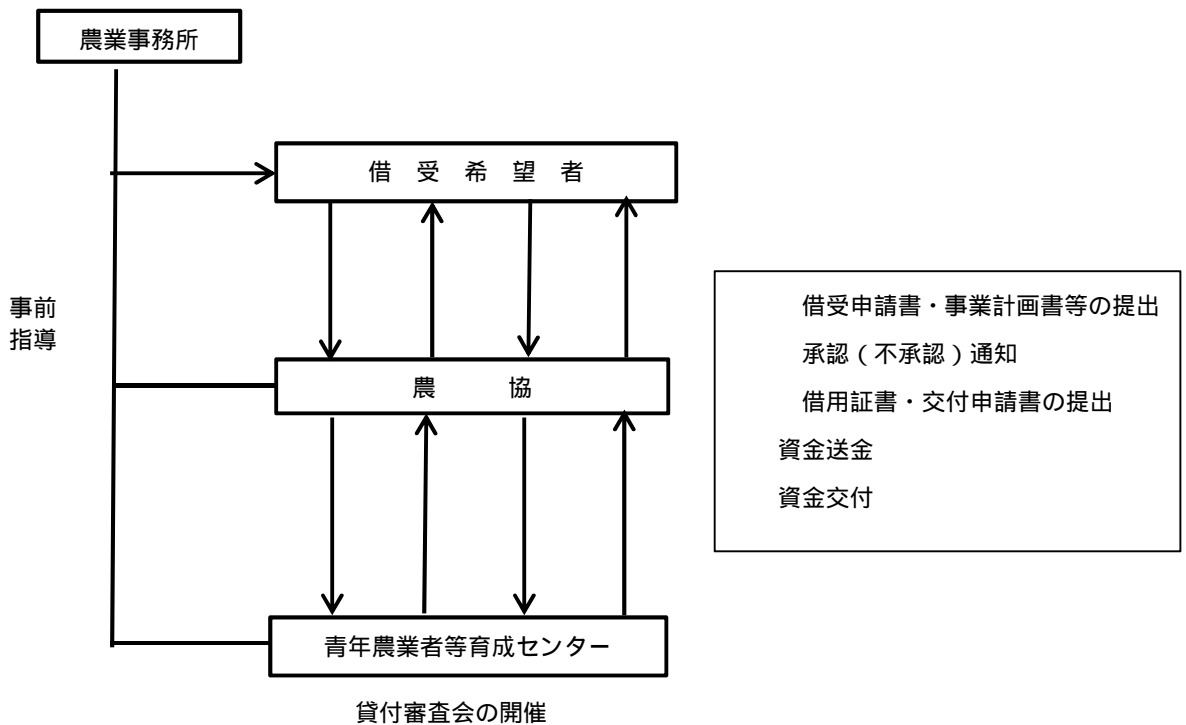
(ア) 就農研修資金及び就農準備資金

就農研修資金及び就農準備資金の貸付事務については、平成 19 年度以降、センターとして指定されている公益財団法人千葉県水産振興公社が実施している。

センターによる貸付けについては、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」、「千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領」の他、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第 12 条第 1 項の規定に基づいて知事による認可を受けた「就農支援資金貸付業務規程」に従う（「『千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領』第 4 認定就農者に対する貸付けの方法 1 センターによる貸付けの方法」）。

貸付実施の概要は、下図のとおりである。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 4 就農研修資金及び研修準備資金の貸付フロー



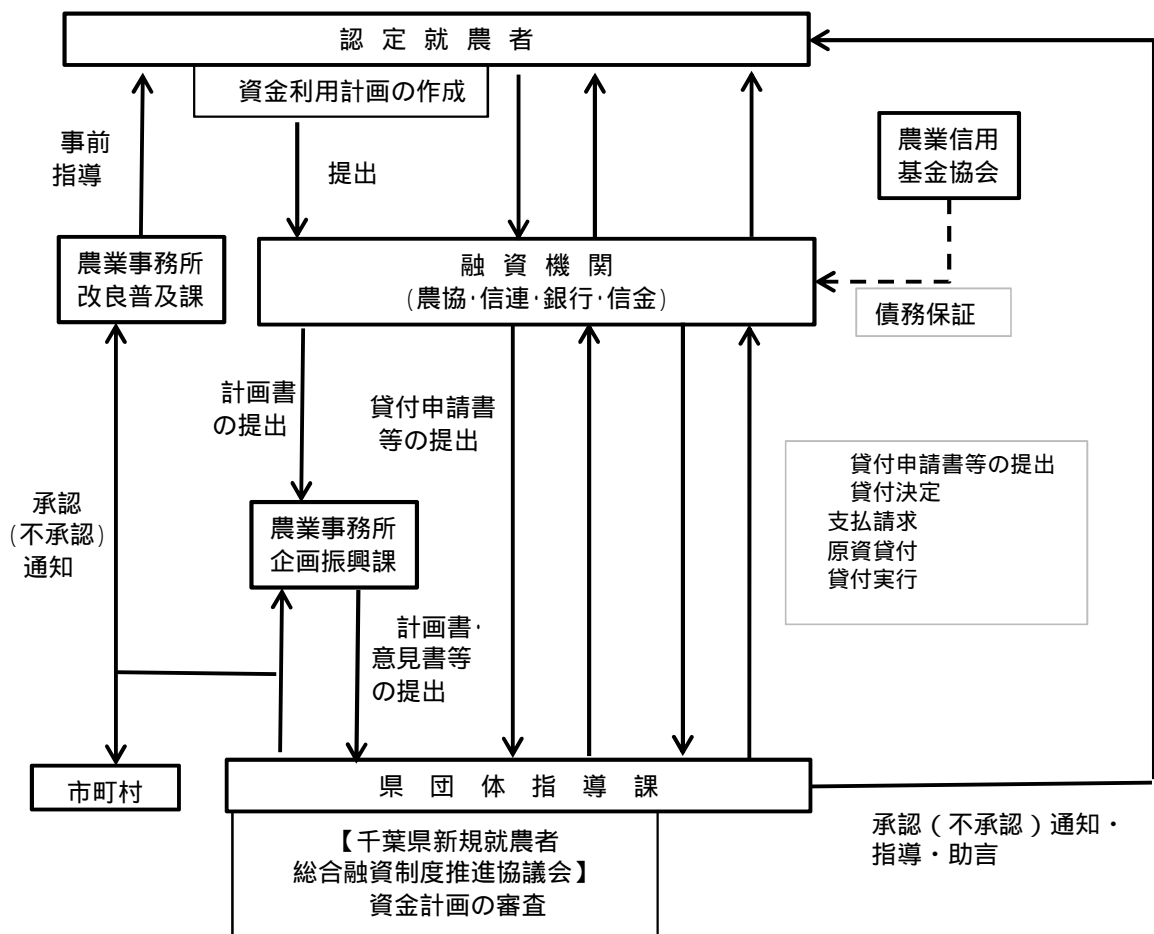
(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

(イ) 就農施設等資金

各融資機関（農協、信連、銀行、信金）が実施する就農施設等資金の貸付事務については、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」、「千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領」、「千葉県新規就農者総合融資制度推進協議会設置要領」等に従う。

貸付実施の概要は、下図のとおりである。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 5 就農施設等資金の貸付フロー



(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

イ 債権の回収事務

貸付金の債権回収については、就農研修資金及び就農準備資金についてはセンター、就農施設等資金については各融資機関が行う。融資された就農準備資金及び就農研修資金については、平成 19 年度以降千葉県青年農業者等育成センターに指定されている公益財団法人千葉県水産振興公社が、また就農施設等資金については各融資機関が、債権管理を行い、年度毎に県に報告を行っている。平成 23 年度においては、延滞債権が発生したとの報告はなされていない。

一方、平成 18 年度までセンターに指定されていた旧社団法人千葉県農業開発公社が貸付事務を行った貸付金については、上記法人の解散時に千葉県に対して債権譲渡が行われている。従って、平成 18 年度以前に貸付が行われた就農研修資金及び就農準備資金については、県が「千葉県就農支援資金債権回収等事務取扱要領」に従って債権回収を実施している。

(ア) 延滞債権の状況

県の有する債権について、収入未済の状況及び収入未済分の回収状況は、以下のとおりである。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 6 収入未済の状況

(金額：円)

年 度	過年度分						現年度分		収入未済額 +	
	年度当初 a		回収額 b		年度末(a-b)					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 19 年度	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000
平成 20 年度	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000
平成 21 年度	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000	1	154,000	4	7,619,000
平成 22 年度	4	7,619,000	1	154,000	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000
平成 23 年度	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000	1	111,000	4	7,576,000

(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

上表において、平成 19 年度から収入未済となっている貸付金(計 3 件、残高合計 7,465 千円)は、平成 18 年度まで青年農業者等育成センターに指定されていた旧社団法人千葉県農業開発公社の解散に伴い、千葉県に譲渡され、県が債権管理を行うこととなったものである。各延滞債権の当初貸付年度及び延滞発生年度は以下のとおりである。

	資金の種類	当初貸付年度	延滞発生年度
債務者	就農研修資金、就農準備資金	平成 11 年度	平成 13 年度
債務者	就農準備資金	平成 15 年度	平成 17 年度
債務者	就農準備資金	平成 16 年度	平成 17 年度

(イ) 債権保全措置の実施状況

延滞債権に対する債権保全措置の実施状況は、下表のとおりである。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 7 過去 6 年間 (H18 ~ H23) の債権保全措置状況

年度	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
23	なし	督促状送付 1 電話による催告 2	なし
22	なし	電話による催告 1	なし
21	なし	督促状送付 1 電話による催告 1 催告書 1 臨戸訪問 1	なし
20	電話による催告 1 臨戸訪問 1	臨戸訪問 2	なし
19	なし	なし	なし
18	なし	借受者への一時償還請求 1 連帯保証人の一時償還請求 1 催告書 1	なし

(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

3 実施した手続き

(1) 貸付金の貸付事務について

平成 23 年度に新規に貸付けが実施された就農施設等資金貸付金 8 件のうち当初貸付額上位 3 件について、新規貸付時の事務に関連する書類等を閲覧し、法令、要綱等に従って事務が実施されているかどうかを確認した。

また、平成 23 年度に行われた繰上償還について、繰上償還の事務に関連する書類等を閲覧し、法令、要綱等に従って事務が実施されているかどうかを確認した。

(2) 債権管理について

平成 23 年度において収入未済となっている就農研修資金及び就農準備資金について、平成 19 年度に債権譲渡を受けた後の債権保全措置状況及び処理顛末について確認した。

4 包括外部監査の結果

(1) 延滞債権に対する法的措置を実施すべきこと

「図表3 - 特別貸付 - 4 - 6 収入未済の状況」によれば、平成21年度に収入未済となった1件（収入未済額154,000円）については、督促状及び催告状の送付、電話催告及び臨戸訪問による催告を重ねた結果、平成22年度に全額回収に至っている。

一方、それ以外の3件（収入未済額合計7,465,000円）は、平成18年度までセンターに指定されていた旧社団法人千葉県農業開発公社から県が債権譲渡を受けたものである。うち1件は平成13年から、2件は平成17年から夫々滞留が始まっており、いずれも現在に至るまで未回収となっている。電話催告や臨戸訪問については実施されてはいるものの、債務者の反応は芳しくなく、債権回収に向けた有効な策とはなっていないのが実情である。また、各債権には連帯保証が付されているが、連帯保証人に対する履行請求は1件のみであり2件は行っていない。なお、履行請求した1件については、その後延滞債権の一部を回収するに至っている。

以上、延滞期間も長期化し回収が進まない現状においては、今後早期に債務者本人及び連帯保証人に対する財産状況の調査を行った上、連帯保証人への請求や裁判等の法的措置など含め、実効性のある手続きの実施を検討すべきである。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 債権管理体制について

上述するとおり、長期にわたる延滞債権が存在するが、これらの債権の回収については就農支援資金の担当者が実施しているものの、債権管理に割ける時間が限られており、また人事異動の関係で債権管理に関する専門能力や知識に限界があると考えられる。

したがって、滞留債権の管理、回収に関しては所轄部署だけでなく、県の中で専門部署を設けて全庁ベースで対応することが望まれるところである。

第4章 県土整備部

【一般会計 損失補償】

第1 土地区画整理事業用地取得費代位支払の借入金に係る損失補償

1 損失補償契約の概要及び契約に至る経緯

(1) 損失補償契約の概要

木更津市中心部から北へ約5 kmに位置する金田地区は、東京湾アクアラインの着岸地として広域的なアクセスが向上したことにより、大きな発展が期待できることから、千葉県の新たな玄関口として、また周辺環境と調和した質の高いまちづくり「かずさアクアシティ」構想が進められることとなった。

具体的には金田西地区を千葉県が、金田東地区を都市再生機構がそれぞれ平成10年10月と平成12年1月に土地区画整理事業をスタートさせた。

千葉県は同事業を開始するに当たって新しい都市機能の導入と計画的な施設立地を促進するため区画整理地内の土地の先行取得を行っており、土地取得費の支払業務を財団法人千葉県都市公社（現、「一般財団法人千葉県まちづくり公社」以下、公社という）に業務委託した。公社は金融機関から資金を借り入れて土地の取得費の代位支払を行っており、当該借入金について千葉県は金融機関に対して損失補償契約を行っているものである。

なお、上記土地の名義は千葉県であること、契約上損失補償は公社が金融機関から借り入れた上記土地の取得費及びその利息に限定したものであること、並びに公社が金融機関に返済する各年度の返済日と返済額は千葉県が公社に支払う日付と金額がいずれも同じであること、以上より千葉県が同損失補償契約に伴って損失負担が生じるリスクはほとんどないと考えられる。

(2) 損失補償契約に至る経緯

千葉県は平成8年度に以下のとおり土地の先行取得を実施している。

図表4 - 一般損失 - 1 - 1 先行取得した土地の概要

取得面積	22.7ha
取得額	7,043,272千円
取得単価	31,000/m ²

千葉県は上記土地取得に当たって、平成8年8月1日付けで公社との間で委託契約書を締結し、県が取得する土地等に係る用地費等(補償費・登記委託費及びその他必要経費を含む)の支払を公社に委託している。公社は平成9年3月の支払を最終として、上記取得費7,043,272千円の支払を完了したが、支払資金は平成8年10月31日に金融機関から借入を行っている。なお、土地の取得者及び名義人は千葉県である。

上記の委託契約では千葉県は公社に対して平成14年4月1日から平成16年3月31日ま

での間に用地費、利息、事務委託費の支払を行うことになっていたが、その期間の満了日を平成 16 年 3 月 31 日付け変更契約において平成 23 年 3 月 31 日までとし、さらに平成 16 年 11 月 1 日付け変更契約において平成 28 年 3 月 31 日に延長している。

平成 16 年 11 月 1 日の変更契約の際、千葉県は公社の金融機関からの借入金に対して、金融機関が当該融資において損失が生じることとなった場合には融資額及び利息を限度として損失補償する旨の「損失補償書」を差し入れ、以後損失補償契約が継続しているものである。対象となる金融機関は地元地銀等 9 行で融資総額は土地取得費と同額の 7,043,272 千円である。

2 損失補償の対象となる金額の推移

損失補償の対象となる金額の推移は下表のとおりである。

なお、公社が金融機関から融資を受けたのは平成 8 年 10 月 31 日であるが、県が金融機関に対して損失補償書を差し入れたのは 8 年後の平成 16 年 11 月 1 日である。当初、県は事業の進行とともに先行取得した土地を集約した後、売却処分することで資金を回収し、公社の金融機関からの借入金も返済できると見込んでいたが、事業は進展せず金融機関への返済期限を延長せざるを得なくなったため、金融機関は従来の手形貸付から証書貸付（長期分割弁済契約）に切り替え、かつ千葉県から損失補償書を取得することとなった。

また、最初に融資を受けた平成 8 年度から平成 14 年度までの間の利息は、平成 16 年 11 月 1 日の契約変更の際に一括清算されている。県の説明ではその間の利息は支払が行われず、6 か月ごとの手形の差し替え時に元本に組み入れられていたとのことである。

図表 4 - 一般損失 - 1 - 2 損失補償対象となる金額の推移

(単位：千円)

年月日	借入額	返済額	残高
H16.11.1	7,043,272		7,043,272
H18.3.31		400,000	6,643,272
H19.3.30		400,000	6,243,272
H20.3.31		400,000	5,843,272
H21.3.31		400,000	5,443,272
H22.3.31		400,000	5,043,272
H23.3.31		841,000	4,202,272
H24.3.30		841,000	3,361,272

3 土地区画整理事業の状況

「かずさアクアシティ」のまちづくりは、土地区画整理事業として千葉県が金田西地区、都市再生機構が金田東地区の施行者となり、それぞれ平成 10 年 10 月と平成 12 年 1 月に事業がスタートした。

千葉県が施行者となっている金田西地区は施行面積 110.8ha、計画人口約 7,000 人で、当初事業計画では総事業費約 344 億円、事業期間は平成 10 年 10 月から平成 23 年 3 月であった。

しかし、その後経済社会情勢の急激な変化や地価の大幅下落を受けて、事業計画の抜本的な見直しが必要となり平成 20 年 6 月に新たな事業計画が策定された。総事業費は約半減の 181 億円、事業期間は平成 32 年 3 月となった。総事業費は削減となったものの千葉県と木更津市の負担額は約 44 億円から約 89 億円に概ね倍増することとなった。これは当初事業計画では保留地の処分単価を 122,200 円/㎡としていたが地価の下落を受けて見直し後は 26,900 円/㎡と約 5 分の 1 に大幅に引き下げたことによるものである。

4 実施した手続き

- ・所管課より関係資料の提出を受けて、その閲覧、分析並びに質問等を実施した。
- ・また、所管課の担当者とのヒアリングを数回実施し、内容の把握や事実の確認等を行った。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 金融機関からの借入金に対する利息負担について

今回の包括外部監査のテーマである「損失補償」の事務に直接関連する指摘事項はない。ただし、監査の過程で認識された今後の千葉県の行財政事務に有益と思われる事項として、金融機関からの借入に関連した事項及び土地区画整理事業に関連した事項の 2 点について指摘することとした。

土地区画整理事業の認可前に先行取得した土地の取得費の支払は、公社が千葉県に代位し金融機関からの借入金によって実施している。しかし、前述したとおり地価の大幅下落の影響により事業計画の見直しが必要となり平成 20 年度に認可された変更後の事業計画が策定されるまでの間、一部の盛土工事等が行われる程度で事業は大幅に遅延する状態となった。

金融機関からの借入金の元本返済が開始されたのは平成 16 年 11 月の証書借入契約に変更された後の平成 18 年 3 月 31 日からである。約 10 年弱の間、事業が進展しない中利息が発生し続けたことになる。さらに、最初に手形借入が始まった平成 8 年度から平成 14 年度までの利息は最終的には上記証書契約に切り替える際に一括清算しているが、その間、利息は 6 か月ごとの手形書き換え時に元本化されていたとのことである。

当初借入時から平成16年11月1日の証書借入契約に変更するまでの間に発生した支払利息は約11億円であり、土地の下落を受けて事業計画の大幅な見直しが必要となったとはいえ、結果からみると利息負担の縮減をすべきであったといえる。

問題はもう少し早い段階から元本返済する等により資金コストを軽減すべきであったところ、長期間策を講ずることなく金融機関に対して利息を支払し続けた行為である。今後、このような事態が生じないよう改善が求められる。

(2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業結果の評価の実施

千葉県が施行者となっている金田西地区の区画整理事業では、地価の大幅下落の影響により保留地処分によって得られる事業収入の見込み額が大幅に減少した結果、県の事業費負担は倍増することとなった。

また、千葉県は同区画整理地内に約70億円を支出して、約11.5ha(減歩後の面積)の土地を有している。当初事業計画では保留地処分単価は122,200円/㎡と見込んでいたところ、変更後の事業計画では26,900円/㎡となっており、仮に、当該土地を現在の保留地処分単価で計算すると回収額は約31億円となり、結果39億円が回収できないこととなる。

現在、都市再生機構が事業者となっている金田東地区では、大型アウトレットの人気等を受けて地価の上昇傾向が見られるとのことであり、金田西地区の地価にも好影響を及ぼすとの期待がある。しかし、基本的には千葉県が事業者として今後金田西地区の区画整理事業をどの様に推進していくかによって、成否が決まるものと考えられるが、それによって県の事業費負担額及び所有地の処分回収額にも大きな影響を及ぼすこととなる。

今後、金田西地区の土地区画整理事業の進展状況等を県民に公表し、さらに事業の結果について県自身並びに第三者によってきちっと評価を実施し、県民に公表すべきである。同区画整理事業は平成19年度において「千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会」(現「千葉県県土整備部所管公共事業評価監視委員会」)による評価が実施されているが、同委員会の評価は平成25年度にも予定されており、事業の状況について総合的な検討と評価が行われるべきである。

さらに、県として、事業費の規模に対してその効果はどうであったか、相応しい施設の建設や商業施設の誘致等が実現できたか、また県が購入した土地がより有利にかつ効果的に利用(売却を含む)されたか等も含めて事後評価を実施し、それを県民に対して公表し説明責任を果たすべきと考える。